

## 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

### 1-1 事業者の名称

我孫子市

### 1-2 代表者の氏名

我孫子市長 星野 順一郎

### 1-3 主たる事務所の所在地

千葉県我孫子市 我孫子 1858 番地

## 第2章 対象事業の名称、目的及び内容

### 2-1 対象事業の名称

我孫子市クリーンセンター整備事業（以下、「本事業」という。）

### 2-2 対象事業の目的

昭和 48 年に稼働した我孫子市クリーンセンターは市内唯一のごみ処理施設であり、焼却施設、粗大ごみ処理施設、資源価値向上施設、プラスチック中間処理施設からなる。

焼却施設（ストーカ方式、処理能力 1 号炉日量 90t、2 号炉日量 105t）は現在、年間約 29,000t の可燃ごみ等（可燃ごみ、可燃残渣、脱水ケーキ）を処理しており、これまで炉の増設や機能回復工事、ダイオキシン類対策工事を実施してきた。しかし、稼働から 40 年以上が経過し、老朽化による故障リスク、維持管理費用が増大しており、本市の安定的なごみ処理の維持が難しい状況にある。また、昭和 52 年稼働の破碎処理施設と昭和 57 年稼働の資源価値向上施設、平成 13 年稼働のプラスチック中間処理施設も老朽化が進んでおり、いずれも新たな施設の整備が必要である。

本事業は、以上の状況を踏まえ、本市において新廃棄物処理施設（焼却施設）及びリサイクルセンターを整備し、環境に配慮した安全で安定的なごみ処理を実現させることを目的とする。

## 2-3 対象事業の内容

本事業は、新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの整備とそれに伴う既存建物等の撤去、付帯設備の整備等を行うものである。

なお、本市では第1次事業として新廃棄物処理施設を整備し、その後、第2次事業としてリサイクルセンターを整備する予定である。

このうち、千葉県環境影響評価条例の対象事業となるのは第1次事業の新廃棄物処理施設の整備である。しかしながら、第2次事業のリサイクルセンターについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、その設置手続きにおいて生活環境影響調査の実施が定められており、また、「我孫子市廃棄物処理施設整備基本計画」（平成28年3月、我孫子市）では、新たな我孫子市クリーンセンターの施設として新廃棄物処理施設とともに一体的に整備計画を公表している。以上を踏まえ、本事業は第1次事業及び第2次事業を併せたものとして、環境影響評価を実施する。

### 2-3-1 対象事業の種類の詳細

廃棄物焼却施設の設置

### 2-3-2 対象事業の実施されるべき区域の位置

対象事業の実施されるべき区域（以下、「対象事業実施区域」という。）の位置は、図 2-3-1～図 2-3-3 に示すとおりであり、我孫子市の北東部に位置する。

所在地：千葉県我孫子市中峠 2264 番地、2274 番地  
区域の面積：約 30,300m<sup>2</sup>

対象事業実施区域は、現在我孫子市クリーンセンターとして利用されている地域であり、昭和46年に「ごみ焼却場」として都市計画決定がなされている（図 2-3-3 参照）。



凡例

-  県界
-  市町界



1:750,000

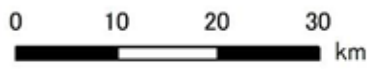
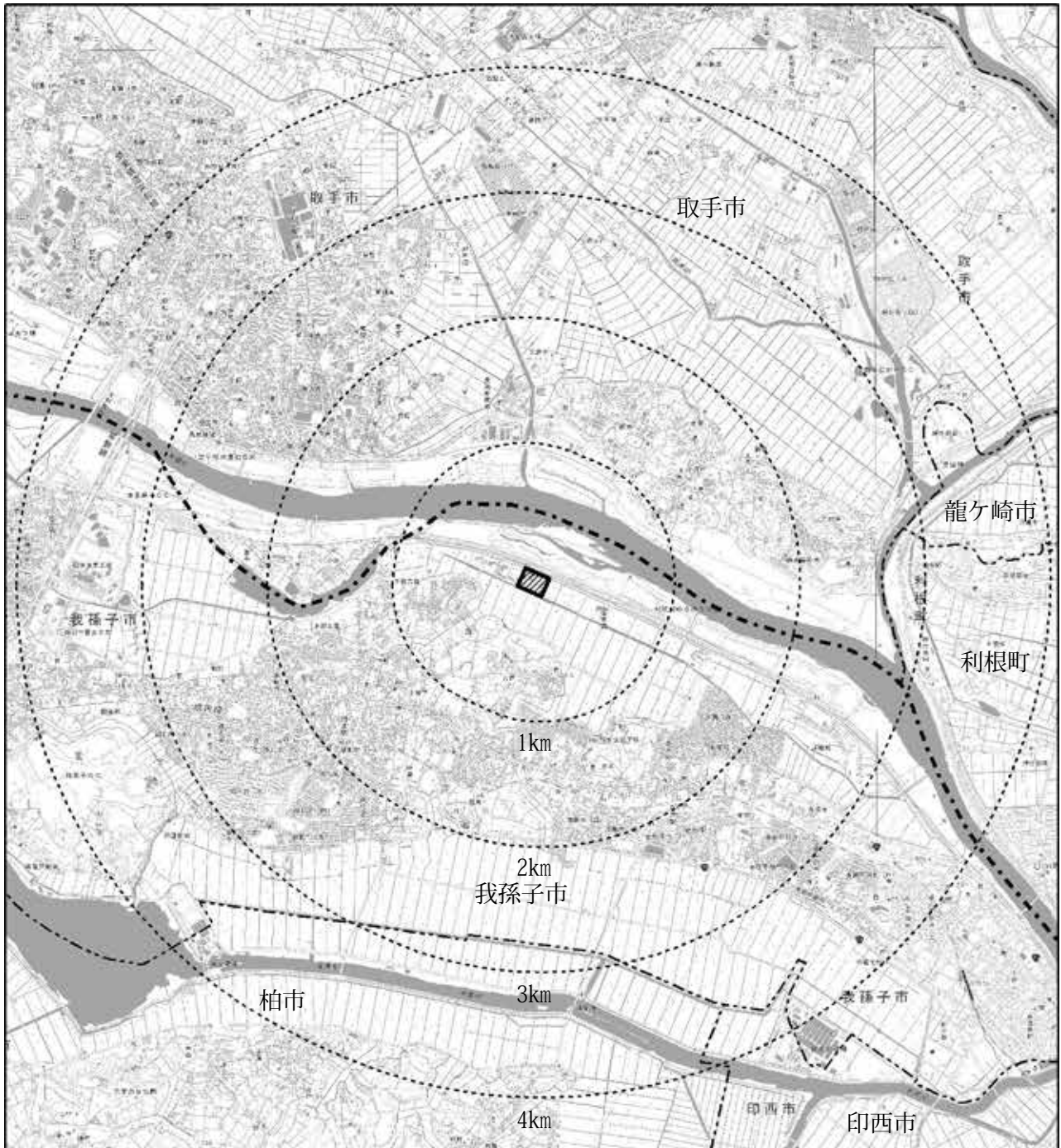





図 2-3-1 対象事業実施区域位置図 (案内図)



凡例

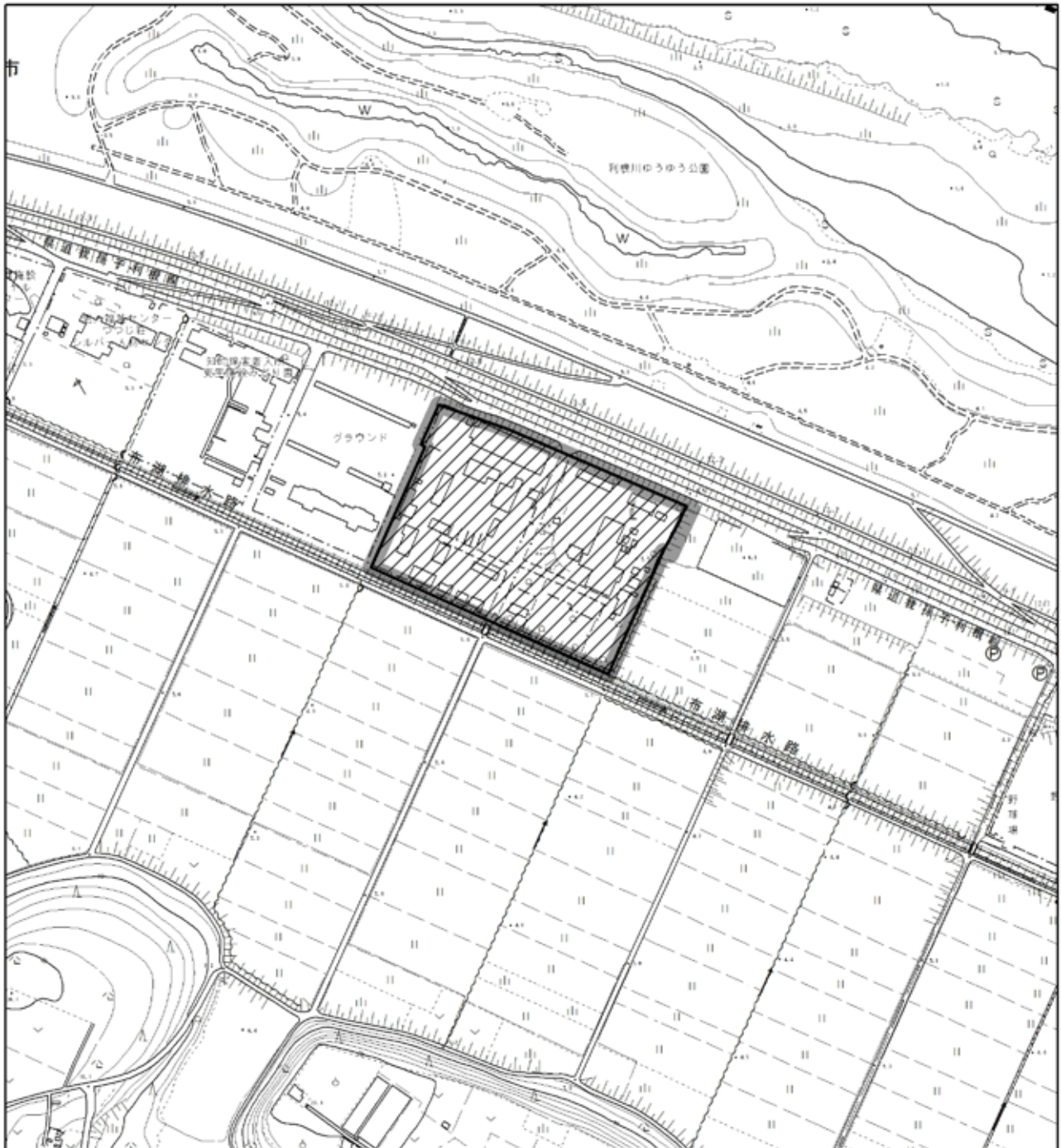
-  : 対象事業実施区域
-  : 県界
-  : 市町界





1:50,000



図 2-3-2 対象事業実施区域 (広域)



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 都市計画決定の範囲



1:5,000



図 2-3-3 対象事業実施区域（詳細）

### 2-3-3 対象事業の規模

本事業において設置する新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの規模は、以下のとおりである。

- 新廃棄物処理施設：処理能力 120t/日（60t/日×2 炉）  
（可燃ごみ等の焼却処理）
- リサイクルセンター：処理能力 36.9t/日
  - ・不燃ごみ・粗大ごみ処理系列：8.7t/日（破碎・選別）
  - ・容器包装プラスチック類処理系列：9.0t/日（選別・圧縮梱包）
  - ・ペットボトル処理系列：3.8t/日（選別・圧縮梱包）
  - ・空びん類処理系列：6.7t/日（選別）
  - ・空き缶類処理系列：2.9t/日（選別・圧縮梱包）
  - ・剪定枝木チップ化処理系列：5.8t/日（チップ化）

## 2-3-4 その他対象事業の内容に関する事項

### 1. 土地利用計画

我孫子市クリーンセンター（以下、「現施設」という）は、焼却施設、粗大ごみ処理施設、資源価値向上施設、プラスチック中間処理施設からなる。

#### (1) 土地利用の現況

現状の土地利用状況は、表 2-3-1 及び図 2-3-4 に示すとおりである。市道を挟んで焼却施設と粗大ごみ処理施設、資源価値向上施設、プラスチック中間処理施設が存在する。

表 2-3-1 対象事業実施区域内の土地利用の現況

	焼却施設	粗大ごみ処理施設	資源価値向上施設	プラスチック中間処理施設
敷地面積	14,756m <sup>2</sup>	14,629m <sup>2</sup>		
建築面積	1,551m <sup>2</sup>	710m <sup>2</sup>	353m <sup>2</sup>	1,140m <sup>2</sup>
処理能力	1号炉：90t/24時間 2号炉：105t/24時間	50t/5時間	空き缶類磁力選別機、 空き缶類プレス機を 設置	4.8t/日
処理方式	ストーカ式焼却炉	圧縮破碎方式	選別・圧縮	選別・圧縮・梱包

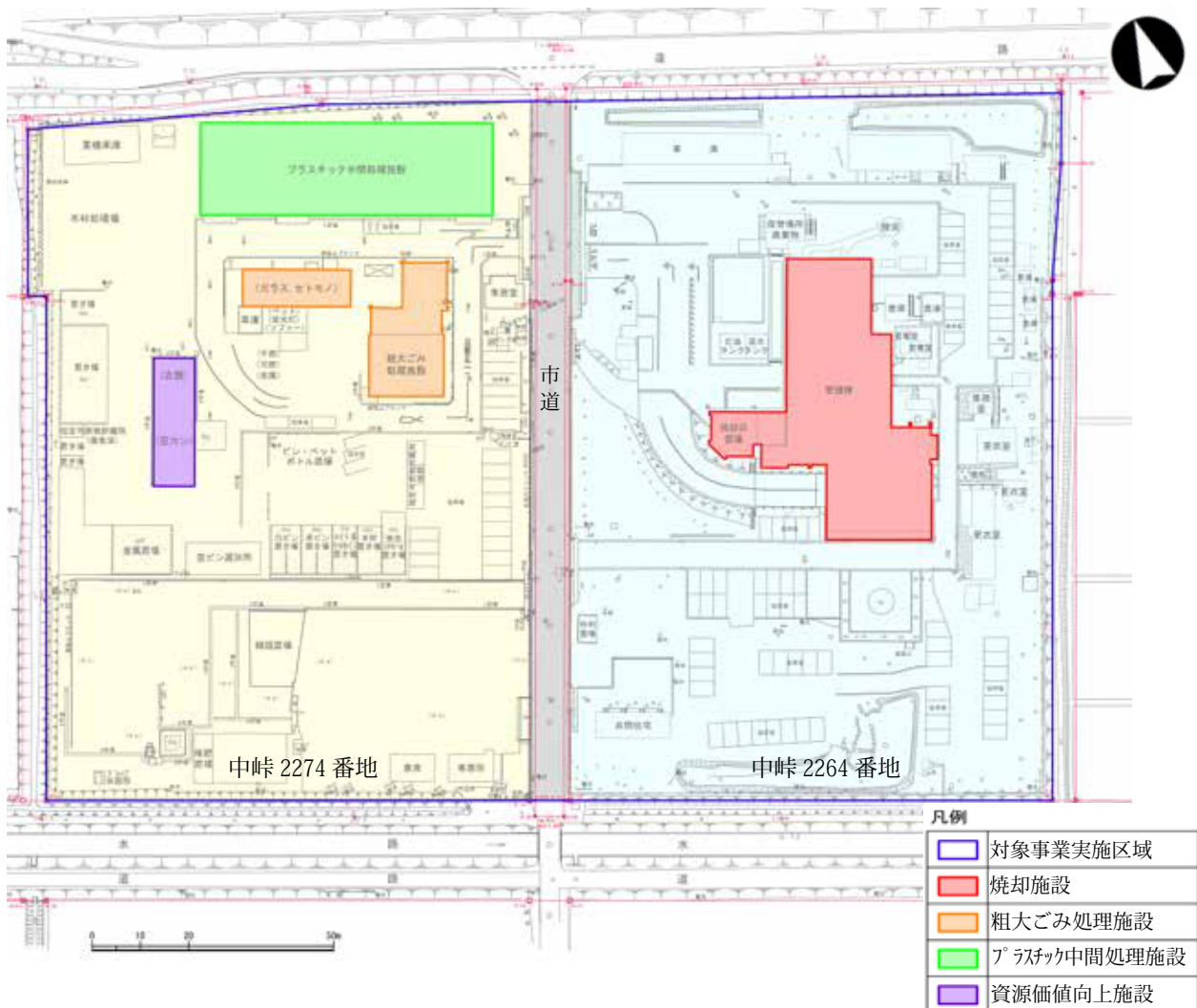


図 2-3-4 対象事業実施区域内の土地利用の現況

(2) 土地利用計画

本事業の完成イメージは、図 2-3-5 に示すとおりである。また、本事業の土地利用計画は、表 2-3-2 及び図 2-3-6 に示すとおりである。対象事業実施区域の面積は現行の敷地を利用するため、約 30,300㎡で変化はない。

建築物としては、新廃棄物処理施設、リサイクルセンター、計量棟等を配置し、構内道路や駐車場、緑地を整備する計画である。



図 2-3-5 完成イメージ

表 2-3-2 対象事業実施区域内の土地利用計画（予定）

土地利用区分		面積 (㎡)	構成比 (%)
建築物等	新廃棄物処理施設	約 4,500	約 15
	リサイクルセンター（ストックヤード含む）	約 4,500	約 15
	計量棟（収集運搬車両）	約 300	約 1
	計量棟（一般持込車両用）	約 100	約 0.5
	ストックヤード（一般持込車両用）	約 100	約 0.5
構内道路、駐車場等		約 17,600	約 59
緑地		約 3,200	約 11
合計		約 30,300	100

注) 小数点以下の端数処理のため、内訳と合計は必ずしも一致しない。

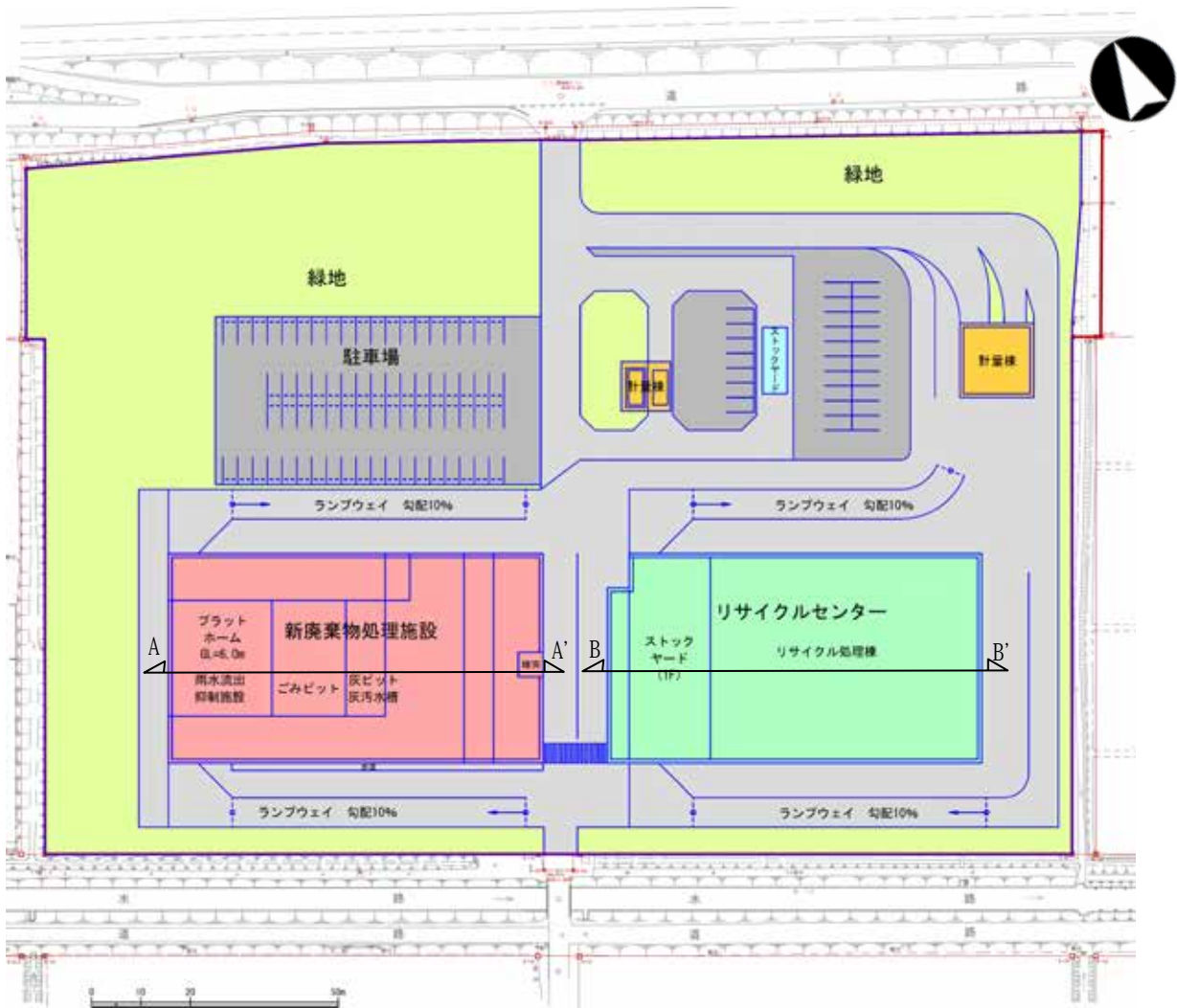


図 2-3-6 土地利用計画（2027 年度時点）

(3) 建築計画

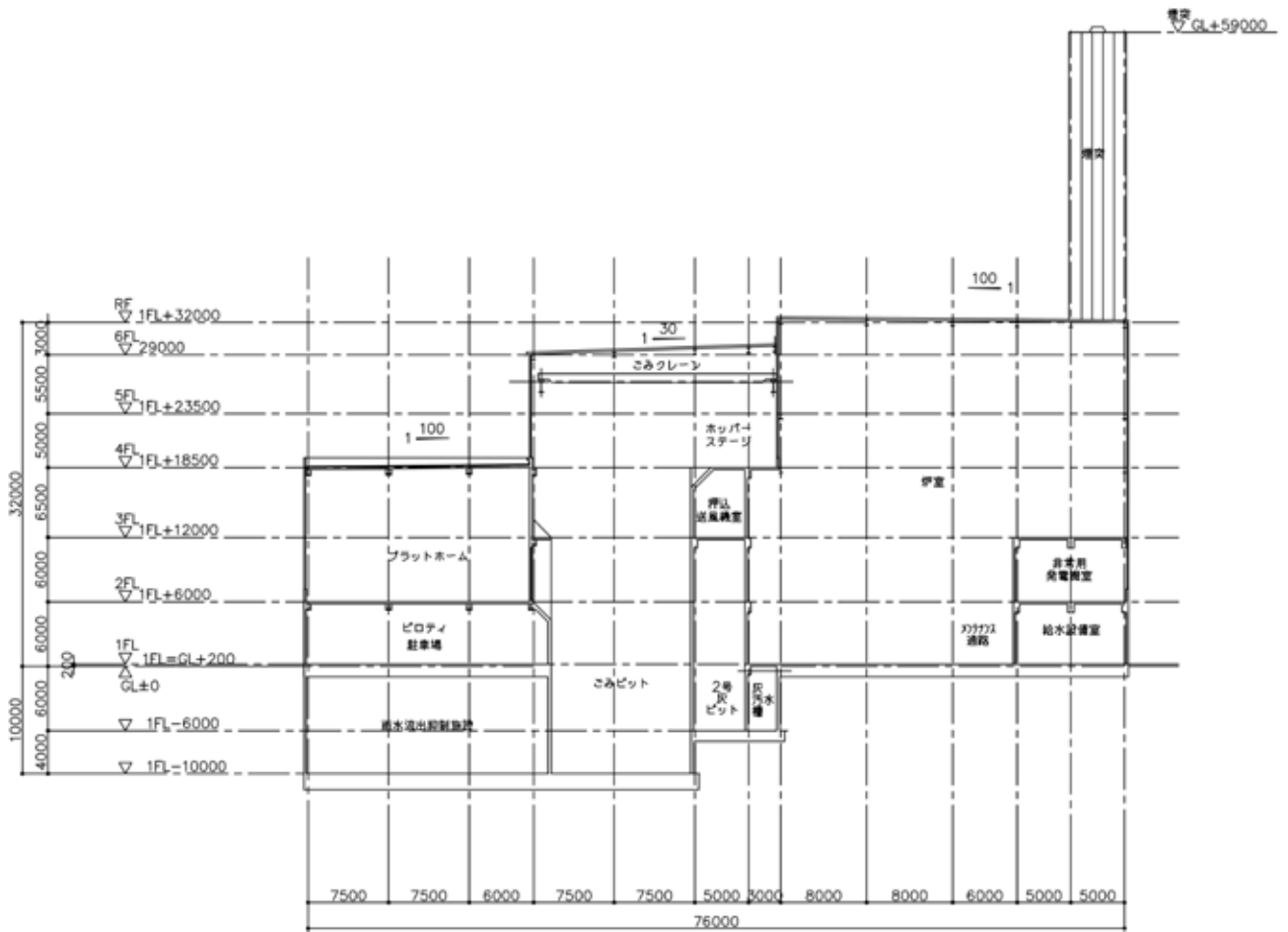
計画建築物等の概要は、表 2-3-3 に示すとおりである。

煙突の高さは、59m とする。また、構造物の基礎については、設置する場所の地盤支持力等を十分考慮する計画である。

新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの断面図、立面図は図 2-3-7、図 2-3-8 及び表 2-3-4 に示すとおりである。

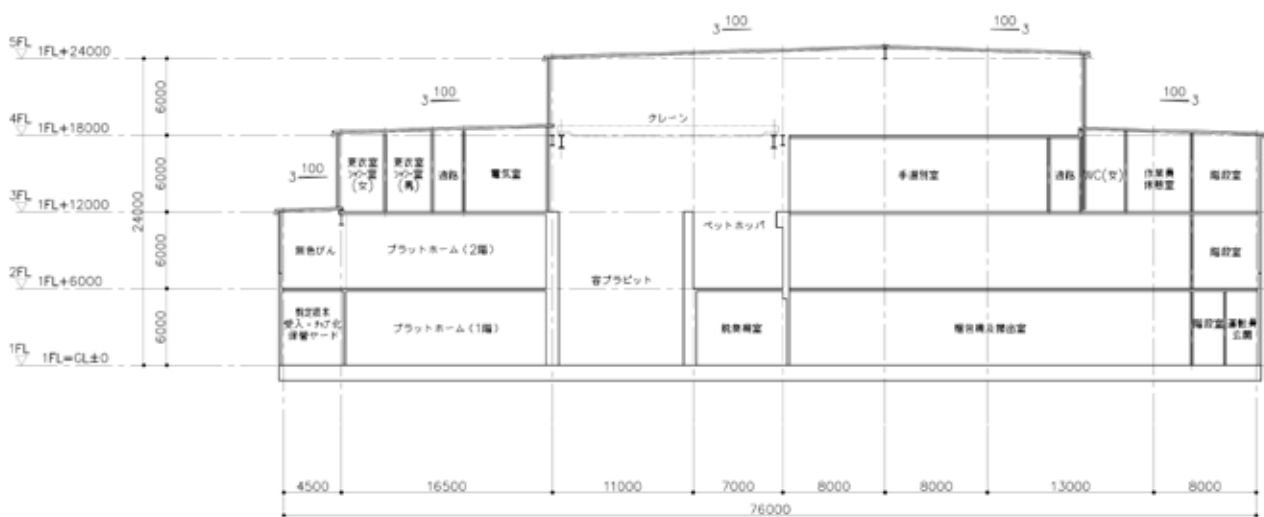
表 2-3-3 建築計画の概要

		建築面積 (m <sup>2</sup> )	備考
建築物	新廃棄物処理施設	約 4,500	想定される建築面積
	リサイクルセンター	約 4,500	
	計量棟 (収集運搬車両)	約 300	
	計量棟 (一般持込車両用)	約 100	
	ストックヤード (一般持込車両用)	約 100	
煙突	-	高さ 59m	



注) 断面位置は図 2-3-6 参照

図 2-3-7 新廃棄物処理施設 (A-A') 断面図



注) 断面位置は図 2-3-6 参照

図 2-3-8 リサイクルセンター (B-B') 断面図

表 2-3-4 新廃棄物処理施設、リサイクルセンターの立面図

	新廃棄物処理施設	リサイクルセンター
南面		
東面		
西面		
北面		

(4) 整備順序

対象事業実施区域は、焼却施設、粗大ごみ処理施設、資源価値向上施設、プラスチック中間処理施設として利用されている区域であることから、本事業は、現施設の稼働を継続しながら、段階を踏んで実施する計画である。

整備手順は、表 2-3-5 に示すとおりである。

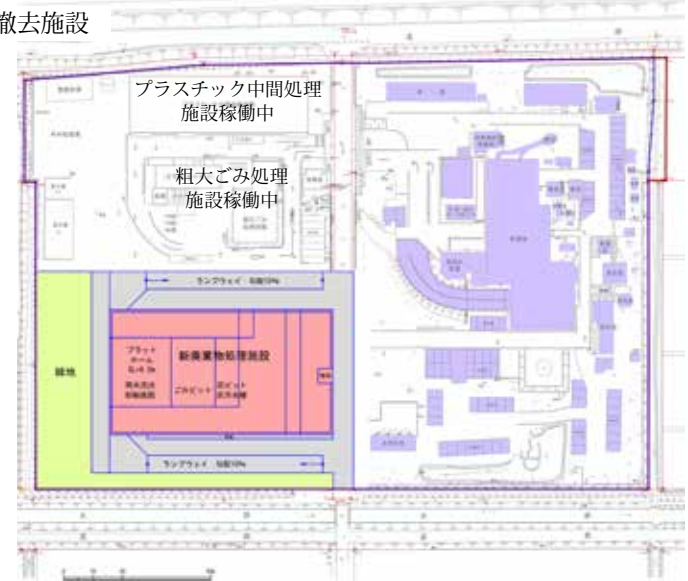
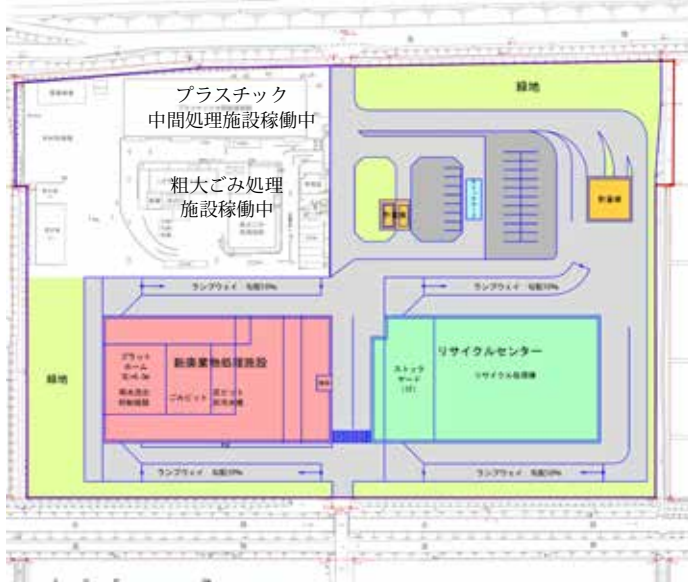
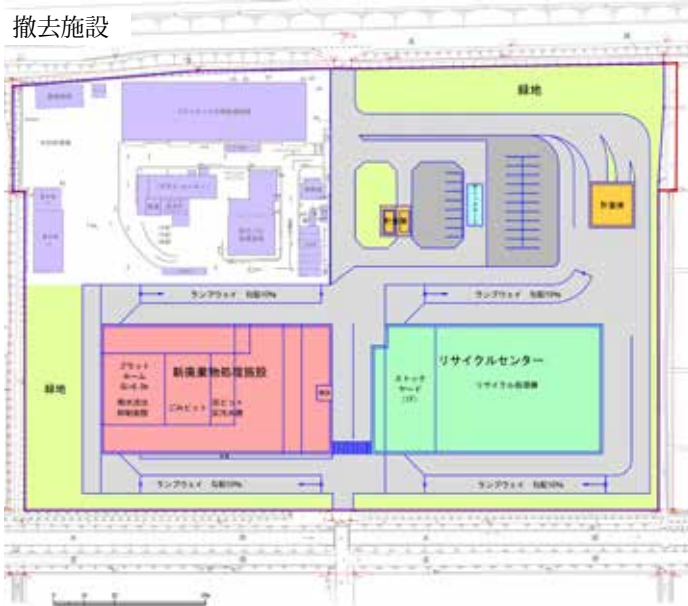
まず、第 1 次事業である新廃棄物処理施設の整備にあたり、整備箇所と重複する資源価値向上施設等の構造物を撤去し（第一段階工事）、新廃棄物処理施設を建設する（第二段階工事）。

新廃棄物処理施設の稼働が開始されたのち、第 2 次事業であるリサイクルセンターの整備に着手する。リサイクルセンターの整備箇所と重複する焼却施設等の構造物を撤去し（第三段階工事）、リサイクルセンターを建設する（第四段階工事）。リサイクルセンターの稼働が開始されたのち、粗大ごみ処理施設やプラスチック中間処理施設等の構造物を撤去し、緑地等を整備する（第五段階工事）。

表 2-3-5(1) 対象事業実施区域の整備順序

	項目	工事内容
第 1 次事業	<p>&lt;第一段階工事&gt;</p> <p>①工事予定時期 2020年4月～ 2020年11月</p> <p>②工事内容 対象事業実施区域の南西側区画にある資源価値向上施設等を撤去する。</p>	
	<p>&lt;第二段階工事&gt;</p> <p>①工事予定時期 2020年12月～ 2023年3月</p> <p>②工事内容 対象事業実施区域の南西側区画に新廃棄物処理施設を建設する。</p>	

表 2-3-5(2) 対象事業実施区域の整備順序

	工事区分	工事内容
第2次事業	<p>&lt;第三段階工事&gt;</p> <p>①工事予定時期 2023年4月～ 2024年3月</p> <p>②工事内容 新廃棄物処理施設 竣工・稼働後、対 象事業実施区域の 東側区画にある焼 却施設等を撤去す る。</p>	<p>撤去施設</p> 
	<p>&lt;第四段階工事&gt;</p> <p>①工事予定時期 2024年4月～ 2026年2月</p> <p>②工事内容 対象事業実施区域 の南東側区画にリ サイクルセンター を建設する。</p>	
	<p>&lt;第五段階工事&gt;</p> <p>①工事予定時期 2026年3月～ 2027年3月</p> <p>②工事内容 リサイクルセンタ ー竣工・稼働後、 対象事業実施区域 の北西側区画にあ る粗大ごみ処理施 設、プラスチック 中間処理施設等を 撤去し、緑地等を 整備する。</p>	<p>撤去施設</p> 

## 2. 廃棄物焼却等施設の概要

### (1) 対象ごみの種類

新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターで扱う対象ごみ（処理物）の種類は、表 2-3-6 に示すとおりである。

表 2-3-6 新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの対象ごみ（処理物）の種類

施設	対象ごみ（処理物）
新廃棄物処理施設	可燃ごみ、可燃残渣 <sup>注1)</sup> 、脱水ケーキ <sup>注2)</sup>
リサイクルセンター	粗大ごみ、不燃ごみ、資源（容器包装プラスチック類、ペットボトル、空びん類、空き缶類）、剪定枝木

注 1) リサイクルセンター（破砕処理施設、資源化施設）での処理過程で生じる残渣のうち、可燃性のもの。

注 2) し尿処理施設からの処理残渣。し渣を含む。

### (2) 計画処理量

#### ① 新廃棄物処理施設

新廃棄物処理施設で扱う対象ごみ（処理物）の計画処理量は、表 2-3-7 に示すとおりである。本施設は、2023 年度より稼働を開始する予定であり、2023 年度に最大となると推計している。

表 2-3-7 新廃棄物処理施設の計画処理量

区分	2016(平成 28)年度 (実績値)	2023 年度 (推計値)
可燃ごみ	24,292t	25,084t
可燃残渣	1,667t	1,525t
脱水ケーキ	577t	597t
燃やせないごみ <sup>注1)</sup>	2,804t	-
計	29,340t	27,206t

注 1) ここでいう「燃やせないごみ」とは、現在、東日本大震災による放射能汚染対策として分別回収している雑草及び落ち葉であり、2023 年度には新廃棄物処理施設で「可燃ごみ」として処理を行う。

注 2) 小数点以下の端数処理のため、内訳と合計は必ずしも一致しない。

#### ② リサイクルセンター

リサイクルセンターで扱う対象ごみ（処理物）の計画処理量は、表 2-3-8 に示すとおりである。本施設は、2025 年度末より稼働を開始する予定であり、2025 年度に最大となると推計している。

表 2-3-8 リサイクルセンターの計画処理量

区分	2016(平成 28)年度 (実績値)	2025 年度 (推計値)
粗大ごみ、不燃ごみ	1,763t	1,687t
容器包装プラスチック類	1,471t	1,900t
ペットボトル	350t	705t
空びん類	909t	1,210t
空き缶類	392t	537t
剪定枝木	-	950t
計	4,882t	6,990t

注) 小数点以下の端数処理のため、内訳と合計は必ずしも一致しない。

### (3) 計画ごみ質

新廃棄物処理施設で扱う対象ごみ（処理物）の計画ごみ質は、表 2-3-9 に示すとおりである。なお、現在、燃やせないごみとして分別回収されている雑草及び落ち葉は 2021 年度より「可燃ごみ」として回収する計画であり、これを考慮した計画ごみ質を設定した。

表 2-3-9 計画ごみ質

区分	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
水分 (%)	62.0	48.8	35.2
可燃分 (%)	30.4	44.7	59.3
灰分 (%)	7.6	6.5	5.5
低位発熱量 (kJ/kg)	5,100	8,600	12,200
単位体積重量 (t/m <sup>3</sup> )	0.18	0.16	0.13

注) 基準ごみは、平成 22 年度～平成 29 年度のごみ分析結果データ（異常値を除く）の平均値、低質ごみ（下限値）、高質ごみ（上限値）は、過年度のごみ分析結果データの正規分布より、90%の信頼区間の両端をもって設定した（算定根拠：「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版」（平成 29 年 5 月、公益社団法人全国都市清掃会議））。

### (4) 処理方式等

#### ① 新廃棄物処理施設

新廃棄物処理施設の処理方式は、「ストーカ方式」（焼却炉）とする。

#### ② リサイクルセンター

リサイクルセンターの処理方式は、「破碎・選別」とする。

### 2-3-5 対象事業と密接に関連し一体的に行われる事業

対象事業と密接に関連し一体的に行われる事業はない。

## 2-3-6 対象事業の内容で、その変更により環境影響が変化するもの

### 1. 廃棄物処理計画

#### (1) 一般廃棄物対策基本計画

##### ① 理念及び目標

##### ア. 理念

「我孫子市における一般廃棄物対策基本計画」（平成 28 年 3 月、我孫子市）では、「さらなる循環型社会の形成を推進するため、市民、事業者と行政が協働してごみの削減に取り組むとともに地域社会の公衆衛生、資源の有効利用、地球温暖化防止対策の推進に貢献する。」という理念を掲げている。

##### イ. 目標

##### (ア) 一般廃棄物の排出削減

中間目標である 2018（平成 30）年度及び最終目標である 2021 年度におけるごみ排出量の削減目標は、表 2-3-10 に示すとおりであり、最終的には 2014（平成 26）年度の総排出量に対して約 5%の削減を目標としている。

表 2-3-10 一般廃棄物の排出削減目標

(単位：g/人・日)

項目	2014(平成 26)年度 (実績)	目標	
		2018(平成 30)年度 (中間目標)	2021 年度 (最終目標)
総排出量 (資源含む)	852.9	826	808

出典：「我孫子市における一般廃棄物対策基本計画」（平成 28 年 3 月、我孫子市）

##### (イ) 資源化率の向上

中間目標である 2018（平成 30）年度及び最終目標である 2021 年度における資源化率の目標は、表 2-3-11 に示すとおりであり、最終的には 2014（平成 26）年度の資源化率に対して約 5%の向上を目標としている。

表 2-3-11 資源化率の目標

(単位：%)

項目	2014(平成 26)年度 (実績)	目標	
		2018(平成 30)年度 (中間目標)	2021 年度 (最終目標)
資源化率	25.3	27	30

出典：「我孫子市における一般廃棄物対策基本計画」（平成 28 年 3 月、我孫子市）

##### (ウ) 焼却・破碎処理・最終処分体制の整備

一般廃棄物の中間処理・最終処分を継続的に実施するため、以下の施策を実施することとしている。

- 我孫子市クリーンセンターの施設の更新
- 最終処分先の安定的確保

##### (エ) 最終処分量の目標

最終処分量は、2014（平成 26）年度比で 50%削減することを目標としている。

② 基本方針

ごみ処理対策の基本方針は、次に示すとおりである。

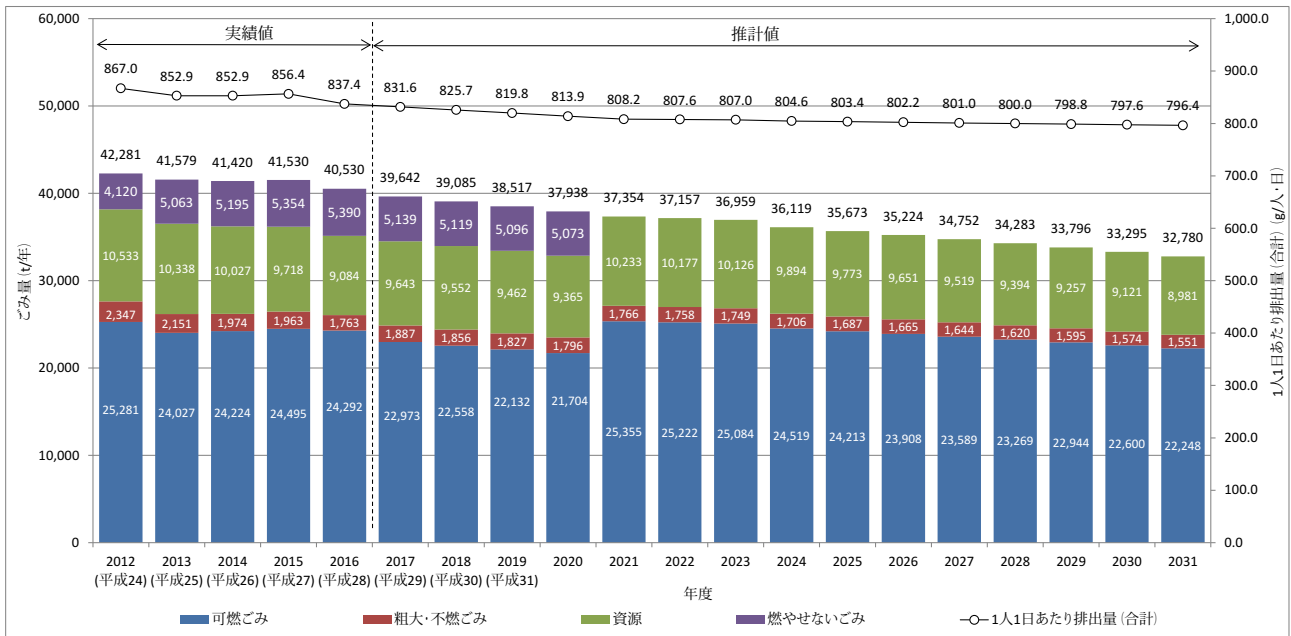
- 市民、事業者との協働により循環型社会の形成に向け、さらなる推進を図る
- ごみ処理経費を削減する
- 普及啓発活動を通じ、市民へのごみ処理対策への理解とごみ削減への協力を啓発する
- 最終的に低コスト、低環境負荷、公衆衛生環境の改善、循環型社会の構築を目指す

(2) ごみ排出量の推移

本市における種類別ごみ排出量の 2016（平成 28）年度までの実績値及び 2031 年度までの推計値は、図 2-3-9 に示すとおりである。

ごみ排出量は 2012（平成 24）年度から 2016（平成 28）年度まで概ね横ばいから減少傾向で推移しており、2023 年度は 36,959t/年、2025 年度は 35,673t/年となると予測されている。

なお、現在、東日本大震災による放射能汚染対策として、燃やせないごみとして分別回収されている雑草及び落ち葉は、2021 年度より「可燃ごみ」として回収する計画である。



注) 現在、燃やせないごみは、埋立処分もしくは焼却処理を行っていることから、本図に示す燃やせないごみ排出量は表 2-3-7 に示す燃やせないごみ焼却処理量と値が異なる。

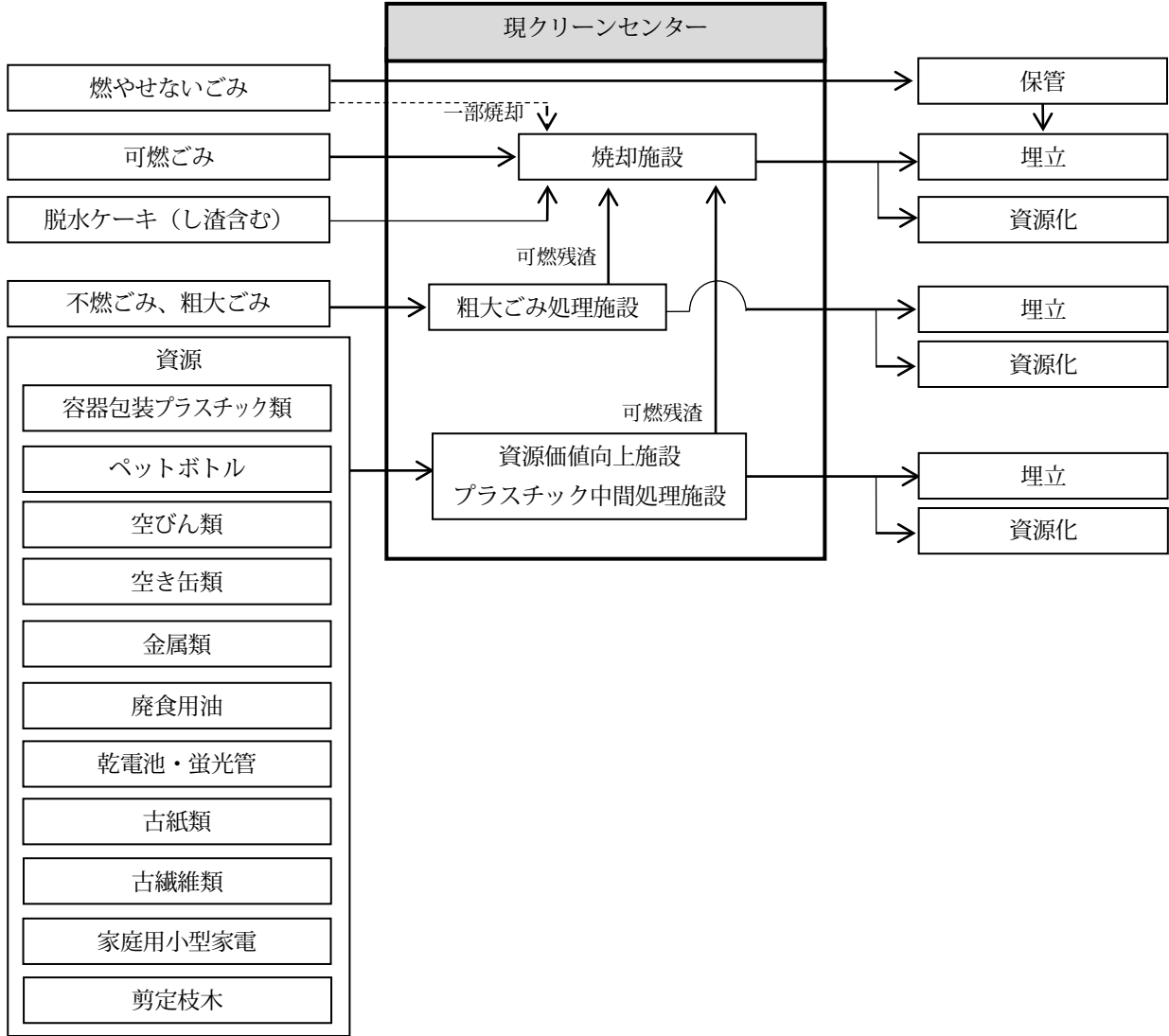
出典：我孫子市資料

図 2-3-9 種類別ごみ排出量の 2016(平成 28)年度までの実績と 2031 年度までの予測値

(3) ごみ処理の流れ

① 現在のごみ処理の流れ

本市では、現在、我孫子市クリーンセンターでごみ処理を行っている。現在のごみ処理フローは、図 2-3-10 に示すとおりである。



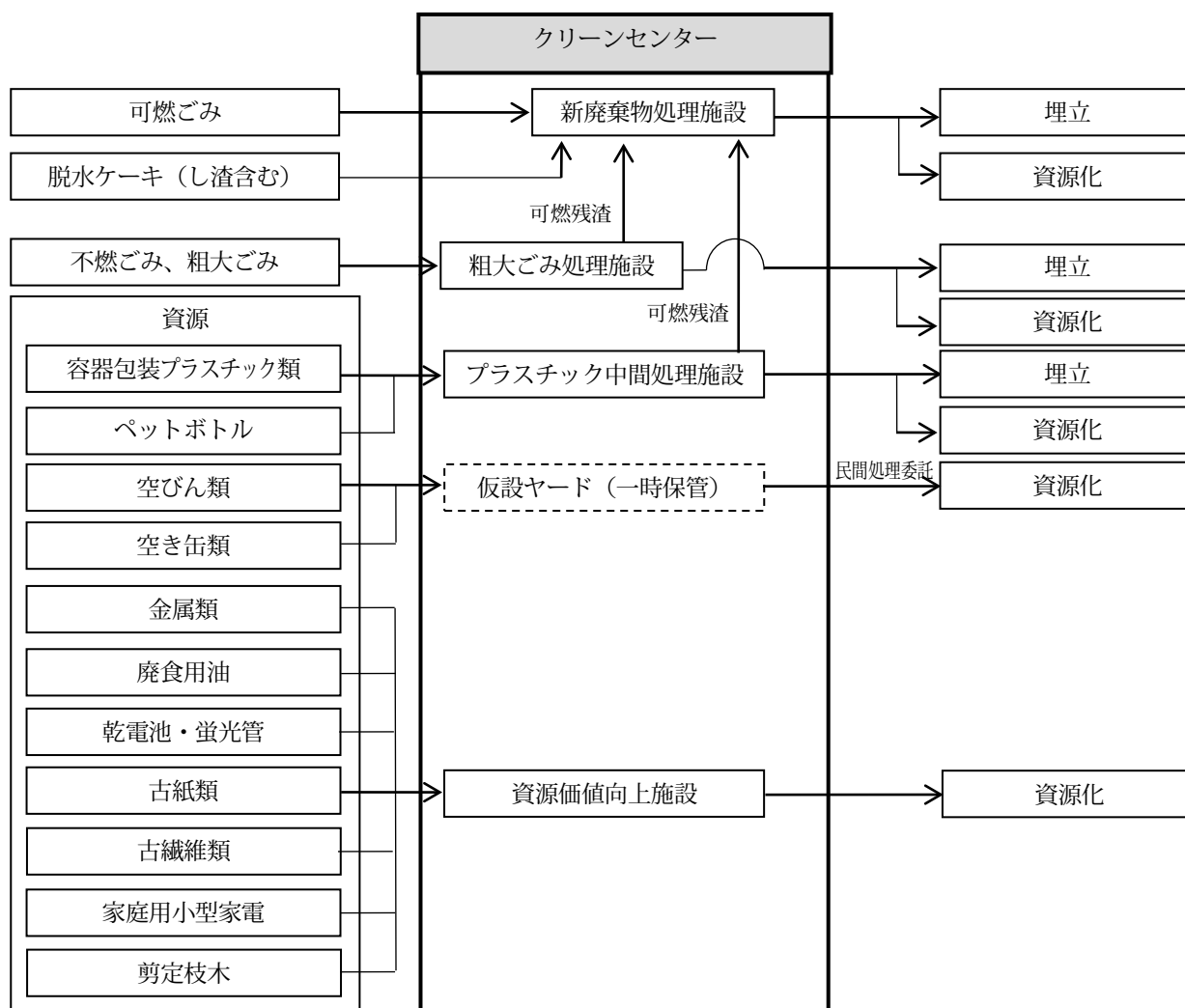
注) し尿処理施設からの処理残渣を指す。なお、し尿処理施設は対象事業実施区域外に立地している。  
 参考：我孫子市における一般廃棄物対策基本計画（平成 28 年 3 月、我孫子市）

図 2-3-10 現在のごみ処理フロー

② 新廃棄物処理施設稼働後（リサイクルセンター整備前）のごみ処理の流れ

新廃棄物処理施設整備後のごみ処理フローは、図 2-3-11 に示すとおりである。

新廃棄物処理施設では、可燃ごみの他、不燃ごみ・粗大ごみ、資源の可燃残渣及び脱水ケーキを処理し、既設の粗大ごみ処理施設では不燃ごみ、粗大ごみ、資源価値向上施設では資源を処理する計画である。なお、空びん類、空き缶類については、新廃棄物処理施設建設に伴い、処理場（資源価値向上施設の一部）が解体されるため、敷地内の仮設ヤードにおいて一時保管し、民間処理委託を行い、資源化する計画である。



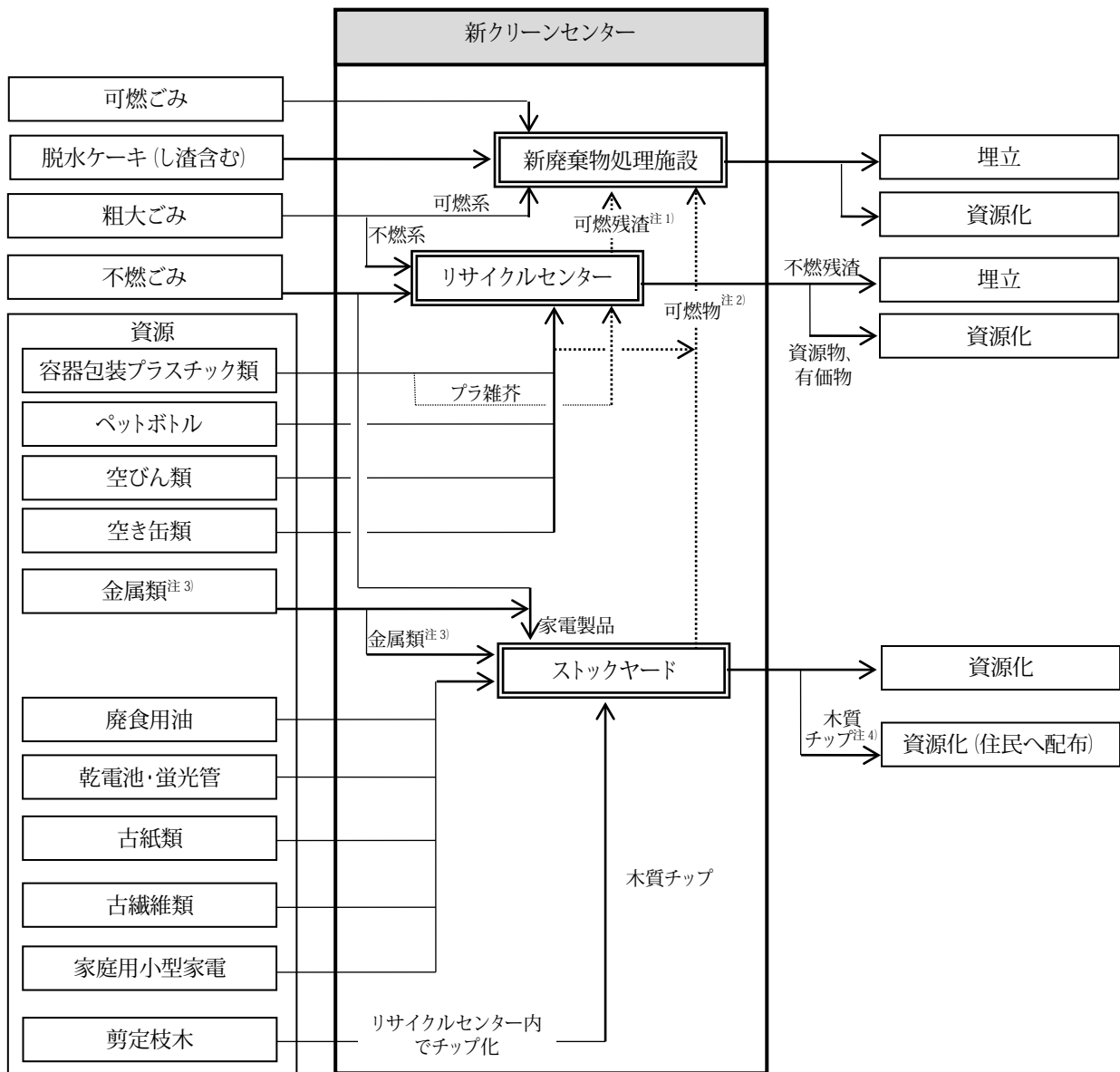
注) し尿処理施設からの処理残渣を指す。なお、し尿処理施設は対象事業実施区域外に立地している。  
 参考：我孫子市における一般廃棄物対策基本計画（平成 28 年 3 月、我孫子市）

図 2-3-11 新廃棄物処理施設整備後（リサイクルセンター整備前）のごみ処理フロー

③ 新廃棄物処理施設及びリサイクルセンター整備後のごみ処理の流れ

新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの整備後のごみ処理フローは、図 2-3-12 に示すとおりである。

新廃棄物処理施設では、可燃ごみの他、不燃ごみ、粗大ごみ、資源の可燃残渣及び脱水ケーキを処理し、リサイクルセンターでは不燃ごみ、粗大ごみ、資源を処理する計画である。



注1) 可燃残渣：破碎可燃、破碎木材、破碎プラ

注2) 可燃物：ストックヤード捨て布団、捨て布（資源化不適物）

注3) 金属類はストックヤードに搬入された後に「家電製品」、「金属類」に分別される。

注4) 剪定枝木は、リサイクルセンター内のチップ化施設において木質チップ化し、ストックヤードで保管のうえ、住民（来訪者）へ配布する。

図 2-3-12 新廃棄物処理施設及びリサイクルセンター整備後のごみ処理フロー

(4) 処理方式の概要及び処理の流れ

① 新廃棄物処理施設

ア. 処理方式の概要

新廃棄物処理施設で採用する処理方式の概要は、表 2-3-12 に示すとおりである。

表 2-3-12 新廃棄物処理施設の処理方式の概要

処理方式	概要	概念図
<p>ストーカ方式</p>	<p>"ストーカ方式焼却方式は階段状の火格子に分かれた炉で燃焼させる方式である。ごみは大きく分けて、乾燥・燃焼・後燃焼の順に3段階で効率よく完全燃焼される。なお、機種によって火格子の段数や形状、駆動方式などは様々であるが、基本的な機能は同じで、ごみを乾燥→燃焼→後燃焼のプロセスがとれる炉構造となっている。</p> <p>"燃焼温度は、約50℃以上である。</p> <p>"補助燃料なしで処理できる低位発熱量の下限は、約4,000kJ/kg弱、処理可能な上限の低位発熱量は、15,000kJ/kg弱である。</p> <p>"焼却灰発生量はごみ処理量(重量)あたり約10%である。</p> <p>排ガス処理の過程で発生する飛灰は、キレート等で処理を行う。また、搬出飛灰量はごみ処理量(重量)あたり約3%である。</p>	

イ. 処理の流れ

新廃棄物処理施設のごみ処理フローは、図 2-3-13 に示すとおりである。また、各設備の概要は、次頁に示すとおりである。なお、本事業は、性能発注方式（設計、施工一体発注）とすることから、詳細は今後決定する。

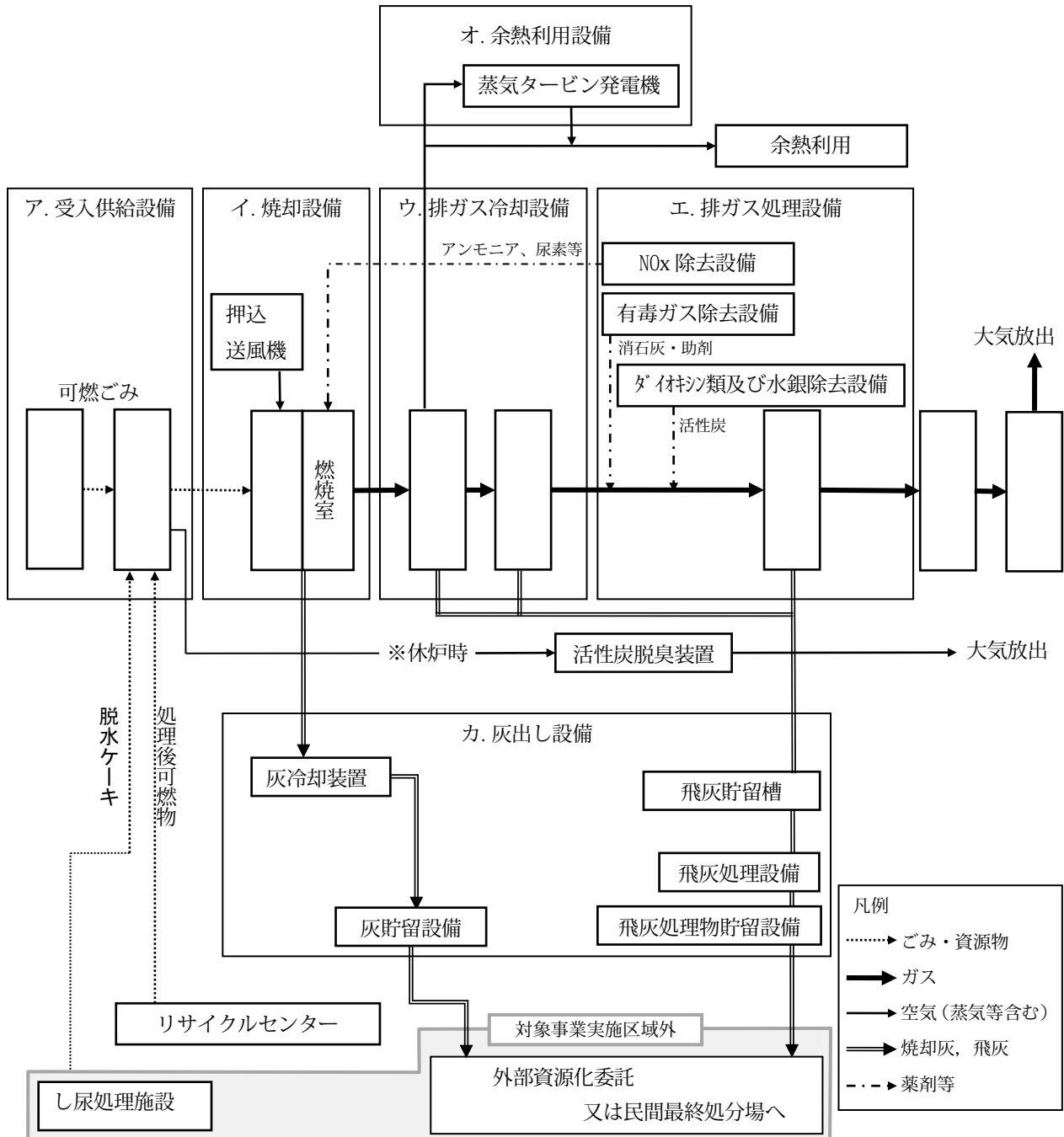


図 2-3-13 新廃棄物処理施設のごみ処理フロー

(ア) 受入供給設備

受入供給設備は、搬入されるごみ量及び搬出される灰等を計量する計量機、ごみ収集車がごみピットにごみを投入するために設けるプラットホーム、ごみを一時貯えて焼却処理量やごみの均一化を調整するごみピット、ごみをホッパに投入するごみクレーン等で構成される。

(イ) 焼却設備

ストーカ方式の焼却設備は、ごみを熱分解し発生ガスを燃焼する方式であり、給じん装置、焼却炉、燃焼室等で構成される。給じん装置により燃焼装置へ供給されたごみは、燃焼温度 850℃以上、燃焼ガス滞留時間 2 秒以上で自動燃焼管理により焼却される。

(ウ) 排ガス冷却設備

排ガス冷却設備は、発生する燃焼ガスを所定の温度まで冷却する設備であり、熱回収するための廃熱ボイラやエコノマイザ等から構成される。

(エ) 排ガス処理設備

排ガス中の主な汚染物質（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、ダイオキシン類、塩化水素、水銀等）を除去するために、有毒ガス除去設備、NOx 除去設備、ダイオキシン類及び水銀除去設備、ろ過式集じん器等の排ガス処理設備を設け、公害防止に係る基準値を遵守した運転管理を行う。

(オ) 余熱利用設備

回収した廃熱を用いて、発電等により熱エネルギー回収を行う。焼却炉出口に廃熱ボイラを設置して高温の排ガスから廃熱回収を行い、発生した蒸気を用いてタービン発電機により発電する。

(カ) 灰出し設備

灰出し設備は、主灰及び各所で捕集された飛灰をとり集め、飛灰処理をした後に場外へ搬出するための設備であり、灰冷却装置、飛灰処理設備等から構成される。焼却炉より排出された焼却灰は、灰冷却装置（湿式または半湿式方式）で冷却後、灰貯留設備へ搬送・貯留される。また、ろ過式集じん器等で捕集された飛灰は、飛灰処理設備（薬剤処理等）で安定化処理を行い、飛灰処理物貯留設備へ搬送・貯留される。焼却灰、飛灰処理物は場外へ搬出する。

ウ. 運転計画

新廃棄物処理施設の稼働は、1 日 24 時間、原則 2 炉運転とするが、炉の定期点検、定期補修及びごみの搬入状況等を考慮し、計画する。

エ. 主要設備計画

新廃棄物処理施設の主要設備の一覧は、表 2-3-13 に示すとおりである。

表 2-3-13 新廃棄物処理施設の主要設備計画

設備		方式	数量	
受入供給設備	計量機	ロードセル方式	既設を使用	
	プラットホーム	有効幅 15m 以上を確保、脱臭設備を設置	1 基	
	搬入退出扉	エアカーテンを設置	搬入出各 1 基	
	ピット投入扉	開口部寸法：幅 3.8m×高さ 5.0m 以上	4 基以上	
	受入貯留設備	方式	ピットアンドクレーン方式	1 式
		ごみピット	容量：約 5,600m <sup>3</sup>	1 式
		ごみクレーン	全自動方式もしくは半自動方式	2 基
	ダンピングボックス	—	1 基	
	前処理設備	可燃性粗大ごみ切断機（縦型切断機）	1 基	
その他	薬液噴霧装置、活性炭脱臭装置 等	1 式		
燃焼設備	設備構成	給じん装置、燃焼装置、助燃装置等	2 系列	
	燃焼装置	ストー方式焼却炉		
燃焼ガス冷却設備	設備構成	ボイラ、脱気器、連続ブロー装置、蒸気だめ、低圧蒸気復水器、復水タンク、純水装置、エコノマイザ 等	1 式	
	方式	廃熱ボイラ方式	1 式	
排ガス処理設備	集じん設備	ろ過式集じん器	1 式	
	有毒ガス除去設備	乾式有害ガス除去方式	1 式	
	NOx 除去設備	燃焼制御法及び無触媒脱硝方式	1 式	
	ダイオキシン類及び水銀除去設備	活性炭吹込み	1 式	
通風設備	設備構成	押込送風機、二次送風機、空気予熱器、風道、煙道、風煙道ダンパ、誘引送風機、煙突	1 式	
	通風方式	平衡通風方式	1 式	
	煙突	外筒、内筒集合煙突（煙突高さ 59m）	1 式	
余熱利用設備	温水供給設備	場内利用（給湯用、暖房用）	1 式	
	発電設備	蒸気タービン発電機：1,990kW	1 基	
給水設備	生活用	上水	1 式	
	プラント用	井水、再生利用水	1 式	
排水処理設備	ごみ汚水	炉内噴霧方式又はごみピット返送方式	1 式	
	プラント排水	有機系：生物処理後再利用 無機系：凝集沈殿処理後再利用	1 式	
灰出し設備	機器構成	焼却灰及び飛灰シュート、焼却灰及び飛灰搬出装置、灰冷却装置、飛灰処理設備、焼却灰及び飛灰処理物貯留設備	1 式	
		灰クレーン	1 基	
	焼却灰及び飛灰処理物貯留方式	ピットアンドクレーンもしくはバンカ方式	1 式	
	飛灰処理設備	キレート剤による重金属類安定化処理、飛灰サイロ	1 式	
電気・計装設備	電気設備	設備構成	受変電設備、高圧変圧器、非常用電源設備、低圧配電設備、動力制御設備、タービン発電設備、電力監視設備 等	1 式
		方式	高圧受電方式	1 式
	計装設備	機器構成	計装設備、中央制御設備、データ処理設備 等	1 式
		方式	中央制御方式（DCS による）	1 式
雑設備	設備構成	雑用空気圧縮機、洗車設備、掃除装置、機器搬入出荷荷役設備、エアシャワー設備 等	1 式	

## ② リサイクルセンター

### ア. 処理方式の概要

リサイクルセンターでは、搬入された粗大ごみ、不燃ごみを破碎設備で破碎した後、選別設備において、鉄・アルミ類、可燃残渣、不燃残渣に選別する。選別された鉄・アルミ類は資源化し、破碎後可燃残渣は、新廃棄物処理施設にて処理する。不燃残渣は、場外に搬出し処分する。また、リサイクルセンターに搬入された資源物（容器包装プラスチック類、ペットボトル、空き缶類、空びん類等）の選別・保管を行い、場外に搬出し資源化する。

### イ. 処理の流れ

リサイクルセンターのごみ処理フローは、図 2-3-14 に示すとおりである。また、各設備の概要は、2-26 頁に示すとおりである。なお、本事業は、性能発注方式（設計、施工一体発注）で整備することから、設備の詳細は今後決定する。

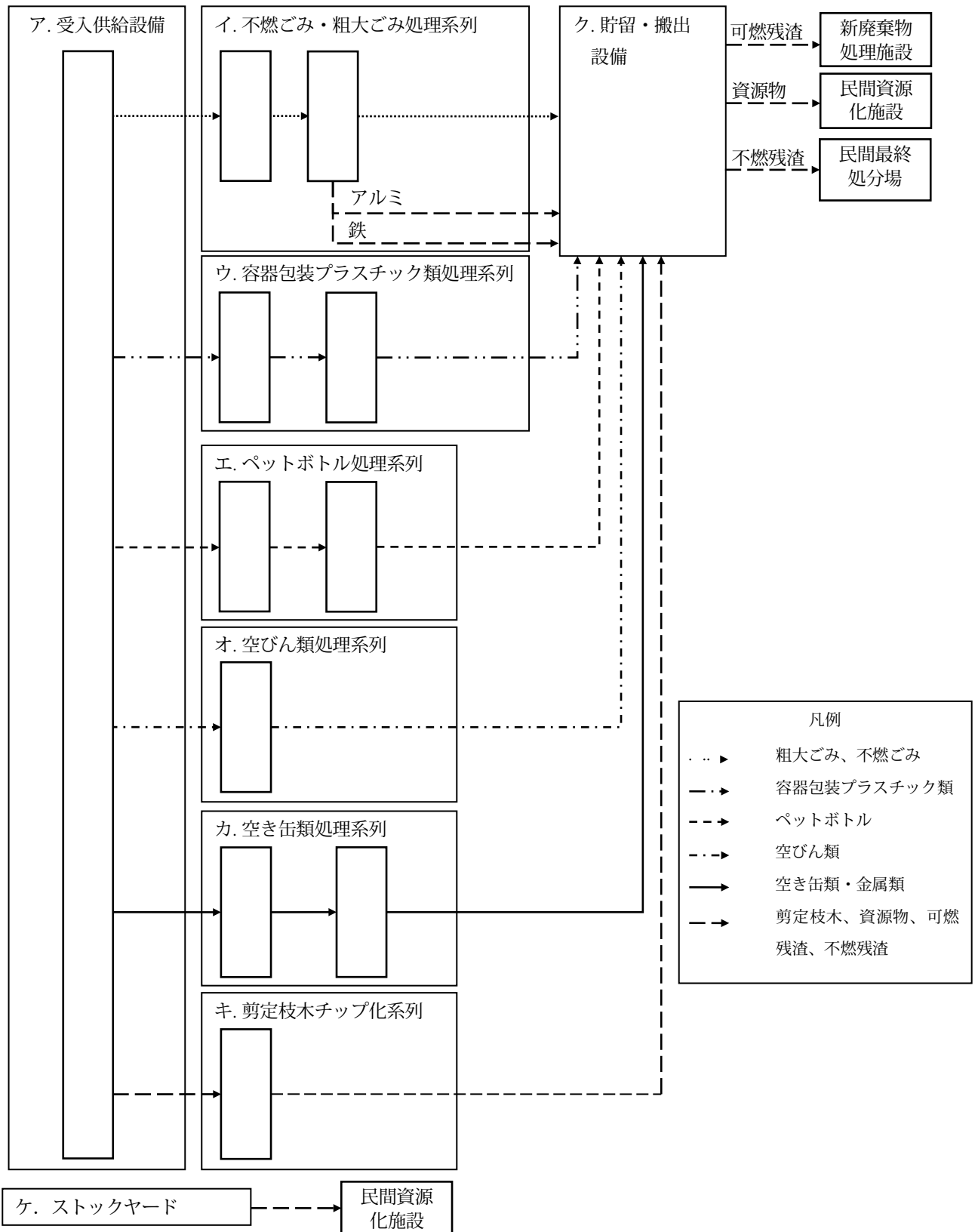


図 2-3-14 リサイクルセンターのごみ処理フロー

(ア) 受入供給設備

受入供給設備は、搬入されるごみ量や搬出される資源物等を計量する計量機、ごみ収集車両がごみピットにごみを投入するために設けるプラットホーム、ごみを一時貯えるごみピット、ヤード、ごみをホッパに投入するごみクレーン等で構成される。なお、ごみ計量機については、新廃棄物処理施設と共用する。

(イ) 不燃ごみ・粗大ごみ処理系列

不燃ごみ・粗大ごみ処理系列は、粗大ごみ及び不燃ごみを破碎する破碎設備、破碎されたごみを有価物、可燃物に選別する選別設備（磁力選別機、アルミ選別機、粒度選別機、風力選別機等）で構成される。なお、破碎処理設備には、低速回転式破碎機、高速回転式破碎機を導入する。

(ウ) 容器包装プラスチック類処理系列

容器包装プラスチック類処理系列は、処理対象物を容器包装プラスチック類と資源化不適物（異物、汚れのひどいもの等）に分ける選別設備と選別された容器包装プラスチック類を圧縮梱包する再生設備（圧縮梱包設備）で構成される。

(エ) ペットボトル処理系列

ペットボトル処理系列は、処理対象物をペットボトルと資源不適物（異物、キャップ付、汚れのひどいもの等）に分ける選別設備とペットボトルを圧縮梱包する再生設備で構成される。

(オ) 空びん類処理系列

空びん類処理系列は、空びん類を色別（茶色、無色、その他）に分ける選別設備を整備する。選別は、手選別コンベヤで行う。

(カ) 空き缶類処理系列

空き缶類処理系列は、アルミ缶、スチール缶に分ける選別設備を整備する。選別は機械選別（磁力選別機、アルミ選別機）と手選別コンベヤで行う。

(キ) 剪定枝木チップ化系列

剪定枝木チップ化処理系列として、チップ化設備を整備する。

(ク) 貯留・搬出設備

処理・選別されたごみ及び資源物を貯留し、搬出する貯留・搬出設備は、ヤード方式、バンカ方式により行う。

(ケ) ストックヤード

直接資源化する資源を貯留、搬出する。

ウ. 運転計画

リサイクルセンターの稼働は、原則土日祝日及び年末年始を除く1日5時間稼働とするが、補修やごみの搬入状況を考慮し計画する。

エ. 主要設備計画

リサイクルセンターの主要設備の一覧は、表 2-3-14 に示すとおりである。

表 2-3-14 リサイクルセンターの主要設備計画

設備		方式	数量
受入供給設備 (共通系)	計量機	ロードセル方式	1 式
	プラットホーム	有効幅 15m 以上を確保、活性炭脱臭設備を設置	1 式
	搬入退出扉	エアカーテンを設置	1 式
	ピット投入扉	開口部寸法：幅 3.8m×高さ 5.0m 以上	1 式
	ごみクレーン	全自動方式、半自動方式、手動のいずれか	2 基
不燃ごみ・粗 大ごみ処理 系列	受入供給設備	ヤード方式	1 基
	破碎設備	低速回転式破碎機	1 基
		高速回転式破碎機	1 基
	選別設備	磁力選別機	1 基
		鉄用風力選別機	1 基
		粒度選別機	1 基
		アルミ選別機	1 基
アルミ用風力選別機		1 基	
貯留・搬出設備	バンカ方式	4 基	
容器包装プ ラスチック 類処理系列	受入供給設備	ピット方式 破除袋機	1 基 1 基
	選別設備	比重差選別機	1 基
		手選別コンベヤ	1 基
	再生設備	圧縮・梱包機	1 基
	貯留・搬出設備	容器包装プラスチックベール：ヤード方式	1 基
不適物：バンカ方式		2 基	
ペットボト ル処理系列	受入供給設備	ピット方式	1 基
	選別設備	手選別コンベヤ	1 基
	再生設備	圧縮・梱包機	1 基
	貯留・搬出設備	ペットボトルベール：ヤード方式	1 基
不適物：バンカ方式		容プラ不適物バン カと兼用	
空びん類処 理系列	受入供給設備	ヤード方式	1 式
	選別設備	手選別コンベヤ	1 基
	貯留・搬出設備	ヤード方式	4 基 (色別、不適 物)
空き缶類処 理系列	受入供給設備	ピット方式	1 基
	選別設備	磁力選別機	1 基
		手選別コンベヤ	1 基
		アルミ選別機	1 基
	再生設備	アルミ缶プレス機	1 基
スチール缶プレス機		1 基	
剪定枝木チ ップ化系列	受入供給設備	ヤード方式	1 基
	チップ化設備	-	1 基
	貯留・搬出設備	ヤード方式	1 基
給水設備	生活用	上水	1 式
	プラント用	井水、再生利用水	1 式
排水処理 設備	生活用	浄化槽	1 式
	プラント排水	新廃棄物処理施設で処理	1 式
電気・計装設 備	電気設備	新廃棄物処理施設から配電	1 式
	計装設備	機器構成	計装設備、中央制御設備、データ処理設備 等
		方式	中央制御方式 (DCS による)
ストックヤード		ヤード方式	一式

## 2. 公害防止計画

### (1) 公害防止に係る基準値

#### ① 排出ガス

新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターにおける排出ガスの自主基準値は、表 2-3-15 に示すとおりである。なお、排出ガスの自主基準値は、近年の技術動向や県内の周辺自治体における自主基準値の設定状況を踏まえ設定した（資料 1-1 参照）。

表 2-3-15 公害防止に係る基準値（煙突排出ガス）

項目	自主基準値	関係法令・条例等による規制値	適用される関係法令・条例
ばいじん	0.01g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	0.08g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	大気汚染防止法
硫黄酸化物 (SO <sub>x</sub> )	40ppm	9.0 (K 値) (約 2,400ppm)	
塩化水素 (HCl)	100mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	700mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> (約 430ppm)	
窒素酸化物 (NO <sub>x</sub> )	150ppm	250ppm	
ダイオキシン類	0.05ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	1ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	ダイオキシン類対策特別措置法
水銀 (Hg)	30 μg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	30 μg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	大気汚染防止法

注) 上記の基準値及び規制値は、酸素濃度 (O<sub>2</sub>) 12% 換算値である。

#### ② 排水

新廃棄物処理施設のプラント排水については、クローズド方式とし、敷地外へは放流を行わない。生活排水は、合併処理浄化槽により処理後、公共用水域（布湖排水路）へ放流する。生活排水の自主基準値は、表 2-3-16 に示すとおりである。

表 2-3-16 公害防止に係る基準値（排水）

項目	自主基準値	関係法令・条例等による規制値	適用される関係法令・条例
生物化学的酸素要求量 (BOD)	10mg/L	20mg/L	浄化槽法

### ③ 騒音・振動

新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターにおける騒音の自主基準値は表 2-3-17 に、振動の自主基準値は表 2-3-18 に、それぞれ示すとおりである。

表 2-3-17 公害防止に係る基準値（騒音）

自主基準値	関係法令・条例等による規制値	適用される関係法令・条例
昼間（8時～18時）：60 デシベル	昼間（8時～19時）：60 デシベル	我孫子市環境条例 （その他の地域）
夜間（18時～8時）：50 デシベル	夕（19時～22時）：55 デシベル	
	夜間（22時～6時）：50 デシベル	
	朝（6時～8時）：55 デシベル	

表 2-3-18 公害防止に係る基準値（振動）

自主基準値	関係法令・条例等による規制値	適用される関係法令・条例
昼間（8時～18時）：60 デシベル	昼間（8時～19時）：60 デシベル	我孫子市環境条例 （その他の地域）
夜間（18時～8時）：50 デシベル	夜間（19時～8時）：55 デシベル	

### ④ 悪臭

新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターにおける悪臭の自主基準値は、表 2-3-19 に示すとおりである。

表 2-3-19 公害防止に係る基準値（悪臭）

項目	自主基準値	関係法令・条例による規制値	適用される関係法令・条例
臭気指数（敷地境界）	13	13	我孫子市環境条例 （市街化調整区域）
臭気指数（排水）	29	29	

## (2) 大気汚染防止計画

### ① 排出ガス処理対策

法令等よりも厳しい自主基準値を設定し、これを遵守することで大気汚染物質の排出による環境負荷低減を図る。施設から発生する排ガスは、アンモニア、尿素（窒素酸化物の除去）、消石灰、助剤（塩化水素、硫酸酸化物の除去）、活性炭（ダイオキシン類、水銀の除去）等の吹き込みを行うとともに、ろ過式集じん器（ばいじんの除去）を設け、自主基準値を満足させる。

なお、大気汚染防止法第 23 条の規定による大気汚染緊急時における協力工場等に選定された場合において光化学スモッグ注意報が発令された場合等の対応は、現施設と同様に、「大気汚染緊急時削減措置実施細目（オキシダントの部）」の「第 2 緊急時等における体制」「2-1 緊急時におけるばい煙減少計画書の提出」に基づき、一般廃棄物の焼却量を削減させることとする。

② モニタリング

煙突排出ガス中の排ガスは、表 2-3-20 に示すとおりモニタリングを実施する。

表 2-3-20 煙突排ガスの測定項目及び測定頻度

測定項目	測定地点等	測定手法	測定頻度
硫黄酸化物 窒素酸化物 一酸化炭素 ばいじん 塩化水素 酸素	煙突	自動測定によるモニタリング	連続監視
排出ガス量・温度	煙突	自動測定によるモニタリング	連続監視
硫黄酸化物 窒素酸化物 ばいじん 塩化水素	煙突	「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号) に基づく測定	2 月を超えない作業期間ごとに 1 回以上
水銀	煙突	「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号) に基づく測定	6 月を超えない作業期間ごとに 1 回以上
ダイオキシン類	煙突	「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号) に基づく調査	年 1 回以上

(3) 水質汚濁防止計画

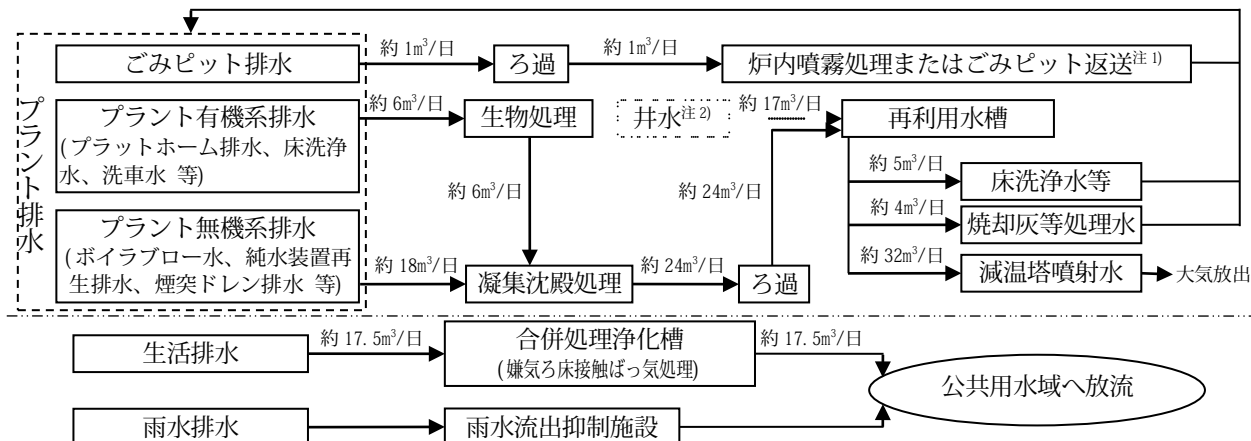
新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの排水処理計画は、表 2-3-21 及び図 2-3-15 に示すとおりである。

プラント排水についてはクローズド方式とし、排水処理後に再利用するシステムを構築する。

生活排水は合併処理浄化槽で処理後、約 17.5m<sup>3</sup>/日を公共用水域である対象事業実施区域に隣接する布湖排水路へ放流する。なお、本事業は、性能発注方式(設計、施工一体発注)とすることから、詳細は今後決定する。

表 2-3-21 排水処理計画

項目	内容	
プラント排水	プラント排水	凝集沈殿処理後、再利用
	ごみピット排水	ろ過後に炉内噴霧処理またはごみピット返送
生活排水	合併処理浄化槽(嫌気ろ床接触ばっ気処理)で処理後、公共用水域へ放流	
雨水排水	雨水流出抑制施設で貯留後、公共用水域へ放流	



注 1) ごみピット返送方式の場合、ろ過は不要となる。

注 2) 排水処理後の再利用水の希釈用水

図 2-3-15 排水処理計画フロー

#### (4) 騒音・振動防止計画

新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターにおいて想定される騒音・振動発生機器は、表 2-3-22 に示すとおりであり、次に示す対策を講じる計画である。

表 2-3-22 騒音・振動発生機器の概要

施設	騒音・振動発生機器
新廃棄物処理施設	ごみクレーン、切断機、蒸気復水器、誘引送風機・押込送風機等の送風機、集じん機、空気圧縮機 等
リサイクルセンター	空気圧縮機、集じん機、破碎機、選別装置、圧縮梱包機、金属圧縮機 等

##### ① 騒音対策

- ・ごみ処理量に見合った適正規模の設備を導入し、処理能力に見合った適正運転を行い、過負荷運転を避ける。
- ・特定機器については、低騒音型機器の採用に努める。
- ・処理設備は建屋内への配置を基本とし、騒音の低減に努める。
- ・新廃棄物処理施設、リサイクルセンター出入口にシャッターまたは扉等を設け、外部への騒音の漏洩を防ぐため可能な限り閉鎖する。
- ・騒音の大きな機器については、必要に応じて内側に吸音処理を施した独立部屋に収納する。
- ・設備機器の整備、点検を徹底する。

##### ② 振動対策

- ・特定機器については、低振動型機器の採用に努める。
- ・振動の著しい設備機器は、強固な独立基礎や防振架台に固定する等を施す。
- ・主要な振動発生機器については、必要に応じて基礎部への防振ゴム設置等の防振対策を施す。
- ・設備機器の整備、点検を徹底する。

##### ③ 低周波音対策

- ・設備機器類については、低騒音・低振動型機器の採用に努めるとともに、設備の整備、点検を徹底することにより、低周波音が周辺地域に影響を及ぼさないよう配慮する。

#### (5) 悪臭防止計画

ごみの貯留及び処理に伴う悪臭防止対策は、以下のとおりとする。

##### ① 臭気漏洩の防止

- ・廃棄物の保管場所、処理設備等を建屋内に配置し、搬入や荷下ろし等の作業を屋内で行うことで、臭気の漏洩を防止する。
- ・ごみ収集車が出入するプラットホームの出入口には、エアカーテン等を設置し、搬出入時以外は可能な限りシャッターまたは扉等で外部と遮断することにより、外気の通り抜けによる臭気の漏洩を防止する。
- ・ごみピット、プラットホームなどは常に負圧を保つことにより、外部への臭気の漏洩を防止する。
- ・局所的に発生した臭気は吸引し、集じん装置、活性炭脱臭装置等で適切に処理したうえで外部へ放出する。

## ② 臭気の分解・脱臭等

- ・ごみピットの空気を焼却炉の燃焼用空気として炉内に吹き込むことで、燃焼による臭気成分の分解を行う。
- ・プラットホーム及びごみピットには、休炉時など必要に応じて消臭剤を噴霧する。また、ごみピットには、休炉時は脱臭装置を用いる。

## (6) 土壌汚染防止計画

受入れる廃棄物から発生するごみ汚水の土壌への浸透や、ばいじん等の飛散による土壌汚染防止対策は、以下のとおりとする。

### ① 廃棄物受入時

廃棄物の受入場所は、建屋内に設置するコンクリート構造のごみピットとする。ごみから発生するごみ汚水は、ごみ汚水貯留槽（コンクリート構造物・不浸透性）で貯留したのち、炉内噴霧またはごみピット返送とすることで、ごみ汚水が土壌中へ浸透・流出しない構造とする。

### ② 灰搬出時

焼却灰は、冷却を行った後、焼却灰ピットまたはバンカに貯留する。また、飛灰は飛灰処理設備において、飛灰中に含まれる重金属等が溶出しないように安定化处理する。なお、これらの設備は全て建屋内に設置する。

また、搬出の際は、灰が飛散して土壌汚染の原因とならないようにシートカバーの使用や湿潤化等の措置を講じる計画である。

## 3. 環境保全計画

### (1) 緑化計画

「我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例」の基準では、市街化調整区域の事業所等における空地面積に対し、緑化する割合は15%と定められている。本事業においてはこの基準を踏まえ、敷地境界の大径木を含む高木をできる限り残しながら、空地面積に対して15%以上の緑地を確保する計画である。

### (2) 景観計画

現施設は、我孫子市の「景観形成基本計画」で策定されている地区別景観形成方針（以下、「同方針」という。）において、湖北地区農村集落地景観形成エリアのシンボル景観拠点として位置づけられている。また、同方針において、対象事業実施区域周辺は、農地や斜面緑地などの環境の保全を図るとともにこれらと調和した景観整備を進めることとされている。

このため、周辺環境と調和した施設の修景としては、我孫子市生涯学習センター「アビスタ」や他自治体の事例を参考に、壁面を自然や農業と調和するようアースカラーを基本とした低色彩度とする計画である。なお、具体的な色彩は、事前に我孫子市の景観アドバイザーによる専門家からの意見、助言等を参考に決定する。また、壁面緑化や屋上緑化の実施も検討する。

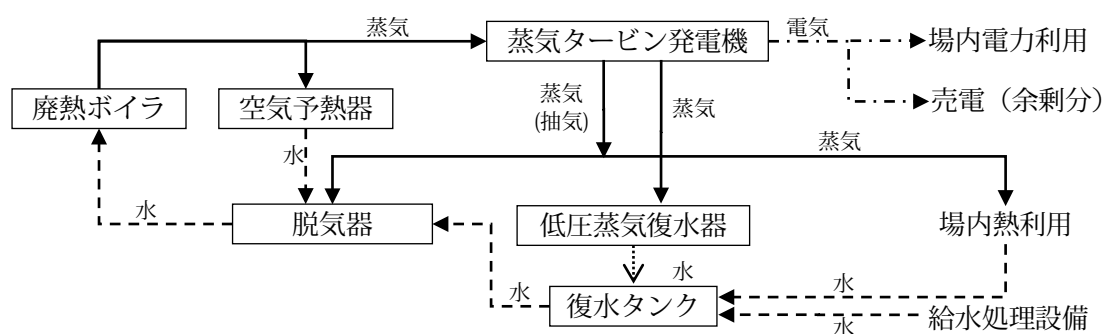
### (3) 余熱利用計画

焼却施設では、発生する熱は本来有効なエネルギー源であるが、現施設では一部、給湯等で場内利用されているのみで十分な利用はされておらず、持続可能な社会の観点からは大きな損失といえる。これらのことを考慮し、新廃棄物処理施設では、エネルギー回収率 16.5%以上の高効率なエネルギー回収型廃棄物処理施設として、場内で使用する電力と熱量を確保するとともに、余剰電力をリサイクルセンターへ供給及び売電する施設を目指す計画である。

新廃棄物処理施設では、近年主流である低圧蒸気復水器のみを設置する全量発電の方式を採用し、新廃棄物処理施設から発生した余熱は、給湯、暖房利用、蒸気タービン発電機（1,990kWを予定）による発電に主として利用する。

現時点の参考としてのエネルギー回収のフローを図 2-3-16 に、エネルギー回収率の試算結果を図 2-3-17 に、それぞれ示す。

なお、本事業は、性能発注方式（設計、施工一体発注）とすることから、詳細は今後決定する。



出典：「新廃棄物処理施設整備詳細計画」（平成 30 年 1 月、我孫子市）

図 2-3-16 新廃棄物処理施設の熱供給システム

<エネルギー回収率（発電効率）の試算>

$$\text{発電効率(\%)} = \frac{\text{発電出力} \times 100(\%)}{\text{投入エネルギー(ごみ+外部燃料)}}$$

$$= \frac{\text{発電出力 } 1,990(\text{kW}) \times 3,600(\text{kJ/kWh}) \times 100(\%)}{\text{ごみ発熱量 } 8,600(\text{kJ/kg}) \times \text{施設規模 } 120(\text{t/日}) \div 24(\text{h}) \times 1,000(\text{kg/t}) + \text{外部燃料発熱量 } 0(\text{kJ/kg}) \times \text{外部燃料投入量 } 0(\text{kg/h})}$$

$$= 16.7(\%)$$

図 2-3-17 エネルギー回収率の試算結果

### (4) 温室効果ガス削減計画

温室効果ガスの削減については、上記の余熱利用のほか、計画施設の設備機器、照明や空調設備は省エネルギー型の採用に努める。

#### 4. 廃棄物受入計画

##### (1) 受入時間

新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターへのごみ搬入車の受入時間等は、表 2-3-23 に示すとおりとする。

表 2-3-23 廃棄物受入計画

項目	内容
受入時間	月曜日～金曜日 8時30分～11時30分 13時～16時 祝日（土曜日、日曜日を除く） 8時30分～11時30分 13時～15時

##### (2) 収集対象地域

廃棄物の収集対象範囲は、本市全域である。

##### (3) 廃棄物運搬車両等台数

新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターへの搬出入車両台数の想定は、表 2-3-24 に示すとおりである。

表 2-3-24 搬出入車両等台数（片道台数）

車両区分		車両台数
搬入車両	ごみ収集車両	約 110 台/日
	直接搬入車両 等	約 130 台/日
搬出車両	灰等搬出車両 等	約 10 台/日

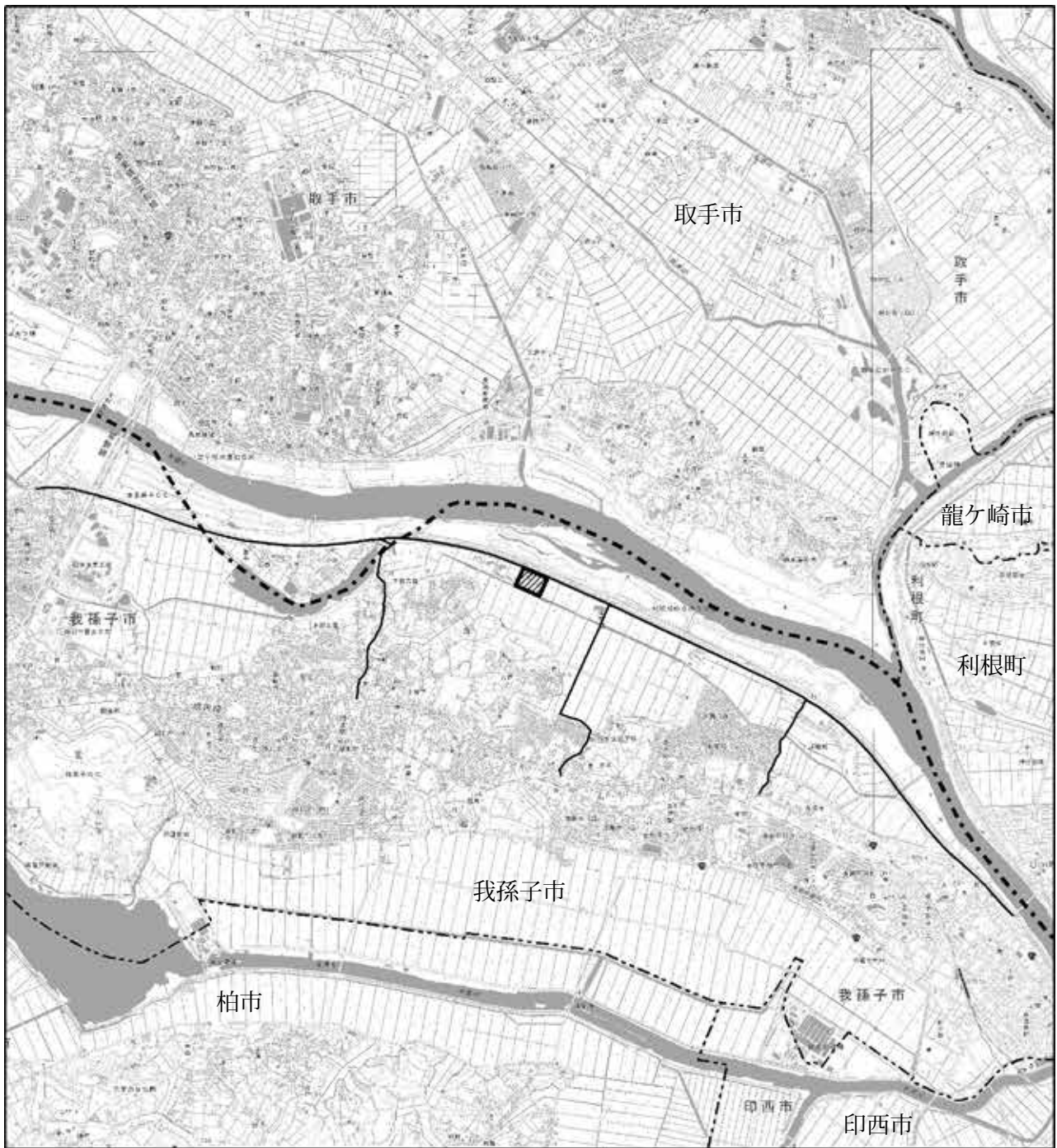
##### (4) 廃棄物運搬車両等ルート

廃棄物運搬車両等の主要な走行ルートは、図 2-3-18 に示すとおりである。





#### 5. 防災対策

新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターは、官庁施設の総合耐震計画基準に基づき地震発生時に倒壊、部分倒壊など大きな損傷を発生させないように、耐震性能に余裕を持たせた施設とする。リサイクルセンターでは、危険物（スプレー缶、ライター、電池等）の混入により、破碎処理過程で、爆発、火災が発生しやすいことから、破碎機前の仕分けを行うなど、爆発、火災防止対策を今後、詳細に検討する。

さらに、大規模災害時も安定的なごみ処理が可能となるよう、今後策定する災害廃棄物処理計画と整合を図りながら、建築構造物、プラント設備の強じん化、災害廃棄物処理を考慮した焼却能力やピット容量の確保等必要な対策を講じる。



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 県界
-  : 市町界
-  : 廃棄物運搬車両等ルート



1:50,000

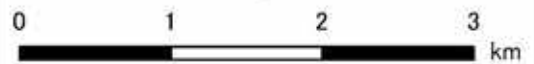


図 2-3-18 廃棄物運搬車両等の主要な走行ルート

## 6. 工事計画

### (1) 工事工程

本事業の工事工程は、表 2-3-25 に示すとおりである。

表 2-3-25 工事工程

項目		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
新 廃 棄 物 処 理 施 設	設計	■						
	解体撤去工事	■						
	建設工事		■	■				
	試運転			■				
	供用開始				○			
焼却施設解体設計 及び解体工事				■	■			
リ サイ クル セ ン タ ー	設計及び 建設工事				■	■		
	試運転						■	
	供用開始						○	
粗大ごみ処理施設等解体設計 及び解体工事							■	■

### (2) 工事用車両ルート

工事用車両の対象事業実施区域の出入りは、原則として敷地北側から行うものとする。

### (3) 工事中の環境保全対策

#### ① 大気汚染対策

工事用車両は、可能な限り最新排出ガス規制適合車を使用し、整備、点検を徹底したうえで、不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを実施する。また、工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行う。

#### ② 粉じん対策

工事中は建設機械の稼働等による砂の巻き上げや土砂等の飛散を防止するため、施工区域をフェンス等により仮囲いする。また、適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する。

なお、場内に掘削土等を仮置きする場合は、シート等で養生し、粉じんの飛散を防止する。また、工事用車両は、洗車を行い、構内で車輪・車体等に付着した土砂を十分除去したことを確認した後に退出させる。

#### ③ 濁水対策

工事中における雨水による濁水を防止するため、仮設沈砂池や濁水処理プラントを設置し、濁水処理をしたうえで公共用水域（布湖排水路）へ放流する。

#### ④ 騒音・振動対策

建設機械は、低騒音・低振動型のものを使用し、整備、点検を徹底したうえ、不要なアイドリングや空ぶかしをしないようにするとともに、発生騒音・振動が極力少なくなる施工方法や手順を十分に検討し、集中稼働を避け、効率的な稼働に努める。また、工事作業範囲の周辺の可能な範囲に仮囲いを設置する。

工事用車両は、整備、点検を徹底したうえ、不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを実施する。また、工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行う。

#### ⑤ 土壌汚染対策

掘削土については、関係法令等に基づき適切な対応を行う。また、場外に搬出する場合には、土壌の性状等を考慮した適切な運搬容器の使用や、シートカバー等の使用により、土壌の飛散等が起らないよう配慮する。

#### ⑥ 廃棄物等対策

設計、施工の各段階において、廃棄物の発生抑制のために、分別解体や資源化等の実施が容易となるよう工夫し、建築資材の選択にあたっては、有害物質等を含まないなど、分別解体や資源化等の実施が容易となるものを選択するよう努め、可能な限り最終処分量を低減する。また、工事中の廃棄物の排出量を抑制するため、廃棄物の分別排出を徹底し資源化を実施し、資源化等が困難な廃棄物については適正に処理する。なお、現施設の解体にあたっては、事前調査を実施し、アスベストの存在が確認された場合は、解体工事に先立ち「石綿障害予防規則」、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2014. 6」(環境省)等に基づく対策を講じながら除去作業を実施する。

#### ⑦ 温室効果ガス削減対策

建設工事においては、工事用車両のエコドライブの促進、建設機械、工事用車両の整備・点検の徹底、省エネルギー性に優れる工法、建設機械、工事用車両の採用の促進など、温室効果ガスの削減に配慮する。

【参考】

本事業において設置する新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターと現施設の概要は、表 2-3-26 に示すとおりである。

表 2-3-26 新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターと現施設の設備概要等

項目		新廃棄物処理施設 リサイクルセンター	現施設			
			1号炉	2号炉		
焼却施設	処理能力	120t/日 (60t/日×2炉)	90t/日	105t/日		
	炉形式	連続燃焼式 ストーカ炉	連続燃焼式 ストーカ炉	連続燃焼式 ストーカ炉		
	排出ガス量	湿り 22,400m <sup>3</sup> /時×2炉 乾き 19,000m <sup>3</sup> /時×2炉	33,700m <sup>3</sup> /時 25,900m <sup>3</sup> /時	37,700m <sup>3</sup> /時 27,300m <sup>3</sup> /時		
公害防止に係る自主基準値	排出ガス	ダイオキシン類	0.05ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	5ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	1ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	
		ばいじん	0.01g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	0.05g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	0.05g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	
		硫酸化物	40ppm	K値=9以下	K値=9以下	
		窒素酸化物	150ppm	250ppm	150ppm	
		塩化水素	100mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	700mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	700mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	
		水銀	30μg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	-	-	
	騒音	昼間(8時~18時)	60デシベル	60デシベル	60デシベル	
		夜間(18時~8時)	50デシベル	50デシベル	50デシベル	
	振動	昼間(8時~18時)	60デシベル	60デシベル	60デシベル	
		夜間(18時~8時)	50デシベル	50デシベル	50デシベル	
	悪臭	臭気指数	敷地境界	13	-	-
			排水水	29	-	-
		(敷地境界) 特定悪臭物質	アンモニア	-	-	5ppm
			メチルカプタン	-	-	0.01ppm
			硫化水素	-	-	0.20ppm
硫化メチル			-	-	0.20ppm	
二硫化メチル			-	-	0.10ppm	
トリメチルアミン			-	-	0.07ppm	
アセトアルデヒド*			-	-	0.50ppm	
スチレン	-	-	2ppm			
余熱利用設備	発電量	13,372MWh <sup>注1)</sup>	-	-		
	余熱利用用途	施設内電力使用量	5,945MWh <sup>注2)</sup>	-	-	
		施設内利用用途	発電・給湯	給湯	給湯	
煙突高さ		59m	50m			
排水量(生活排水のみ)		17.5m <sup>3</sup> /日	32.2m <sup>3</sup> /日			
排水先(生活排水のみ)		布湖排水路	布湖排水路			
地下構造物の大きさ (幅m×奥行m×深さm)	ごみピット	約23.5×15.0×10.0	12.8m×8.5m×6.0m			
	雨水流出抑制施設	約23.5×21.0×10.0	-			
	灰ピット・灰汚水槽	約23.5×8.0×10.0	16.0m×3.9m×4.5m			
地下水揚水量		77.9m <sup>3</sup> /日	420.4m <sup>3</sup> /日			
破砕処理施設、資源価値向上施設の概要		リサイクルセンター：36.9t/日 (不燃ごみ・粗大ごみの破砕・選別、容器包装プラスチック類、ペットボトルの選別・圧縮梱包、空びん類、空き缶類・金属類の選別、剪定枝木のチップ化)	破砕処理施設：50t/日 プラスチック中間処理施設：4.8t/日 資源価値向上施設：空き缶類磁力選別機、プレス機を設置			

注1) 1,990kW×202日(2炉稼働日数)+995kW×156日(1炉運転日数)=13,372,800kWh=13,372MWh(小数点以下切り捨て)

注2) 一般廃棄物処理施設のメーカーへのアンケート調査結果より算出した。

### 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

対象事業実施区域及びその周囲の概況については、既存資料による調査結果を記載した。

#### 3-1 自然的状況

##### 3-1-1 大気質の状況

対象事業実施区域及びその周囲の大気環境常時監視測定局（以下、「測定局」という。）は、一般環境大気測定局（以下、「一般局」という。）である我孫子湖北台測定局が対象事業実施区域の南西側約 2.5km に、同じく一般局である取手市役所測定局が対象事業実施区域の北西側約 5.5km に位置している。また、対象事業実施区域及びその周囲には自動車排出ガス測定局は位置していない。

測定局の概要は表 3-1-1 に、測定局の位置は図 3-1-1 にそれぞれ示すとおりである。





表 3-1-1 大気環境常時監視測定局の概要

区分	測定局	所在地	測定項目					
			二酸化硫黄	窒素酸化物	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	ダイオキシン類
一般	我孫子湖北台	我孫子市湖北台 4-3-1 (湖北台東小学校)	-	○	○	○	○	-
一般	取手市役所	取手市寺田 5139 (取手市役所敷地内)	○	○	○	○	○	○

出典：「平成 29 年度大気環境常時測定結果」（平成 30 年 8 月、千葉県環境生活部大気保全課）  
「平成 29 年度大気環境測定結果」（平成 30 年 8 月、茨城県）



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 県界
-  : 市町界
-  : 大気環境常時監視測定局



1:50,000

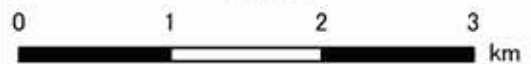


図 3-1-1 大気環境常時監視測定局位置図

出典：「平成 29 年度大気環境常時監視測定結果」  
 (平成 30 年 8 月、千葉県環境生活部大気保全課)  
 「平成 29 年度大気環境測定結果」(平成 30 年 2 月、茨城県)

1. 二酸化硫黄

二酸化硫黄の測定は、取手市役所測定局において行われている。

平成 29 年度の二酸化硫黄の測定結果は、表 3-1-2 に示すとおりであり、環境基準を満足している。

平成 25 年度～平成 29 年度の年平均値の推移は、表 3-1-3 及び図 3-1-2 にそれぞれ示すとおりで、いずれの年も 0.001ppm と変化はない。

表 3-1-2 二酸化硫黄の測定結果（平成 29 年度）

区分	測定局	年平均値 (ppm)	日平均値の 2% 除外値 (ppm)	日平均値 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準との比較
一般	取手市役所	0.001	0.003	無	○

出典：「平成 30 年版環境白書（データ）」（茨城県ホームページ）

表 3-1-3 二酸化硫黄の経年変化（年平均値）

区分	測定局	年平均値 (ppm)				
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
一般	取手市役所	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

出典：「平成 30 年版環境白書（データ）」（茨城県ホームページ）

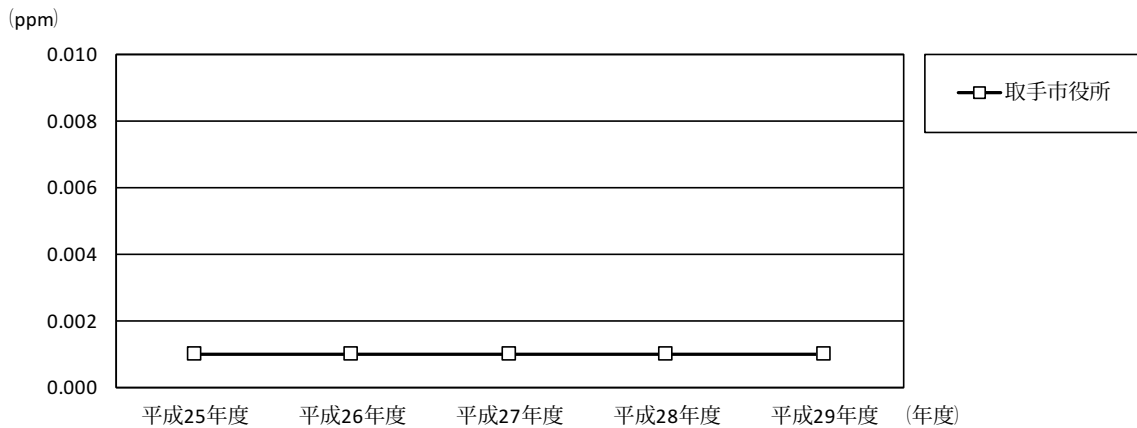


図 3-1-2 二酸化硫黄の経年変化（年平均値）

## 2. 二酸化窒素

二酸化窒素の測定は、我孫子湖北台測定局と取手市役所測定局において行われている。

平成 29 年度の二酸化窒素の測定結果は、表 3-1-4 に示すとおりであり、いずれの測定局も環境基準を満足している。

千葉県においては二酸化窒素の環境目標値（日平均値の年間 98%値が 0.04ppm 以下）が定められており、我孫子湖北台測定局は環境目標値を満足している。

平成 25 年度～平成 29 年度の年平均値の推移は、表 3-1-5 及び図 3-1-3 にそれぞれ示すとおりである。年平均値は我孫子湖北台測定局で 0.010ppm から 0.009ppm とわずかに減少傾向を、取手市役所測定局で 0.016ppm から 0.011ppm と減少傾向を示している。

表 3-1-4 二酸化窒素の測定結果（平成 29 年度）

区分	測定局	年平均値 (ppm)	日平均値の年間 98%値 (ppm)	環境基準との比較	県環境目標との比較
一般	我孫子湖北台	0.009	0.025	○	○
一般	取手市役所	0.011	0.028	○	-

出典：「平成 29 年度大気環境常時測定結果」（平成 30 年 8 月、千葉県環境生活部大気保全課）  
「平成 30 年版環境白書（データ）」（茨城県ホームページ）

表 3-1-5 二酸化窒素の経年変化（年平均値）

区分	測定局	年平均値 (ppm)				
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
一般	我孫子湖北台	0.010	0.010	0.009	0.009	0.009
一般	取手市役所	0.016	0.013	0.012	0.011	0.011

出典：「平成 29 年度大気環境常時測定結果」（平成 30 年 8 月、千葉県環境生活部大気保全課）  
「平成 30 年版環境白書（データ）」（茨城県ホームページ）

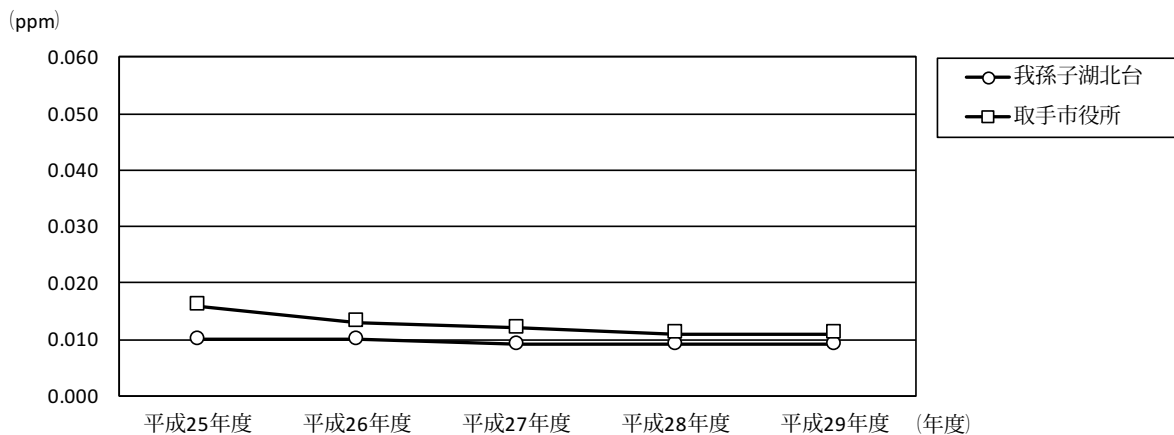


図 3-1-3 二酸化窒素の経年変化（年平均値）

### 3. 光化学オキシダント

光化学オキシダントの測定は、我孫子湖北台測定局と取手市役所測定局において行われている。

平成 29 年度の光化学オキシダントの測定結果は、表 3-1-6 に示すとおりであり、昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数が 72 日～101 日といずれの測定局も環境基準を満足していない。

平成 25 年度～平成 29 年度の昼間の 1 時間値の年平均値の推移と昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数の経年変化は、表 3-1-7 及び図 3-1-4 に示すとおりである。

昼間の 1 時間値の年平均値は我孫子湖北台測定局で 0.033ppm から 0.037ppm、取手市役所測定局で 0.032ppm から 0.039ppm であり、増加傾向を示している。昼間の 1 時間値 0.12ppm は光化学スモッグ注意報の発令基準レベルであるが、注意報はこの状態が継続すると判断されたときに発令され、昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数は、年間数日で推移している。

表 3-1-6 光化学オキシダントの測定結果（平成 29 年度）

区分	測定局	昼間の 1 時間値の年平均値 (ppm)	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数と時間数		環境基準との比較
			日	時間	
一般	我孫子湖北台	0.037	101	524	×
一般	取手市役所	0.033	72	355	×

出典：「平成 29 年度大気環境常時測定結果」（平成 30 年 8 月、千葉県環境生活部大気保全課）  
 「千葉県大気環境状況（大気環境常時監視測定結果月間値、年間値）」（千葉県ホームページ）  
 「平成 30 年版環境白書（データ）」（茨城県ホームページ）

表 3-1-7 光化学オキシダントの経年変化（昼間の 1 時間値の年平均値と 0.12ppm 以上の日数）

区分	測定局	項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
一般	我孫子湖北台	年平均値 (ppm)	0.033	0.036	0.037	0.035	0.037
		0.12ppm 以上の日数	3	2	6	0	2
一般	取手市役所	年平均値 (ppm)	0.032	0.032	0.032	0.031	0.039
		0.12ppm 以上の日数	3	2	3	0	0

出典：「平成 29 年度大気環境常時測定結果」（平成 30 年 8 月、千葉県環境生活部大気保全課）  
 「千葉県大気環境状況（大気環境常時監視測定結果月間値、年間値）」（千葉県ホームページ）  
 「平成 30 年版環境白書（データ）」（茨城県ホームページ）

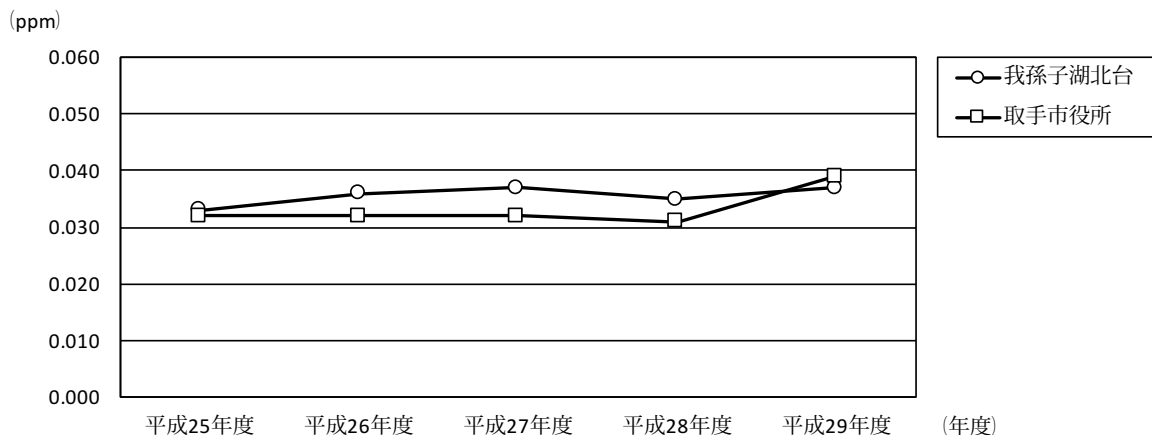


図 3-1-4 光化学オキシダントの経年変化（昼間の 1 時間値の年平均値）

#### 4. 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の測定は、我孫子湖北台測定局と取手市役所測定局において行われている。

平成 29 年度の浮遊粒子状物質の測定結果は、表 3-1-8 に示すとおりであり、いずれの測定局も環境基準を満足している。

平成 25 年度～平成 29 年度の年平均値の推移は、表 3-1-9 及び図 3-1-5 にそれぞれ示すとおりである。年平均値は我孫子湖北台測定局で 0.027mg/m<sup>3</sup>から 0.017mg/m<sup>3</sup>と、取手市役所測定局で 0.021mg/m<sup>3</sup>から 0.014mg/m<sup>3</sup>と、いずれの測定局も減少傾向を示している。

表 3-1-8 浮遊粒子状物質の測定結果（平成 29 年度）

区分	測定局	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値の 2% 除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準との比較
一般	我孫子湖北台	0.017	0.047	無	○
一般	取手市役所	0.014	0.032	無	○

出典：「平成 29 年度大気環境常時測定結果」（平成 30 年 8 月、千葉県環境生活部大気保全課）  
「平成 30 年版環境白書（データ）」（茨城県ホームページ）

表 3-1-9 浮遊粒子状物質の経年変化（年平均値）

区分	測定局	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )				
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
一般	我孫子湖北台	0.027	0.021	0.020	0.017	0.017
一般	取手市役所	0.021	0.019	0.018	0.018	0.014

出典：「平成 29 年度大気環境常時測定結果」（平成 30 年 8 月、千葉県環境生活部大気保全課）  
「平成 30 年版環境白書（データ）」（茨城県ホームページ）

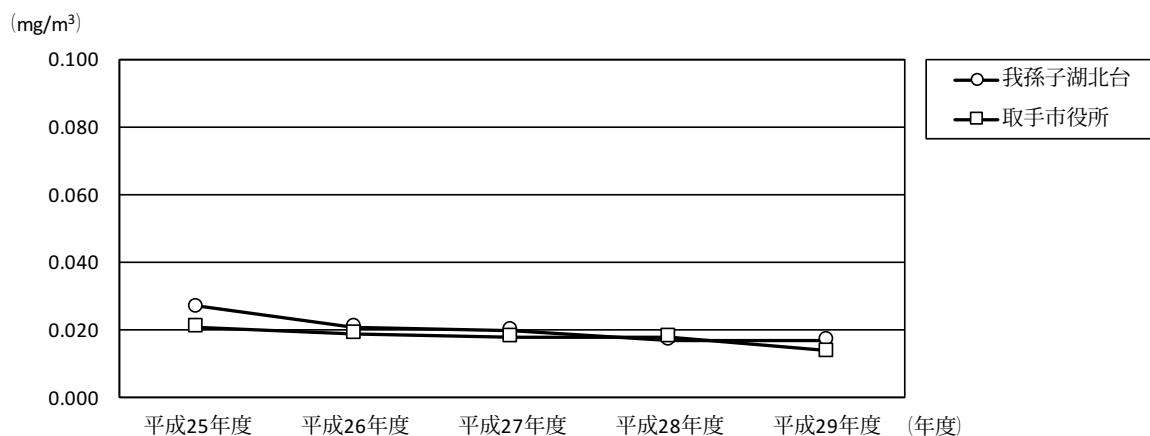


図 3-1-5 浮遊粒子状物質の経年変化（年平均値）

## 5. 微小粒子状物質

微小粒子状物質の測定は、我孫子湖北台測定局と取手市役所測定局において行われている。

平成 29 年度の微小粒子状物質の測定結果は、表 3-1-10 に示すとおりであり、いずれの測定局も環境基準を満足している。

平成 25 年度～平成 29 年度の年平均値の推移は、表 3-1-11 及び図 3-1-6 にそれぞれ示すとおりである。いずれの測定局も平成 25 年度からの測定であり、平成 25 年度は測定日数が 250 日未満の参考値である。年平均値は我孫子湖北台測定局で  $14.3 \mu\text{g}/\text{m}^3$  から  $12.7 \mu\text{g}/\text{m}^3$  と、取手市役所測定局で  $13.9 \mu\text{g}/\text{m}^3$  から  $11.2 \mu\text{g}/\text{m}^3$  と、いずれの測定局も減少傾向を示している。

表 3-1-10 微小粒子状物質の測定結果（平成 29 年度）

区分	測定局	年平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	日平均値の年間 98%値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	環境基準との比較
一般	我孫子湖北台	12.7	31.3	○
一般	取手市役所	11.2	32.8	○

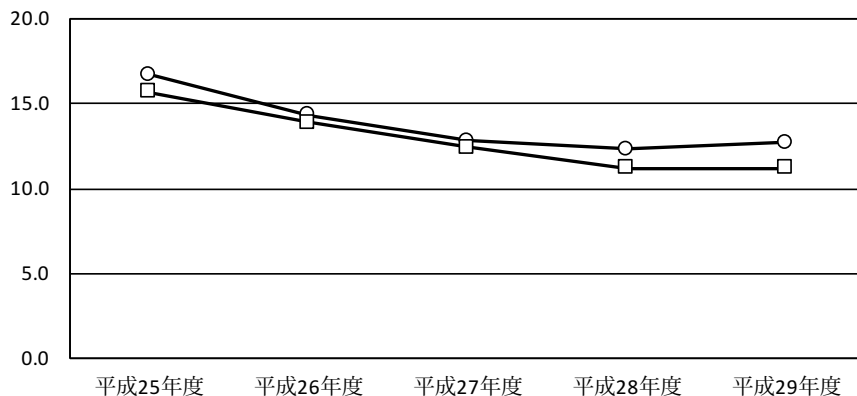
出典：「平成 29 年度大気環境常時測定結果」（平成 30 年 8 月、千葉県環境生活部大気保全課）  
「平成 30 年版環境白書（データ）」（茨城県ホームページ）

表 3-1-11 微小粒子状物質の経年変化（年平均値）

区分	測定局	年平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )				
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
一般	我孫子湖北台	(16.7)	14.3	12.8	12.3	12.7
一般	取手市役所	(15.7)	13.9	12.4	11.2	11.2

注) ( ) は測定日数が 250 日未満であることを示す。

出典：「平成 30 年度大気環境常時測定結果」（平成 29 年 8 月、千葉県環境生活部大気保全課）  
「平成 30 年版環境白書（データ）」（茨城県ホームページ）



6. ダイオキシン類

ダイオキシン類の測定は、取手市役所測定局において行われている。

平成 29 年度のダイオキシン類の測定結果は、表 3-1-12 に示すとおりであり、環境基準を満足している。

平成 25 年度～平成 29 年度の年平均値の推移は、表 3-1-13 及び図 3-1-7 にそれぞれ示すとおりである。年平均値は 0.031pg-TEQ/m<sup>3</sup>から 0.039pg-TEQ/m<sup>3</sup>であり、平成 27 年度までは減少傾向を示し、その後平成 28 年度に増加したが、平成 29 年度では減少している。

表 3-1-12 ダイオキシン類の測定結果（平成 29 年度）

区分	測定局	年平均値 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	環境基準との比較
一般	取手市役所	0.039	○

出典：「平成 30 年版環境白書（本編・データ）」（茨城県ホームページ）

表 3-1-13 ダイオキシン類の経年変化（年平均値）

区分	測定局	年平均値 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )				
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
一般局	取手市役所	0.031	0.030	0.020	0.058	0.039

出典：「平成 25 年度ダイオキシン類に係る環境調査結果」（平成 27 年 3 月、環境省）  
 「平成 26 年度ダイオキシン類に係る環境調査結果」（平成 28 年 3 月、環境省）  
 「平成 27 年度ダイオキシン類に係る環境調査結果」（平成 29 年 3 月、環境省）  
 「平成 28 年度ダイオキシン類に係る環境調査結果」（平成 30 年 3 月、環境省）  
 「平成 29 年度ダイオキシン類に係る環境調査結果」（平成 31 年 3 月、環境省）

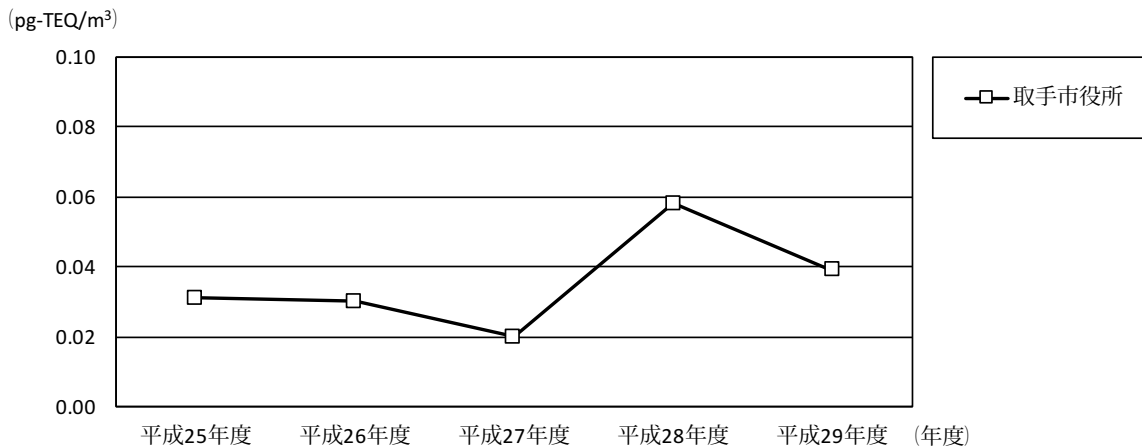


図 3-1-7 ダイオキシン類の経年変化（年平均値）

### 3-1-2 気象の状況

対象事業実施区域及びその周囲における気象観測所は、気象庁の地域気象観測所である我孫子観測所が対象事業実施区域の南東約 2.1km に位置している。気象観測所の概要は表 3-1-14 に、位置は図 3-1-8 にそれぞれ示すとおりである。

我孫子観測所における平成 23 年～平成 30 年の測定結果は表 3-1-15～表 3-1-17 に、平成 30 年の季節別及び年間の風配図は図 3-1-9 にそれぞれ示すとおりである。

我孫子観測所は平成 22 年 2 月以前に観測を開始しているが、観測場所の移転、観測装置の変更、観測の時間間隔の変更等の理由により、その前後のデータが均質でないため、平成 22 年以前のデータは扱わなかった。

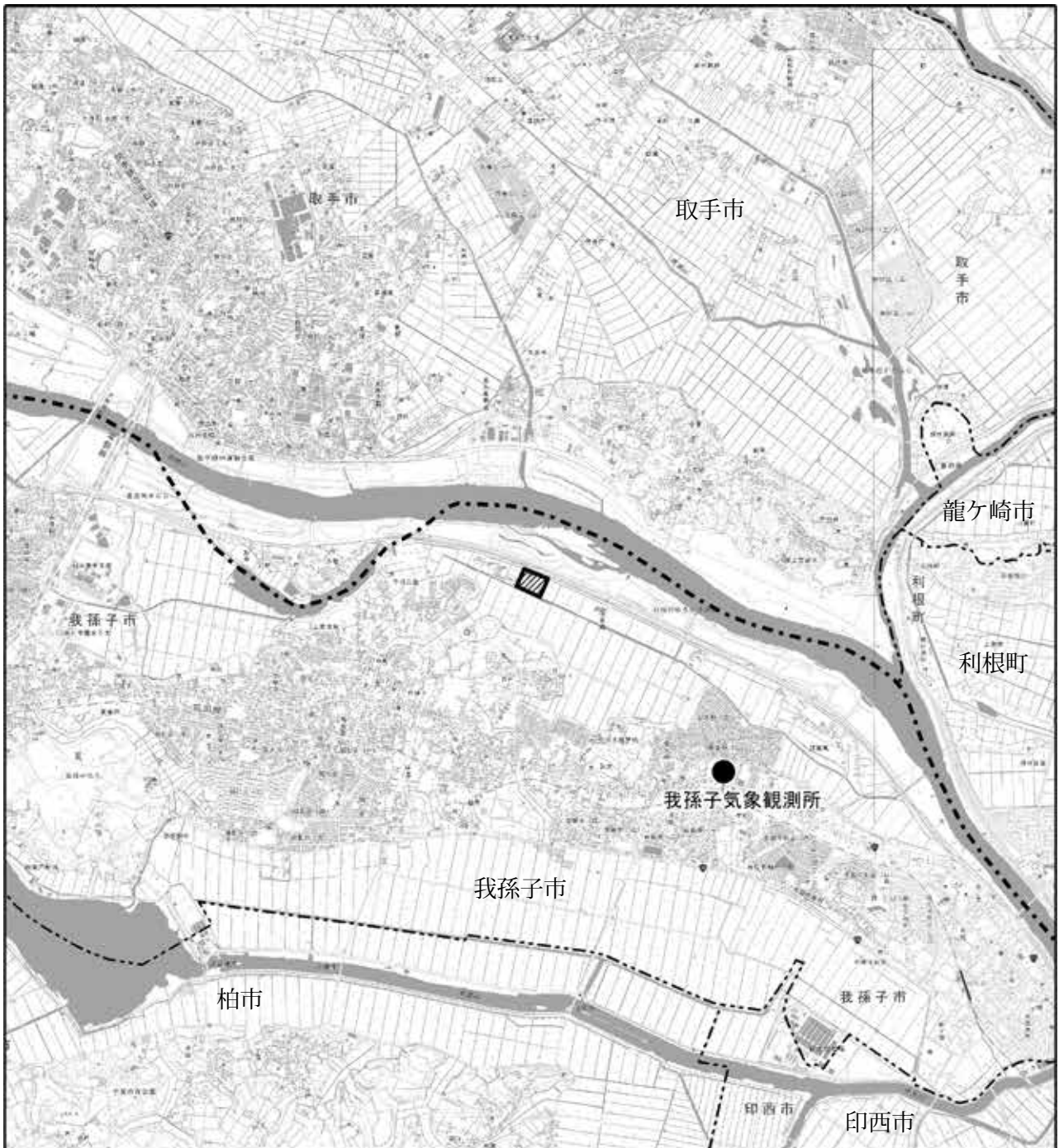
年間降水量は 1,193.5mm～1,553.5mm、日最大降水量は 67.5mm～196.5mm、年間平均気温は 14.0℃～15.3℃、最高気温は 35.4℃～39.2℃、最低気温は-6.9℃～-4.9℃、日照時間は 1,925.7 時間～2,234.8 時間である。

年間平均風速は 1.8m/秒～2.1m/秒、最大風速は 10.1m/秒～16.8m/秒である。8 年間を通じ最大風速発生時の出現風向は主に南南西である。



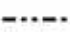

表 3-1-14 気象観測地点の概要

名称	所在地	観測開始 年 月 日	風向風速 計の高さ (地上高 m)	測定項目				
				降水 量	気温	日照 時間	風向	風速
我孫子観測所	我孫子市新木野	平成 22 年 3 月 11 日	10	○	○	○	○	○

出典：「地域気象観測所一覧(令和元年 11 月 5 日現在)」(気象庁ホームページ)



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 県界
-  : 市町界
-  : 気象観測所



1:50,000

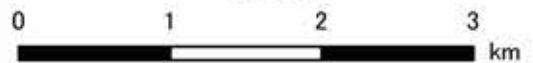


図 3-1-8 気象観測所位置図

出典：「地域気象観測所一覧（令和元年11月5日）現在」  
（気象庁ホームページ）

表 3-1-15 我孫子観測所の気象の概要（降水量）

観測年	項目	年間（月間） 降水量（mm）	日最大降水量		時間最大降水量	
			（mm）	起日	（mm）	起日
平成 23 年		1,376.5	126.5	9月21日	31.5	7月19日
平成 24 年		1,301.5	71.0	6月19日	23.5	6月19日
平成 25 年		1,447.5	196.5	10月16日	48.5	8月20日
平成 26 年		1,553.5	123.0	10月6日	29.5	10月6日
平成 27 年		1,458.5	115.0	9月10日	40.5	10月2日
平成 28 年		1,393.5	83.5	8月22日	53.5	7月20日
平成 29 年		1,197.0	118.5	10月22日	30.0	8月7日
平成 30 年		1,193.5	67.5	7月28日	38.5	8月31日
	1月	35.0	14.5	17日	7.5	17日
	2月	19.5	5.0	22日	3.5	28日
	3月	168.0	42.5	9日	15.0	1日
	4月	79.0	35.5	25日	12.0	25日
	5月	166.0	55.5	13日	24.0	13日
	6月	110.0	26.0	20日	11.0	20日
	7月	129.5	67.5	28日	18.5	28日
	8月	79.0	41.5	31日	38.5	31日
	9月	282.5	58.5	1日	28.5	1日
	10月	46.0	19.0	1日	17.0	1日
	11月	48.0	25.5	6日	15.5	6日
	12月	31.0	12.0	12日	3.5	12日

注) 我孫子観測所は平成 22 年 2 月以前に観測を開始しているが、観測場所の移転、観測装置の変更、観測の時間間隔の変更等の理由により、その前後のデータが均質でないため、ここには掲載していない。

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）

表 3-1-16 我孫子観測所の気象の概要（気温）

観測年	項目	年間(月間) 平均気温(℃)	最高気温		最低気温	
			(℃)	起日	(℃)	起日
平成 23 年		14.5	36.0	8月11日	-6.6	1月31日
平成 24 年		14.0	35.6	7月27日	-6.9	2月19日
平成 25 年		14.6	39.2	8月11日	-5.4	1月18日
平成 26 年		14.3	35.8	8月2日	-5.9	1月16日
平成 27 年		14.9	36.7	8月1日	-4.9	2月10日
平成 28 年		14.9	35.8	8月9日	-4.9	1月13日
平成 29 年		14.3	35.4	8月24日	-5.4	1月16日
平成 30 年		15.3	37.6	8月26日	-5.8	2月7日
	1月	2.7	14.9	9日	-5.0	13日
	2月	3.6	13.8	15日	-5.8	7日
	3月	10.1	24.2	29日	-1.0	7日
	4月	15.5	28.9	22日	4.0	9日
	5月	18.5	28.2	15日	7.1	11日
	6月	21.4	32.8	25日	13.4	17日
	7月	27.3	36.7	23日	17.7	6日
	8月	26.7	37.6	26日	15.9	18日
	9月	21.9	31.7	9日	11.8	28日
	10月	17.6	32.1	7日	8.5	31日
	11月	12.2	23.0	5日	2.1	23日
	12月	6.2	21.9	4日	-3.4	16日

注) 我孫子観測所は平成 22 年 2 月以前に観測を開始しているが、観測場所の移転、観測装置の変更、観測の時間間隔の変更等の理由により、その前後のデータが均質でないため、ここには掲載していない。

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）

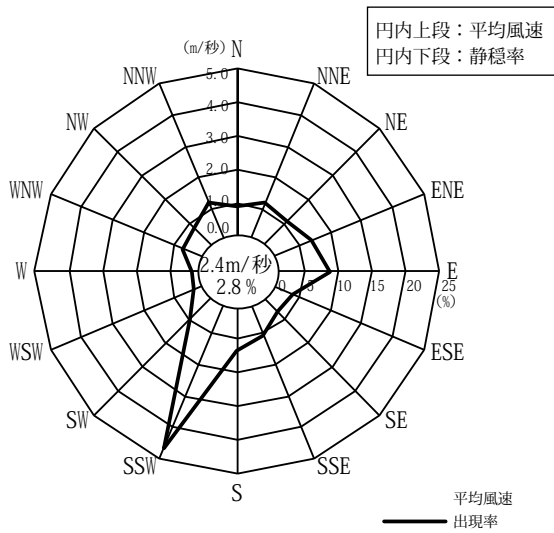
表 3-1-17 我孫子観測所の気象の概要（風向風速及び日照時間）

観測年	項目	年間(月間) 平均風速 (m/秒)	最多風向	最大風速			年間 (月間) 日照時間 (時間)
				(m/秒)	風向	起日	
平成 23 年		2.0	(南南西)	14.7	南南西	9月21日	2,152.1
平成 24 年		2.0	(北西)	13.6	南南西	6月20日	2,139.2
平成 25 年		2.1	(東)	11.0	南南西	4月7日	2,234.8
平成 26 年		1.9	(南南西)	10.1	南南西	3月30日	2,206.1
平成 27 年		1.9	(東)	10.3	南南西	10月2日	2,058.1
平成 28 年		1.8	東	12.9	東南東	8月22日	1,925.7
平成 29 年		1.8	南南西	10.3	南	9月18日	2,124.6
平成 30 年		2.1	南南西	16.8	南南西	9月18日	2,161.3
	1月	1.8	北西	7.7	南南西	10日	212.4
	2月	1.7	北北西	6.3	西	18日	168.4
	3月	2.2	南南西	10.8	南南西	5日	204.2
	4月	2.7	南南西	11.9	南南西	11日	200.7
	5月	2.5	南南西	10.3	南南西	3日	186.8
	6月	2.4	南南西	10.5	南南西	27日	179.0
	7月	2.8	南南西	9.8	南南西	4日	245.5
	8月	2.6	南南西	10.3	南南西	24日	218.0
	9月	2.2	南南西	11.6	南南西	4日	94.4
	10月	1.7	北北西	16.8	南南西	1日	143.1
	11月	1.3	北北西	3.7	西北西	6日	156.8
	12月	1.5	北北西	7.3	南南西	4日	152.0

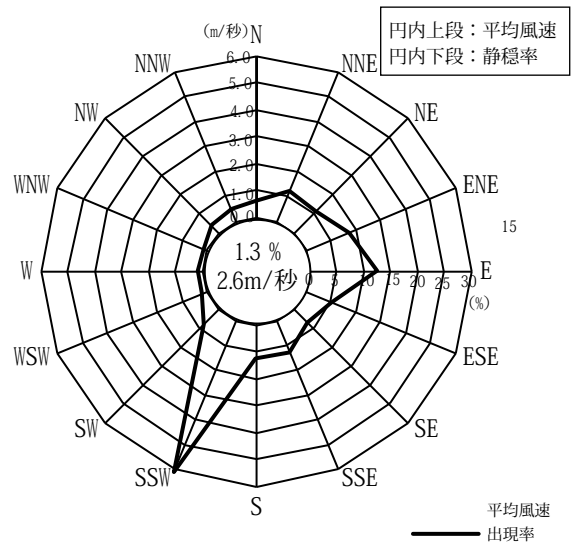
注1) 我孫子観測所は平成22年2月以前に観測を開始しているが、観測場所の移転、観測装置の変更、観測の時間間隔の変更等の理由により、その前後のデータが均質でないため、ここには掲載していない。

注2) 「( )」は、統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値(資料が欠けていない)と同等に扱うもの(準正常値)を示す。

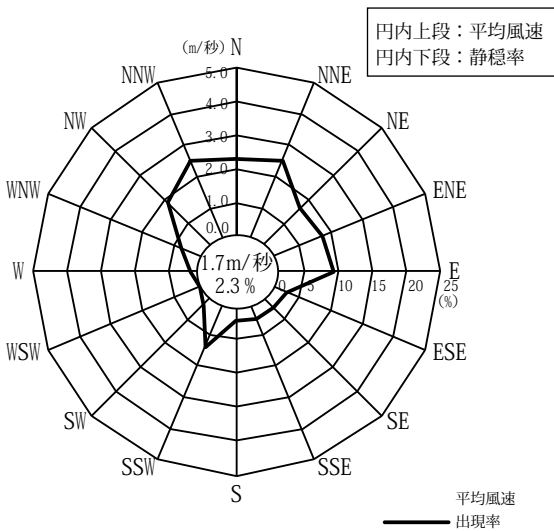
出典:「過去の気象データ検索」(気象庁ホームページ)



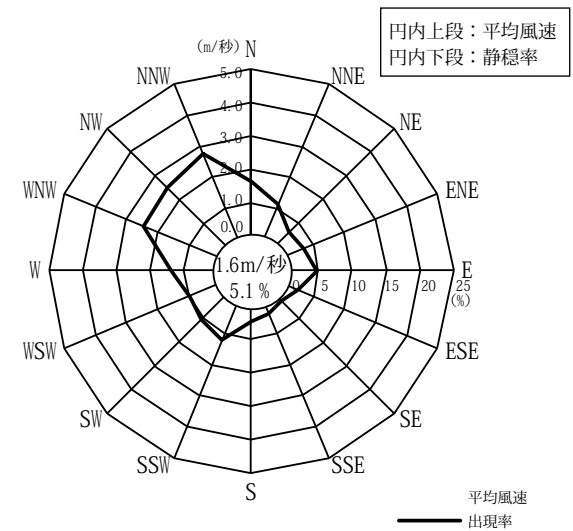
春（平成 29 年 3 月～5 月）



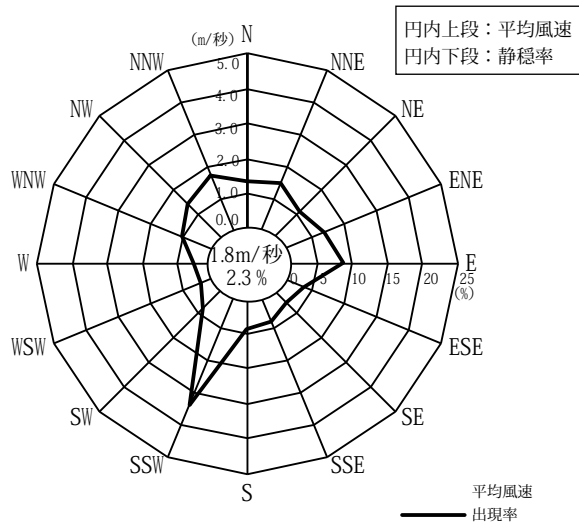
夏（平成 29 年 6 月～8 月）



秋（平成 29 年 9 月～11 月）



冬（平成 29 年 1 月～2 月、12 月）



年間

出典：「過去の気象データ・ダウンロード（我孫子観測所）」（気象庁ホームページ）

図 3-1-9 我孫子観測所における風配図（平成 29 年）

### 3-2-8 水質の状況

#### 1. 河川及び湖沼

対象事業実施区域及びその周囲では、国土交通省、千葉県及び柏市により公共用水域の水質測定計画及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質測定が実施されている他、我孫子市により古利根沼と主要排水路の独自の水質測定が実施されている。

対象事業実施区域及びその周囲で実施されている公共用水域の水質測定地点等の概要は表 3-1-18 に、調査地点の位置は図 3-1-10 及び図 3-1-11 にそれぞれ示すとおりである。

平成 30 年度の公共用水域の水質測定結果は、表 3-1-19～表 3-1-21 に示すとおりであり、利根川では DO、SS、大腸菌群数、手賀沼では pH、COD、SS、全窒素及び全リンで環境基準を満たさない値が見られるが、その他の項目及び手賀沼流入河川（染井入落）における測定地点である染井新橋の全項目は環境基準を満足している。

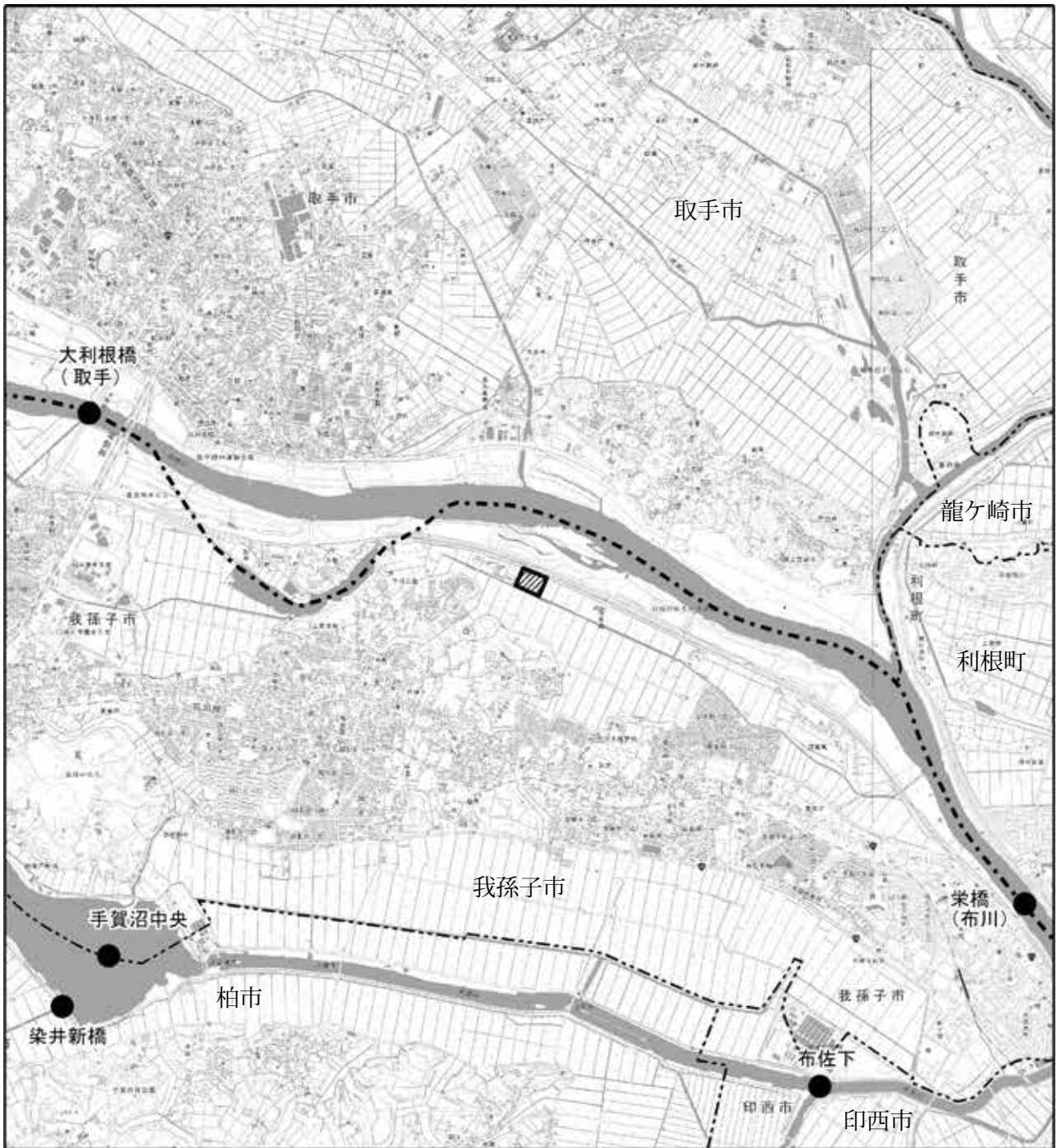
古利根沼と主要排水路の水質測定結果は、表 3-1-22 に示すとおりである。古利根沼では pH、COD の値が高い傾向にあった。主要排水路では大腸菌群数の値が高い傾向にあった。主要排水路のうち、中里幹線は、BOD の値が 12.0mg/L、全窒素の値が 11.33mg/L、全リンが 1.33mg/L と非常に高い値であった。

表 3-1-18 公共用水域水質測定地点等の概要





区分	河川名/湖沼名		水域名	番号	地点名	類型	所在地	調査機関名		
公共用水域 水質測定計画	河川	利根川	利根川	1	大利根橋 (取手)	河川 A 生物 B	我孫子市	国土交通省		
				2	栄橋 (布川)					
			利根川流入河川 手賀沼流入河川	染井入落	-	3	染井新橋	-	柏市	柏市
	湖沼	手賀沼	手賀沼	手賀沼	4	手賀沼中央	湖沼 B 湖沼 V 生物 B	我孫子市	千葉県	
					5	布佐下		印西市	国土交通省	
独自調査	河川	利根川	利根川流入排水路	布湖排水路	-	布湖排水路	我孫子市	我孫子市		
			古利根沼流入排水路						我湖排水路	7
		手賀沼	手賀沼流入排水路	湖北集水路	8	湖北集水路				
		手賀川	手賀川流入排水路	中里幹線 布佐幹線	9	中里幹線				
				10	布佐幹線					
	湖沼	古利根沼	古利根沼	古利根沼	11	古利根沼流出口	-	我孫子市	我孫子市	
					12	古利根沼中央				

出典：「平成 31 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」（千葉県）

「環境年報 平成 29 年（2017 年）度のまとめ」（平成 31 年 3 月、我孫子市）

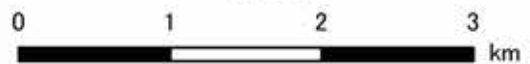


凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 県界
-  : 市町界
-  : 水質等調査地点

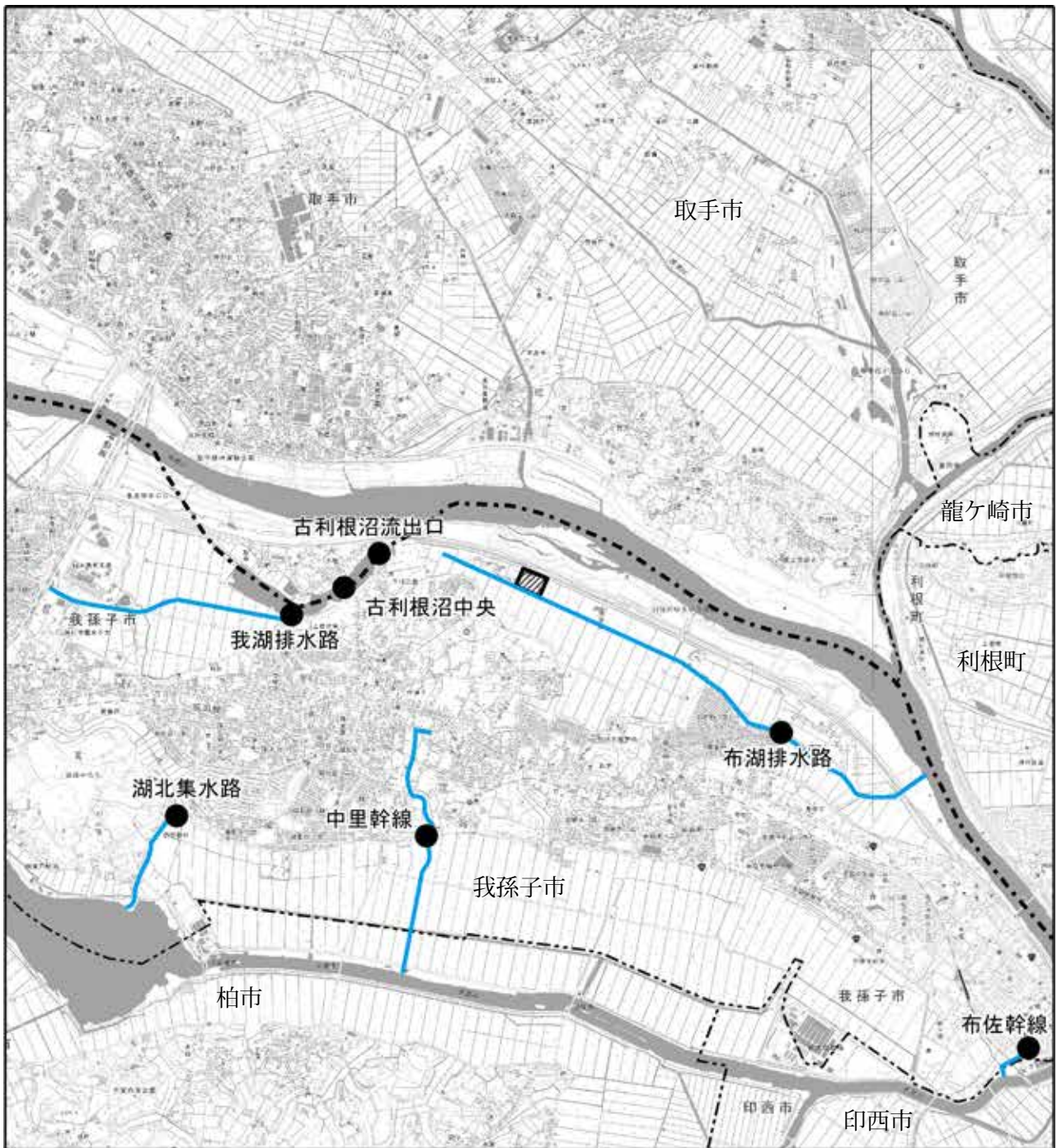


1:50,000







出典：「平成 31 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」  
 (千葉県)  
 「平成 30 年度ダイオキシン類に係る公共用水域  
 (水質・底質) 測定結果について」(千葉県ホームページ)

図 3-1-10 対象事業実施区域及びその  
 周囲の水質測定地点位置図

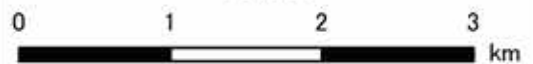


凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 県界
-  : 市町界
-  : 水質調査地点



1:50,000



出典：「環境年報 平成 29 年(2017 年)度のまとめ」  
 (我孫子市ホームページ)  
 「我孫子市生活環境図集Ⅳ 2014 15. 下水道Ⅱ (雨水)」  
 (平成 28 年 3 月、我孫子市)

図 3-1-11 古利根沼及び排水路  
 水質測定地点位置図

表 3-1-19 水質測定結果（利根川：平成 30 年度）

項目			利根川		環境基準 (河川A) (生物B)
			大利根橋(取手)	栄橋(布川)	
生活環境項目	pH	最大値	7.8	7.8	6.5 以上
		最小値	7.4	7.5	8.5 以下
	DO (mg/L)	最大値	12.0	12.0	7.5 以上
		最小値	7.7	6.1	
	BOD (mg/L)	75%値	1.0	1.1	2 以下
	COD (mg/L)	75%値	3.1	3.3	-
	SS (mg/L)	最大値	43	19	25 以下
		最小値	3	2	
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	最大値	23,000	13,000	1,000 以下
		最小値	230	230	
	全窒素 (mg/L)	平均値	2.2	2.2	-
全リン (mg/L)	平均値	0.12	0.13	-	
全亜鉛 (mg/L)	平均値	0.006	0.005	0.03 以下	
健康項目	カドミウム (mg/L)		<0.0003	<0.0003	0.003 以下
	全シアン (mg/L)		<0.1	<0.1	検出されないこと
	鉛 (mg/L)		0.001	0.002	0.01 以下
	六価クロム (mg/L)		<0.005	<0.005	0.05 以下
	砒素 (mg/L)		0.001	0.001	0.01 以下
	総水銀 (mg/L)		<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
	アルキル水銀 (mg/L)		-	-	検出されないこと
	PCB (mg/L)		-	<0.0005	検出されないこと
	ジクロロメタン (mg/L)		-	<0.002	0.02 以下
	四塩化炭素 (mg/L)		-	<0.0002	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)		-	<0.0004	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)		-	<0.01	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)		-	<0.004	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)		-	<0.1	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)		-	<0.0006	0.006 以下
	トリクロロエチレン (mg/L)		<0.001	<0.001	0.01 以下
	テトラクロロエチレン (mg/L)		<0.001	<0.001	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)		-	<0.0002	0.002 以下
	チウラム (mg/L)		-	<0.0006	0.006 以下
	シマジン (mg/L)		-	<0.0003	0.003 以下
	チオベンカルブ (mg/L)		-	<0.002	0.02 以下
	ベンゼン (mg/L)		-	<0.001	0.01 以下
	セレン (mg/L)		-	<0.001	0.01 以下
	ふっ素 (mg/L)		0.09	0.1	0.8 以下
	ほう素 (mg/L)		-	<0.1	1 以下
	1,4-ジオキサン (mg/L)		-	<0.005	0.05 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)		-	2.3	10 以下
要監視項目	EPN (mg/L)		-	<0.0006	0.006 以下 (*)
	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)		-	0.12	1 以下

注 1) 生活環境項目の最大値、最小値、平均値、75%値は、公表値を基に集計した値である。

注 2) 健康項目の測定値は年間平均値である。ただし、全シアン、鉛、アルキル水銀、ふっ素、ほう素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は最高値である。

注 3) 「<」は定量下限値未満であることを示す。

注 4) (\*)は要監視項目の指針値であることを示す。

注 5) ダイオキシン類の最新の測定年度は平成 28 年度 である。

出典：「公共用水域地点別水質測定結果データベース－利根川及び流入河川 利根川 2018」(千葉県ホームページ)

「平成 30 年度ダイオキシン類に係る公共用水域(水質・底質)調査結果について」(千葉県ホームページ)

表 3-1-20 水質測定結果（手賀沼流入河川・染井新橋：平成 30 年度）

項目		手賀沼流入河川		環境基準
		染井新橋		
生活環境項目	pH	最大値	8.7	類型指定なし
		最小値	8.1	
	DO (mg/L)	最大値	18.0	
		最小値	11.0	
	BOD (mg/L)	75%値	4.2	
	COD (mg/L)	75%値	6.6	
	SS (mg/L)	最大値	6	
		最小値	1	
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	最大値	33,000	
		最小値	1,300	
全窒素 (mg/L)	平均値	2.8		
全リン (mg/L)	平均値	0.13		
全亜鉛 (mg/L)	平均値	0.004		
健康項目	カドミウム (mg/L)	<0.0003	0.003 以下	
	全シアン (mg/L)	<0.1	検出されないこと	
	鉛 (mg/L)	0.001	0.01 以下	
	六価クロム (mg/L)	<0.005	0.05 以下	
	砒素 (mg/L)	<0.001	0.01 以下	
	総水銀 (mg/L)	<0.0005	0.0005 以下	
	アルキル水銀 (mg/L)	-	検出されないこと	
	PCB (mg/L)	<0.0005	検出されないこと	
	ジクロロメタン (mg/L)	<0.002	0.02 以下	
	四塩化炭素 (mg/L)	<0.0002	0.002 以下	
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0004	0.004 以下	
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.01	0.1 以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.004	0.04 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.1	1 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0006	0.006 以下	
	トリクロロエチレン (mg/L)	<0.001	0.01 以下	
	テトラクロロエチレン (mg/L)	<0.001	0.01 以下	
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	<0.0002	0.002 以下	
	チウラム (mg/L)	<0.0006	0.006 以下	
	シマジン (mg/L)	<0.0003	0.003 以下	
	チオベンカルブ (mg/L)	<0.002	0.02 以下	
	ベンゼン (mg/L)	<0.001	0.01 以下	
	セレン (mg/L)	<0.001	0.01 以下	
	ふっ素 (mg/L)	0.16	0.8 以下	
	ほう素 (mg/L)	<0.1	1 以下	
	1,4-ジオキサン (mg/L)	<0.005	0.05 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	3.9	10 以下		
要監視項目	EPN (mg/L)	<0.0006	0.006 以下 (*)	
	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	0.61	1 以下	

注 1) 生活環境項目の最大値、最小値、平均値、75%値は、公表値を基に集計した値である。

注 2) 健康項目の測定値は年間平均値である。ただし、全シアンは最高値である。

注 3) 「<」は定量下限値未満であることを示す。

注 4) (\*)は要監視項目の指針値であることを示す。

出典：「公共用水域地点別水質測定結果データベース－利根川及び流入河川 利根川流入河川 2018」

(千葉県ホームページ)

「平成 30 年度ダイオキシン類に係る公共用水域（水質・底質）測定結果について」

(千葉県ホームページ)

表 3-1-21 水質測定結果（手賀沼：平成 30 年度）

項目		手賀沼		環境基準 (湖沼B) (湖沼V) (生物B)	
		手賀沼中央	布佐下		
生活環境項目	pH	最大値	9.5	9.5	6.5 以上
		最小値	8.1	7.8	8.5 以下
	DO (mg/L)	最大値	20.0	17.0	5 以上
		最小値	6.0	6.6	
	BOD (mg/L)	75%値	8.0	5.4	-
	COD (mg/L)	75%値	10.0	8.8	5 以下
	SS (mg/L)	最大値	100	32	15 以下
		最小値	10	16	
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	最大値	3,300	33,000	-
		最小値	230	279	
全窒素 (mg/L)	平均値	2.1	1.8	1 以下	
全リン (mg/L)	平均値	0.16	0.15	0.1 以下	
全亜鉛 (mg/L)	平均値	0.008	0.007	0.03 以下	
健康項目	カドミウム (mg/L)	<0.0003	<0.0003	0.003 以下	
	全シアン (mg/L)	<0.1	<0.1	検出されないこと	
	鉛 (mg/L)	0.001	0.003	0.01 以下	
	六価クロム (mg/L)	<0.005	<0.005	0.05 以下	
	砒素 (mg/L)	0.001	0.002	0.01 以下	
	総水銀 (mg/L)	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下	
	アルキル水銀 (mg/L)	-	-	検出されないこと	
	PCB (mg/L)	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	
	ジクロロメタン (mg/L)	<0.002	-	0.02 以下	
	四塩化炭素 (mg/L)	<0.0002	-	0.002 以下	
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0004	-	0.004 以下	
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.01	-	0.1 以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.004	-	0.04 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.1	-	1 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0006	-	0.006 以下	
	トリクロロエチレン (mg/L)	<0.001	<0.001	0.01 以下	
	テトラクロロエチレン (mg/L)	<0.001	<0.001	0.01 以下	
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	<0.0002	-	0.002 以下	
	チウラム (mg/L)	<0.0006	-	0.006 以下	
	シマジン (mg/L)	<0.0003	-	0.003 以下	
	チオベンカルブ (mg/L)	<0.002	-	0.02 以下	
	ベンゼン (mg/L)	<0.001	-	0.01 以下	
	セレン (mg/L)	<0.001	-	0.01 以下	
	ふっ素 (mg/L)	0.11	0.1	0.8 以下	
	ほう素 (mg/L)	0.1	0	1 以下	
	1,4-ジオキサン (mg/L)	<0.005	-	0.05 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	1.7	1.6	10 以下		
要監視項目	EPN (mg/L)	<0.0006	-	0.006 以下 (*)	
	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	0.21	-	1 以下	

注 1) 生活環境項目の最大値、最小値、平均値、75%値は、公表値を基に集計した値である。

注 2) 健康項目の測定値は年間平均値である。ただし、全シアンは最高値である。

注 3) 「<」は定量下限値未満であることを示す。

注 4) (\*)は要監視項目の指針値であることを示す。

出典：「公共用水域地点別水質測定結果データベース—湖沼 手賀沼 2018」（千葉県ホームページ）

「平成 30 年度ダイオキシン類に係る公共用水域（水質・底質）測定結果について」

（千葉県ホームページ）

表 3-1-22 水質測定結果（古利根沼・排水路：平成 29 年度）

項目		古利根沼		排水路				
		流出口	中央	湖北集水路	中里幹線	布佐幹線	我湖排水路	布湖排水路
pH	最大値	9.4	9.8	7.8	8.1	8.3	8.9	7.9
	最小値	8.0	8.1	7.4	7.5	7.4	7.6	7.3
BOD	mg/L	6.9	7.6	2.7	12.0	4.5	3.4	3.1
COD	mg/L	10.7	9.3	5.5	12.0	7.2	6.6	6.2
DO	mg/L	13.3	11.9	8.0	7.4	8.6	12.4	8.5
SS	mg/L	16.2	17.9	8.3	8.6	8.0	8.1	21.0
n-ヘキサン抽出物質	mg/L	—	—	<0.5	1.4	<0.5	<0.5	<0.5
全窒素	mg/L	1.8	2.5	3.55	11.33	2.66	3.91	2.29
全リン	mg/L	0.12	0.16	0.248	1.33	0.252	0.263	0.321
全亜鉛	mg/L	—	—	0.008	0.020	0.032	0.007	0.008
ノニノレフェノーノレ	mg/L	—	—	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
大腸菌群数	MPN/100mL	4,336	49,543	17,000	4,000	130,000	25,000	4,700
直鎖アルカンゼンスルホン酸及びその塩	mg/L	—	—	<0.02	0.02	0.01	<0.01	0.01
カドミウム	mg/L	—	—	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
全シアン	mg/L	—	—	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
鉛	mg/L	—	—	<0.001	0.002	0.003	<0.001	0.002
六価クロム	mg/L	—	—	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
砒素	mg/L	—	—	<0.001	<0.001	0.004	0.002	0.005
総水銀	mg/L	—	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	—	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
トリクロロエチレン	mg/L	—	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
テトラクロロエチレン	mg/L	—	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	mg/L	—	—	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
四塩化炭素	mg/L	—	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	—	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
ベンゼン	mg/L	—	—	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	mg/L	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素	mg/L	—	—	2.46	7.52	0.43	2.46	0.9
亜硝酸性窒素	mg/L	—	—	0.13	0.56	0.22	0.08	0.03
ほう素	mg/L	—	—	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
ふっ素	mg/L	—	—	0.08	0.09	0.15	0.13	0.13
1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

注 1) 測定値は年間平均値である。ただし、pH は最小、最大を示す。

注 2) 「<」は定量下限値未満であることを示す。

出典：「環境年報 平成 29 年（2017 年）度のまとめ」（令和元年 3 月、我孫子市）

## 2. 地下水

公共用水域及び地下水の水質測定計画及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき地下水の水質測定が行われている。平成 25 年度～平成 29 年度において、対象事業実施区域及びその周囲で実施された地下水の概況調査、その他調査（要監視項目調査）、及びダイオキシン類に係る常時監視による水質測定結果は、表 3-1-23 及び表 3-1-24 に示すとおりである。

千葉県内の調査地点では、鉛が我孫子市布佐（平成 25 年度）及び柏市布瀬(1 地点)（平成 28 年度）で、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が我孫子市布佐（平成 26 年度）、我孫子市都部及び柏市布瀬(2 地点)（平成 28 年度）で環境基準をわずかに超過しているが、その他の項目では環境基準を満足している。

表 3-1-23(1) 地下水の水質測定結果（千葉県：平成 25 年度～26 年度） 単位：mg/L

項目	平成 25 年度		平成 26 年度			環境基準	
	我孫子市	柏市	我孫子市	柏市			
	布佐	染井入新田*1	布佐	手賀*2	柳戸*3		
井戸深度 (m)	不明	50					
用途	その他	一般飲用	一般飲用				
カドミウム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003 以下	
全シアン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	
鉛	0.011	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下	
六価クロム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.05 以下	
砒素	不検出	不検出	0.004	不検出	不検出	0.01 以下	
総水銀	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005 以下	
アルキル水銀	-	-	不検出	不検出	-	検出されないこと	
PCB	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	
ジクロロメタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02 以下	
四塩化炭素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002 以下	
塩化ビニルモノマー	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002 以下	
1,2-ジクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.004 以下	
1,1-ジクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1 以下	
1,2-ジクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.04 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	1 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006 以下	
トリクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下	
テトラクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下	
1,3-ジクロロプロペン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002 以下	
チウラム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006 以下	
シマジン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003 以下	
チオベンカルブ	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02 以下	
ベンゼン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下	
セレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下	
ふっ素	0.09	不検出	不検出	0.15	0.14	0.8 以下	
ほう素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	1 以下	
1,4-ジオキサン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.05 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.33	不検出	13	0.2	0.16	10 以下	
要監視項目	EPN	-	-	-	不検出	-	0.006 以下 (*)
	ニッケル	-	-	-	不検出	-	- (*)
	アンチモン	-	-	-	不検出	-	0.02 以下 (*)
ダイオキシン (pg-TEQ/L)	-	0.015	-	0.067	-	1 以下	

注 1) (\*) は要監視項目の指針値であることを示す。

注 2) \*1、\*2、\*3 は詳細な地点が公表されておらず、対象事業実施区域及びその周囲に位置する可能性がある。

出典：「平成 25 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）

「平成 26 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）

「平成 25 年度ダイオキシン類に係る地下水調査結果について」（千葉県ホームページ）

「平成 26 年度ダイオキシン類に係る地下水測定結果について」（千葉県ホームページ）

表 3-1-23(2) 地下水の水質測定結果（千葉県：平成 27 年度～29 年度） 単位：mg/L

項目	平成 27 年度			平成 28 年度		平成 29 年度	環境基準	
	我孫子市	柏市		柏市		我孫子市		
	都部*4	手賀*5	柳戸*6	布瀬*7	布瀬*8	布佐		
井戸深度 (m)	不明	50	40	不明	30	不明		
用途	生活用水	生活用水	一般飲用	一般飲用	一般飲用	生活用水		
カドミウム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003 以下	
全シアン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	
鉛	0.001	不検出	不検出	不検出	0.019	不検出	0.01 以下	
六価クロム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.05 以下	
砒素	不検出	不検出	不検出	不検出	0.001	0.001	0.01 以下	
総水銀	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005 以下	
アルキル水銀	-	不検出	不検出	-	-	不検出	検出されないこと	
PCB	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	
ジクロロメタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02 以下	
四塩化炭素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002 以下	
塩化ビニルモノマー	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002 以下	
1,2-ジクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.004 以下	
1,1-ジクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1 以下	
1,2-ジクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.04 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	1 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006 以下	
トリクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下	
テトラクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下	
1,3-ジクロロプロペン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002 以下	
チウラム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006 以下	
シマジン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003 以下	
チオベンカルブ	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02 以下	
ベンゼン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下	
セレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下	
ふっ素	不検出	不検出	0.08	不検出	不検出	0.15	0.8 以下	
ほう素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	1 以下	
1,4-ジオキサン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.05 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	12	不検出	不検出	12	15	0.06	10 以下	
要監視項目	EPN	-	-	不検出	-	不検出	-	0.006 以下 (*)
	ニッケル	-	-	0.001	-	0.001	-	- (*)
	アンチモン	-	-	不検出	-	0.0004	-	0.02 以下 (*)
ダイオキシン (pg-TEQ/L)	-	-	0.057	-	0.056	-	1 以下	

注 1) (\*) は要監視項目の指針値であることを示す。

注 2) \*4、\*5、\*6、\*7、\*8 は詳細な地点が公表されておらず、対象事業実施区域及びその周囲に位置する可能性がある。

出典：「平成 27 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）  
「平成 28 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）  
「平成 29 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）  
「平成 27 年度ダイオキシン類に係る地下水測定結果について」（千葉県ホームページ）  
「平成 28 年度ダイオキシン類に係る地下水測定結果について」（千葉県ホームページ）  
「平成 29 年度ダイオキシン類に係る地下水測定結果について」（千葉県ホームページ）

茨城県内の調査地点では、砒素が利根町下曾根(平成28年度)及び取手市東(平成28年度)で環境基準を超過しているが、その他の地点・項目では環境基準を満足している。

表 3-1-24(1) 地下水の水質測定結果(茨城県:平成25年度) 単位:mg/L

項目	平成25年度				環境基準
	取手市			利根町	
	取手市大留*1	取手市取手	取手市稲*2	利根町布川*3	
カドミウム	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003以下
全シアン	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
鉛	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01以下
六価クロム	不検出	不検出	不検出	不検出	0.05以下
砒素	不検出	0.009	0.005	不検出	0.01以下
総水銀	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005以下
アルキル水銀	-	-	-	-	検出されないこと
PCB	-	-	-	-	検出されないこと
ジクロロメタン	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02以下
四塩化炭素	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002以下
塩化ビニルモノマー	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	0.006以下
トリクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01以下
テトラクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	不検出	不検出	不検出	-	0.002以下
チウラム	不検出	不検出	不検出	-	0.006以下
シマジン	不検出	不検出	不検出	-	0.003以下
チオベンカルブ	不検出	不検出	不検出	-	0.02以下
ベンゼン	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01以下
セレン	-	-	-	-	0.01以下
ふっ素	0.26	不検出	不検出	0.08	0.8以下
ほう素	0.16	0.20	不検出	0.06	1以下
1,4-ジオキサン	不検出	不検出	不検出	不検出	0.05以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	不検出	不検出	1.5	不検出	10以下
ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	0.021	-	-	-	1以下

注) \*1、\*2、\*3は詳細な地点が公表されておらず、対象事業実施区域及びその周囲に位置する可能性がある。

出典:「H25地下水結果」(茨城県ホームページ)

「平成26年版環境白書(データ)」(茨城県ホームページ)

表 3-1-24(2) 地下水の水質測定結果 (茨城県：平成 26 年度～28 年度)

単位：mg/L

項目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度		環境基準
	取手市				
	取手市柵木*4	取手市青柳	取手市本郷*5	取手市小文間*6	
カドミウム	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003 以下
全シアン	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
鉛	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
六価クロム	不検出	不検出	不検出	不検出	0.05 以下
砒素	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
総水銀	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005 以下
アルキル水銀	-	-	不検出	不検出	検出されないこと
PCB	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02 以下
四塩化炭素	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002 以下
塩化ビニルモノマー	0.0006	不検出	不検出	不検出	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	不検出	-	-	-	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	不検出	-	-	-	0.006 以下
トリクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
テトラクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	-	-	不検出	-	0.002 以下
チウラム	-	-	不検出	-	0.006 以下
シマジン	-	-	不検出	-	0.003 以下
チオベンカルブ	-	-	不検出	-	0.02 以下
ベンゼン	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
セレン	-	-	-	不検出	0.01 以下
ふっ素	0.13	不検出	不検出	不検出	0.8 以下
ほう素	0.07	0.04	不検出	不検出	1 以下
1,4-ジオキサン	不検出	不検出	不検出	不検出	0.05 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.03	0.02	6.2	9.4	10 以下
ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	-	-	-	-	1 以下

注) \*4、\*5、\*6 は詳細な地点が公表されておらず、対象事業実施区域及びその周囲に位置する可能性がある。

出典：「H26 地下水結果」(茨城県ホームページ)

「H27 地下水結果」(茨城県ホームページ)

「H28 地下水結果」(茨城県ホームページ)

「平成 27 年版環境白書 (データ)」(茨城県ホームページ)

「平成 28 年版環境白書 (データ)」(茨城県ホームページ)

「平成 29 年版環境白書 (データ)」(茨城県ホームページ)

表 3-1-24 (3) 地下水の水質測定結果（茨城県：平成 28 年度～平成 29 年度） 単位：mg/L

項目	平成 28 年度		平成 29 年度	環境基準
	利根町	取手市	利根町	
	利根町下曾根*7	取手市東	利根町布川	
カドミウム	不検出	不検出	不検出	0.003 以下
全シアン	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
鉛	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
六価クロム	不検出	不検出	不検出	0.05 以下
砒素	0.032	0.018	不検出	0.01 以下
総水銀	不検出	不検出	不検出	0.0005 以下
アルキル水銀	不検出	-	-	検出されないこと
PCB	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン	不検出	不検出	不検出	0.02 以下
四塩化炭素	不検出	不検出	不検出	0.002 以下
塩化ビニルモノマー	不検出	不検出	不検出	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	不検出	不検出	不検出	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	不検出	不検出	不検出	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	0.006 以下
トリクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
テトラクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	-	不検出	-	0.002 以下
チウラム	-	不検出	-	0.006 以下
シマジン	-	不検出	-	0.003 以下
チオベンカルブ	-	不検出	-	0.02 以下
ベンゼン	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
セレン	-	-	-	0.01 以下
ふっ素	0.20	不検出	0.18	0.8 以下
ほう素	0.13	不検出	0.08	1 以下
1,4-ジオキサン	不検出	不検出	不検出	0.05 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.08	4.5	不検出	10 以下
ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	0.022	-	-	1 以下

注) \*7 は詳細な地点が公表されておらず、対象事業実施区域及びその周囲に位置する可能性がある。

出典：「H28 地下水結果」(茨城県ホームページ)

「H29 地下水結果」(茨城県ホームページ)

「平成 29 年版環境白書 (データ)」(茨城県ホームページ)

「平成 30 年版環境白書 (データ)」(茨城県ホームページ)

### 3-1-4 水象の状況

対象事業実施区域及びその周囲は利根川流域に位置しており、利根川が対象事業実施区域の北側を北西から南東に流れている他、利根川水系の河川や湖沼が周囲に分布している。国土交通省及び県が管理する 2 級河川以上の対象事業実施区域及びその周囲を流れる河川の概要は表 3-1-25 に、河川等の位置は図 3-1-12 にそれぞれ示すとおりである。

なお、「環境年報 平成 29 年（2017 年）度のまとめ」（平成 31 年 3 月、我孫子市）によると、対象事業実施区域及びその周囲には、多くの淡水魚が生育し市民の格好の釣り場として親しまれている古利根沼が位置している。古利根沼はかつての利根川本流が湾曲していた部分の三日月形水面であり、明治末期の河川改修により、水面の北側に堤防が築かれ利根川南岸に取り残された広さ約 0.17km<sup>2</sup>の細長い沼である。

表 3-1-25 対象事業実施区域及びその周囲の河川の概要（2 級河川以上）

水系	河川名	区域		延長(km)	管理者	等級
		上流端	下流端			
利根川	利根川	群馬県利根郡みなかみ町大字藤原地先の大水上山山麓水源	海に至る	322 (幹川流路延長)	国土交通省	1 級
	北千葉導水路	利根川からの分派点	坂川の合流点	23.1	国土交通省	1 級
	手賀川	手賀沼からの流出点	利根川への合流点	7.7	国土交通省	1 級
	小貝川	栃木県那須郡南那須村大赤根の山地	利根川合流点	112 (幹川流路延長)	国土交通省	1 級
	手賀沼	全面	-	16.7 (周囲)	千葉県	1 級
	弁天川	手賀川からの分派点	手賀川への合流点	1.5	千葉県	1 級
	下手賀川	下手賀沼からの流出点	手賀川への合流点	1.9	千葉県	1 級
	相野谷川	取手市岡字八丁 1463 番の 1 地先の県道橋下流端	利根川への合流点	5.5	茨城県	1 級
	北浦川	取手市中内字中内 236 番地先 取手市山王字太田 702 番地先	小貝川への合流点	7.9	茨城県	1 級
	西浦川	取手市寺田字新田沼 104 番地先の市道橋下流端	小貝川への合流点	6.2	茨城県	1 級
	新利根川	小貝川からの分岐点	霞ヶ浦への流入点	33.0	茨城県	1 級

注) 上流端について 2 段で表示している場合、上段は左岸、下段は右岸を示す。

出典：「利根川のあらし」（国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所ホームページ）

「小貝川」（国土交通省ホームページ）

「千葉県統計年鑑(平成 30 年)」（千葉県ホームページ）

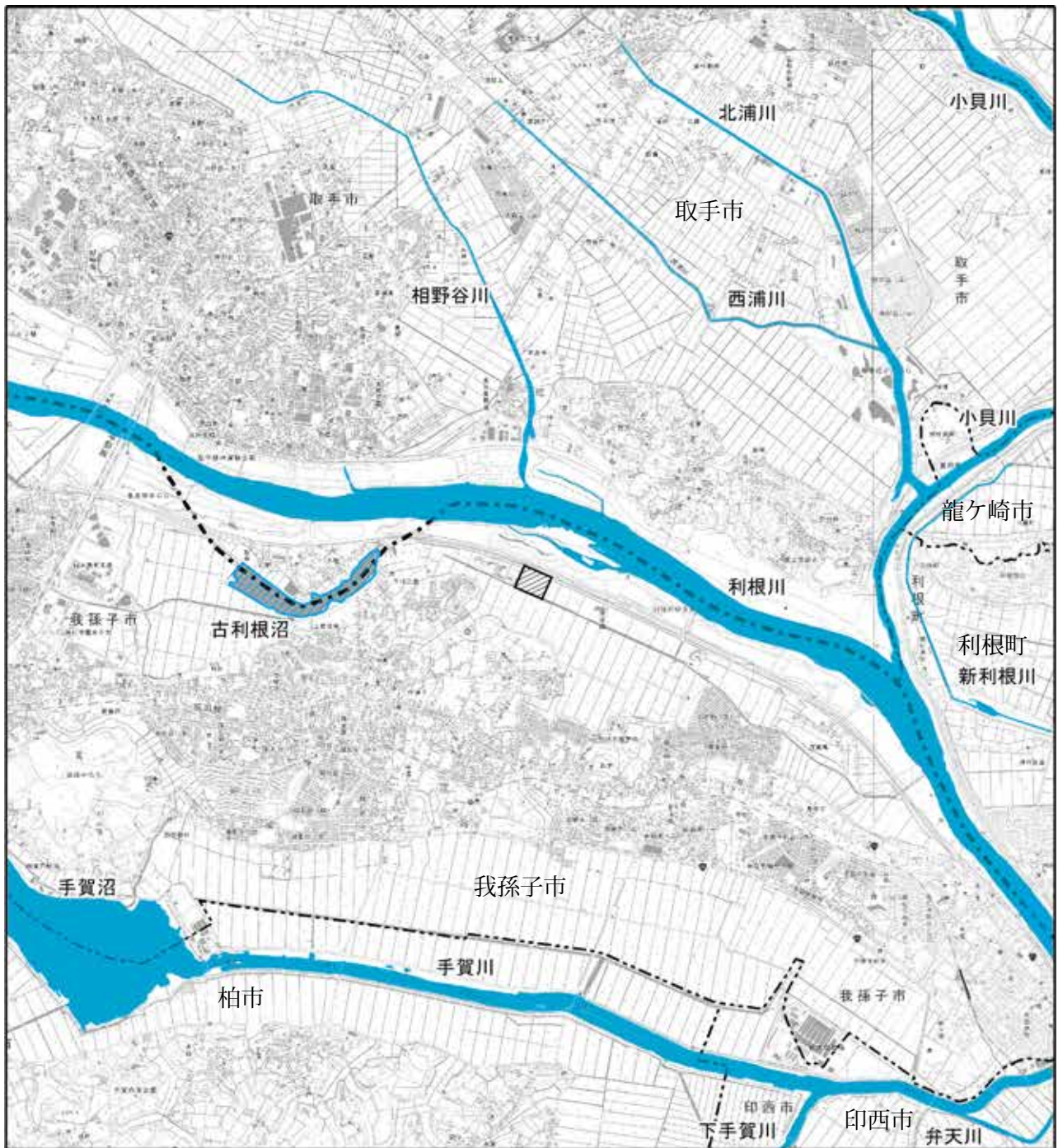
「千葉県柏土木事務所管内図」（平成 26 年 3 月、千葉県ホームページ）

「千葉県印旛土木事務所管内図」（平成 29 年 3 月、千葉県ホームページ）

「利根川水系利根川圏域河川整備計画(変更)」（平成 30 年 1 月、茨城県）

「利根川水系小貝川圏域河川整備計画(変更)」（平成 24 年 2 月、茨城県）

「利根川水系霞ヶ浦圏域河川整備計画(変更)」（平成 27 年 11 月、茨城県）



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 県界
-  : 市町界
-  : 河川
-  : 公共用水域以外（沼）

注) 図幅内の北千葉導水路はトンネル区間のため表示していない。

出典: 「千葉県柏土木事務所管内図」(千葉県ホームページ)  
 「千葉県印旛土木事務所管内図」(千葉県ホームページ)  
 「環境年報 平成 29 年(2017 年)度のまとめ」  
 (平成 31 年 3 月、我孫子市)  
 「茨城県竜ヶ崎工事事務所管内図」(茨城県ホームページ)



1:50,000

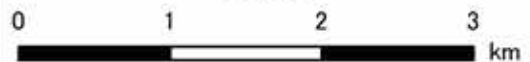


図 3-1-12 河川等位置図

### 3-1-5 水底の底質

対象事業実施区域及びその周囲における公共用水域の水質測定計画に基づく底質の調査は、平成22年度以降実施されていない（「水文水質データベース」（国土交通省ホームページ））。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく底質の調査が利根川の栄橋（布川）等で実施されており、調査結果は、表3-1-26に示すとおり、各地点とも環境基準を満足している。

なお、同一名称の測定地点は水質測定地点と同一であり、測定地点の位置は、図3-1-10（「3-1-3 水質の状況」参照）に示すとおりである。

表 3-1-26 対象事業実施区域及びその周囲の底質測定結果

単位：pg-TEQ/L

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度		平成29年度	平成30年度		環境基準
	手賀沼流入河川	手賀沼流入河川	利根川	手賀沼流入河川	手賀沼流入河川	手賀沼流入河川	手賀沼	
	染井新橋	染井新橋	栄橋(布川)	染井新橋	染井新橋	染井新橋	手賀沼中央	
ダイオキシン類	3.9	1.7	6.0	9.5	4.0	4.4	13	150以下

出典：「平成26年度ダイオキシン類に係る公共用水域（水質・底質）測定結果について」（千葉県ホームページ）  
 「平成27年度ダイオキシン類に係る公共用水域（水質・底質）測定結果について」（千葉県ホームページ）  
 「平成28年度ダイオキシン類に係る公共用水域（水質・底質）測定結果について」（千葉県ホームページ）  
 「平成29年度ダイオキシン類に係る公共用水域（水質・底質）測定結果について」（千葉県ホームページ）  
 「平成30年度ダイオキシン類に係る公共用水域（水質・底質）測定結果について」（千葉県ホームページ）

### 3-1-6 騒音及び低周波音の状況

対象事業実施区域及びその周囲で平成 24 年度以降に実施されている環境騒音及び道路交通騒音の調査地点等の概要は表 3-1-27 及び表 3-1-28 に、調査地点の位置は図 3-1-13 及び図 3-1-14 にそれぞれ示すとおりである。

表 3-1-27 環境騒音調査地点の概要

県	市	地域種別	番号	地点名	用途地域	調査年度	実施主体
千葉県	我孫子市	一般地域	1	我孫子市保健センター	商業地域	平成 28 年度	我孫子市
			2	新木大坂下公園	第 1 種低層住居専用地域		
			3	久遠苑(特別養護老人ホーム)	市街化調整		
			4	森の公園	第 1 種低層住居専用地域		
			5	亀田森稲荷神社	第 1 種低層住居専用地域		
			6	下ヶ戸向口公園	第 1 種低層住居専用地域		
			7	都部集会所	第 1 種低層住居専用地域	平成 27 年度	
			8	老人福祉センターつつじ荘	市街化調整		
			9	青山台中央公園	第 1 種低層住居専用地域	平成 26 年度	
			10	八幡神社	第 1 種中高層住居専用地域		
			11	五本松公園	市街化調整	平成 24 年度	
			12	湖北台団地	第 1 種中高層住居専用地域		
		13	湖北台 5 号公園	第 1 種低層住居専用地域 2 車線以上	平成 27 年度		
		14	中峠亀田谷公園	第 1 種低層住居専用地域 2 車線以上			
		15	水戸信用金庫布佐支店	近隣商業・2 車線以上	平成 24 年度		
		16	湖北台 7 丁目	第 1 種中高層住居専用地域 2 車線以上			
		17	N E C 我孫子事業所	工業専用・2 車線以上			
茨城県	取手市	一般地域	18	桜が丘第1集会場	第 1 種低層住居専用地域	平成 25 年度	取手市
			19	中央公民館	第 1 種住居地域		
		道路に面する地域	20	井野公民館	第 1 種中高層住居専用地域		
			21	ときわ台自治会本部集会場	第 1 種低層住居専用地域		
			22	ゆうあいプラザ	第 1 種住居地域		
			23	寺原公民館	第 1 種住居地域		

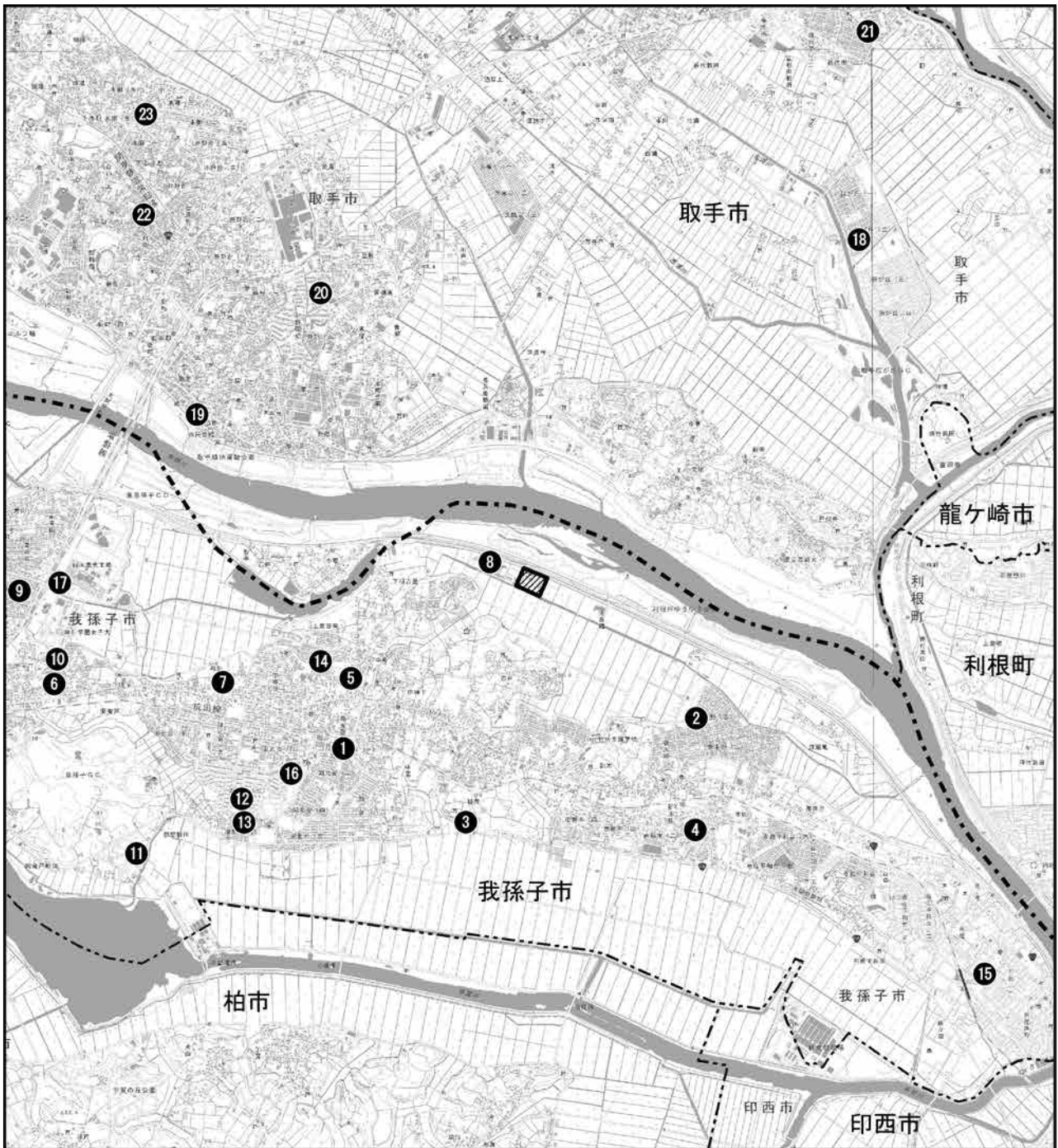
出典：「環境年報 平成 29 年（2017 年）度のまとめ」（平成 31 年 3 月、我孫子市）

「取手市環境基本計画 資料編」（取手市ホームページ）2019 年 1 月更新





表 3-1-28 道路交通騒音調査地点の概要

県	市	調査種別	番号	道路名	測定場所	調査日	実施主体			
千葉県	我孫子市	要請限度	1	一般国道 356 号	我孫子市下ヶ戸 608-1	平成 29 年 11 月 6 日～12 日	我孫子市			
			2	一般国道 356 号	我孫子市新々田 122-2	平成 29 年 11 月 17 日～23 日				
			3	一般国道 356 号	我孫子市布佐 2972-1	平成 29 年 6 月 17 日～23 日				
			4	主要地方道千葉竜ヶ崎線	我孫子市布佐 2990-2	平成 25 年 5 月 22 日～28 日				
茨城県	取手市	常時監視	5	一般国道 6 号	取手市井野	平成 25 年 10 月 7 日～8 日	取手市			
			6	一般国道 294 号	取手市寺田	平成 29 年 10 月 17 日～18 日				
			7	一般県道寺原停車場線	取手市駒場 1 丁目 5	平成 28 年 10 月 24 日～25 日				
			8	一般県道我孫子利根線	取手市小堀	平成 28 年 10 月 24 日～25 日				
			9	一般県道取手東線	取手市小文間	平成 27 年 10 月 29 日～30 日				
			10	一般県道白山前取手線	取手市白山 1-1-13	平成 26 年 10 月 1 日～2 日				
			11	一般県道取手停車場線	取手市取手 2-4	平成 25 年 10 月 7 日～8 日				
			12	一般県道長沖藤代線	取手市藤代南 3-10	平成 29 年 10 月 17 日～18 日				
			13	一般県道取手谷中線	取手市清水	平成 29 年 10 月 17 日～18 日				
				利根町	14	一般県道取手東線		利根町大字布川	平成 29 年 1 月 12 日～13 日	利根町

出典：「環境年報 平成 25 年（2013 年）度のまとめ」（平成 27 年 3 月、我孫子市）  
「環境年報 平成 29 年（2017 年）度のまとめ」（平成 31 年 3 月、我孫子市）  
「環境展望台 環境 GIS 自動車騒音の常時監視結果」（国立環境研究所ホームページ）



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 県界
-  : 市町界
-  : 環境騒音調査地点



1:50,000



図 3-1-13 環境騒音の調査地点位置図

出典：「環境年報 平成 29 年（2017 年）度のまとめ」  
 （平成 31 年 3 月、我孫子市）  
 「取手市環境基本計画 資料編」（取手市ホームページ）



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 県界
-  : 市町界
-  : 道路交通騒音調査地点
-  : 国道
-  : 主要地方道
-  : 県道



1:50,000



出典：「環境年報 平成 25 年（2013 年）度のまとめ」  
 （平成 27 年 3 月、我孫子市）  
 「環境年報 平成 29 年（2017 年）度のまとめ」  
 （平成 31 年 3 月、我孫子市）  
 「環境展望台 環境 GIS 自動車騒音の常時監視結果」  
 （国立環境研究所ホームページ）

図 3-1-14 道路交通騒音の調査地点位置図

対象事業実施区域及びその周囲で平成 24 年度以降に実施されている環境騒音及び道路交通騒音の調査結果は、表 3-1-29 及び表 3-1-30 にそれぞれ示すとおりである。

対象事業実施区域最寄りの環境騒音調査地点の内、環境基準が設定されている調査地点は、南西側約 1.5km に位置する番号 5：亀田森稲荷神社であり、平成 28 年度の調査結果は昼間 38 デシベル、夜間 33 デシベルと環境基準を満足している。

環境基準が設定されている環境騒音調査地点の内、一般地域の調査地点はいずれも環境基準を満足しているが、道路に面する地域の調査地点の内、番号 13：湖北台 5 号公園、番号 15：水戸信用金庫布佐支店、番号 16：湖北台 7 丁目は昼間・夜間ともに環境基準を超過している。

道路交通騒音の調査結果は、番号 1：国道 356 号の昼間・夜間、番号 4：主要地方道千葉竜ヶ崎線の夜間、番号 5：国道 6 号の昼間・夜間、番号 6：国道 294 号の夜間、番号 14：一般県道取手東線の昼間・夜間で環境基準を超過している。ただし、番号 1：国道 356 号を含む我孫子市内の調査地点 4 地点（番号 1～番号 4）はいずれも要請限度を満足している。

低周波音について、対象事業実施区域及びその周囲の位置する地方公共団体のホームページを確認したところ、対象事業実施区域及びその周囲で低周波音に係る調査を実施したとする記録は確認できなかった。

千葉県では環境研究センターにおいて食品工場や他の施設に係る苦情他に対応するため、低周波音の測定を実施したとする報告が平成 13 年度・平成 15 年度・平成 22 年度の「環境研究センター年報」（千葉県ホームページ）において紹介されていたが、実施市町村等の記載はなかった。同様に、茨城県では茨城県霞ヶ浦環境科学センターにおいて発生源の解明と実態把握のための調査を実施したとする報告が平成 17 年の「茨城県霞ヶ浦環境科学センター年報」（茨城県ホームページ）において紹介されていたが、実施市町村等の記載はなかった。

表 3-1-29 環境騒音の調査結果

単位：デシベル

県	市	地域種別	番号	地点名	時間区分	調査結果 騒音レベル (L <sub>Aeq</sub> )	環境基準
千葉県	我孫子市	一般地域	1	我孫子市保健センター	昼間	46	60
					夜間	38	50
			2	新木大坂下公園	昼間	43	55
					夜間	37	45
			3	久遠苑(特別養護老人ホーム)	昼間	51	-
					夜間	43	-
			4	森の公園	昼間	40	55
					夜間	32	45
			5	亀田森稲荷神社	昼間	38	55
					夜間	33	45
			6	下ヶ戸向口公園	昼間	42	55
					夜間	40	45
		7	都部集会所	昼間	44	55	
				夜間	40	45	
		8	老人福祉センターつつじ荘	昼間	46	-	
				夜間	44	-	
		9	青山台中央公園	昼間	48	60	
				夜間	43	55	
		10	八幡神社	昼間	46	55	
				夜間	41	45	
		11	五本松公園	昼間	47	-	
				夜間	40	-	
		12	湖北台団地	昼間	44	55	
夜間	37			45			
道路に面する地域	13	湖北台 5 号公園	昼間	64	60		
			夜間	56	55		
	14	中峠亀田谷公園	昼間	59	60		
			夜間	52	55		
	15	水戸信用金庫布佐支店	昼間	66	65		
			夜間	62	60		
	16	湖北台 7 丁目	昼間	66	60		
			夜間	61	55		
	17	N E C 我孫子事業所	昼間	66	-		
			夜間	61	-		
茨城県	取手市	一般地域	18	桜が丘第 1 集会場	昼間	47	55
					夜間	39	45
		19	中央公民館	昼間	51	55	
				夜間	39	45	
		道路に面する地域	20	井野公民館	昼間	50	60
					夜間	41	55
			21	ときわ台自治会本部集会場	昼間	51	60
					夜間	44	55
			22	ゆうあいプラザ	昼間	52	65
					夜間	49	60
		23	寺原公民館	昼間	54	65	
夜間	47	60					

出典：「環境年報 平成 29 年（2017 年）度のまとめ」（平成 31 年 3 月、我孫子市）  
「取手市環境基本計画 資料編」（取手市ホームページ）

表 3-1-30 道路交通騒音の調査結果

単位：デシベル

県	市	調査種別	番号	道路名	測定場所	時間区分	調査結果 騒音レベル (L <sub>Aeq</sub> )	要請限度	環境基準
千葉県	我孫子市	要請限度	1	一般国道 356 号	我孫子市下ヶ戸 608-1	昼間	72	75	70
						夜間	67	70	65
			2	一般国道 356 号	我孫子市新々田 122-2	昼間	64	75	70
						夜間	58	70	65
			3	一般国道 356 号	我孫子市布佐 2972-1	昼間	68	75	70
						夜間	63	70	65
			4	主要地方道 千葉竜ヶ崎線	我孫子市布佐 2990-2	昼間	63	75	65
						夜間	61	70	60
茨城県	取手市	常時監視	5	一般国道 6 号	取手市井野	昼間	74		70
						夜間	72		65
			6	一般国道 294 号	取手市寺田	昼間	69		70
						夜間	67		65
			7	一般県道 寺原停車場線	取手市駒場 1 丁目 5	昼間	65		70
						夜間	57		65
			8	一般県道 我孫子利根線	取手市小堀	昼間	66		70
						夜間	63		65
			9	一般県道 取手東線	取手市小文間	昼間	67		70
						夜間	62		65
			10	一般県道 白山前取手線	取手市白山 1-1-13	昼間	61		70
						夜間	56		65
			11	一般県道 取手停車場線	取手市取手 2-4	昼間	62		70
	夜間					57		65	
12	一般県道 長沖藤代線	取手市藤代南 3-10	昼間	67		70			
			夜間	61		65			
13	一般県道 取手谷中線	取手市清水	昼間	64		70			
			夜間	57		65			
14	一般県道 取手東線	利根町大字布川	昼間	71		70			
			夜間	66		65			

出典：「環境年報 平成 25 年（2013 年）度のまとめ」（平成 27 年 3 月、我孫子市）  
「環境年報 平成 29 年（2017 年）度のまとめ」（平成 31 年 3 月、我孫子市）  
「環境展望台 環境 GIS 自動車騒音の常時監視結果」（国立環境研究所ホームページ）

### 3-1-7 振動の状況

対象事業実施区域及びその周囲で実施されている道路交通振動の調査地点等の概要は表 3-1-31 に、調査地点の位置は図 3-1-15 に、調査結果は表 3-1-32 にそれぞれ示すとおりである。道路交通振動の調査結果は、すべての地点において要請限度を満足している。

表 3-1-31 道路交通振動調査地点の概要

県	市	調査種別	番号	道路名	測定場所	調査日	実施主体
千葉県	我孫子市	要請限度	1	一般国道 356 号	我孫子市下ヶ戸 608-1	平成 29 年 11 月 6 日～12 日	我孫子市
			2	一般国道 356 号	我孫子市新々田 122-2	平成 29 年 11 月 17 日～23 日	
			3	一般国道 356 号	我孫子市布佐 2972-1	平成 29 年 6 月 17 日～23 日	
			4	主要地方道 千葉竜ヶ崎線	我孫子市布佐 2990-2	平成 25 年 5 月 22 日～28 日	

出典：「環境年報 平成 25 年（2013 年）度のまとめ」（平成 27 年 3 月、我孫子市）  
「環境年報 平成 29 年（2017 年）度のまとめ」（平成 31 年 3 月、我孫子市）

表 3-1-32 道路交通振動の調査結果

単位：デシベル

県	市	調査種別	番号	道路名	測定場所	時間区分	調査結果 振動レベル(L <sub>10</sub> )	要請限度
千葉県	我孫子市	要請限度	1	一般国道 356 号	我孫子市下ヶ戸 608-1	昼間	48	65
						夜間	41	60
			2	一般国道 356 号	我孫子市新々田 122-2	昼間	37	65
						夜間	30	60
			3	一般国道 356 号	我孫子市布佐 2972-1	昼間	40	65
						夜間	34	60
			4	主要地方道 千葉竜ヶ崎線	我孫子市布佐 2990-2	昼間	50	65
						夜間	47	60

出典：「環境年報 平成 25 年（2013 年）度のまとめ」（平成 27 年 3 月、我孫子市）  
「環境年報 平成 29 年（2017 年）度のまとめ」（平成 31 年 3 月、我孫子市）



凡例

- : 対象事業実施区域
- : 県界
- : 市町界
- : 道路交通振動調査地点
- : 国道
- : 主要地方道
- : 県道



1:50,000



出典：「環境年報 平成 25 年（2013 年）度のまとめ」（平成 27 年 3 月、我孫子市）  
 「環境年報 平成 29 年（2017 年）度のまとめ」（平成 31 年 3 月、我孫子市）

図 3-1-15 道路交通振動の調査地点位置図

### 3-1-8 悪臭の状況

悪臭について、対象事業実施区域及びその周囲の位置する地方公共団体のホームページ（環境白書、環境基本計画等）を確認したところ、対象事業実施区域及びその周囲で悪臭に係る調査を実施したとする記録は確認できなかった。

### 3-1-9 地形及び地質等の状況

#### 1. 地形

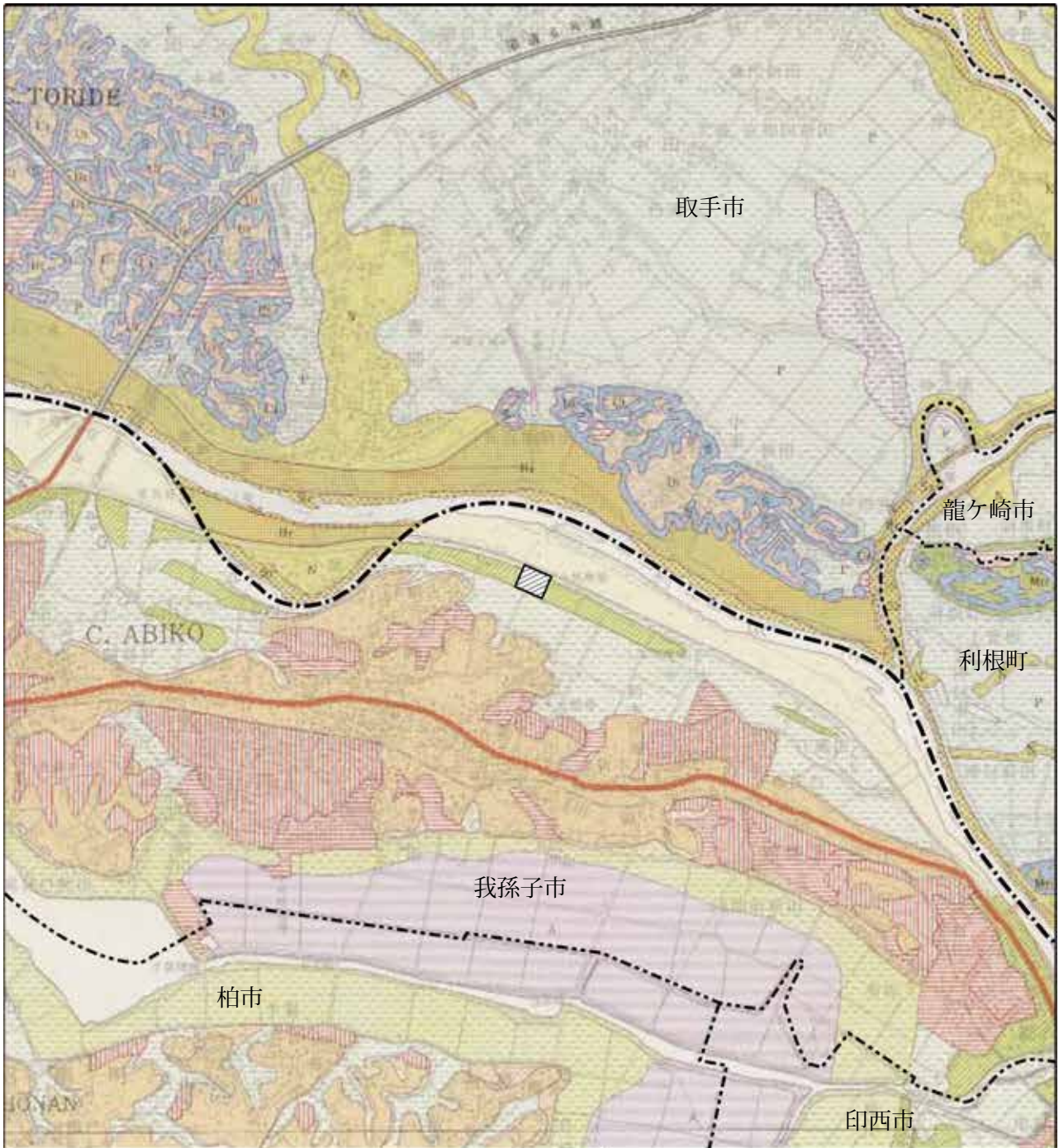
対象事業実施区域が位置する我孫子市は、千葉県北西部に位置し、千葉県柏市、印西市、茨城県取手市及び北相馬郡利根町と隣接する手賀沼と利根川にはさまれた細長い馬の背状の土地である。

対象事業実施区域は、我孫子市の北側を流れる利根川沿いに位置しており、我孫子市と取手市にまたがる古利根沼の東側約 650m にある。

対象事業実施区域及びその周囲の地形分類図は、図 3-1-16 に示すとおりである。

対象事業実施区域は低地の自然堤防・砂州に属し、南側一帯は谷底平野の地形となっている。

なお、対象事業実施区域及びその周囲には、「日本の地形レッドデータブック第1集新装版」（古今書院、平成12年12月）及び「日本の地形レッドデータブック第2集」（古今書院、平成14年3月）による「保存すべき地形」は存在しない。



凡例 : 対象事業実施区域 : 県界 : 市町界

- |             |             |          |
|-------------|-------------|----------|
| 千葉県         |             |          |
| 台地          | 低地          | 人工地形     |
| : 上位砂礫台地    | : 谷底平野      | : 切土改变地  |
| : 中位砂礫台地    | : 氾濫原平野     | : 盛土改变地  |
| : 下位砂礫台地    | : 三角州平野     | : 埋土地    |
| : 低位砂礫台地    | : 自然堤防・砂州   | : 干拓地    |
| : 斜面        | : 旧河道       | その他      |
|             | : 後背湿地      | : 地形界    |
|             | : 高水敷       | : 国道     |
|             |             | : 主要地方道  |
| 茨城県         |             |          |
| 台地          | 低地          | その他      |
| : 上位砂礫台地    | : 谷底平野及び氾濫原 | : 崖および斜面 |
| : 中位砂礫浸食段丘1 | : 自然堤防      | : 地形改变地  |
| : 中位砂礫浸食段丘2 | : 高水敷       | : 低崖     |
| : 中位砂礫浸食段丘3 | : 河原        | : 地形界    |
| : 下位砂礫浸食段丘群 | : 旧流路跡      | : 国道     |
|             | : 湖岸低地      | : 一級河川   |
|             | : 干拓地       |          |
|             | : 旧砂州       |          |



1:50,000

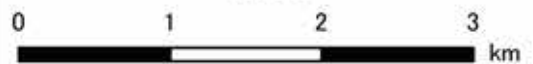


図 3-1-16 地形分類図

出典:「土地分類基本調査(地形分類図)龍ヶ崎」(昭和58年12月、千葉県)  
「土地分類基本調査(地形分類図)龍ヶ崎」(昭和62年12月、茨城県)

## 2. 地質

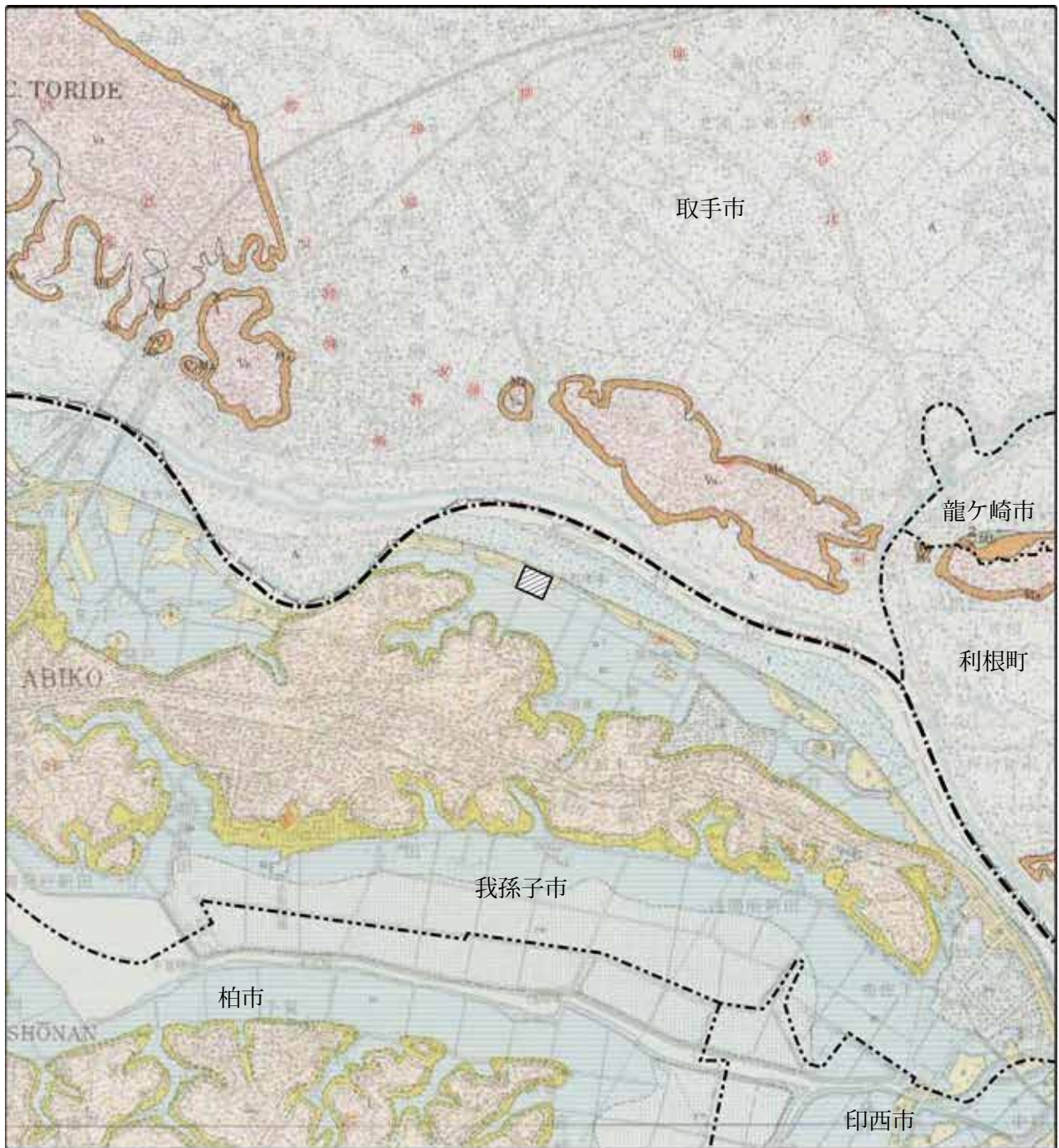
対象事業実施区域及びその周囲の表層地質図は、図 3-1-17 に示すとおりである。

対象事業実施区域は利根川右岸に位置している。

表層地質図によると、対象事業実施区域が位置する一帯は砂がち堆積物で覆われている。南側一帯には泥がち堆積物が広がっており、北側の利根川沿いの地域は現河床堆積物が広がる一帯である。

## 3. 湧水

対象事業実施区域及びその周囲には、「湧水保全ポータルサイト」（環境省）に掲載されている「代表的な湧水」及び「ちばの湧水めぐり」（特定非営利活動法人水環境研究所、平成 22 年 7 月）による湧水地点は存在しない。



**凡例**

: 対象事業実施区域   
 : 県界   
 : 市町界

**千葉県**

<b>未固結堆積物</b>	<b>半固結堆積物</b>	
: 埋立地堆積物	: 砂 2	: 泥岩
: 現河床堆積物	: 砂 3	: 火山性岩石
: 泥がち堆積物	: 砂 4	: ローム 1
: 砂がち堆積物	: 砂 5	: ローム 2
: 砂 1	: 泥 1	: ローム 3
	: 砂 6	

**茨城県**

<b>未固結堆積物</b>	<b>火山性碎屑物</b>	
: 礫・砂・シルト・粘土	: 火山灰	: 地質境界線
<b>半固結堆積物</b>		: 推定境界線
: 礫・砂・シルト・粘土		: 地質断面線
: 砂・砂鉄・浮石粒		: 柱状図の位置 および番号
		: 説明露頭的位置

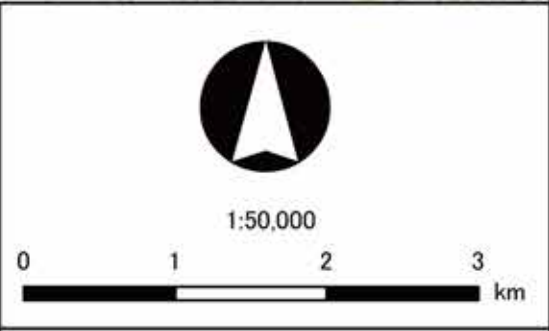


図 3-1-17 表層地質図

出典：「土地分類基本調査（表層地質図）龍ヶ崎」（昭和 58 年 12 月、千葉県）  
 「土地分類基本調査（表層地質図）龍ヶ崎」（昭和 62 年 12 月、茨城県）

### 3-1-10 地盤の状況

対象事業実施区域が位置する千葉県では、地盤沈下の防止対策の基礎資料を得ることを目的に、毎年地盤変動調査を実施している。対象事業実施区域及びその周囲における水準測量の測定結果は表 3-1-33 及び表 3-1-34 に、測定地点は図 3-1-18 にそれぞれ示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲は、取手市東一丁目 1-5 を除き 5 年間の累計沈下量が 0.1cm 未満、5 年間の累計隆起量が 0.6cm 未満の区域である。

表 3-1-33 水準点の変動状況（千葉県）

水準点 番号	所在地	変動量(mm)					5年間の累計 変動量 (mm)
		平成25年1月 ～ 平成26年1月	平成26年1月 ～ 平成27年1月	平成27年1月 ～ 平成28年1月	平成28年1月 ～ 平成29年1月	平成29年1月 ～ 平成30年1月	
10874	我孫子市 下ヶ戸 610	+1.8	+7.1	-4.9	-1.1	+0.0	+2.9
10875	我孫子市 中峠 1323	+2.9	+7.2	-4.3	-0.8	+0.0	+5.0
10876	我孫子市 新木 1984	+3.0	+6.0	-4.1	+0.1	-0.6	+4.4
AB-5	我孫子市 青山台二丁目 31	+1.0	+6.5	-3.4	-1.1	+0.5	+3.5
AB-9	我孫子市湖北台 九丁目 3-6	+1.9	+6.8	-4.9	+0.3	-1.0	+3.1

出典：「千葉県水準測量成果表」（千葉県ホームページ）





表 3-1-34 水準点の変動状況（茨城県）

基標 番号	所在地	変動量(mm)					5年間の累計 変動量 (mm)
		平成26年1月 ～ 平成27年1月	平成27年1月 ～ 平成28年1月	平成28年1月 ～ 平成29年1月	平成29年1月 ～ 平成30年1月	平成30年1月 ～ 平成31年1月	
29	取手市 長兵衛新田 359-1	+1.4	-11.6	+2.2	-3.1	+10.4	-0.7
30	取手市吉田	+2.8	-10.8	+1.4	-2.6	+8.6	-0.6
31	取手市 井野三丁目 15-1	+1.6	-10.7	+2.1	-2.4	+14.1	+4.7
仮 35	取手市 台宿二丁目 1 先	+1.6	-7.8	+0.4	-3.0	+14.0	+5.2
仮 36	取手市 東一丁目 1-5	-	-9.3	+0.4	-3.2	+12.1	-
102	取手市中田甲 295	+3.2	-12.3	+1.5	-3.5	+11.7	+0.6
105	取手市 清水字乙 1247	+1.3	-12.3	+3.0	-3.7	+11.8	+0.1
10901	取手市 東四丁目 1-22 先	+0.8	-10.8	+3.3	-2.4	+10.9	+1.8
T7-01	取手市 白山二丁目 3-18	+1.3	-5.8	-1.8	-0.6	+10.4	+3.5

出典：「茨城県地盤変動量調査結果（平成30年）」（茨城県ホームページ）



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 県界
-  : 市町界
-  : 水準測量測定地点



1:50,000



図 3-1-18 水準測量測定地点位置図

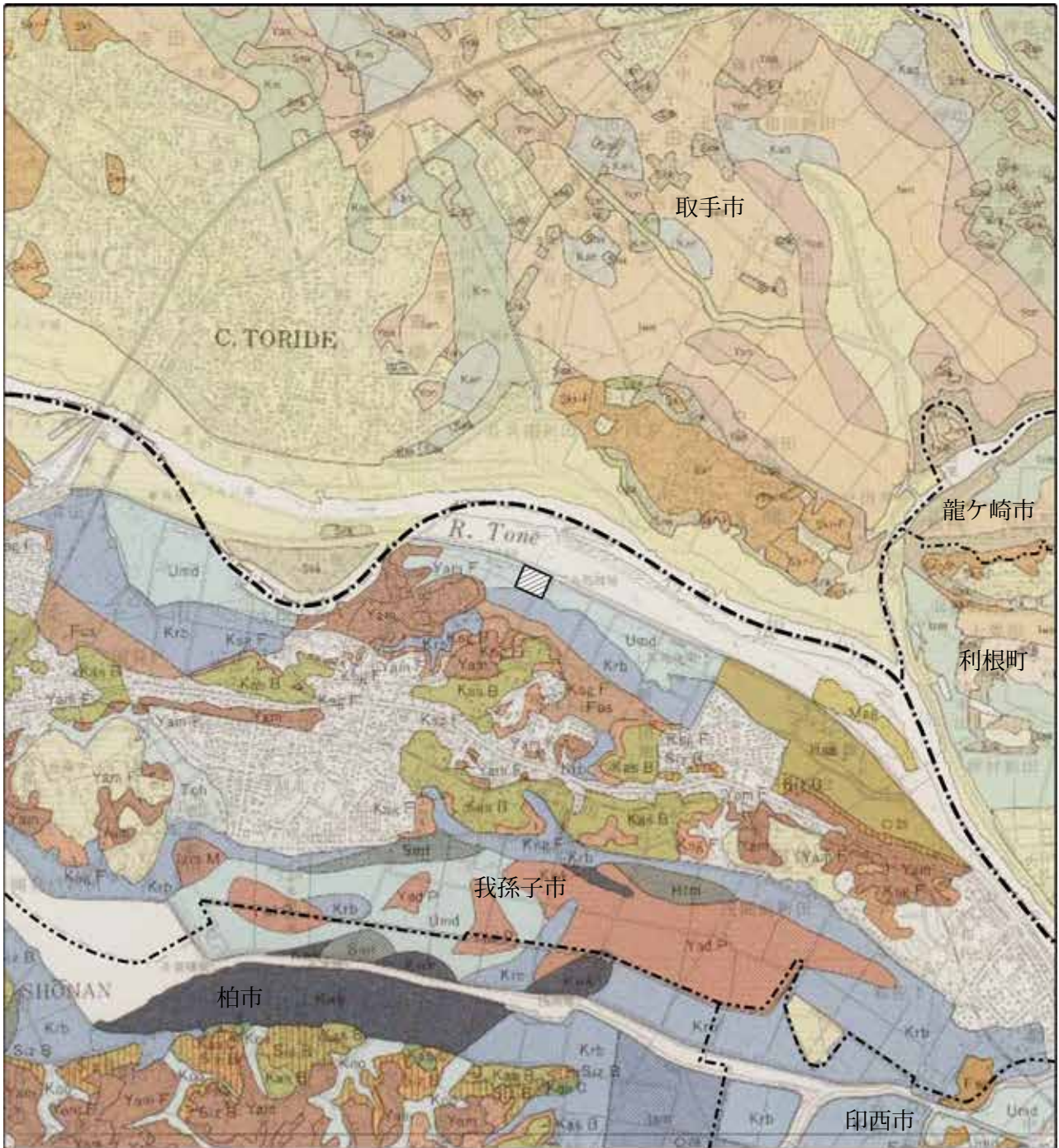
出典：「千葉県水準測量成果表」（千葉県ホームページ）  
「茨城県地盤変動量調査結果」（茨城県ホームページ）

### 3-1-11 土壌の状況

#### 1. 土壌

対象事業実施区域及びその周囲の土壌図は、図 3-1-19 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲の土壌はグライ土壌が主体であり、南側約 300m には低位泥炭土壌、西側約 500m 以西には黒ボク土壌が分布している。



**凡例** : 対象事業実施区域 : 県界 : 市町界

<p><b>千葉県</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>残積性未熟土壌</li> <li>古原統</li> <li>厚層黒ボク土壌</li> <li>文濃F統</li> <li>文濃統</li> <li>武州統</li> <li>諸持統</li> <li>黒ボクグライ土壌</li> <li>古岡統</li> <li>土統</li> <li>褐色低地土壌</li> <li>布施統</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>黒ボク土壌</li> <li>住野統</li> <li>八街F統</li> <li>八街統</li> <li>船木F統</li> <li>船木統</li> <li>粗粒褐色低地土壌</li> <li>松岸統</li> <li>灰色低地土壌</li> <li>平三統</li> <li>粗粒灰色低地土壌</li> <li>鷲統</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>淡色黒ボク土壌</li> <li>上砂F統</li> <li>上砂統</li> <li>藤ヶ谷統</li> <li>香西A統</li> <li>香西B統</li> <li>香西C統</li> <li>香西D統</li> <li>椎崎A統</li> <li>椎崎B統</li> <li>岩切統</li> <li>粗粒灰色低地土壌</li> <li>香取統</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>細粒グライ土壌</li> <li>奥旗統</li> <li>グライ土壌</li> <li>馬立統</li> <li>下総統</li> <li>黒部統</li> <li>粗粒グライ土壌</li> <li>水沢統</li> <li>一松統</li> <li>川上統</li> <li>低位泥炭土壌</li> <li>香田P統</li> <li>香田統</li> <li>香取統</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>黒泥土壌</li> <li>下谷統</li> <li>和泉M統</li> <li>安食M統</li> <li>安食統</li> <li>その他</li> <li>未区分地1</li> <li>未区分地2</li> <li>試坑地点位置</li> <li>および番号</li> <li>統の境界線</li> </ul>
<p><b>茨城県</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>黒ボク土壌</li> <li>桜統</li> <li>桜F統</li> <li>大里統</li> <li>大里F統</li> <li>淡色黒ボク土壌</li> <li>大河内統</li> <li>大河内F統</li> <li>多湿黒ボク土壌</li> <li>深井沢統</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>黒ボクグライ土壌</li> <li>八木橋統</li> <li>褐色森林土壌</li> <li>小川統</li> <li>褐色低地土壌</li> <li>新成統</li> <li>黒泥土壌</li> <li>烏帽子統</li> <li>千町無田統</li> <li>赤道統</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>細粒灰色低地土壌</li> <li>霞倉統</li> <li>鴨島統</li> <li>泉崎統</li> <li>金田統</li> <li>低位泥炭土壌</li> <li>岩沼統</li> <li>米里統</li> <li>楢山統</li> <li>大田和統</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>細粒グライ土壌</li> <li>田川統</li> <li>西山統</li> <li>その他</li> <li>未区分地</li> <li>統の境界線</li> <li>試坑地点位置及び番号</li> </ul>	

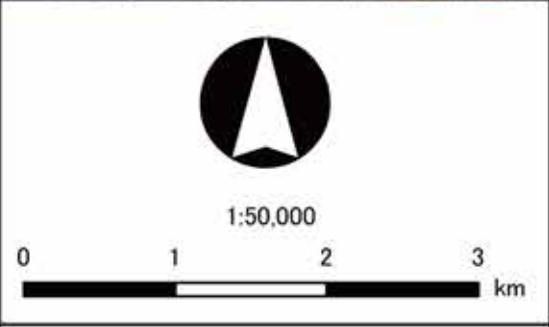


図 3-1-19 土壌図

出典：「土地分類基本調査（土じょう図）龍ヶ崎」（昭和58年12月、千葉県）  
「土地分類基本調査（土じょう図）龍ヶ崎」（昭和62年12月、茨城県）

## 2. 土壌汚染

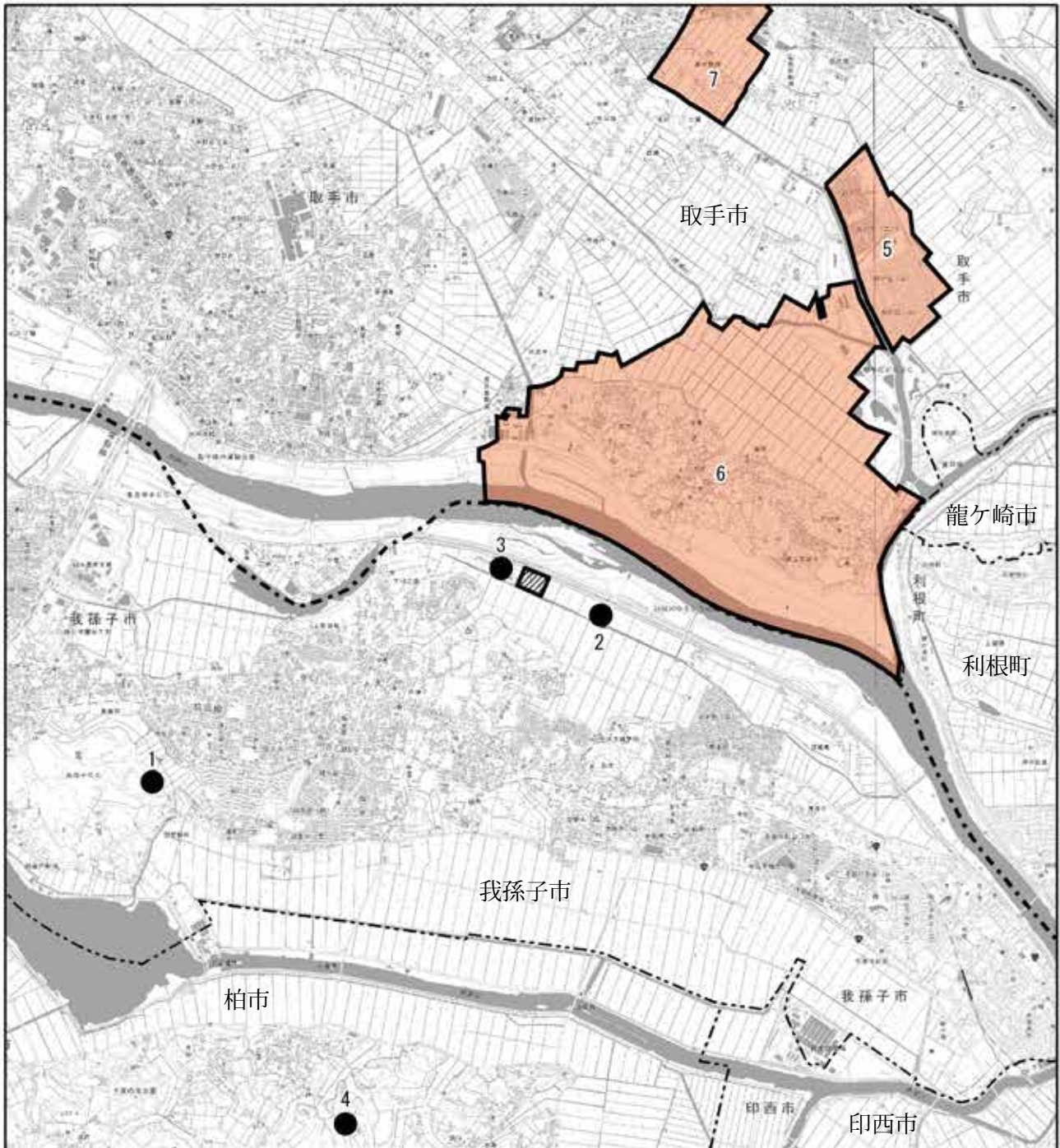
対象事業実施区域の一部（我孫子市中峠字寺曾根 2274 番の一部）は、令和元年 11 月 1 日に形質変更時要届出区域に指定された。また、千葉県ホームページの「土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更要届出区域」及び茨城県ホームページの「土壌汚染対策法に基づく要措置区域等の指定状況」によると、形質変更時要届出区域として、対象事業実施区域及びその周囲から北西方向に約 5km 離れた取手市白山 7 丁目甲 65 番 1 の一部及び 82 番 1 の一部が指定されている（平成 26 年 11 月、平成 27 年 4 月、平成 28 年 7 月、平成 29 年 10 月、平成 29 年 11 月及び平成 30 年 6 月に一部解除、令和元年 7 月に一部追加指定）。なお、土壌汚染対策法に基づく要措置区域は存在しない。

一方、対象事業実施区域及びその周囲では、平成 22 年度、平成 24 年度、平成 25 年度、平成 27 年度及び平成 30 年度にダイオキシン類に係る土壌調査が行われている。調査結果は表 3-1-35 に、調査地点は図 3-1-20 にそれぞれ示すとおりである。調査結果は 0.085pg-TEQ/g～15pg-TEQ/g であり、すべての地点で環境基準を大きく下回っている。






表 3-1-35 ダイオキシン類土壌調査結果

番号	県名	調査区分	調査年度	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/g)	環境基準 (pg-TEQ/g)
1	千葉県	一般環境	平成 22 年	我孫子市中央学院高等学校グラウンド	0.085	1000 以下
2	千葉県	発生源周辺	平成 27 年	我孫子市民体育館	15	
3	千葉県	発生源周辺	平成 22 年	我孫子市東葛中部地区総合開発事務組合立みどり園グラウンド	5.4	
4	千葉県	一般環境	平成 22 年	柏市立手賀東小学校	6.1	
5	茨城県	-	平成 25 年	取手市桜が丘	0.23	
6	茨城県	-	平成 24 年	取手市小文間	0.76	
7	茨城県	-	平成 30 年	取手市小藤代	0.82	

出典：「平成 22 年度ダイオキシン類に係る常時監視結果について」（平成 23 年 8 月、千葉県環境生活部大気保全課）  
「平成 27 年度ダイオキシン類に係る土壌測定結果について」（平成 28 年 8 月、千葉県環境生活部大気保全課）  
「平成 25 年版 環境白書」（平成 25 年 9 月、茨城県生活環境部環境政策課）  
「平成 26 年版 環境白書」（平成 26 年 9 月、茨城県生活環境部環境政策課）  
「令和元年版 環境白書」（令和元年 8 月、茨城県生活環境部環境政策課）



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 県界
-  : 市町界
-  : ダイオキシン類土壌調査地点
- 



1:50,000



出典：「平成22年度ダイオキシン類に係る常時監視結果について」  
 (平成23年8月、千葉県環境生活部大気保全課)  
 「平成27年度ダイオキシン類に係る常時監視結果について」  
 (平成28年8月、千葉県環境生活部大気保全課)  
 「平成25年版 環境白書」(平成25年9月、茨城県生活環境部環境政策課)  
 「平成26年版 環境白書」(平成26年9月、茨城県生活環境部環境政策課)  
 「令和元年版 環境白書」(令和元年8月、茨城県生活環境部環境政策課)

図 3-1-20 ダイオキシン類土壌調査地点位置図

### 3-1-12 植物の生育及び植生の状況

#### 1. 植物相の状況

植物相の状況については、文献調査を行い整理した。確認した文献等は、表 3-1-36 に示すとおりである。

表 3-1-36 植物相の確認文献等

文献名		整理の対象とした種
1	「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」 （国土交通省ホームページ）	調査対象とした野生植物のうち、平成 12 年度において利根川下流域で確認された維管束植物
2	「千葉県の保護上重要な野生生物-千葉県レッドデータブック-植物・菌類編(2009 年改訂版)」 （平成 21 年 3 月、千葉県環境生活部自然保護課）	調査対象とした野生植物のうち、我孫子市で確認された維管束植物、非維管束植物
3	「茨城における絶滅のおそれのある野生生物植物編 2012 年改訂版(茨城県版レッドデータブック)」 （平成 25 年 3 月、茨城県生活環境部環境政策課）	調査対象とした野生植物のうち、対象事業実施区域及びその周囲で確認されたか、もしくは確認された可能性のある維管束植物
4	「我孫子市自然環境調査植物調査報告書」 （平成 3 年 3 月、我孫子市経済環境部環境保全課）	我孫子市で確認された維管束植物
5	「我孫子市谷津水田等自然環境調査報告書」 （平成 14 年 3 月、我孫子市環境生活部手賀沼課）	全ての調査範囲で確認された維管束植物
6	「生物相調査報告書（市内利根川左岸の生物相）」 （平成 3 年 3 月、取手市都市部公園緑地課）	対象事業実施区域及びその周囲を含む調査範囲で確認された維管束植物
7	「生物相調査報告書（取手市内陸域の生物相）」 （平成 4 年 3 月、取手市都市部公園緑地課）	対象事業実施区域及びその周囲を含む調査範囲で確認された維管束植物

文献調査により、対象事業実施区域及びその周囲で確認された植物は、表 3-1-37 に示すとおりである。維管束植物で 160 科 1,308 種、非維管束植物で 1 科 7 種が確認された。

表 3-1-37 文献等により確認された種数（植物）

分類	科	種
維管束植物	160	1,308
非維管束植物	1	7

2. 重要な種（植物）の状況

文献調査で確認された種について、国、県及び各自治体が指定する選定根拠に基づき重要な種の指定状況を整理した。

(1) 選定根拠・基準

重要な種（植物）の選定根拠は表 3-1-38 に、選定基準は表 3-1-39 にそれぞれ示すとおりである。

表 3-1-38 重要な種（植物）の選定根拠

選定根拠		選定基準
法令による指定	① 「文化財保護法」 (昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号)	・特別天然記念物（特天） ・国指定天然記念物（国天）
	② 「千葉県文化財保護条例」 (昭和 30 年 3 月 29 日条例第 8 号) 「茨城県文化財保護条例」 (昭和 51 年 4 月 1 日条令第 50 号)	・県指定天然記念物（県天）
	③ 「我孫子市文化財の保護に関する条例」 (昭和 47 年 3 月 25 日条例第 5 号) 「取手市文化財保護条例」 (昭和 53 年 10 月 13 日条例第 18 号)	・市指定天然記念物（市天）
	④ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」 (平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号)	・国内希少野生動植物種（国内） ・国際希少野生動植物種（国際） ・特定国内希少野生動植物種（特定） ・緊急指定種（緊急）
文献による指定	⑤ 「環境省レッドリスト 2019」 (平成 31 年 1 月、環境省)	・絶滅（EX） ・野生絶滅（EW） ・絶滅危惧 I 類（CR+EN） <sup>注 2)</sup> ・絶滅危惧 I A 類（CR） ・絶滅危惧 I B 類（EN） ・絶滅危惧 II 類（VU） ・準絶滅危惧（NT） ・情報不足（DD） ・地域個体群（LP）
	⑥ 「千葉県の保護上重要な野生生物 千葉県レッドリスト植物・菌類編<2017 年改訂版>」 (平成 29 年 3 月、千葉県環境生活部自然保護課)	・消息不明・絶滅生物（X） ・野生絶滅（EW） ・最重要保護生物（A） <sup>注 1)</sup> ・重要保護生物（B） <sup>注 1)</sup> ・最重要・重要保護生物（A-B） <sup>注 2)</sup> ・要保護生物（C） ・一般保護生物（D） ・保護参考雑種（RH） ・情報不足
	⑦ 「茨城における絶滅のおそれのある野生生物植物編 2012 年改訂版（茨城県版レッドデータブック）」 (平成 25 年 3 月、茨城県生活環境部環境政策課)	・絶滅 ・絶滅危惧 I A 類 ・絶滅危惧 I B 類 ・絶滅危惧 II 類 ・準絶滅危惧 ・情報不足①注目種 ・情報不足②現状不明種

注 1) 維管束植物の場合。

注 2) 非維管束植物の場合。

表 3-1-39(1) 重要な種（植物）の選定基準

選定基準		評価基準	
①	特別天然記念物	国指定天然記念物のうち特に重要な記念物について指定する。	
	国指定天然記念物	国指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの。	
②	県指定天然記念物	県指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で県にとって学術上価値の高いもの。	
③	市指定天然記念物	市指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で市にとって学術上価値の高いもの。	
④	国内希少野生動植物種	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるもの。	
	国際希少野生動植物種	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）であって、政令で定めるもの。	
	特定国内希少野生動植物種	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう。 一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。	
	緊急指定種	環境大臣が、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定する種。	
⑤	絶滅（EX）	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。	
	野生絶滅（EW）	飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種。	
	絶滅危惧	絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）	絶滅の危機に瀕している種。
		絶滅危惧ⅠA類（CR）	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧ⅠB類（EN）	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
	絶滅危惧Ⅱ類（VU）	絶滅の危険が増大している種。	
	準絶滅危惧（NT）	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種。	
情報不足（DD）	評価するだけの情報が不足している種。		
地域個体群（LP）	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。		

注) 表中の①～⑦は、表 3-1-38 に示した法令、文献番号と一致する。

表 3-1-39(2) 重要な種（植物）の選定基準

選定基準	評価基準
消息不明・絶滅生物 (X)	かつては生息・生育が確認されていたにもかかわらず、近年長期(およそ 50 年間)にわたって確実な生存情報がなく、千葉県から絶滅した可能性が強い生物。
野生絶滅 (EW)	かつては千葉県に生息・生育していた生物の種類が、野生・自生では見られなくなったにもかかわらず、かつて千葉県に野生していた個体群の子孫が、飼育・栽培などによって、維持されているもの。特に埋土種子や埋土胞子などから再生した個体がありながら、本来の自生地では環境の変化によって生息・生育が維持できない状態の種。
最重要保護生物 (A) 注1)	個体数が極めて少ない、生息・生育環境が極めて限られている、生息・生育地のほとんどが環境改変の危機にある、などの状況にある生物。
最重要保護生物 (B) 注1)	個体数がかなり少ない、生息・生育環境がかなり限られている、生息・生育地のほとんどが環境改変の可能性にある、などの状況にある生物。
⑥ 最重要・重要保護生物 (A-B) 注2)	個体数が極めて少なく、過去 50%以上の減少が推定され、生育環境が極めて限られている、あるいは現在知られている生育地が 1 から 5 箇所にとどまる生物。
要保護生物 (C)	個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性があり、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、近い将来カテゴリーBに移行することが予測されるもの。
一般保護生物 (D)	個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性があり、などの状況にある生物。放置すれば個体数の減少は避けられず、自然環境の構成要素としての役割が著しく衰退する可能性があり、近い将来カテゴリーCに移行することが予測されるもの。
保護参考雑種 (RH)	自然界において形成されることが稀な雑種であって、個体数が著しく少なく、分布地域及び生育環境が著しく限定されているもの。
情報不足	個体数や生息・生育環境などのランクを判定する情報が十分には得られていない種、および歴史的もしくは分類学的な情報の不足により保護すべき種であるか明らかでない種等。

注 1) 維管束植物の場合。

注 2) 非維管束植物の場合。

注 3) 表中の①～⑦は、表 3-1-38 に示した法令、文献番号と一致する。

表 3-1-39(3) 重要な種（植物）の選定基準

選定基準	評価基準
絶滅	本県ではすでに絶滅したと考えられる種（飼育下でのみ生育している野生絶滅を含む）
絶滅危惧Ⅰ類	絶滅の危機に瀕している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。
絶滅危惧ⅠA類	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠA類程ではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
⑦ 絶滅危惧Ⅱ類	絶滅の危険が増大している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧ⅠB類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。
準絶滅危惧	存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生育条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。
情報不足	評価するだけの情報が不足している種。
①注目種	最近県内での生育が確認された種であるが、県内の分布域がまだ十分に調査されていない種。
②現状不明種	最近の情報がなく、生育状態が不明の種。

注) 表中の①～⑦は、表 3-1-38 に示した法令、文献番号と一致する。

(2) 文献調査により確認された重要な種（植物）

対象事業実施区域及びその周囲で確認されている種のうち重要な種は、表 3-1-40 及び表 3-1-41 に示すとおりである。維管束植物で 90 科 336 種、非維管束植物で 1 科 7 種が確認された。

表 3-1-40(1) 文献調査により確認された重要な種（維管束植物）

No.	分類群	科名	種名	選定状況							
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
1	シダ植物	マツバラシ	マツバラシ	-	-	-	-	NT	A	絶ⅠA	
2		ヒカゲノカズラ	マンネンスギ	-	-	-	-	-	-	絶Ⅱ	
3		イワヒバ	カタヒバ	-	-	-	-	-	C	準絶	
4			イワヒバ	-	-	-	-	-	B	準絶	
5		ミズニラ	ヒメミズニラ	-	-	-	-	NT	-	情②	
6			ミズニラ	-	-	-	-	NT	-	準絶	
7			ミズニラモドキ	-	-	-	-	VU	-	情②	
8			シナミズニラ	-	-	-	-	VU	-	情②	
9			オオバシナミズニラ	-	-	-	-	EN	-	情②	
10		ハナヤスリ	アカハナワラビ	-	-	-	-	-	B	情①	
11			ウスイハナワラビ	-	-	-	-	-	-	情①	
12			トネハナヤスリ	-	-	-	-	VU	A	絶ⅠB	
13			コヒロハハナヤスリ	-	-	-	-	-	-	絶Ⅱ	
14			ハマハナヤスリ	-	-	-	-	-	-	絶Ⅱ	
15			コハナヤスリ	-	-	-	-	-	-	絶Ⅱ	
16			ヒロハハナヤスリ	-	-	-	-	-	C	-	
17			ゼンマイ	ヤシャゼンマイ	-	-	-	-	-	-	準絶
18		シノブ	シノブ	-	-	-	-	-	B	準絶	
19		オシダ	オニカナワラビ	-	-	-	-	-	C	絶Ⅱ	
20			シラネワラビ	-	-	-	-	-	-	絶ⅠB	
21			オオクジャクシダ	-	-	-	-	-	C	絶Ⅱ	
22			マルバベニシダ	-	-	-	-	-	-	準絶	
23			サクライカグマ	-	-	-	-	-	D	絶Ⅱ	
24			ホソイノデ	-	-	-	-	-	-	絶ⅠB	
25			ヒメシダ	ミヤマワラビ	-	-	-	-	-	-	準絶
26				コハシゴシダ	-	-	-	-	-	-	絶Ⅱ
27		メシダ	ハクモウイノデ	-	-	-	-	-	C	-	
28			ヘラシダ	-	-	-	-	-	-	絶Ⅱ	
29		デンジソウ	デンジソウ	-	-	-	-	VU	B	絶ⅠA	
30		サンショウモ	サンショウモ	-	-	-	-	VU	B	絶ⅠB	
31		アカウキクサ	オオアカウキクサ	-	-	-	-	EN	C	絶ⅠA	
32	裸子植物	ヒノキ	ネズ	-	-	-	-	C	準絶		
33	被子植物	クルミ	オニグルミ	-	-	-	-	D	-		
34	双子葉植物	ヤナギ	オノエヤナギ	-	-	-	-	-	C	-	
35		コゴメヤナギ	-	-	-	-	-	C	準絶		
36	離弁花類	キツネヤナギ	-	-	-	-	-	D	-		
37		カバノキ	アカシデ	-	-	-	-	-	D	-	
38			ハシバミ	-	-	-	-	-	D	絶Ⅱ	
39		ニレ	ハルニレ	-	-	-	-	-	A	絶Ⅱ	
40		イラクサ	コヤブマオ	-	-	-	-	-	X	-	
41			トキホコリ	-	-	-	-	VU	B	絶ⅠB	
42		ヤドリギ	ヤドリギ	-	-	-	-	-	C	-	
43		タデ	ウナギツカミ	-	-	-	-	-	A	絶Ⅱ	
44			ヒメタデ	-	-	-	-	VU	D	情②	
45			ホソバイヌタデ	-	-	-	-	NT	C	準絶	
46			ナガバノウナギツカミ	-	-	-	-	NT	C	絶Ⅱ	
47			サデクサ	-	-	-	-	-	D	-	
48			ヌカボタデ	-	-	-	-	VU	C	絶Ⅱ	
49			ニオイタデ	-	-	-	-	-	-	絶Ⅱ	
50			ノダイオウ	-	-	-	-	VU	A	絶Ⅱ	
51	コギシギシ		-	-	-	-	VU	C	絶ⅠB		
52	ナデシコ		カワラナデシコ	-	-	-	-	-	D	準絶	
53		フシグロセンノウ	-	-	-	-	-	C	準絶		
54		ワダソウ	-	-	-	-	-	-	絶Ⅱ		
55		イトハコベ	-	-	-	-	VU	A	絶滅		

表 3-1-40(2) 文献調査により確認された重要な種（維管束植物）

No.	分類群	科名	種名	選定状況							
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
56	被子植物	クスノキ	ニッケイ	-	-	-	-	NT	-	-	
57	双子葉植物	キンボウゲ	ミチノクフクジュソウ	-	-	-	-	NT	-	絶 I B	
58	離弁花類		フクジュソウ	-	-	-	-	-	A	絶 I B	
59			スハマソウ	-	-	-	-	-	C	絶 I B	
60			イチリンソウ	-	-	-	-	-	C	準絶	
61			ヒメウズ	-	-	-	-	-	-	絶 I B	
62			カザグルマ	-	-	-	-	NT	B	絶 II	
63			コキツネノボタン	-	-	-	-	VU	B	絶 II	
64			ヒキノカサ	-	-	-	-	VU	B	絶 II	
65			オトコゼリ	-	-	-	-	-	-	絶 II	
66			ノカラマツ	-	-	-	-	VU	B	絶 II	
67			メギ	イカリソウ	-	-	-	-	-	C	-
68			スイレン	ジュンサイ	-	-	-	-	-	A	絶 I B
69				オニバス	-	-	-	-	VU	B	絶 I A
70				コウホネ	-	-	-	-	-	B	絶 II
71				ヒツジグサ	-	-	-	-	-	EW	絶 I B
72				ウマノスズクサ	オオバウマノスズクサ	-	-	-	-	-	-
73			ボタン	ベニバナヤマシャクヤク	-	-	-	-	VU	-	絶 I B
74			オトギリソウ	アゼオトギリ	-	-	-	-	EN	A	絶 I A
75				ミズオトギリ	-	-	-	-	-	C	準絶
76		モウセンゴケ	ナガバノイシモチソウ	-	-	-	-	VU	-	絶 I A	
77			モウセンゴケ	-	-	-	-	-	C	絶 II	
78			コモウセンゴケ	-	-	-	-	-	C	絶 I B	
79		ケシ	ヤマエンゴサク	-	-	-	-	-	B	-	
80		アブラナ	ハタザオ	-	-	-	-	-	A	絶 II	
81			ミズタガラシ	-	-	-	-	-	X	-	
82			イヌナズナ	-	-	-	-	-	C	-	
83			コイヌガラシ	-	-	-	-	NT	D	絶 II	
84			ベンケイソウ	キリンソウ	-	-	-	-	-	C	-
85		アズマツメクサ		-	-	-	-	NT	A	絶 I B	
86		ユキノシタ	ギンバイソウ	-	-	-	-	-	-	絶 I A	
87			タコノアシ	-	-	-	-	NT	-	準絶	
88		バラ	ズミ	-	-	-	-	-	B	-	
89			カワラサイコ	-	-	-	-	-	C	準絶	
90			エビガライチゴ	-	-	-	-	-	D	-	
91			コジキイチゴ	-	-	-	-	-	-	絶 I B	
92			ナガボノシロワレモコウ	-	-	-	-	-	D	絶 II	
93			ナガボノアカワレモコウ	-	-	-	-	-	-	絶 I B	
94			マメ	ホドイモ	-	-	-	-	-	D	-
95				タヌキマメ	-	-	-	-	-	C	絶 II
96				マルバヌスビトハギ	-	-	-	-	-	-	準絶
97				ノアズキ	-	-	-	-	-	-	準絶
98		サイカチ		-	-	-	-	-	D	-	
99		レンリソウ		-	-	-	-	-	C	準絶	
100		イヌハギ		-	-	-	-	VU	C	絶 II	
101		マキエハギ		-	-	-	-	-	D	絶 II	
102		イヌエンジュ		-	-	-	-	-	D	-	
103		タンキリマメ		-	-	-	-	-	-	絶 II	
104		ヨツバハギ		-	-	-	-	-	-	絶 II	
105		オオバクサフジ	-	-	-	-	-	C	絶 II		
106		フウロソウ	タチフウロ	-	-	-	-	-	D	絶 II	
107		アマ	マツバニンジン	-	-	-	-	CR	A	絶 I A	
108		トウダイグサ	ノウルシ	-	-	-	-	NT	C	準絶	
109			センダイタイゲキ	-	-	-	-	NT	B	絶 I A	
110			ヒトツバハギ	-	-	-	-	-	-	絶 I A	

表 3-1-40(3) 文献調査により確認された重要な種（維管束植物）

No.	分類群	科名	種名	選定状況						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
111	被子植物	ヒメハギ	ヒナノカンザシ	-	-	-	-	-	A	絶ⅠA
112	双子葉植物	カエデ	カラコギカエデ	-	-	-	-	-	-	絶ⅠB
113	離弁花類	ツリフネソウ	ワタラセツリフネソウ	-	-	-	-	-	-	情①
114		モチノキ	ウメモドキ	-	-	-	-	-	C	-
115		ニシキギ	オニツルウメモドキ	-	-	-	-	-	C	-
116		クロウメモドキ	イソノキ	-	-	-	-	-	-	絶Ⅱ
117		ジンチョウゲ	コガンピ	-	-	-	-	-	C	絶ⅠB
118		スマレ	アリアケスマレ	-	-	-	-	-	-	準絶
119			エイザンスミレ	-	-	-	-	-	A	-
120			タチスマレ	-	-	-	-	VU	A	絶ⅠA
121		ウリ	ゴキヅル	-	-	-	-	-	D	-
122		ミソハギ	ヒメミソハギ	-	-	-	-	-	-	準絶
123			ミズマツバ	-	-	-	-	VU	C	絶Ⅱ
124		ヒシ	ヒメビシ	-	-	-	-	VU	A	絶ⅠA
125		アカバナ	イワアカバナ	-	-	-	-	-	-	絶Ⅱ
126			ホソバアカバナ	-	-	-	-	-	-	情①
127			ミズユキノシタ	-	-	-	-	-	B	絶Ⅱ
128		アリノトウグサ	オグラノフサモ	-	-	-	-	VU	-	情②
129			フサモ	-	-	-	-	-	C	絶ⅠB
130		セリ	エキサイゼリ	-	-	-	-	NT	A	絶ⅠB
131			ホタルサイコ	-	-	-	-	-	B	絶Ⅱ
132			ミシマサイコ	-	-	-	-	VU	C	絶ⅠB
133			ヒメチドメ	-	-	-	-	-	C	-
134			サワゼリ	-	-	-	-	VU	C	絶Ⅱ
135	被子植物	ツツジ	レンゲツツジ	-	-	-	-	-	C	準絶
136	双子葉植物	ヤブコウジ	イズセンリョウ	-	-	-	-	-	-	準絶
137	合弁花類	サクラソウ	ノジトラノオ	-	-	-	-	VU	C	絶ⅠB
138			サクラソウ	-	-	-	-	NT	-	絶ⅠB
139		マチン	ヒメナエ	-	-	-	-	VU	B	絶ⅠB
140			アイナエ	-	-	-	-	-	C	準絶
141		リンドウ	コケリンドウ	-	-	-	-	-	-	絶ⅠB
142			イヌセンブリ	-	-	-	-	VU	B	絶Ⅱ
143			ムラサキセンブリ	-	-	-	-	NT	A	情②
144		ミツガシワ	ガガブタ	-	-	-	-	NT	C	絶Ⅱ
145			アサザ	-	-	-	-	NT	A	絶Ⅱ
146		キョウチクトウ	チョウジソウ	-	-	-	-	NT	X	絶ⅠB
147		ガガイモ	クサタチバナ	-	-	-	-	NT	X	-
148			フナバラソウ	-	-	-	-	VU	B	絶ⅠB
149			スズサイコ	-	-	-	-	NT	C	絶Ⅱ
150			コカモメヅル	-	-	-	-	-	A	絶Ⅱ
151		アカネ	アリドオシ	-	-	-	-	-	-	絶Ⅱ
152			オオアリドオシ	-	-	-	-	-	-	絶Ⅱ
153			キヌタソウ	-	-	-	-	-	A	-
154			ハナムグラ	-	-	-	-	VU	C	絶Ⅱ
155			キバナカワラマツバ	-	-	-	-	-	-	絶ⅠB
156		ヒルガオ	ネナシカズラ	-	-	-	-	-	A	-
157		クマツヅラ	コムラサキ	-	-	-	-	-	C	-
158			カリガネソウ	-	-	-	-	-	D	準絶
159			クマツヅラ	-	-	-	-	-	-	絶ⅠB
160		アワゴケ	ミズハコベ	-	-	-	-	-	C	-
161		シソ	カイジンドウ	-	-	-	-	VU	X	絶ⅠB
162			ジュウニヒトエ	-	-	-	-	-	D	-
163			クルマバナ	-	-	-	-	-	D	-
164			ムジャリンドウ	-	-	-	-	VU	X	情②
165			ミズネコノオ	-	-	-	-	NT	C	絶ⅠB

表 3-1-40(4) 文献調査により確認された重要な種（維管束植物）

No.	分類群	科名	種名	選定状況							
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
166	被子植物	シソ	ミズトラノオ	-	-	-	-	VU	A	絶 I B	
167	双子葉植物		キセワタ	-	-	-	-	VU	C	絶 II	
168	合弁花類		ヤマジソ	-	-	-	-	NT	C	絶 II	
169			ヒキオコシ	-	-	-	-	-	A	準絶	
170			ミゾコウジュ	-	-	-	-	NT	D	準絶	
171			ヒメナミキ	-	-	-	-	-	D	準絶	
172			ヤマタツナミソウ	-	-	-	-	-	C	-	
173			ナス	オオマルバノホロシ	-	-	-	-	-	C	準絶
174			ゴマノハグサ	ゴマクサ	-	-	-	-	VU	B	絶 I B
175				マルバノサワトウガラシ	-	-	-	-	VU	B	絶 II
176				サワトウガラシ	-	-	-	-	-	C	-
177				アブノメ	-	-	-	-	-	D	-
178				オオアブノメ	-	-	-	-	VU	A	絶 II
179		シソクサ		-	-	-	-	-	D	-	
180		キタミソウ		-	-	-	-	VU	-	絶 I B	
181		スズメハコベ		-	-	-	-	VU	A	情②	
182		ミゾホオズキ		-	-	-	-	-	C	-	
183		クチナシグサ		-	-	-	-	-	X	絶 II	
184		ゴマノハグサ		-	-	-	-	VU	C	絶 II	
185		ヒキヨモギ		-	-	-	-	-	D	-	
186		オオヒキヨモギ		-	-	-	-	VU	-	絶 II	
187		イヌノフグリ		-	-	-	-	VU	C	絶 II	
188		カワヂシャ		-	-	-	-	NT	-	準絶	
189		タヌキモ		ノタヌキモ	-	-	-	-	VU	A	情②
190			タヌキモ	-	-	-	-	NT	B	情②	
191			ミミカキグサ	-	-	-	-	-	A	絶 I B	
192			ホザキノミミカキグサ	-	-	-	-	-	B	絶 I A	
193			ヒメタヌキモ	-	-	-	-	NT	X	情②	
194			イヌタヌキモ	-	-	-	-	NT	B	絶 I B	
195			ムラサキミミカキグサ	-	-	-	-	NT	B	絶 I A	
196		オオバコ	トウオオバコ	-	-	-	-	-	D	-	
197		スイカズラ	ゴマギ	-	-	-	-	-	-	準絶	
198		オミナエシ	オミナエシ	-	-	-	-	-	D	絶 II	
199		キキョウ	キキョウ	-	-	-	-	VU	A	絶 II	
200		キク	ノブキ	-	-	-	-	-	C	-	
201			ヤマハハコ	-	-	-	-	-	C	-	
202			カワラハハコ	-	-	-	-	-	-	-	絶 II
203			カワラニンジン	-	-	-	-	-	-	D	-
204			カワラヨモギ	-	-	-	-	-	-	C	-
205			ヒメシオン	-	-	-	-	-	-	B	絶 II
206			タカアザミ	-	-	-	-	-	-	D	-
207			シロバナタカアザミ	-	-	-	-	-	-	C	-
208			イズハハコ	-	-	-	-	-	VU	X	-
209			アワコガネギク	-	-	-	-	-	NT	C	準絶
210			アズマギク	-	-	-	-	-	-	A	絶 I A
211			フジバカマ	-	-	-	-	-	NT	B	絶 II
212			オグルマ	-	-	-	-	-	-	C	-
213			ホソバオグルマ	-	-	-	-	-	VU	C	絶 I B
214			カセンソウ	-	-	-	-	-	-	C	-
215			サクラオグルマ	-	-	-	-	-	-	RH	-
216			タカサゴソウ	-	-	-	-	-	VU	X	絶 I A
217			ノニガナ	-	-	-	-	-	-	C	準絶
218			カワラニガナ	-	-	-	-	-	NT	-	絶 I B
219			ミコシギク	-	-	-	-	-	VU	X	絶 I A
220		マルバダケブキ	-	-	-	-	-	-	-	絶 II	

表 3-1-40(5) 文献調査により確認された重要な種（維管束植物）

No.	分類群	科名	種名	選定状況							
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
221	被子植物	キク	オカオグルマ	-	-	-	-	-	C	絶Ⅱ	
222	双子葉植物		タムラソウ	-	-	-	-	-	-	準絶	
223	合弁花類		オナモミ	-	-	-	-	VU	A	情②	
224	単子葉植物	オモダカ	サジオモダカ	-	-	-	-	-	B	準絶	
225		トチカガミ	スプタ	-	-	-	-	VU	A	絶Ⅱ	
226			クロモ	-	-	-	-	-	C	絶Ⅱ	
227			トチカガミ	-	-	-	-	NT	C	絶Ⅱ	
228			ミズオオバコ	-	-	-	-	VU	C	準絶	
229			セキシヨウモ	-	-	-	-	-	C	絶Ⅱ	
230			コウガイモ	-	-	-	-	-	B	絶Ⅱ	
231			ヒルムシロ	オオササエビモ	-	-	-	-	-	RH	絶Ⅱ
232				コパノヒルムシロ	-	-	-	-	VU	A	絶ⅠA
233				ガシャモク	-	-	-	-	CR	A	絶滅
234				インバモ	-	-	-	-	-	RH	-
235		センニンモ		-	-	-	-	-	A	絶ⅠB	
236		ササバモ		-	-	-	-	-	D	絶Ⅱ	
237		ミズヒキモ		-	-	-	-	-	A	情②	
238		リュウノヒゲモ		-	-	-	-	NT	C	絶ⅠB	
239		イトモ		-	-	-	-	NT	B	絶Ⅱ	
240		イバラモ		ムサシモ	-	-	-	-	EN	A	絶ⅠA
241			ホッスモ	-	-	-	-	-	B	絶ⅠB	
242			サガミトリゲモ	-	-	-	-	VU	A	絶ⅠB	
243			イトトリゲモ	-	-	-	-	NT	B	絶ⅠB	
244			イバラモ	-	-	-	-	-	A	絶ⅠB	
245			トリゲモ	-	-	-	-	VU	C	絶ⅠB	
246			オオトリゲモ	-	-	-	-	-	B	絶ⅠB	
247			ユリ	キバナノアマナ	-	-	-	-	-	-	絶ⅠB
248		ミズギボウシ		-	-	-	-	-	X	-	
249		オオバギボウシ		-	-	-	-	-	C	-	
250		ヒメイズイ		-	-	-	-	-	B	-	
251		ホトトギス		-	-	-	-	-	-	-	絶ⅠB
252		ヤマノイモ	ニガカシュウ	-	-	-	-	-	-	準絶	
253		ミズアオイ	ミズアオイ	-	-	-	-	NT	C	準絶	
254		アヤメ	ノハナショウブ	-	-	-	-	-	B	準絶	
255			カキツバタ	-	-	-	-	NT	B	絶Ⅱ	
256		ヒナノシャクジョウ	ヒナノシャクジョウ	-	-	-	-	-	A	情②	
257		ホシクサ	クロイヌノヒゲモドキ	-	-	-	-	VU	-	情②	
258			ホシクサ	-	-	-	-	-	D	絶ⅠB	
259			イトイヌノヒゲ	-	-	-	-	-	D	絶ⅠB	
260			ニッポンイヌノヒゲ	-	-	-	-	-	D	準絶	
261			ツクシクロイヌノヒゲ	-	-	-	-	VU	-	情②	
262			イヌノヒゲ	-	-	-	-	-	B	-	
263			クロホシクサ	-	-	-	-	VU	B	絶ⅠB	
264			ヒロハイヌノヒゲ	-	-	-	-	-	-	準絶	
265			シロイヌノヒゲ	-	-	-	-	-	-	絶ⅠB	
266			イネ	ハネガヤ	-	-	-	-	-	C	-
267		ミズタカモジグサ		-	-	-	-	VU	-	情②	
268		ヒナザサ		-	-	-	-	NT	X	絶ⅠA	
269		オオニワホコリ		-	-	-	-	-	D	-	
270		ムツオレグサ		-	-	-	-	-	-	準絶	
271		カモノハシ		-	-	-	-	-	-	準絶	
272		ミノボロ		-	-	-	-	-	C	情②	
273		チャボチヂミザサ		-	-	-	-	-	D	-	
274		スズメノカタビラ		-	-	-	-	-	-	情②	
275		ウキシバ		-	-	-	-	-	C	絶ⅠB	

表 3-1-40(6) 文献調査により確認された重要な種（維管束植物）

No.	分類群	科名	種名	選定状況						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
276	単子葉植物	イネ	イヌアワ	-	-	-	-	-	D	準絶
277		サトイモ	マイヅルテンナンショウ	-	-	-	-	VU	A	絶ⅠA
278		ウキクサ	コウキクサ	-	-	-	-	-	B	-
279		ミクリ	ミクリ	-	-	-	-	NT	D	準絶
280			ヤマトミクリ	-	-	-	-	NT	A	絶Ⅱ
281			ナガエミクリ	-	-	-	-	NT	B	絶Ⅱ
282		カヤツリグサ	トダスゲ	-	-	-	-	CR	A	絶滅
283			ジョウロウスゲ	-	-	-	-	VU	D	準絶
284			ヌマアゼスゲ	-	-	-	-	VU	B	絶ⅠB
285			スナジスゲ	-	-	-	-	-	-	情②
286			ウマスゲ	-	-	-	-	-	B	-
287			アサマスゲ	-	-	-	-	NT	C	絶ⅠB
288			チュウゼンジスゲ	-	-	-	-	-	D	情②
289			ヤガミスゲ	-	-	-	-	-	D	準絶
290			キシウナキリスゲ	-	-	-	-	VU	-	絶ⅠB
291			エゾツリスゲ	-	-	-	-	-	A	絶ⅠB
292			ヤブスゲ	-	-	-	-	-	C	-
293			オオクグ	-	-	-	-	NT	D	絶ⅠB
294			シオクグ	-	-	-	-	-	D	絶Ⅱ
295			オニナルコスゲ	-	-	-	-	-	D	-
296			カンエンガヤツリ	-	-	-	-	VU	D	準絶
297			キンガヤツリ	-	-	-	-	-	B	-
298			セイタカハリイ	-	-	-	-	-	D	-
299			ヌマハリイ	-	-	-	-	-	A	-
300			コツブヌマハリイ	-	-	-	-	VU	C	絶Ⅱ
301			サギスゲ	-	-	-	-	-	-	絶ⅠB
302		コアゼテンツキ	-	-	-	-	-	C	-	
303		ノグサ	-	-	-	-	-	D	準絶	
304		タタラカンガレイ	-	-	-	-	-	D	絶Ⅱ	
305		台湾ヤママイ	-	-	-	-	-	C	-	
306	アブラガヤ	-	-	-	-	-	C	-		
307	コシンジュガヤ	-	-	-	-	-	B	-		
308	ラン	ヒナラン	-	-	-	-	EN	-	絶ⅠA	
309		シラン	-	-	-	-	NT	C	絶ⅠB	
310		ムギラン	-	-	-	-	NT	A	絶Ⅱ	
311		エビネ	-	-	-	-	NT	D	絶Ⅱ	
312		ギンラン	-	-	-	-	-	D	準絶	
313		キンラン	-	-	-	-	VU	D	準絶	
314		ササバギンラン	-	-	-	-	-	D	-	
315		サイハイラン	-	-	-	-	-	D	-	
316		マヤラン	-	-	-	-	VU	C	絶Ⅱ	
317		クマガイソウ	-	-	-	-	VU	B	絶ⅠA	
318		カキラン	-	-	-	-	-	A	絶Ⅱ	
319		クロヤツシロラン	-	-	-	-	-	C	情①	
320		アケボノシュスラン	-	-	-	-	-	B	絶ⅠB	
321		ベニシュスラン	-	-	-	-	-	B	絶ⅠB	
322		オオミズトンボ	-	-	-	-	EN	A	絶ⅠA	
323		ミズトンボ	-	-	-	-	VU	A	絶ⅠB	
324		ムカゴソウ	-	-	-	-	EN	A	絶Ⅱ	
325		ホクリクムヨウラン	-	-	-	-	-	-	絶ⅠB	
326		クロムヨウラン	-	-	-	-	-	C	絶ⅠB	
327		ギボウシラン	-	-	-	-	EN	X	絶ⅠB	
328		クモキリソウ	-	-	-	-	-	C	-	
329		ヨウラクラン	-	-	-	-	-	D	準絶	
330		ミズチドリ	-	-	-	-	-	B	準絶	

表 3-1-40(7) 文献調査により確認された重要な種（維管束植物）

No.	分類群	科名	種名	選定状況						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
331	単子葉植物	ラン	トキソウ	-	-	-	-	NT	B	絶 I B
332			ヤマトキソウ	-	-	-	-	-	X	絶 I B
333			マツラン	-	-	-	-	VU	A	絶 I B
334			カヤラン	-	-	-	-	-	B	準絶
335			クモラン	-	-	-	-	-	A	絶 I B
336			ヒトツボクロ	-	-	-	-	-	A	準絶
計		90 科	336 種	0 種	0 種	0 種	0 種	127 種	262 種	265 種

注 1) 分類、配列等は原則として「自然環境保全基礎調査植物目録 1987」（昭和 63 年、環境庁）に準拠した。

注 2) 重要な種の指定状況は、以下のとおりである。

① 「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）

特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物

② 「千葉県文化財保護条例」（昭和 30 年 3 月 29 日条例第 8 号）

県天：県指定天然記念物

③ 「我孫子市文化財の保護に関する条例」（昭和 47 年 3 月 25 日条例第 5 号）

「取手市文化財保護条例」（昭和 53 年 10 月 13 日条例第 18 号）

市天：市指定天然記念物

④ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」

（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号）

国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、特国内：特定国内希少野生動植物種、

緊急：緊急指定種

⑤ 「環境省レッドリスト 2019」（平成 31 年 1 月、環境省）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、

VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群

⑥ 「千葉県の保護上重要な野生生物千葉県レッドリスト植物・菌類編<2017 年改訂版>」

（平成 29 年 3 月、千葉県環境生活部自然保護課）

X：消息不明・絶滅生物、EW：野生絶滅、A：最重要保護生物、B：重要保護生物、C：要保護生物、

D：一般保護生物、RH：保護参考雑種

⑦ 「茨城における絶滅のおそれのある野生生物植物編 2012 年改訂版（茨城県版レッドデータブック）」

（平成 25 年 3 月、茨城県生活環境部環境政策課）

絶滅：絶滅、絶 I A：絶滅危惧 I A 類、絶 I B：絶滅危惧 I B 類、絶 II：絶滅危惧 II 類、準絶：準絶滅危惧、

情①：情報不足①、情②：情報不足②

表 3-1-41 文献調査により確認された重要な種（非維管束植物）

No.	分類群	科名	種名	選定状況						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	車軸藻綱	シャジクモ	テガヌマフラスコモ	-	-	-	-	EW	EW	-
2			カタシャジクモ	-	-	-	-	CR+EN	A-B	-
3			ヒメカタシャジクモ	-	-	-	-	-	A-B	-
4			チャボフラスコモ	-	-	-	-	CR+EN	A-B	-
5			ヒメフラスコモ	-	-	-	-	CR+EN	A-B	-
6			ナガホノフラスコモ	-	-	-	-	CR+EN	A-B	-
7			オトメフラスコモ	-	-	-	-	CR+EN	A-B	-
計		1科	7種	0種	0種	0種	0種	6種	7種	0種

注 1) 分類、配列等は原則として「千葉県の実験室による調査報告書 千葉県レッドリスト植物・菌類編<2017年改訂版>」（平成29年3月、千葉県環境生活部自然保護課）に準拠した。

注 2) 重要な種の指定状況は、以下のとおりである。

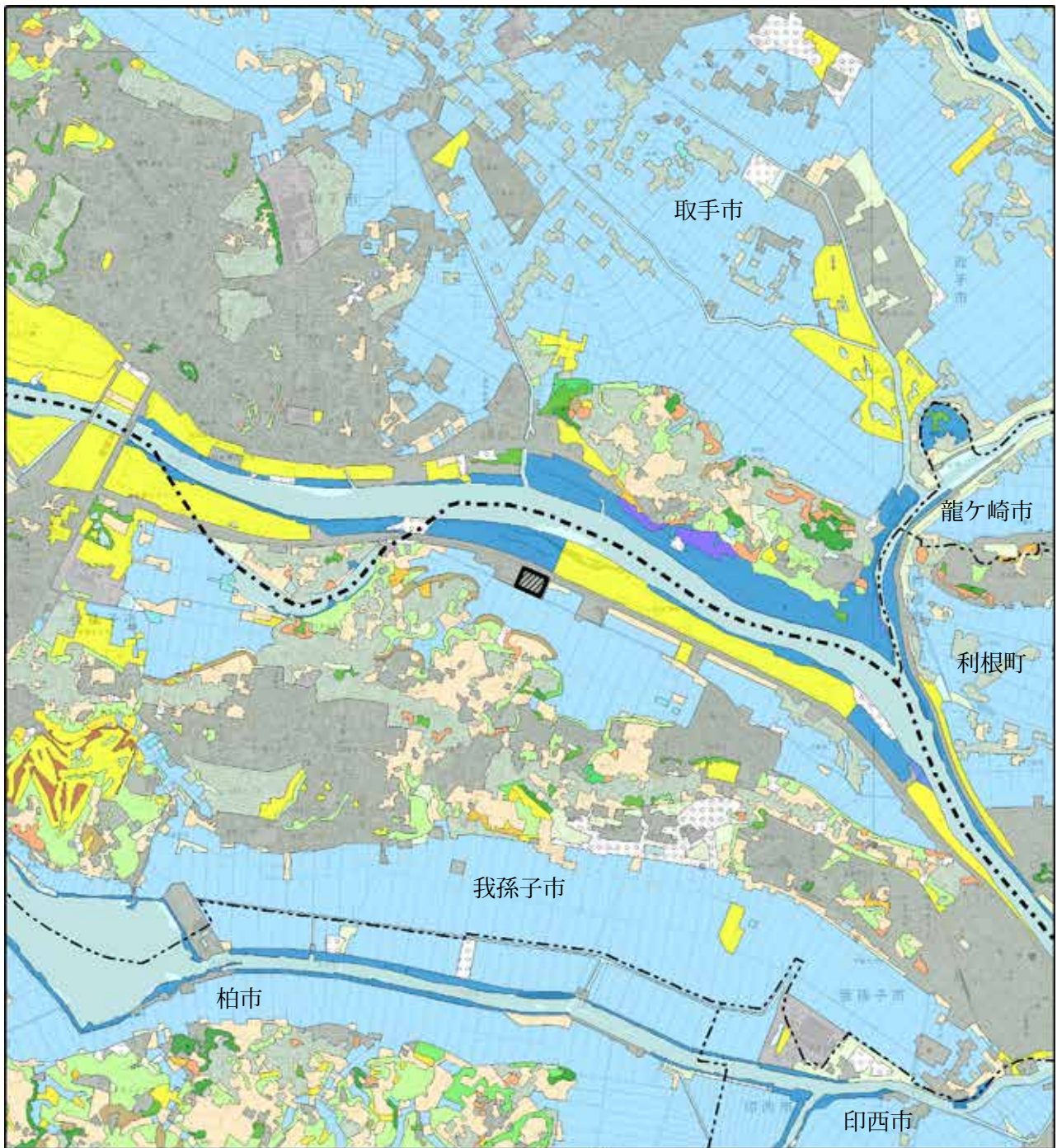
- ① 「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号）  
特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物
- ② 「千葉県文化財保護条例」（昭和30年3月29日条例第8号）  
県天：県指定天然記念物
- ③ 「我孫子市文化財の保護に関する条例」（昭和47年3月25日条例第5号）  
「取手市文化財保護条例」（昭和53年10月13日条例第18号）  
市天：市指定天然記念物
- ④ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」  
（平成4年6月5日法律第75号）  
国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、特国内：特定国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ⑤ 「環境省レッドリスト2019」（平成31年1月、環境省）  
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、  
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群
- ⑥ 「千葉県の保護上重要な野生生物千葉県レッドリスト植物・菌類編<2017年改訂版>」  
（平成29年3月、千葉県環境生活部自然保護課）  
X：消息不明・絶滅生物、EW：野生絶滅、A：最重要保護生物、B：重要保護生物、C：要保護生物、  
D：一般保護生物、RH：保護参考雑種
- ⑦ 「茨城における絶滅のおそれのある野生生物植物編2012年改訂版（茨城県版レッドデータブック）」  
（平成25年3月、茨城県生活環境部環境政策課）  
絶滅：絶滅、絶ⅠA：絶滅危惧ⅠA類、絶ⅠB：絶滅危惧ⅠB類、絶Ⅱ：絶滅危惧Ⅱ類、  
準絶：準絶滅危惧、情①：情報不足①、情②：情報不足②

### 3. 植生の状況

対象事業実施区域及びその周囲の植生の状況については、「第6回・第7回自然環境保全基礎調査」（環境省ホームページ）を基に整理した。対象事業実施区域及びその周囲の植生の状況は、図 7-2-21 に示すとおりである。

対象事業実施区域は市街地とされており、自然植生は分布していない。

対象事業実施区域の周囲では、利根川の堤内地に「水田雑草群落」「市街地」が広域に広がっており、さらに「クヌギ-コナラ群落」や「畑雑草群落」がパッチ状に分布している。また、利根川の堤外地では、公園として利用されている「ゴルフ場・芝地」や、「ヨシクラス」が分布している。



凡例

- |              |              |          |
|--------------|--------------|----------|
| 対象事業実施区域     | オニシバリーゴナラ群集  | 放棄畑雑草群落  |
| 県界           | 低木群落         | 果樹園      |
| 市町界          | ススキ群団(VIII)  | 雑草群落     |
| シラカシ群集       | ヨシクラス        | 水田雑草群落   |
| ヤブコウジースダジイ群集 | スギ・ヒノキ・サウラ植林 | 放棄水田雑草群落 |
| ハンノキ群落(VI)   | アカマツ植林       | 市街地      |
| ヤナギ高木群落(VI)  | 竹林           | 緑の多い住宅地  |
| ヤナギ低木群落(VI)  | ゴルフ場・芝地      | 工場地帯     |
| シイ・カシ二次林     | 牧草地          | 造成地      |
| ケヤキ・シラカシ群落   | 路傍・空地雑草群落    | 開放水域     |
| クヌギリーゴナラ群集   |              |          |



1:50,000



図 3-1-21 対象事業実施区域及びその周囲の植生図

出典：「第6回・第7回 自然環境保全基礎調査」  
(環境省ホームページ)

#### 4. 特定植物群落の状況

対象事業実施区域及びその周囲の特定植物群落の状況については、「第2回・第3回・第5回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査」（環境省ホームページ）を基に整理した。対象事業実施区域及びその周囲の特定植物群落の状況は、表3-1-42及び図7-2-22に示すとおりである。

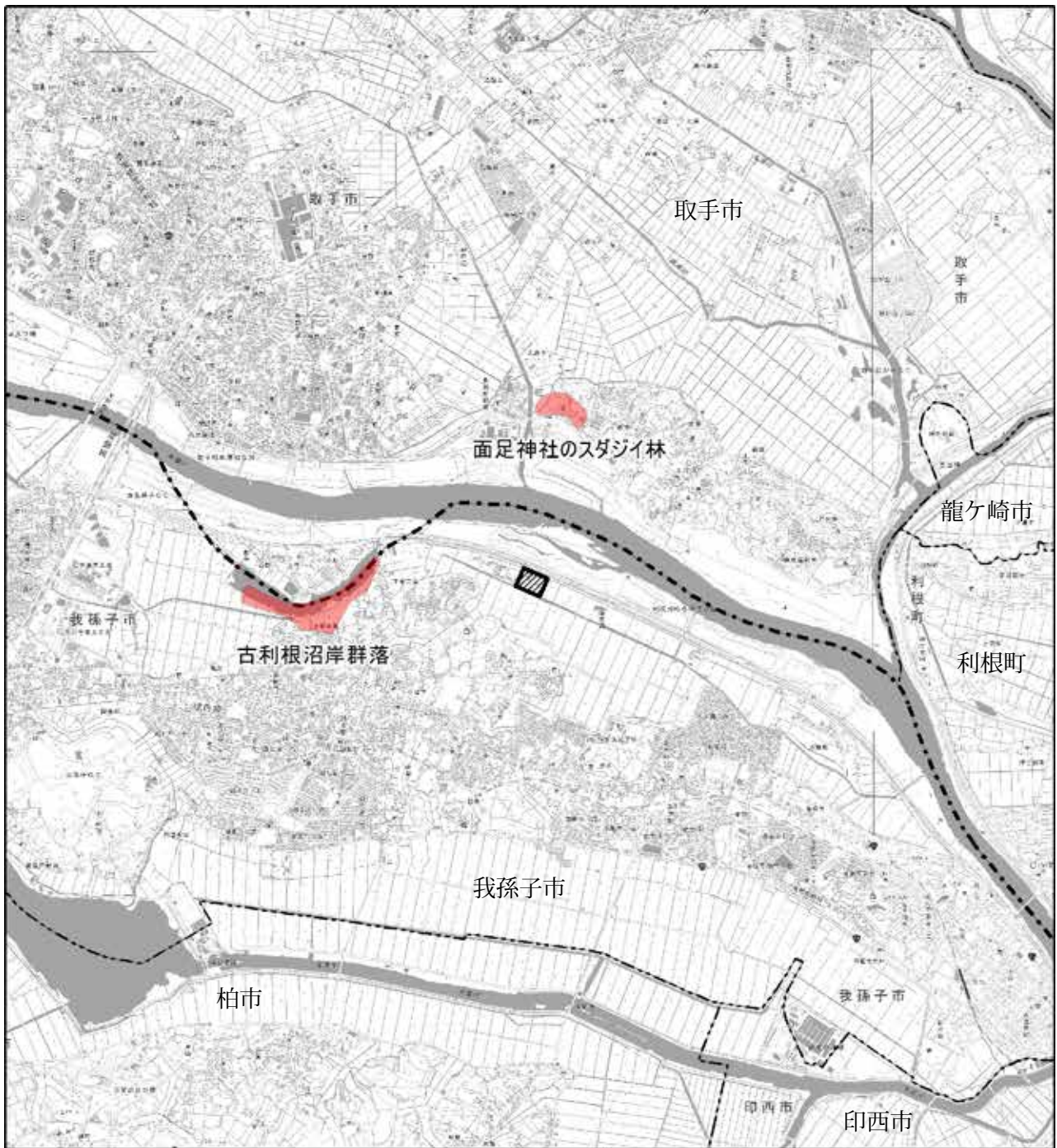
特定植物群落は、対象実施区域から西に約1.1km離れた我孫子市の古利根沼岸群落、北に約1.2km離れた取手市の面足神社のスタジイ林が確認された。

なお、対象事業実施区域に特定植物群落は分布していない。





表3-1-42 対象業実施区域及びその周囲の特定植物群落

区分	市	樹種名	所在地
特定植物群落	我孫子市	古利根沼岸群落	古利根沼周辺
	取手市	面足神社のスタジイ林	面足神社

出典：「第2回・3回・5回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査」（環境省ホームページ）



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 県界
-  : 市町界
-  : 特定植物群落



1:50,000



図 3-1-22 対象事業実施区域及びその周囲の特定植物群落

出典：「第2回・第3回・第5回 自然環境保全基礎調査  
特定植物群落調査」(環境省ホームページ)

## 5. 巨樹・巨木の状況

対象事業実施区域及びその周囲の巨樹・巨木の状況については、「第4回・第6回自然環境保全基礎調査巨樹・巨木林調査」（環境省ホームページ）を基に整理した。対象事業実施区域及びその周囲の巨樹・巨木の状況は、表 3-1-43 及び図 7-2-23 に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域内に巨樹・巨木は分布していない。

表 3-1-43(1) 対象事業実施区域及びその周囲の巨樹・巨木

区分	市町村	地点番号	樹種名	所在地	
巨樹・巨木	我孫子市	1	イチョウ	青山八幡神社	
		2	タブノキ	無量院	
		3	ケヤキ	-	
		4	イチョウ	天照神社	
		5	スダジイ	-	
		6	スダジイ	-	
		7	スダジイ	-	
		8	イヌマキ	観音寺	
		9	スダジイ	将門神社	
		10	カヤ	-	
		11	スダジイ	香取神社	
		12	イチョウ	葛不合神社	
		13	エノキ	-	
		14	イチョウ	-	
		15	タブノキ	-	
		16	ケヤキ	-	
		17	スダジイ	-	
		18	イチョウ	-	
		19	イチョウ	-	
		20	スダジイ	-	
		21	スダジイ	-	
		22	スダジイ	-	
		23	スダジイ	-	
		24	イヌマキ	-	
		25	スダジイ	-	
		26	タブノキ	-	
		27	カヤ	-	
		28	スダジイ	-	
		29	スダジイ	-	
		30	スダジイ	-	
		31	ケヤキ	-	
		32	スダジイ	-	
		33	ムクノキ	-	
		34	イチョウ	-	
		35	イチョウ	-	
		36	エノキ	-	
		37	スダジイ	-	
		38	スダジイ	-	
		39	スダジイ	-	
		40	ケヤキ	-	
	41	柏市	41	イチョウ	柳戸（弘誓院）
	42		イチョウ	柳戸（弘誓院）	
	43		イチョウ	-	
	44		イチョウ	-	
	45		スダジイ	-	

表 3-1-43(2) 対象事業実施区域及びその周囲の巨樹・巨木

区分	市町村	地点番号	樹種名	所在地
巨樹・巨木	取手市	46	イチョウ	東漸寺
		47	イチョウ	東漸寺
		48	クスノキ	東漸寺
		49	イチョウ	琴平神社
		50	クロマツ	琴平神社
		51	イヌマキ	弘経寺
		52	スダジイ	弘経寺
		53	スダジイ	香取神社
		54	スダジイ	香取大神
		55	スダジイ	香取大神
		56	スダジイ	香取大神
		57	エノキ	香取大神
		58	スダジイ	香取大神
		59	スダジイ	香取大神
		60	ケヤキ	戸田井会館内白山神社
		61	イチョウ	-
		62	イチョウ	-
		63	クスノキ	-
		64	イヌマキ	-
		65	スダジイ	-
		66	イチョウ	-
		67	クロマツ	-
		68	スダジイ	-
		69	スダジイ	-
		70	スダジイ	-
		71	エノキ	-
		72	スダジイ	-
		73	スダジイ	-
		74	ケヤキ	-
		75	スダジイ	-
		76	ケヤキ	-
		77	エノキ	-
		78	スダジイ	-
		79	スダジイ	-
		80	イチョウ	-
		81	スダジイ	-
		82	ソメイヨシノ	-
		83	ソメイヨシノ	-
		84	ケヤキ	-
		85	スダジイ	-
		86	スダジイ	-
		87	エノキ	-
		88	ケヤキ	-
		89	ケヤキ	-
		90	スダジイ	-
		91	シラカシ	-
		92	トチノキ	-
		93	イチョウ	-

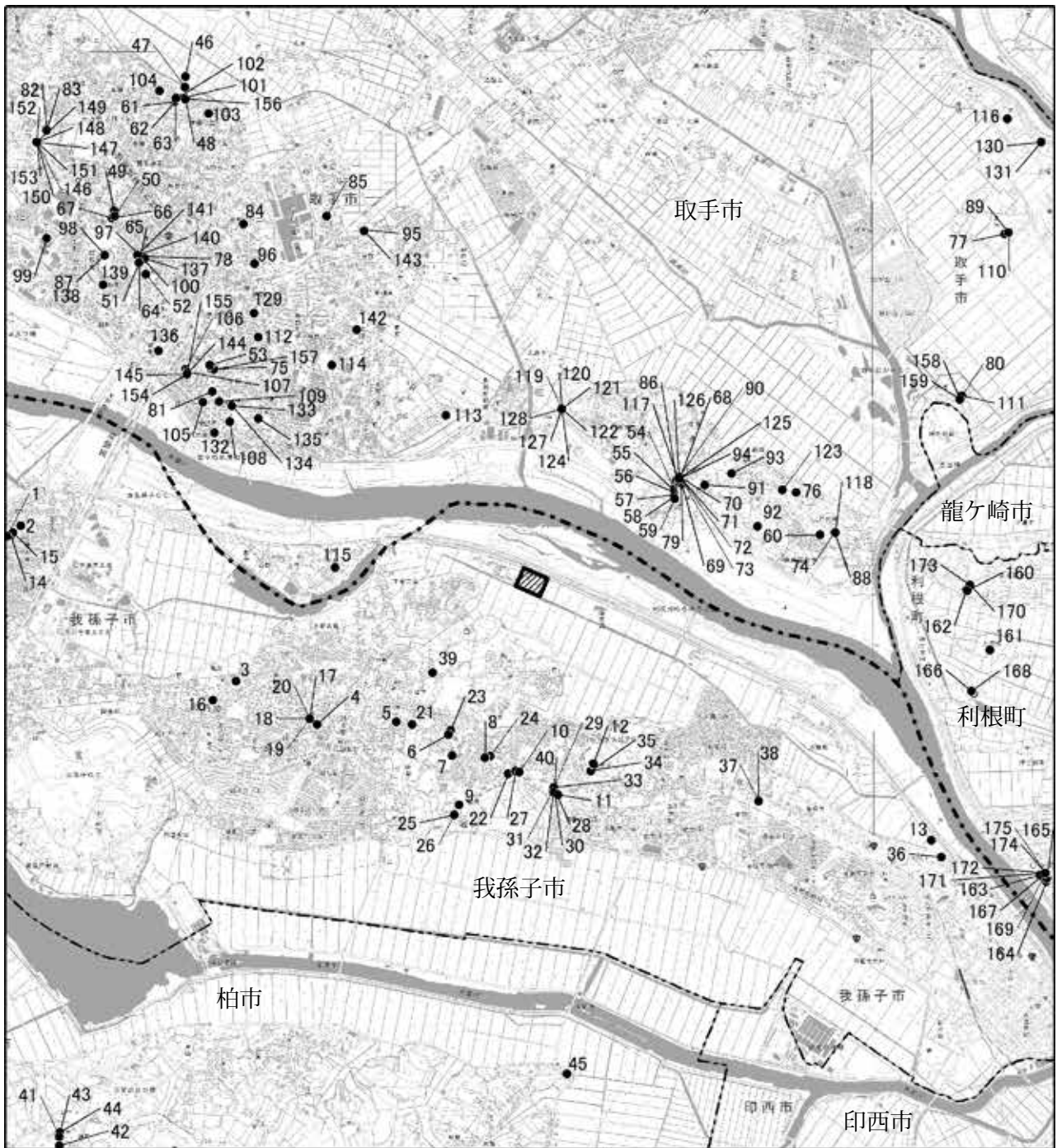
表 3-1-43(3) 対象事業実施区域及びその周囲の巨樹・巨木

区分	市町村	地点番号	樹種名	所在地
巨樹・巨木	取手市	94	スダジイ	-
		95	ケヤキ	-
		96	ソメイヨシノ	-
		97	ケヤキ	-
		98	ソメイヨシノ	-
		99	ソメイヨシノ	-
		100	イチョウ	-
		101	ケヤキ	-
		102	ケヤキ	-
		103	スダジイ	-
		104	スダジイ	-
		105	ムクノキ	-
		106	ケヤキ	-
		107	ケヤキ	-
		108	イチョウ	-
		109	タブノキ	-
		110	ケヤキ	-
		111	イチョウ	-
		112	コナラ	-
		113	サイカチ	-
		114	ケヤキ	-
		115	タブノキ	-
		116	スダジイ	-
		117	スダジイ	-
		118	スダジイ	-
		119	スダジイ	-
		120	スダジイ	-
		121	スダジイ	-
		122	スダジイ	-
		123	ケヤキ	-
		124	スダジイ	-
		125	スダジイ	-
		126	ムクノキ	-
		127	スダジイ	-
		128	スダジイ	-
		129	ソメイヨシノ	-
		130	スダジイ	-
		131	スダジイ	-
		132	イチョウ	-
		133	エノキ	-
134	スダジイ	-		
135	ソメイヨシノ	-		
136	スダジイ	-		
137	スダジイ	-		
138	ソメイヨシノ	-		
139	ソメイヨシノ	-		
140	スダジイ	-		

表 3-1-43(4) 対象事業実施区域及びその周囲の巨樹・巨木

区分	市町村	地点番号	樹種名	所在地
巨樹・巨木	取手市	141	スダジイ	-
		142	スダジイ	-
		143	スダジイ	-
		144	ケヤキ	-
		145	ケヤキ	-
		146	ソメイヨシノ	-
		147	ソメイヨシノ	-
		148	ソメイヨシノ	-
		149	ソメイヨシノ	-
		150	ソメイヨシノ	-
		151	ソメイヨシノ	-
		152	ソメイヨシノ	-
		153	ソメイヨシノ	-
		154	スダジイ	-
		155	スダジイ	-
		156	クスノキ	-
		157	スダジイ	-
		158	イチョウ	-
		159	イチョウ	-
	利根町	160	スダジイ	羽根野
		161	ケヤキ	上曾根
		162	スダジイ	-
		163	エノキ	-
		164	タブノキ	-
		165	ケヤキ	-
166	ケヤキ	-		
167	スダジイ	-		
168	ケヤキ	-		
169	タブノキ	-		
170	スダジイ	-		
171	ケヤキ	-		
172	ケヤキ	-		
173	ヤマザクラ	-		
174	ボダイジュ	-		
175	タラヨウ	-		

出典：「第4回・第6回自然環境保全基礎調査巨樹・巨木林調査」（環境省ホームページ）



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 県界
-  : 市町界
-  : 巨樹・巨木



1:50,000



図 3-1-23 対象事業実施区域及びその周囲の巨樹・巨木

出典：第4回・第6回 自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木  
林調査」(環境省ホームページ)

### 3-1-13 動物の生息の状況

#### 1. 動物相の状況

動物相の状況については、文献調査を行い整理した。確認した文献等は、表 3-1-44 に示すとおりである。

表 3-1-44(1) 動物相の確認文献等

	文献名	整理の対象とした種
1	「自然環境保全基礎調査動物分布調査日本の動物分布図集」 (平成 22 年 3 月 31 日、環境省自然環境局生物多様性センター)	調査対象とした野生動物(哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、陸産及び淡水産貝類)のうち、対象事業実施区域及びその周囲を含む調査メッシュで確認された種
2	「河川環境データベース(河川水辺の国勢調査)」 (国土交通省ホームページ)	調査対象とした野生動物(哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、クモ類、魚類、底生動物)のうち、平成 14 年度～平成 27 年度において利根川下流域で確認された種
3	「千葉県の保護上重要な野生生物-千葉県レッドデータブック-動物編 2011 年改訂版」 (平成 23 年 3 月、千葉県環境生活部自然保護課)	調査対象とした野生動物(哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、クモ類、陸産及び陸水産甲殻類、十脚甲殻類、多足類、貝類)のうち、我孫子市で確認された種
4	「茨城における絶滅のおそれのある野生生物動物編 2016 年改訂版(茨城県版レッドデータブック)」 (平成 28 年 3 月、茨城県生活環境部環境政策課)	調査対象とした野生動物(哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、淡水、汽水魚類、昆虫類、クモ類、その他の無脊椎動物)のうち、対象事業実施区域及びその周囲で確認されたか、もしくは確認された可能性のある種
5	「我孫子市自然環境調査昆虫調査報告書」 (平成 4 年 3 月、我孫子市経済環境部環境保全課)	現地調査において、対象事業実施区域及びその周囲を含む調査範囲で確認された昆虫類
6	「我孫子市自然環境調査水生生物調査報告書」 (平成 5 年 3 月、我孫子市経済環境部環境保全課)	現地調査において調査対象とした野生動物(魚類、底生動物・沿岸動物)のうち、対象事業実施区域及びその周囲を含む調査範囲で確認された種
7	「古利根沼自然環境調査報告書」 (平成 5 年 3 月、我孫子市経済環境部環境保全課)	現地調査において調査対象とした野生動物(魚類、底生動物)のうち、全ての調査範囲で確認された種
8	「古利根沼自然環境調査報告書(鳥類編)」 (平成 5 年 3 月、我孫子市環境保全課)	全ての調査範囲で確認された鳥類
9	「我孫子市自然環境調査-鳥類編-」 (平成 7 年 3 月、我孫子市経済環境部環境保全課)	現地調査において、対象事業実施区域及びその周囲を含む調査範囲で確認された鳥類
10	「我孫子市谷津水田等自然環境調査報告書」 (平成 14 年 3 月、我孫子市環境生活部手賀沼課)	調査対象とした野生動物(鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類(トンボ目)、魚類、甲殻類、貝類)のうち、全ての調査範囲で確認された種
11	「岡発戸の谷津田の鳥と自然・資料集」 (平成 14 年 5 月、我孫子市鳥の博物館)	平成 12 年 4 月～平成 14 年 3 月に実施された「我孫子市鳥の博物館による月別センサス調査」で確認された鳥類

表 3-1-44(2) 動物相の確認文献等

	文献名	整理の対象とした種
12	「生物相調査報告書（市内利根川左岸の生物相）」 （平成3年3月、取手市都市部公園緑地課）	対象事業実施区域及びその周囲を含む調査範囲で確認された鳥類
13	「生物相調査報告書（取手市内陸域の生物相）」 （平成4年3月、取手市都市部公園緑地課）	対象事業実施区域及びその周囲を含む調査範囲で確認された鳥類
14	「とりでの生物相」 （平成4年3月、取手市都市部みどりの課）	「取手市で見られる主な野鳥」に記載されている鳥類

文献調査により対象事業実施区域及びその周辺で確認された動物は、表 3-1-45 に示すとおりである。哺乳類で 9 科 14 種、鳥類で 56 科 208 種、爬虫類で 8 科 14 種、両生類で 5 科 8 種、昆虫類で 222 科 1,527 種、クモ類で 18 科 59 種、多足類で 0 科 0 種、魚類で 26 科 69 種、底生動物で 96 科 190 種が確認された。

表 3-1-45 文献等により確認された種数（動物）

分類	科	種
哺乳類	9	14
鳥類	56	208
爬虫類	8	14
両生類	5	8
昆虫類	222	1,527
クモ類	18	59
多足類	0	0
魚類	26	69
底生動物	96	190

## 2. 重要な種（動物）の状況

文献調査で確認された種について、国、県及び各自治体が指定する選定根拠に基づき重要な種の指定状況を整理した。

### (1) 重要な種（動物）の選定根拠・基準

重要な種の選定根拠は表 3-1-46 に、選定基準は表 3-1-47 にそれぞれ示すとおりである。

表 3-1-46 重要な種（動物）の選定根拠

選定根拠		選定基準
法令による指定	① 「文化財保護法」 (昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別天然記念物（特天）</li> <li>・国指定天然記念物（国天）</li> </ul>
	② 「千葉県文化財保護条例」 (昭和 30 年 3 月 29 日条例第 8 号) 「茨城県文化財保護条例」 (昭和 51 年 4 月 1 日条令第 50 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県指定天然記念物（県天）</li> </ul>
	③ 「我孫子市文化財の保護に関する条例」 (昭和 47 年 3 月 25 日条例第 5 号) 「取手市文化財保護条例」 (昭和 53 年 10 月 13 日条例第 18 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市指定天然記念物（市天）</li> </ul>
	④ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」 (平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内希少野生動植物種（国内）</li> <li>・国際希少野生動植物種（国際）</li> <li>・特定国内希少野生動植物種（特定）</li> <li>・緊急指定種（緊急）</li> </ul>
文献による指定	⑤ 「環境省レッドリスト 2019」 (平成 31 年 1 月、環境省)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絶滅（EX）</li> <li>・野生絶滅（EW）</li> <li>・絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）</li> <li>・絶滅危惧ⅠA類（CR）</li> <li>・絶滅危惧ⅠB類（EN）</li> <li>・絶滅危惧Ⅱ類（VU）</li> <li>・準絶滅危惧（NT）</li> <li>・情報不足（DD）</li> <li>・地域個体群（LP）</li> </ul>
	⑥ 「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドリスト—動物編（2019年改訂版）」 (平成 31 年 3 月、千葉県環境生活部自然保護課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消息不明・絶滅生物（X）</li> <li>・野生絶滅（EW）</li> <li>・最重要保護生物（A）</li> <li>・重要保護生物（B）</li> <li>・要保護生物（C）</li> <li>・一般保護生物（D）</li> <li>・保護参考雑種（RH）</li> <li>・情報不足</li> </ul>
	⑦ 「茨城における絶滅のおそれのある野生生物動物編 2016 年改訂版（茨城県版レッドデータブック）」 (平成 28 年 3 月、茨城県生活環境部環境政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絶滅</li> <li>・絶滅危惧ⅠA類</li> <li>・絶滅危惧ⅠB類</li> <li>・絶滅危惧Ⅱ類</li> <li>・準絶滅危惧</li> <li>・情報不足①注目種</li> <li>・情報不足②現状不明種</li> </ul>

表 3-1-47(1) 重要な種（動物）の選定基準

選定基準		評価基準	
①	特別天然記念物	国指定天然記念物のうち特に重要な記念物について指定する。	
	国指定天然記念物	国指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの。	
②	県指定天然記念物	県指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で県にとって学術上価値の高いもの。	
③	市指定天然記念物	市指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で市にとって学術上価値の高いもの。	
④	国内希少野生動植物種	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるもの。	
	国際希少野生動植物種	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）であって、政令で定めるもの。	
	特定国内希少野生動植物種	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう。 一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。	
	緊急指定種	環境大臣が、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定する種。	
⑤	絶滅（EX）	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。	
	野生絶滅（EW）	飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種。	
	絶滅危惧	絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）	絶滅の危機に瀕している種。
		絶滅危惧ⅠA類（CR）	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧ⅠB類（EN）	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
	絶滅危惧Ⅱ類（VU）	絶滅の危険が増大している種。	
	準絶滅危惧（NT）	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種。	
情報不足（DD）	評価するだけの情報が不足している種。		
地域個体群（LP）	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。		

注) 表中の①～⑦は、表 3-1-46 に示した法令、文献番号と一致する。

表 3-1-47(2) 重要な種（動物）の選定基準

選定基準	評価基準
⑥ 消息不明・絶滅生物 (X)	かつては生息・生育が確認されていたにもかかわらず、近年長期（およそ 50 年間）にわたって確実な生存情報がなく、千葉県から絶滅した可能性が強い生物。
野生絶滅 (EW)	かつては千葉県に生息・生育していた生物の種類が、野生・自生では見られなくなったにもかかわらず、かつて千葉県に野生していた個体群の子孫が、飼育・栽培などによって、維持されているもの。特に埋土種子や埋土胞子などから再生した個体がありながら、本来の自生地では環境の変化によって生息・生育が維持できない状態の種。
最重要保護生物 (A)	個体数が極めて少ない、生息・生育環境が極めて限られている、生息・生育地のほとんどが環境改変の危機にある、などの状況にある生物。
最重要保護生物 (B)	個体数がかなり少ない、生息・生育環境がかなり限られている、生息・生育地のほとんどが環境改変の可能性にある、などの状況にある生物。
要保護生物 (C)	個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性がある、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、近い将来カテゴリーBに移行することが予測されるもの。
一般保護生物 (D)	個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性がある、などの状況にある生物。放置すれば個体数の減少は避けられず、自然環境の構成要素としての役割が著しく衰退する可能性があり、近い将来カテゴリーCに移行することが予測されるもの。
保護参考雑種 (RH)	自然界において形成されることが稀な雑種であって、個体数が著しく少なく、分布地域及び生息環境が著しく限定されているもの。
情報不足	個体数や生息・生育環境などのランクを判定する情報が十分には得られていない種、および歴史的もしくは分類学的な情報の不足により保護すべき種であるか明らかでない種等
⑦ 絶滅	本県ではすでに絶滅したと考えられる種（飼育下でのみ生息している野生絶滅を含む）。
絶滅危惧Ⅰ類	絶滅の危機に瀕している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。
絶滅危惧ⅠA類	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠA類程ではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
絶滅危惧Ⅱ類	絶滅の危険が増大している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧ⅠB類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。
準絶滅危惧	存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。
情報不足	評価するだけの情報が不足している種。
①注目種	最近県内での生息が確認された種であるが、県内の分布域がまだ十分に調査されていない種。
②現状不明種	最近の情報がなく、生息状態が不明の種。

注) 表中の①～⑦は、表 3-1-46 に示した法令、文献番号と一致する。

(2) 文献調査により確認された重要な種（動物）

① 哺乳類

対象事業実施区域及びその周囲で確認されている哺乳類のうち、重要な種は、表 3-1-48 に示すとおりであり、5 科 5 種が確認された。

表 3-1-48 重要な種（哺乳類）の状況

No.	目名	科名	種名	指定状況						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	トガリネズミ	トガリネズミ	ニホンジネズミ	-	-	-	-	-	D	-
2	コウモリ	ヒナコウモリ	ヤマコウモリ	-	-	-	-	VU	X	-
3	ネズミ	ネズミ	カヤネズミ	-	-	-	-	-	D	情②
4	ネコ	イヌ	アカギツネ	-	-	-	-	-	B	-
5		イタチ	カワウソ	-	-	-	国際	EX	X	-
計	4 目	5 科	5 種	0 種	0 種	0 種	1 種	2 種	5 種	1 種

注1) 分類、配列等は原則として「The Wild Mammals of Japan Second Edition」(S. D. Ohdachi et al., 2015) に準拠した。

注2) 重要な種の指定状況は、以下のとおりである。

- ① 「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号)  
特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物
- ② 「千葉県文化財保護条例」(昭和 30 年 3 月 29 日条例第 8 号)  
県天：県指定天然記念物
- ③ 「我孫子市文化財の保護に関する条例」(昭和 47 年 3 月 25 日条例第 5 号)  
「取手市文化財保護条例」(昭和 53 年 10 月 13 日条例第 18 号)  
市天：市指定天然記念物
- ④ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」  
(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号)  
国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、特国内：特定国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ⑤ 「環境省レッドリスト 2019」(平成 31 年 1 月、環境省)  
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群
- ⑥ 「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドリスト—動物編（2019 年改訂版）」  
(平成 31 年 3 月、千葉県環境生活部自然保護課)  
X：消息不明・絶滅生物、EW：野生絶滅、A：最重要保護生物、B：重要保護生物、C：要保護生物、D：一般保護生物、RH：保護参考雑種
- ⑦ 「茨城における絶滅のおそれのある野生動物動物編 2012 年改訂版（茨城県版レッドデータブック）」  
(平成 25 年 3 月、茨城県生活環境部環境政策課)  
絶滅：絶滅、絶 IA：絶滅危惧 IA 類、絶 IB：絶滅危惧 IB 類、絶 II：絶滅危惧 II 類、準絶：準絶滅危惧、情①：情報不足①、情②：情報不足②

② 鳥類

対象事業実施区域及びその周囲で確認されている鳥類のうち、重要な種は、表 3-1-49 に示すとおり、39 科 117 種が確認された。

表 3-1-49(1) 重要な種（鳥類）の状況

No.	目名	科名	種名	指定状況								
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
1	キジ	キジ	ウズラ	-	-	-	-	VU	A	絶Ⅱ		
2	カモ	カモ	ヒシクイ	天然	-	-	-	VU	X	-		
3			カリガネ	-	-	-	-	EN	X	-		
4			ハクガン	-	-	-	-	CR	X	-		
5			コクガン	天然	-	-	-	-	VU	B	絶ⅠB	
6			オンドリ	-	-	-	-	-	DD	B	準絶	
7			オカヨシガモ	-	-	-	-	-	-	C	-	
8			ヨシガモ	-	-	-	-	-	-	B	-	
9			トモエガモ	-	-	-	-	-	VU	B	絶Ⅱ	
10			スズガモ	-	-	-	-	-	-	D	-	
11			シノリガモ	-	-	-	-	-	-	D	-	
12			カワアイサ	-	-	-	-	-	-	-	準絶	
13			ウミアイサ	-	-	-	-	-	-	D	-	
14			カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ	-	-	-	-	-	C	準絶
15	カンムリカイツブリ	-			-	-	-	-	-	D	-	
16	ハト	ハト	シラコバト	-	-	-	-	EN	B	絶ⅠA		
17	ミズナギドリ	ウミツバメ	クロツバメ	-	-	-	-	CR	-	-		
18	コウノトリ	コウノトリ	コウノトリ	特天	-	-	国内	CR	X	-		
19	カツオドリ	ウ	ヒメウ	-	-	-	-	EN	B	絶Ⅱ		
20			ウミウ	-	-	-	-	-	-	B	-	
21	ペリカン	サギ	サンカノゴイ	-	-	-	-	EN	A	絶ⅠB		
22			ヨシゴイ	-	-	-	-	NT	A	絶Ⅱ		
23			ササゴイ	-	-	-	-	-	-	絶ⅠB		
24			アマサギ	-	-	-	-	-	-	絶Ⅱ		
25			ダイサギ	-	-	-	-	-	-	D	-	
26			チュウサギ	-	-	-	-	NT	B	-		
27			コサギ	-	-	-	-	-	-	B	-	
28			トキ	トキ	トキ	特天	-	-	国内	EW	X	-
29		クロツラヘラサギ			-	-	-	-	EN	A	絶ⅠB	
30		ツル	ツル	クロツル	-	-	-	-	DD	B	-	
31	クイナ			シマクイナ	-	-	-	-	EN	A	-	
32			クイナ	-	-	-	-	-	X	-		
33			ヒメクイナ	-	-	-	-	-	X	-		
34			ヒクイナ	-	-	-	-	NT	A	絶ⅠA		
35			バン	-	-	-	-	-	-	B	-	
36			オオバン	-	-	-	-	-	-	C	-	
37	カッコウ		カッコウ	ホトトギス	-	-	-	-	-	C	-	
38		ツツドリ		-	-	-	-	-	-	C	-	
39		カッコウ		-	-	-	-	-	-	C	絶ⅠB	
40	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	-	-	-	-	NT	X	情①		
41	アマツバメ	アマツバメ	アマツバメ	-	-	-	-	-	A	-		
42			ヒメアマツバメ	-	-	-	-	-	-	C	情①	
43	チドリ	チドリ	タゲリ	-	-	-	-	-	D	-		
44			ケリ	-	-	-	-	-	DD	A	準絶	
45			ムナグロ	-	-	-	-	-	-	B	-	
46			ダイゼン	-	-	-	-	-	-	A	-	
47			イカルチドリ	-	-	-	-	-	-	C	絶Ⅱ	
48			コチドリ	-	-	-	-	-	-	B	-	
49			シロチドリ	-	-	-	-	-	VU	A	絶Ⅱ	
50			メダイチドリ	-	-	-	国際	-	-	C	-	
51			ミヤコドリ	ミヤコドリ	-	-	-	-	-	A	-	
52			セイタカシギ	セイタカシギ	-	-	-	-	VU	A	絶Ⅱ	
53		シギ	シギ	コシギ	-	-	-	-	-	X	-	
54				オオジシギ	-	-	-	-	NT	A	絶ⅠA	
55				チュウジシギ	-	-	-	-	-	-	A	-
56				オオハシシギ	-	-	-	-	-	-	-	絶Ⅱ
57				オグロシギ	-	-	-	-	-	-	C	準絶
58				オオソリハシシギ	-	-	-	国際	VU	C	絶Ⅱ	
59				チュウシャクシギ	-	-	-	-	-	-	C	-
60				ダイシャクシギ	-	-	-	-	-	-	A	-
61	ホウロクシギ			-	-	-	国際	VU	A	-		
62	ツルシギ			-	-	-	-	-	VU	A	準絶	

表 3-1-49(2) 重要な種（鳥類）の状況

No.	目名	科名	種名	指定状況							
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
63	チドリ	シギ	アカアシシギ	-	-	-	-	VU	B	絶II	
64			アオアシシギ	-	-	-	-	-	B	-	
65			クサシギ	-	-	-	-	-	C	-	
66			タカブシギ	-	-	-	-	VU	B	-	
67			キアシシギ	-	-	-	-	-	C	-	
68			メリケンキアシシギ	-	-	-	-	-	A	-	
69			ソリハシシギ	-	-	-	-	-	C	-	
70			イソシギ	-	-	-	-	-	A	-	
71			キョウジョシギ	-	-	-	-	-	C	-	
72			ミユビシギ	-	-	-	-	-	D	-	
73			トウネン	-	-	-	-	-	D	-	
74			ハマシギ	-	-	-	-	NT	B	準絶	
75			キリアイ	-	-	-	-	-	B	絶I B	
76			タマシギ	タマシギ	-	-	-	-	VU	A	絶I B
77			ツバメチドリ	ツバメチドリ	-	-	-	-	VU	X	絶II
78			カモメ	コアジサシ	-	-	-	-	VU	A	絶II
79			タカ	ミサゴ	ミサゴ	-	-	-	-	NT	B
80	タカ	ハチクマ		-	-	-	-	NT	B	絶II	
81	オジロワシ	天然		-	-	-	国内	VU	B	絶I A	
82	オオワシ	天然		-	-	-	国内	VU	B	絶I B	
83	チュウヒ	-		-	-	-	EN	A	絶I B		
84	ツミ	-		-	-	-	-	D	-		
85	ハイタカ	-		-	-	-	NT	B	情①		
86	オオタカ	-		-	-	-	NT	C	準絶		
87	サシバ	-		-	-	-	VU	A	絶II		
88	ノスリ	-		-	-	-	-	C	-		
89	フクロウ	フクロウ		オオコノハズク	-	-	-	-	-	B	-
90		フクロウ	フクロウ	-	-	-	-	-	B	-	
91		アオバズク	アオバズク	-	-	-	-	-	A	絶I B	
92		トラフズク	トラフズク	-	-	-	-	-	C	-	
93		コミミズク	コミミズク	-	-	-	-	-	A	-	
94	ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ	-	-	-	-	-	C	-	
95	キツツキ	キツツキ	アリスイ	-	-	-	-	-	-	情①	
96		アカゲラ	アカゲラ	-	-	-	-	-	C	-	
97	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ	-	-	-	国内	VU	A	絶II	
98	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ	-	-	-	-	VU	X	絶II	
99		カササギヒタキ	サンコウチョウ	-	-	-	-	-	A	-	
100		カラス	カケス	-	-	-	-	-	D	-	
101		ヒバリ	ヒバリ	-	-	-	-	-	D	-	
102			イワツバメ	-	-	-	-	-	D	-	
103		センニュウ	オオセッカ	-	-	-	国内	EN	A	絶I B	
104		ヨシキリ	オオヨシキリ	-	-	-	-	-	D	-	
105			コヨシキリ	-	-	-	-	-	D	絶I B	
106		セッカ	セッカ	-	-	-	-	-	D	-	
107		ヒタキ	トラツグミ	-	-	-	-	-	A	-	
108			イソヒヨドリ	-	-	-	-	-	C	-	
109			コサメビタキ	-	-	-	-	-	A	情①	
110			キビタキ	-	-	-	-	-	A	-	
111		イワヒバリ	カヤクグリ	-	-	-	-	-	D	-	
112		セキレイ	キセキレイ	-	-	-	-	-	B	-	
113		ホオジロ	ホオジロ	-	-	-	-	-	C	-	
114			ホオアカ	-	-	-	-	-	C	絶I B	
115	クロジ		-	-	-	-	-	D	-		
116	コジュリン		-	-	-	-	VU	A	絶II		
117	オオジュリン		-	-	-	-	-	D	-		
計	19目	39科	117種	6種	0種	0種	10種	45種	111種	48種	

注1) 分類、配列等は原則として「日本鳥類目録改訂第7版」(平成24年、日本鳥学会)に準拠した。

注2) 重要な種の指定状況は、以下のとおりである。

- ① 「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号)  
特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物
- ② 「千葉県文化財保護条例」(昭和30年3月29日条例第8号)  
県天：県指定天然記念物
- ③ 「我孫子市文化財の保護に関する条例」(昭和47年3月25日条例第5号)  
「取手市文化財保護条例」(昭和53年10月13日条例第18号)  
市天：市指定天然記念物

- ④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」  
 （平成4年6月5日法律第75号）  
 国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、特国内：特定国内希少野生動植物種、  
 緊急：緊急指定種
- ⑤「環境省レッドリスト2019」（平成31年1月、環境省）  
 EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、  
 VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群
- ⑥「千葉県の保護上重要な野生生物ー千葉県レッドリストー動物編（2019年改訂版）」  
 （平成31年3月、千葉県環境生活部自然保護課）  
 X：消息不明・絶滅生物、EW：野生絶滅、A：最重要保護生物、B：重要保護生物、C：要保護生物、  
 D：一般保護生物、RH：保護参考雑種、情不：情報不足
- ⑦「茨城における絶滅のおそれのある野生生物動物編2012年改訂版（茨城県版レッドデータブック）」  
 （平成25年3月、茨城県生活環境部環境政策課）  
 絶滅：絶滅、絶ⅠA：絶滅危惧ⅠA類、絶ⅠB：絶滅危惧ⅠB類、絶Ⅱ：絶滅危惧Ⅱ類、  
 準絶：準絶滅危惧、情①：情報不足①、情②：情報不足②

③ 爬虫類

対象事業実施区域及びその周囲で確認されている爬虫類のうち、重要な種は、表 3-1-50 に示すとおり、8科13種が確認された。

表 3-1-50 重要な種（爬虫類）の状況

No.	目名	科名	種名	指定状況							
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
1	カメ	イシガメ	ニホンイシガメ	-	-	-	-	NT	A	情②	
2		スッポン	ニホンスッポン	-	-	-	-	DD	情不	情②	
3	有鱗	ヤモリ	ニホンヤモリ	-	-	-	-	-	D	-	
4		トカゲ	ヒガシニホントカゲ	-	-	-	-	-	B	-	
5		カナヘビ	ニホンカナヘビ	-	-	-	-	-	D	-	
6		タカチホヘビ	タカチホヘビ	-	-	-	-	-	-	準絶	
7		ナミヘビ	ジムグリ	ジムグリ	-	-	-	-	-	B	-
8			アオダイショウ	アオダイショウ	-	-	-	-	-	D	-
9			シマヘビ	シマヘビ	-	-	-	-	-	C	-
10			ヒバカリ	ヒバカリ	-	-	-	-	-	D	情②
11			シロマダラ	シロマダラ	-	-	-	-	-	B	準絶
12			ヤマカガシ	ヤマカガシ	-	-	-	-	-	D	-
13			クサリヘビ	ニホンマムシ	-	-	-	-	-	B	-
計	2目	8科	13種	0種	0種	0種	0種	2種	12種	5種	

注1) 分類、配列等は原則として「日本産爬虫両生類標準和名」(平成28年、日本爬虫両棲類学会)に準拠した。

注2) 重要な種の指定状況は、以下のとおりである。

- ① 「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号)  
特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物
- ② 「千葉県文化財保護条例」(昭和30年3月29日条例第8号)  
県天：県指定天然記念物
- ③ 「我孫子市文化財の保護に関する条例」(昭和47年3月25日条例第5号)  
「取手市文化財保護条例」(昭和53年10月13日条例第18号)  
市天：市指定天然記念物
- ④ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」  
(平成4年6月5日法律第75号)  
国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、特国内：特定国内希少野生動植物種、  
緊急：緊急指定種
- ⑤ 「環境省レッドリスト2019」(平成31年1月、環境省)  
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、  
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群
- ⑥ 「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドリスト—動物編(2019年改訂版)」  
(平成31年3月、千葉県環境生活部自然保護課)  
X：消息不明・絶滅生物、EW：野生絶滅、A：最重要保護生物、B：重要保護生物、C：要保護生物、  
D：一般保護生物、RH：保護参考雑種、情不：情報不足
- ⑦ 「茨城における絶滅のおそれのある野生生物動物編2012年改訂版(茨城県版レッドデータブック)」  
(平成25年3月、茨城県生活環境部環境政策課)  
絶滅：絶滅、絶ⅠA：絶滅危惧ⅠA類、絶ⅠB：絶滅危惧ⅠB類、絶Ⅱ：絶滅危惧Ⅱ類、  
準絶：準絶滅危惧、情①：情報不足①、情②：情報不足②

④ 両生類

対象事業実施区域及びその周囲で確認されている両生類のうち、重要な種は、表 3-1-51 に示すとおり、4 科 6 種が確認された。

表 3-1-51 重要な種（両生類）の状況

No.	目名	科名	種名	指定状況							
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
1	有尾	イモリ	アカハライモリ	-	-	-	-	NT	A	準絶	
2	無尾	ヒキガエル	アズマヒキガエル	-	-	-	-	-	C	情①	
3			アカガエル	ニホンアカガエル	-	-	-	-	-	A	-
4				ツチガエル	-	-	-	-	-	A	情①
5				トウキョウダルマガエル	-	-	-	-	NT	B	情①
6			アオガエル	シュレーゲルアオガエル	-	-	-	-	-	D	-
計	2 目	4 科	6 種	0 種	0 種	0 種	0 種	2 種	6 種	4 種	

注 1) 分類、配列等は原則として「日本産爬虫両生類標準和名」(平成 28 年、日本爬虫両棲類学会)に準拠した。

注 2) 重要な種の指定状況は、以下のとおりである。

- ① 「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号)  
特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物
- ② 「千葉県文化財保護条例」(昭和 30 年 3 月 29 日条例第 8 号)  
県天：県指定天然記念物
- ③ 「我孫子市文化財の保護に関する条例」(昭和 47 年 3 月 25 日条例第 5 号)  
「取手市文化財保護条例」(昭和 53 年 10 月 13 日条例第 18 号)  
市天：市指定天然記念物
- ④ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」  
(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号)  
国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、特国内：特定国内希少野生動植物種、  
緊急：緊急指定種
- ⑤ 「環境省レッドリスト 2019」(平成 31 年 1 月、環境省)  
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、  
VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群
- ⑥ 「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドリスト—動物編(2019 年改訂版)」  
(平成 31 年 3 月、千葉県環境生活部自然保護課)  
X：消息不明・絶滅生物、EW：野生絶滅、A：最重要保護生物、B：重要保護生物、C：要保護生物、  
D：一般保護生物、RH：保護参考雑種、情不：情報不足
- ⑦ 「茨城における絶滅のおそれのある野生生物動物編 2012 年改訂版(茨城県版レッドデータブック)」  
(平成 25 年 3 月、茨城県生活環境部環境政策課)  
絶滅：絶滅、絶 IA：絶滅危惧 IA 類、絶 IB：絶滅危惧 IB 類、絶 II：絶滅危惧 II 類、  
準絶：準絶滅危惧、情①：情報不足①、情②：情報不足②

⑤ 昆虫類

対象事業実施区域及びその周囲で確認されている昆虫類のうち、重要な種は、表 3-1-52 に示すとおり、66 科 182 種が確認された。

表 3-1-52(1) 重要な種（昆虫類）の状況

No.	目名	科名	種名	指定状況								
				①	②	③	④	⑤				
1	トンボ	イトトンボ	ホソミイトトンボ	-	-	-	-	-	B	-		
2			クロイトトンボ	-	-	-	-	-	-	D	-	
3			セスジイトトンボ	-	-	-	-	-	-	B	準絶	
4			オオセスジイトトンボ	-	-	-	-	EN	-	A	絶 I A	
5			ムスジイトトンボ	-	-	-	-	-	-	B	準絶	
6			オオイトトンボ	-	-	-	-	-	-	A	-	
7			キイトトンボ	-	-	-	-	-	-	C	準絶	
8			ベニイトトンボ	-	-	-	-	-	NT	A	絶 I A	
9			オゼイトトンボ	-	-	-	-	-	-	-	準絶	
10			ヒメマイトトンボ	-	-	-	-	EN	-	A	絶 I A	
11			モートンイトトンボ	-	-	-	-	-	NT	A	準絶	
12		モノサシトンボ	モノサシトンボ	-	-	-	-	-	-	C	-	
13			オオモノサシトンボ	-	-	-	-	-	EN	A	絶 I B	
14		アオイトトンボ	コバナアオイトトンボ	-	-	-	-	-	EN	X	絶 I A	
15			アオイトトンボ	-	-	-	-	-	-	C	-	
16			オツネイトトンボ	-	-	-	-	-	-	A	絶 II	
17		サナエトンボ	ヤマサナエ	-	-	-	-	-	-	D	-	
18			キイロサナエ	-	-	-	-	-	NT	B	準絶	
19			ウチワヤンマ	-	-	-	-	-	-	D	-	
20			ナゴヤサナエ	-	-	-	-	-	-	VU	A	準絶
21			コサナエ	-	-	-	-	-	-	A	-	
22		ヤンマ	マダラヤンマ	-	-	-	-	-	NT	X	準絶	
23			ネアカヨシヤンマ	-	-	-	-	-	NT	B	絶 II	
24			アオヤンマ	-	-	-	-	-	NT	B	準絶	
25			マルタンヤンマ	-	-	-	-	-	-	C	-	
26			クロスジギンヤンマ	-	-	-	-	-	-	D	-	
27			サラサヤンマ	-	-	-	-	-	-	D	準絶	
28		エゾトンボ	トラフトンボ	-	-	-	-	-	-	A	準絶	
29			キイロヤマトンボ	-	-	-	-	-	NT	A	絶 II	
30			ハネビロエゾトンボ	-	-	-	-	-	VU	A	絶 II	
31		トンボ	ベッコウトンボ	-	-	-	国内	-	CR	X	絶滅	
32	ヨツボシトンボ		-	-	-	-	-	-	A	準絶		
33	ハラビロトンボ		-	-	-	-	-	-	B	準絶		
34	チョウトンボ		-	-	-	-	-	-	D	-		
35	コノシメトンボ		-	-	-	-	-	-	D	準絶		
36	キトンボ		-	-	-	-	-	-	X	絶 I B		
37	マイコアカネ		-	-	-	-	-	-	D	-		
38	ヒメアカネ		-	-	-	-	-	-	A	絶 II		
39	ミヤマアカネ		-	-	-	-	-	-	X	準絶		
40	リスアカネ		-	-	-	-	-	-	B	絶 II		
41	ネキトンボ		-	-	-	-	-	-	A	準絶		
42	オオキトンボ		-	-	-	-	-	EN	X	絶滅		
43	カマキリ		カマキリ	ウスバカマキリ	-	-	-	-	DD	情不	絶 II	
44	バッタ		コオロギ	クロツヤコオロギ	-	-	-	-	-	C	絶 I A	
45		ヤマトチビスズ		-	-	-	-	-	-	B	絶 II	
46		コガタコオロギ		-	-	-	-	-	-	C	準絶	
47		マツムシ		マツムシ	-	-	-	-	-	-	D	準絶
48		キリギリス	クツワムシ	-	-	-	-	-	-	C	絶 I B	
49			カスミササキリ	-	-	-	-	-	-	A	絶 I B	
50			オオクサキリ	-	-	-	-	-	-	A	絶 I B	
51		バッタ	ショウリョウバッタモドキ	-	-	-	-	-	-	-	準絶	
52			カワラバッタ	-	-	-	-	-	-	-	絶 II	
53			セグロイナゴ	-	-	-	-	-	-	A	準絶	
54	カメムシ	セミ	ハルゼミ	-	-	-	-	-	A	準絶		
55		アメンボ	エサキアメンボ	-	-	-	-	-	NT	B	絶 I B	
56			ハネナシアメンボ	-	-	-	-	-	-	B	絶 II	
57			ババアメンボ	-	-	-	-	-	NT	-	絶 I A	
58			コオイムシ	コオイムシ	-	-	-	-	-	NT	-	絶 II
59		タガメ		-	-	-	-	-	-	VU	A	準絶
60		ミズムシ	ミヤケミズムシ	-	-	-	-	-	NT	-	絶 I B	
61		マキバサシガメ	ホトシブナガメ	-	-	-	-	-	-	B	-	
62		ハナカメムシ	ズイムシハナカメムシ	-	-	-	-	-	NT	A	-	
63		ナガカメムシ	ヒメマダラナガカメムシ	-	-	-	-	-	-	D	準絶	

表 3-1-52(2) 重要な種（昆虫類）の状況

No.	目名	科名	種名	指定状況								
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
64	カメムシ	ツチカメムシ	ヨコヅナツチカメムシ	-	-	-	-	-	C	-		
65			ハナダカメムシ	-	-	-	-	-	D	-		
66			トゲカメムシ	-	-	-	-	-	C	-		
67			ヒウラカメムシ	-	-	-	-	-	-	絶 I B		
68			イネカメムシ	-	-	-	-	-	C	-		
69		ルリクチブトカメムシ	-	-	-	-	-	C	-			
70		ツノカメムシ	オオツノカメムシ	-	-	-	-	-	D	準絶		
71			ベニモンツノカメムシ	-	-	-	-	-	C	-		
72			モンキツノカメムシ	-	-	-	-	-	-	準絶		
73			アミカゲロウ	カマキリモドキ	ヒメカマキリモドキ	-	-	-	-	-	B	-
74	ウスバカゲロウ			オオウスバカゲロウ	-	-	-	-	-	-	準絶	
75	ツノトンボ	ツノトンボ		-	-	-	-	-	C	-		
76	コウチュウ	ヒゲブトオサムシ	エグリゴミムシ	-	-	-	-	-	-	準絶		
77			ハンミョウ	アイヌハンミョウ	-	-	-	-	NT	B	絶 II	
78				コハンミョウ	-	-	-	-	-	C	-	
79		ホソハンミョウ		-	-	-	-	-	VU	A	-	
80		オサムシ	アカガネオサムシ	-	-	-	-	-	VU	-	-	
81			マイマイカブリ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
82			セアカオサムシ	-	-	-	-	-	NT	B	準絶	
83			コハンミョウモドキ	-	-	-	-	-	EN	A	-	
84			カジムラヒメナガゴミムシ	-	-	-	-	-	-	C	-	
85			イグチケバカゴミムシ	-	-	-	-	-	NT	C	-	
86			コアトワアオゴミムシ	-	-	-	-	-	-	C	-	
87			アオヘリアオゴミムシ	-	-	-	-	-	CR	A	絶 I A	
88			クビナガキベリアオゴミムシ	-	-	-	-	-	DD	C	-	
89			チビアオゴミムシ	-	-	-	-	-	EN	A	絶 II	
90			オオキベリアオゴミムシ	-	-	-	-	-	-	D	-	
91			オオトクリゴミムシ	-	-	-	-	-	NT	C	-	
92			ハガクビナガゴミムシ	-	-	-	-	-	DD	B	-	
93			キヒロホソゴミムシ	-	-	-	-	-	EN	A	-	
94			コガシラミズムシ	カミヤコガシラミズムシ	-	-	-	-	-	EN	A	絶 I A
95			ゲンゴロウ	クロゲンゴロウ	-	-	-	-	-	NT	C	絶 II
96				ゲンゴロウ	-	-	-	-	-	VU	X	絶 I B
97		コガタノゲンゴロウ		-	-	-	-	-	VU	A	絶 I A	
98		シャープゲンゴロウモドキ		-	-	-	-	国内	CR	A	-	
99		マルガタゲンゴロウ		-	-	-	-	-	VU	B	絶 II	
100		ミズスマシ		オオミズスマシ	-	-	-	-	-	NT	C	絶 II
101		ガムシ	コガムシ	-	-	-	-	-	DD	D	-	
102			ガムシ	-	-	-	-	-	NT	C	絶 II	
103		シデムシ	ヤマトモンシデムシ	-	-	-	-	-	NT	B	-	
104			ベッコウヒラタシデムシ	-	-	-	-	-	-	D	-	
105		クワガタムシ	オオクワガタ	-	-	-	-	-	VU	A	絶 II	
106	センチコガネ	ムネアカセンチコガネ	-	-	-	-	-	-	D	-		
107	コガネムシ	オオフタホシマゴソコガネ	-	-	-	-	-	-	B	-		
108		キバネマゴソコガネ	-	-	-	-	-	NT	A	-		
109		セマルオオマゴソコガネ	-	-	-	-	-	DD	A	-		
110		シロスジコガネ	-	-	-	-	-	-	C	-		
111	タマムシ	ヤマトタマムシ	-	-	-	-	-	-	-	準絶		
112		アオマダラタマムシ	-	-	-	-	-	-	C	絶 II		
113		サシゲチビタマムシ	-	-	-	-	-	-	-	準絶		
114	ホタル	ゲンジボタル	-	-	-	-	-	-	B	準絶		
115		ヘイケボタル	-	-	-	-	-	-	-	C	-	
116	カッコウムシ	ヤビヒメカッコウムシ	-	-	-	-	-	-	-	準絶		
117	テントウダマシ	キイロテントウダマシ	-	-	-	-	-	-	-	準絶		
118	アリモドキ	ワタラセミズギワアリモドキ	-	-	-	-	-	-	B	準絶		
119	カミキリムシ	ベーツヒラタカミキリ	-	-	-	-	-	-	B	絶 II		
120		ヨツボシカミキリ	-	-	-	-	-	EN	A	絶 I B		
121		ネジロカミキリ	-	-	-	-	-	-	C	-		
122	ハムシ	キアシネクイハムシ	-	-	-	-	-	-	C	-		
123		フトネクイハムシ	-	-	-	-	-	-	C	-		
124		キンイロネクイハムシ	-	-	-	-	-	NT	B	準絶		
125		オオネクイハムシ	-	-	-	-	-	-	-	絶 II		
126		オオルリハムシ	-	-	-	-	-	NT	B	絶 II		
127	ジュンサイハムシ	-	-	-	-	-	-	D	-			
128	ゾウムシ	ウキクサミズゾウムシ	-	-	-	-	-	-	B	-		
129	ハチ	ミフシハバチ	ワレモコウチュウレンジ	-	-	-	-	-	-	C	-	
130		セイボウ	セイドウマルセイボウ	-	-	-	-	-	-	C	-	
131		アリ	テラニシケアリ	-	-	-	-	-	NT	-	準絶	
132		ドロバチ	キボシトックリバチ	-	-	-	-	-	-	C	-	

表 3-1-52(3) 重要な種（昆虫類）の状況

No.	目名	科名	種名	指定状況								
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
133	ハチ	スズメバチ	キアシナガバチ	-	-	-	-	-	-	準絶		
134			モンズズメバチ	-	-	-	-	DD	-	-		
135		アナバチ	ヤマトスナハキバチ	-	-	-	-	DD	-	絶Ⅱ		
136			ニッポンハナダカバチ	-	-	-	-	VU	-	絶Ⅱ		
137	シリアゲムシ	シリアゲムシ	ヤマトシリアゲ	-	-	-	-	-	D	-		
138		ガガンボモドキ	ガガンボモドキ	-	-	-	-	-	C	準絶		
139	ハエ	ハナアブ	カルマイタマヒラタアブ	-	-	-	-	-	C	-		
140			マガリモンハナアブ	-	-	-	-	-	B	-		
141			キヒゲアシブトハナアブ	-	-	-	-	-	B	-		
142			カクモンアシブトハナアブ	-	-	-	-	-	C	-		
143			コブアリノスアブ	-	-	-	-	-	A	-		
144			ニクバエ	キーガンニクバエ	-	-	-	-	-	C	-	
145		トビケラ	シンテイトビケラ	シンテイトビケラ	-	-	-	-	-	X	-	
146	ヒゲナガトビケラ		ヒヌマセトビケラ	-	-	-	-	-	-	準絶		
147	ギンボシツツトビケラ		ギンボシツツトビケラ	-	-	-	-	NT	-	準絶		
148	チョウ	ボクトウガ	ハイイロボクトウ	-	-	-	-	NT	-	-		
149		セセリチョウ	アオバセセリ	アオバセセリ	-	-	-	-	-	B	-	
150			ミヤマセセリ	ミヤマセセリ	-	-	-	-	-	B	-	
151			ホソバセセリ	ホソバセセリ	-	-	-	-	-	B	-	
152			ギンイチモンジセセリ	ギンイチモンジセセリ	-	-	-	-	NT	-	絶Ⅱ	
153			ミヤマチャバネセセリ	ミヤマチャバネセセリ	-	-	-	-	-	C	-	
154			オオチャバネセセリ	オオチャバネセセリ	-	-	-	-	-	B	-	
155			アゲハチョウ	オナガアゲハ	オナガアゲハ	-	-	-	-	-	C	-
156			シロチョウ	ツマグロキチョウ	ツマグロキチョウ	-	-	-	-	EN	X	絶ⅠB
157		シジミチョウ	ミズイロオナガシジミ	ミズイロオナガシジミ	-	-	-	-	-	C	-	
158			ウラゴマダラシジミ	ウラゴマダラシジミ	-	-	-	-	-	C	準絶	
159			オオミドリシジミ	オオミドリシジミ	-	-	-	-	-	C	-	
160			クロミドリシジミ	クロミドリシジミ	-	-	-	-	-	-	準絶	
161			アカシジミ	アカシジミ	-	-	-	-	-	C	-	
162			ウラナミアカシジミ	ウラナミアカシジミ	-	-	-	-	-	C	-	
163			ミドリシジミ	ミドリシジミ	-	-	-	-	-	C	-	
164			タテハチョウ	コムラサキ	コムラサキ	-	-	-	-	-	C	-
165				ミドリヒョウモン	ミドリヒョウモン	-	-	-	-	-	C	-
166				ウラギンスジヒョウモン	ウラギンスジヒョウモン	-	-	-	-	VU	X	絶Ⅱ
167		オオウラギンスジヒョウモン		オオウラギンスジヒョウモン	-	-	-	-	-	A	-	
168		スミナガシ		スミナガシ	-	-	-	-	-	B	-	
169		ウラギンヒョウモン		ウラギンヒョウモン	-	-	-	-	-	A	-	
170		オオウラギンヒョウモン		オオウラギンヒョウモン	-	-	-	-	CR	X	絶滅	
171		ゴマダラチョウ		ゴマダラチョウ	-	-	-	-	-	C	-	
172		アサマイチモンジ		アサマイチモンジ	-	-	-	-	-	C	-	
173		クモガタヒョウモン		クモガタヒョウモン	-	-	-	-	-	A	-	
174		ミスジチョウ		ミスジチョウ	-	-	-	-	-	C	-	
175		ヒオドシチョウ		ヒオドシチョウ	-	-	-	-	-	B	-	
176		オオムラサキ		オオムラサキ	-	-	-	-	NT	B	絶Ⅱ	
177		ジャノメチョウ		ジャノメチョウ	ジャノメチョウ	-	-	-	-	-	C	-
178	ヤママユガ	オナガミズアオ	オナガミズアオ	-	-	-	-	NT	-	準絶		
179		ヤママユ	ヤママユ	-	-	-	-	-	-	準絶		
180	ヤガ	ギンモンアカヨトウ	ギンモンアカヨトウ	-	-	-	-	VU	-	-		
181		イチモジヒメトウ	イチモジヒメトウ	-	-	-	-	VU	C	絶ⅠB		
182		ユミモンクチバ	ユミモンクチバ	-	-	-	-	-	-	準絶		
計		11目	66科	182種	0種	0種	0種	2種	64種	147種	96種	

注1) 分類、配列等は原則として「日本産野生生物目録無脊椎動物編Ⅱ」（平成7年、環境庁）に準拠した。

注2) 重要な種の指定状況は、以下のとおりである。

- ① 「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号）  
特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物
- ② 「千葉県文化財保護条例」（昭和30年3月29日条例第8号）  
県天：県指定天然記念物
- ③ 「我孫子市文化財の保護に関する条例」（昭和47年3月25日条例第5号）  
「取手市文化財保護条例」（昭和53年10月13日条例第18号）  
市天：市指定天然記念物

- ④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」  
（平成4年6月5日法律第75号）  
国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、特国内：特定国内希少野生動植物種、  
緊急：緊急指定種
- ⑤「環境省レッドリスト2019」（平成31年1月、環境省）  
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、  
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群
- ⑥「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドリスト—動物編（2019年改訂版）」  
（平成31年3月、千葉県環境生活部自然保護課）  
X：消息不明・絶滅生物、EW：野生絶滅、A：最重要保護生物、B：重要保護生物、C：要保護生物、  
D：一般保護生物、RH：保護参考雑種、情不：情報不足
- ⑦「茨城における絶滅のおそれのある野生生物動物編2012年改訂版（茨城県版レッドデータブック）」  
（平成25年3月、茨城県生活環境部環境政策課）  
絶滅：絶滅、絶ⅠA：絶滅危惧ⅠA類、絶ⅠB：絶滅危惧ⅠB類、絶Ⅱ：絶滅危惧Ⅱ類、準絶：準絶滅危惧、  
情①：情報不足①、情②：情報不足②

## ⑥ クモ類

対象事業実施区域及びその周囲で確認されているクモ類のうち、重要な種は、表3-1-53に示すとおり、4科6種が確認された。

表3-1-53 重要な種（クモ類）の状況

No.	目名	科名	種名	指定状況						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	クモ	カネコトタテグモ	カネコトタテグモ	-	-	-	-	NT	A	準絶
2		トタテグモ	キシノウエトタテグモ	-	-	-	-	NT	B	準絶
3		コガネグモ	オニグモ	-	-	-	-	-	D	-
4			コガネグモ	-	-	-	-	-	C	準絶
5			ナカムラオニグモ	-	-	-	-	-	D	-
6		コモリグモ	シッチコモリグモ	-	-	-	-	-	C	-
合計	1目	4科	6種	0種	0種	0種	0種	2種	6種	3種

注1) 分類、配列等は原則として「日本産クモ目録」（平成24年、谷川明男）に準拠した。

注2) 重要な種の指定状況は、以下のとおりである。

- ①「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号）  
特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物
- ②「千葉県文化財保護条例」（昭和30年3月29日条例第8号）  
県天：県指定天然記念物
- ③「我孫子市文化財の保護に関する条例」（昭和47年3月25日条例第5号）  
「取手市文化財保護条例」（昭和53年10月13日条例第18号）  
市天：市指定天然記念物
- ④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」  
（平成4年6月5日法律第75号）  
国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、特国内：特定国内希少野生動植物種、  
緊急：緊急指定種
- ⑤「環境省レッドリスト2019」（平成31年1月、環境省）  
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、  
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群
- ⑥「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドリスト—動物編（2019年改訂版）」  
（平成31年3月、千葉県環境生活部自然保護課）  
X：消息不明・絶滅生物、EW：野生絶滅、A：最重要保護生物、B：重要保護生物、C：要保護生物、  
D：一般保護生物、RH：保護参考雑種、情不：情報不足
- ⑦「茨城における絶滅のおそれのある野生生物動物編2012年改訂版（茨城県版レッドデータブック）」  
（平成25年3月、茨城県生活環境部環境政策課）  
絶滅：絶滅、絶ⅠA：絶滅危惧ⅠA類、絶ⅠB：絶滅危惧ⅠB類、絶Ⅱ：絶滅危惧Ⅱ類、  
準絶：準絶滅危惧、情①：情報不足①、情②：情報不足②

⑦ 多足類

対象事業実施区域及びその周囲で確認されている多足類のうち、重要な種は確認されなかった。

⑧ 陸水生物

ア. 魚類

対象事業実施区域及びその周囲で確認されている魚類のうち、重要な種は、表 3-1-54 に示すとおり、13 科 35 種が確認された。

表 3-1-54 重要な種（魚類）の状況

No.	目名	科名	種名	指定状況								
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
1	ヤツメギ	ヤツメギ	スナヤツメ北方種	-	-	-	-	VU	-	絶Ⅱ		
2			カワヤツメ	-	-	-	-	VU	-	情①		
3	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ	-	-	-	-	EN	C	準絶		
4	コイ	コイ	キンブナ	-	-	-	-	VU	B	準絶		
5			ギンブナ	-	-	-	-	-	D	-		
6			ミヤコタナゴ	国天	-	-	-	国内	CR	A	情①	
7			ヤリタナゴ	-	-	-	-	NT	B	絶Ⅱ		
8			タナゴ	-	-	-	-	EN	A	絶ⅠB		
9			アカヒレタビラ	-	-	-	-	EN	A	絶ⅠB		
10			ゼニタナゴ	-	-	-	-	CR	X	絶ⅠA		
11			ワタカ	-	-	-	-	CR	-	-		
12			ハス	-	-	-	-	VU	-	-		
13			モツゴ	-	-	-	-	-	D	-		
14			カマツカ	-	-	-	-	-	B	-		
15			ツチフキ	-	-	-	-	EN	-	-		
16			ニゴイ	-	-	-	-	-	C	-		
17			スゴモロコ	-	-	-	-	-	VU	-	-	
18			ドジョウ	ドジョウ	ドジョウ	-	-	-	-	注3)	-	-
19					シマドジョウ	-	-	-	-	-	C	準絶
20					ホトケドジョウ	-	-	-	-	EN	C	絶Ⅱ
21	ナマズ	ギギ	ギバチ	-	-	-	-	VU	B	絶Ⅱ		
22		ナマズ	ナマズ	-	-	-	-	-	B	-		
23	サケ	シラウオ	シラウオ	-	-	-	-	-	C	-		
24	ダツ	メダカ	ミナミメダカ	-	-	-	-	VU	B	準絶		
25		サヨリ	クルマサヨリ	-	-	-	-	NT	C	準絶		
26	トゲウオ	トゲウオ	ニホンイトヨ	-	-	-	-	-	-	情①		
27	カサゴ	カジカ	ウツセミカジカ(回遊型)	-	-	-	-	EN	-	絶Ⅱ		
28	スズキ	カワアナゴ	カワアナゴ	-	-	-	-	-	-	情①		
29			ハゼ	ボウズハゼ	-	-	-	-	-	-	情①	
30				シロウオ	-	-	-	-	VU	D	絶Ⅱ	
31				ミミズハゼ	-	-	-	-	-	-	絶Ⅱ	
32				ピリンゴ	-	-	-	-	-	D	準絶	
33				ジュズカケハゼ	-	-	-	-	NT	B	絶Ⅱ	
34				ゴクラクハゼ	-	-	-	-	-	-	絶ⅠA	
35				ヌマチチブ	-	-	-	-	-	D	-	
計				9目	13科	35種	1種	0種	0種	1種	21種	21種

注1) 分類、配列等は原則として「河川水辺の国勢調査最新版平成29年度版生物リスト」(平成29年、国土交通省)に準拠した。

注2) 重要な種の指定状況は、以下のとおりである。

- ① 「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号)  
特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物
- ② 「千葉県文化財保護条例」(昭和30年3月29日条例第8号)  
県天：県指定天然記念物
- ③ 「我孫子市文化財の保護に関する条例」(昭和47年3月25日条例第5号)  
「取手市文化財保護条例」(昭和53年10月13日条例第18号)  
市天：市指定天然記念物

- ④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」  
（平成4年6月5日法律第75号）  
国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、特国内：特定国内希少野生動植物種、  
緊急：緊急指定種
- ⑤「環境省レッドリスト2019」（平成31年1月、環境省）  
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、  
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群
- ⑥「千葉県の保護上重要な野生生物―千葉県レッドリスト―動物編（2019年改訂版）」  
（平成31年3月、千葉県環境生活部自然保護課）  
X：消息不明・絶滅生物、EW：野生絶滅、A：最重要保護生物、B：重要保護生物、C：要保護生物、  
D：一般保護生物、RH：保護参考種、情不：情報不足
- ⑦「茨城における絶滅のおそれのある野生動物編2012年改訂版（茨城県版レッドデータブック）」  
（平成25年3月、茨城県生活環境部環境政策課）  
絶滅：絶滅、絶ⅠA：絶滅危惧ⅠA類、絶ⅠB：絶滅危惧ⅠB類、絶Ⅱ：絶滅危惧Ⅱ類、  
準絶：準絶滅危惧、情①：情報不足①、情②：情報不足②

注3) 選定基準⑤では、ドジョウをさらに4種に分類して評価している。本調査で確認された個体は、ドジョウ(準絶滅危惧：NT)又はキタドジョウ(情報不足：DD)のいずれかの可能性がある。

## イ. 底生動物

対象事業実施区域及びその周囲で確認されている底生動物のうち、重要な種は、表3-1-55に示すとおり、23科36種が確認された。

表3-1-55 重要な種（底生動物）の状況

No.	門名	綱名	目名	科名	種名	指定状況						
						①	②	③	④	⑤	⑥	
1	軟体動物	腹足	アマオブネガイ	アマオブネガイ	イシマキガイ	-	-	-	-	-	絶ⅠA	
2			新生腹足	タニシ	マルタニシ	マルタニシ	-	-	-	VU	D	準絶
3				イツマデガイ	カタヤマガイ	カタヤマガイ	-	-	-	CR+EN	A	絶滅
4				カワザンショウガイ	ヒラドカワザンショウ	ヒラドカワザンショウ	-	-	-	-	-	絶Ⅱ
5				エゾメタニシ	メメタニシ	メメタニシ	-	-	-	VU	A	情②
6				ミスゴマツボ	ミスゴマツボ	ミスゴマツボ	-	-	-	VU	A	絶Ⅱ
7			汎有肺	モノアラガイ	モノアラガイ	モノアラガイ	-	-	-	NT	A	絶Ⅱ
8				ヒラマキガイ	ヒラマキミズマイマイ	ヒラマキミズマイマイ	-	-	-	DD	B	準絶
9				トウキョウヒラマキガイ	トウキョウヒラマキガイ	トウキョウヒラマキガイ	-	-	-	DD	B	情①
10		二枚貝		イシガイ	イシガイ	カラスガイ	-	-	-	NT	A	絶ⅠA
11			ヨコハマシジラガイ			-	-	-	NT	C	絶Ⅱ	
12			イシガイ			-	-	-	-	D	準絶	
13			マツカサガイ	-	-	-	NT	B	絶Ⅱ			
14			マルスダレガイ	シジミ	ヤマトシジミ	-	-	-	NT	B	-	
15		マシジミ			-	-	-	VU	A	絶Ⅱ		
16	環形動物	ゴカイ	サンバゴカイ	ゴカイ	イトヌ	-	-	-	-	-	準絶	
17			イトゴカイ	イトゴカイ	Not omastus 属の一種	-	-	-	-	-	情②	
18		ヒル	吻蛭	ヒラタビル	ミドリビル	-	-	-	DD	-	-	
19	節足動物	軟甲	エビ	ヌマエビ	ヤマトヌマエビ	-	-	-	-	C	-	
20					ミソレヌマエビ	-	-	-	-	A	準絶	
21					ヌマエビ	-	-	-	-	C	絶Ⅱ	
22					ヌカエビ	-	-	-	-	C	準絶	
23					テナガエビ	テナガエビ	-	-	-	-	D	-
24						スジエビ	-	-	-	-	D	-
25						サワガニ	サワガニ	-	-	-	-	C
26					ベンケイガニ	クロベンケイガニ	-	-	-	-	D	-
27					モクスガニ	ハマガニ	-	-	-	-	X	絶Ⅱ
28						モクスガニ	-	-	-	-	D	準絶
29		アシハラガニ	-	-		-	-	D	-			
30				ムツハアリアケガニ	アリアケモドキ	-	-	-	-	A	絶ⅠA	
31		昆虫	カゲロウ（蜉蝣）	シロイロカゲロウ	アカツキシロカゲロウ	-	-	-	NT	D	準絶	
32					トンボ（蜻蛉）	サナエトンボ	ミヤマサナエ	-	-	-	-	A
33						ホンサナエ	-	-	-	-	B	-
34						ナゴヤサナエ	-	-	-	VU	A	準絶
35					コウチュウ（鞘翅）	ゲンゴロウ	キベリマメゲンゴロウ	-	-	-	NT	-
36	苔虫動物	被喉	ハネコケムシ	ヒメテンコケムシ	カンテンコケムシ	-	-	-	-	-	絶Ⅱ	
計	4門	7綱	13目	23科	36種	0種	0種	0種	16種	29種	25種	

注1) 分類、配列等は原則として「河川水辺の国勢調査最新版平成29年度版生物リスト」（平成29年、国土交通省）に準拠した。

注2) 重要な種の指定状況は、以下のとおりである。

- ①「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号）  
特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物
- ②「千葉県文化財保護条例」（昭和30年3月29日条例第8号）  
県天：県指定天然記念物

- ③「我孫子市文化財の保護に関する条例」(昭和 47 年 3 月 25 日条例第 5 号)  
「取手市文化財保護条例」(昭和 53 年 10 月 13 日条例第 18 号)  
市天：市指定天然記念物
- ④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」  
(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号)  
国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、特国内：特定国内希少野生動植物種、  
緊急：緊急指定種
- ⑤「環境省レッドリスト 2019」(平成 31 年 1 月、環境省)  
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、  
VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群
- ⑥「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドリスト—動物編(2019 年改訂版)」  
(平成 31 年 3 月、千葉県環境生活部自然保護課)  
X：消息不明・絶滅生物、EW：野生絶滅、A：最重要保護生物、B：重要保護生物、C：要保護生物、  
D：一般保護生物、RH：保護参考雑種、情不：情報不足
- ⑦「茨城における絶滅のおそれのある野生生物動物編 2012 年改訂版(茨城県版レッドデータブック)」  
(平成 25 年 3 月、茨城県生活環境部環境政策課)  
絶滅：絶滅、絶 IA：絶滅危惧 IA 類、絶 IB：絶滅危惧 IB 類、絶 II：絶滅危惧 II 類、準絶：準絶滅危惧、  
情①：情報不足①、情②：情報不足②

### 3-1-14 生態系の状況

#### 1. 環境類型区分

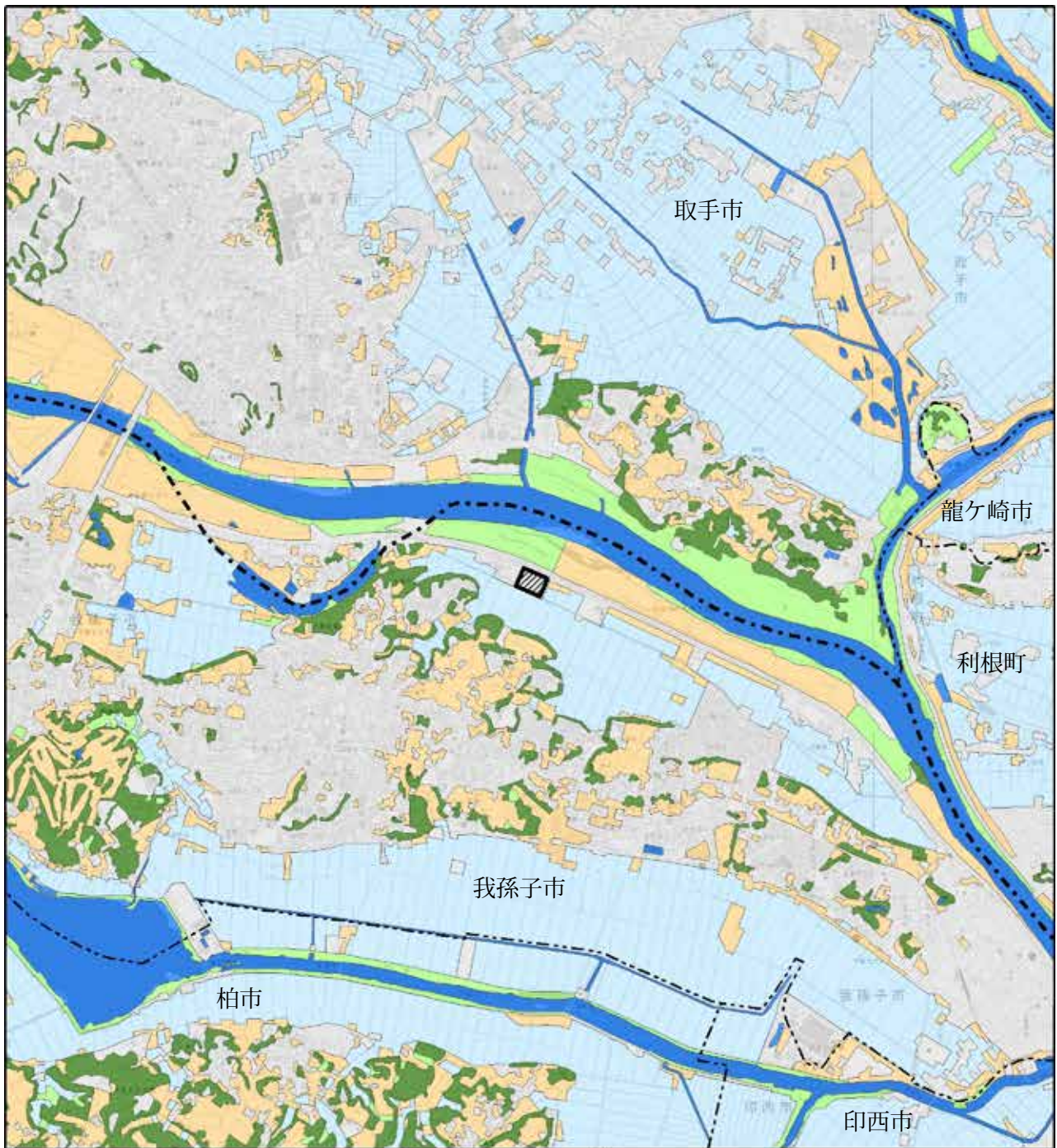
対象事業実施区域及びその周囲の生態系を把握するため、植生、地形等の状況を踏まえ、環境類型区分図を作成した。環境類型区分は、表 3-1-56 及び図 7-2-24 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺の環境は大きく平地の生態系に区分され、平地の生態系は、市街地、耕作地・果樹園、草地・荒地、水田、樹林地、河川・湖沼で構成される。

表 3-1-56 対象事業実施区域及びその周囲の環境類型区分

環境類型区分		面積 (ha)	比率 (%)
平地の生態系	市街地	2,544.92	33.11
	耕作地・果樹園	1,075.59	13.99
	草地・荒地	279.10	3.63
	水田	2,828.40	36.80
	樹林地	403.36	5.25
	河川・湖沼	555.03	7.22
合計		7,131.39	100.00

注) 面積は、各区分及び合計の面積をそれぞれ小数点第 3 位で四捨五入して記載しているため、表中の各区分の和と合計は必ずしも一致しない。



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 県界
-  : 市町界
-  : 市街地
-  : 耕作地・果樹園
-  : 草地・荒地
-  : 水田
-  : 樹林地
-  : 河川・湖沼

本図は、「第6回・第7回自然環境保全基礎調査 1/25,000 植生図 GISデータ」(環境省ホームページ)を基に作成した。



1:50,000



図 3-1-24 対象事業実施区域及びその周囲の環境類型区分

## 2. 生態系構成種

平地の生態系のうち、対象事業実施区域は市街地が分布しており、これらを基盤環境として生息する構成種としては、ドバトやハシブトガラス、スズメ等の鳥類、ヤマトシジミ等の昆虫類が考えられる。

対象事業実施区域の周囲における陸域には、水田が最も広い面積で分布しており、その他、面積順に耕作地・果樹園、樹林地、草地・荒地が分布している。水田に成立する主な植生は、水田雑草群落であり、これらを基盤環境として生息する構成種としては、アズマモグラ等の哺乳類、アオサギやタシギ等の鳥類、ニホンマムシ等の爬虫類、ニホンアマガエルやトウキョウダルマガエル等の両生類、アメンボやマツモムシ等の昆虫類が考えられる。耕作地・果樹園に成立する主な植生は、畑雑草群落であり、これらを基盤環境として生息する構成種としては、ハタネズミやハツカネズミ等の哺乳類、ムクドリやハクセキレイ等の鳥類、ヒガシニホントカゲ等の爬虫類、ナナホシテントウやモンシロチョウ等の昆虫類が考えられる。樹林地に成立する主な植生は、クヌギ-コナラ群集であり、これらを基盤環境として生息する構成種としては、タヌキやアカネズミ等の哺乳類、エナガやシジュウカラ等の鳥類、ヒバカリ等の爬虫類、ミンミンゼミやノコギリクワガタ等の昆虫類が考えられる。草地・荒地に成立する主な植生は、河川周辺に分布するヨシクラスであり、これらを基盤環境として生息する構成種としては、カヤネズミ等の哺乳類、オオヨシキリやコジュリン等の鳥類、ツチガエル等の両生類、カヤキリやババヒメテントウ等の昆虫類が考えられる。

対象事業実施区域及びその周囲における水域は、主に利根川等の河川、古利根沼及び手賀沼等の湖沼で構成されている。これらを基盤環境として生息する構成種としては、カルガモやオナガガモ等の鳥類、アカハライモリ等の両生類、クサガメ等の爬虫類、ギンヤンマ等の昆虫類、ゲンゴロウブナやタモロコ等の魚類、ヒメタニシ等の底生動物が考えられる。

また、これらの種を餌動物とする生態系の上位種として、キツネ等の哺乳類、オオタカ、チョウゲンボウ等の鳥類が考えられる。

### 3-1-15 景観の状況

#### 1. 主要な眺望点

対象事業実施区域及びその周囲における主要な眺望点は表 3-1-57 に、主要な眺望点の位置は図 3-1-25 にそれぞれ示すとおりである。

対象事業実施区域最寄りの主要な眺望点は番号 13：ハケの道の迷路であり、対象事業実施区域の約 300m 南側を東西に伸びている。

表 3-1-57(1) 主要な眺望点

市	番号	名称	所在地	眺望の状況等	備考	出典
我孫子市	1	古利根沼	我孫子市中峠、 取手市小堀	筑波山・富士山 古利根沼	富士見百景 水八景(眺望点 4 箇所)	①・② ⑥
	2	五本松公園	我孫子市岡発戸	手賀沼	公園八景	③・④
	3	宮ノ森公園	我孫子市布佐	-	公園八景	④
	4	气象台記念公園	我孫子市新木野 2-5	筑波山	公園八景	④
	5	古利根公園・自然観察の森	我孫子市中峠	古利根沼	公園八景	④
	6	湖北台中央公園	我孫子市湖北台 7-5	-	公園八景	④
	7	古戸の坂の十字路	我孫子市古戸	-	坂道八景	④
	8	けやき通りの坂	我孫子市湖北台	-	坂道八景	④
	9	岡発戸峠の坂	我孫子市岡発戸	-	坂道八景	④
	10	湖北台(手賀沼ふれあいライ ンに面した一帯)	我孫子市湖北台	田園風景	まちなみ八景	⑤
	11	布佐北面の里の道	我孫子市布佐	田園風景	ハケの道八景	⑤
	12	布佐下の小径	我孫子市布佐下 新田	-	ハケの道八景	⑤
	13	ハケの道の迷路	我孫子市古戸、 中峠	谷津田、田園風景、 利根川	ハケの道八景	⑤・⑦
	14	岡発戸・都部の谷津 (最深部含む)	我孫子市岡発戸	谷津田	ハケの道八景 斜面林・田園八景	⑤
	15	岡発戸お遍路道	我孫子市岡発戸	-	ハケの道八景 斜面林・田園八景	⑤
	16	古利根沼の斜面林	我孫子市中峠	古利根沼	斜面林・田園八景	⑤
	17	柴橋	我孫子市布佐	利根川	水八景	⑥
	18	手賀沼遊歩道	我孫子市岡発津 新田、都部新田、 上沼田	手賀沼 沼の東端を広く眺望	水八景 湖北集水路に架かる橋 付近	⑥
	19	将門神社横の高台	我孫子日秀新田	干拓地、富士山	-	⑦

表 3-1-57(2) 主要な眺望点

市	番号	名称	所在地	眺望の状況等	備考	出典
柏市	20	手賀の丘公園展望台	柏市片山	手賀沼、干拓地	第一展望台はちば眺望 100 景 第一・第二展望台は撤去	③・⑧
	21	手賀曙橋	柏市曙橋、片山 新田	-	ビューポイント	⑧
	22	浅間橋	柏市布瀬	-	ビューポイント	⑧
	23	香取鳥見神社	柏市布瀬 1377	-	ビューポイント	⑧
取手市	24	展望台	取手市長兵衛 新田	筑波山・富士山	-	⑨
	25	古利根沼	取手市取手、小 堀	古利根沼	水八景(眺望点 1 箇所) 4 箇所の内、1 箇所は取手市を 含む	⑥
利取 根手 町市	26	戸田井橋	取手市小文間 利根町羽根野	筑波山	-	⑩

注 1) 出典③では、公園八景が眺望地点の場合に選定し、成田線車窓八景は選定対象から除いた。

注 2) 出典④では、まちなみ八景、斜面林・田園八景が眺望地点の場合に選定した。

注 3) 出典⑤では、水八景が眺望地点の場合に選定した、桜八景は選定対象から除いた。

注 4) 出典⑥では、ビューポイントの場合に選定した。

注 5) 出典⑧は、昭和 25 年 5 月 10 日に決定したものであり、対象事業実施区域及びその周囲では、大利根展望  
(大根橋、小文間大六天、小文間城址、戸田井橋、布川栄橋、徳満寺、来見寺) が指定されているものの、  
詳細な対象や位置が不明であるため、ここでは扱わないこととした。

注 6) 番号 20: 手賀の丘公園展望台は東日本大震災の復旧に伴い撤去(「公園」(柏市ホームページ))されており、  
図示していない。

出典: ①「関東の富士見百景選定地点一覧」(国土交通省関東地方整備局ホームページ)

②「関東の富士見百景案内ガイド」(国土交通省関東地方整備局ホームページ)

③「千葉県公式観光情報サイト-まるごと e! ちば-

④「我孫子のいろいろ八景 見聞綴り 其の一 公園八景/坂道八景/成田線車窓八景」

(平成 26 年 2 月、我孫子市都市計画課 景観推進室)

⑤「我孫子のいろいろ八景 見聞綴り 其の二 まちなみ八景/ハケの道八景/斜面林・田園八景」

(平成 27 年 2 月、我孫子市都市計画課 景観推進室)

⑥「我孫子のいろいろ八景 見聞綴り 其の三 桜八景/水八景」

(平成 27 年 2 月、我孫子市都市計画課 景観推進室)

⑦「あびバス景観散策 MAP 新木ルート編」(平成 27 年 8 月、我孫子市都市計画課 景観推進室)

⑧「柏市景観資源ガイドマップ 沼南ゾーン」(柏市ホームページ)

⑨「レンタサイクルコースマップ」(取手市ホームページ)

⑩「利根ガイドマップ」(利根町ホームページ)



凡例

- : 対象事業実施区域
- : 主要な眺望点
- : 県界
- : 主要な眺望点 (公園緑地)
- : 市町界
- : 主要な眺望点 (道)



1:50,000



注1) 図中番号は、表3-1-57の番号に対応する。  
 注2) 番号20: 手賀の丘公園展望台は東日本大震災の復旧に伴い撤去(「公園」(柏市ホームページ)されており、図示していない。  
 注3) 出典は、表3-1-57と同様である。

図 3-1-25 主要な眺望点

2. 景観資源

対象事業実施区域及びその周辺における主要な景観資源は表 3-1-58 に、主要な景観資源の分布は図 3-1-26 にそれぞれ示すとおりである。

対象事業実施区域最寄りの主要な景観資源は、千葉県立印旛手賀自然公園（番号 1）であり、手賀沼や手賀川が含まれ、手賀沼は「日本の景観資源 南関東版」（平成元年 9 月、環境庁）による重要な自然景観資源にも指定されている。

この他、広大な手賀沼干拓地（番号 7）、利根水郷ラインから臨む緑の帯（番号 8）が広く分布しており、対象事業実施区域は利根水郷ラインから臨む緑の帯に位置する。

表 3-1-58(1) 主要な景観資源

市	区分		番号	名称	所在地	対象特徴	出典
	指定機関等	種別					
我孫子市	県 条 例	自然公園	1	県立印旛手賀自然公園	我孫子市、柏市、印西市、他	手賀沼・印旛沼を主体とした水面とそれに連なる田園風景	①
	環 境 庁	湖沼	2	手賀沼	我孫子市、柏市、印西市	県立印旛手賀自然公園に指定され、自然豊かで多様な水辺景観を呈し、憩いの場となっている。	①・②・③・④・⑤・⑧
			3	利根川	我孫子市、印西市、取手市、龍ヶ崎市、利根町	河川敷の緑地等を含め、雄大な景観を形成している。	④・⑧
	水 辺		4	古利根沼	我孫子市中峠、取手市小堀	利根川の流路変更に伴い取り残された沼であり、昔の利根川の面影を残す貴重な自然遺産である。	⑤・⑧
			5	岡発戸・都部の谷津	我孫子市岡発戸、都部	手賀沼沿いで最も谷津の地形と自然環境が残されている。「ホタル・アカガエル」の池や湿地帯などもある。	⑦・⑧
			6	かじ池	我孫子市下ヶ戸	利根川の氾濫によりできた池。メジロ、サギ類、カワウ、カワセミなどの鳥類が飛来する。	⑧
			7	広大な手賀沼干拓地	我孫子市都部村新田、中峠村下、中里新田、日秀新田、新木村下ほか 柏市染入新田、泉村新田、片山新田、手賀新田ほか 印西市発作ほか	手賀沼を干拓して造られ、手賀沼・手賀川周辺の広大な田園風景を形成している。	⑦
	田 園		8	利根水郷ラインから臨む緑の帯	我孫子市中峠、古戸、新木、江蔵地、布佐	我孫子台地北面の斜面林、中峠～古戸～新木の北側の斜面林、布佐の北側の斜面林とともに、我孫子市の代表的な田園景観を形成している。	⑦
			9	中里市民の森の斜面林	我孫子市中里	中里市民の森とそれに続く斜面林は、隣接する小さな谷津の景観の重要な構成要素となっている。	⑦
	里 山 谷 津		10	岡発戸・都部の谷津	我孫子市岡発戸、都部	岡発戸・都部の谷津の北側や西側を囲む斜面林は、谷津の景観の重要な構成要素となっている。	⑦

表 3-1-58(2) 主要な景観資源

市	区分		番号	名称	所在地	対象 特徴	出典	
	指定機関等	種 別						
我孫子市	我孫子市	公園地	11	宮ノ森公園	我孫子市布佐	起伏あり、雑木林あり、水辺ありの変化に富んだ公園であり、サクラの名所でもある。	⑥・⑧	
			12	気象台記念公園	我孫子市新木野 2-5	広大な芝生広場を取り囲む松とサクラの調和が美しい。	⑥	
			13	古利根公園・自然観察の森	我孫子市中峠	豊富な広葉樹林には昆虫類や小動物、鳥などが生息し、古利根沼の斜面林の一部を形成している。	⑥	
			14	湖北台中央公園	我孫子市湖北台 7-5	なだらかな起伏が良好な景観を形成し、サクラやイチヨウなどの多様な樹木により四季折々の変化を楽しむことができる。	⑥	
			15	五本松公園	我孫子市岡発戸	岡発戸の台地が、手賀沼の方に半島のように張り出した森の公園である。	⑥	
		街並み	16	布佐平和台	我孫子市平和台 1丁目～6丁目	緑豊かなまちなみがつくられている。	⑦	
			17	湖北台	我孫子市湖北台 1丁目～10丁目	長く続くイチヨウ並木や花壇がまちなみに季節の変化を添えている。	⑦	
		道	18	古戸の坂の十字路	我孫子市古戸	「坂の迷宮」と名づけた人もいる古くから生活道路として使われていた道で、鄙びた雰囲気がある。	⑥	
			19	けやき通りの坂	我孫子市湖北台	四季折々の美しさがあり、特に春の芽吹きと秋の紅葉が圧巻である。	⑥	
			20	岡発戸峠の坂	我孫子市岡発戸	里山の風情があり、左右に竹林と梅林、野菜畑があり、豊かな自然と空と木々の風景が美しい。	⑥	
			21	布佐北面の里の道	我孫子市布佐	雑木林の深い斜面林が途切れることなく続き、南側には田んぼや畑が広がっている。	⑦	
			22	布佐下の小径	我孫子市布佐下新田	ケヤキの大木を愛でながら歩くと静かな雰囲気を楽しむことができる。	⑦	
			23	ハケの道の迷路	我孫子市古戸、中峠	谷津田や広い田園、遠くに利根川の土手を眺める変化に富んだ散策を楽しむことができる。	⑦	
			24	岡発戸・都部の谷津	我孫子市岡発戸	手賀沼沿いで最も谷津の地形と自然環境が残されているところであり、ハケの道八景の中で、ここだけが土の道である。	⑦	
			25	岡発戸お遍路道	我孫子市岡発戸	竹林に囲まれ静かなところであり、滝不動には新四国相馬霊場八十八カ所の三十六番札所がある。	⑦	
			26	中里通りのまちなみ	我孫子市中里	旧家や薬師堂の史跡が古の面影を残す。	⑨	
			27	湖北台のイチヨウ並木	我孫子市湖北台 1丁目、3丁目、7丁目～10丁目	湖北台の中を通る四季の道沿いに長く続くイチヨウ並木である。	⑨	
			桜の名所	28	布佐南公園	我孫子市布佐平和台 5-2	サクラの名所である。	⑧
				29	手賀沼遊歩道	我孫子市岡発津新田、都部新田、上沼田	サクラの名所である。	⑧
				30	川村学園女子大学	我孫子市下ヶ戸 1133	サクラの名所である。	⑧

表 3-1-58(3) 主要な景観資源

市	区分		番号	名称	所在地	対象 特徴	出典
	指定機関等	種 別					
柏市	柏市	公園地	31	手賀の丘公園	柏市片山 275	台地の自然そのままの森林を活かした森の公園である。	⑩・⑪
			32	布瀬ふるさとの森	柏市布瀬 1377	ふるさとの森に指定されている。	⑪
		道	33	手賀沼自然ふれあい緑道	柏市片山新田、染井入新田他	手賀沼沿いを散策、サイクリングができる。	⑩・⑪
取手市	環境庁	湖沼	34	神之浦	取手市・龍ヶ崎市	河跡湖である。	⑫・⑬
		水 辺	35	古利根沼	取手市取手、小堀	番号 4 に記載	⑭
	取手市	桜の名所	36	井野台さくら公園	取手市井野	サクラの名所である。	⑮
			37	井野団地さくら並木	取手市井野	サクラの名所である。	⑮
38	桜が丘エリア		取手市桜が丘	サクラの名所である。	⑮		
利根町	利根町		39	利根川桜つつみ	利根町(利根川沿い)	サクラの名所である。	⑯・⑰

注 1) 出典③では、公園八景が眺望地点の場合に選定し、成田線車窓八景は選定対象から除いた。

注 2) 出典④では、まちなみ八景、斜面林・田園八景が眺望地点の場合に選定した。

注 3) 出典⑥では、成田線車窓八景は選定対象から除いた。

注 4) 出典⑧では、水八景が景観資源(観られる対象)の場合に選定した。

出典：①「千葉県の自然公園一覧表」(千葉県ホームページ)

②「日本の景観資源 南関東版」(平成元年9月、環境庁)

③「ちば文化的景観」(千葉県ホームページ)

④「房総の魅力500選」〔自然〕(千葉県ホームページ)

⑤「千葉県公式観光情報サイトーまるごと e! ちばー」

⑥「我孫子のいろいろ八景 見聞綴り 其の一 公園八景/坂道八景/成田線車窓八景」

(平成 27 年 7 月、我孫子市都市計画課 景観推進室)

⑦「我孫子のいろいろ八景 見聞綴り 其の二 まちなみ八景/ハケの道八景/斜面林・田園八景」

(平成 26 年 2 月、我孫子市都市計画課 景観推進室)

⑧「我孫子のいろいろ八景 見聞綴り 其の三 桜八景/水八景」

(平成 27 年 2 月、我孫子市都市計画課 景観推進室)

⑨「あびバス景観散策 MAP 新木ルート編」(平成 27 年 8 月、我孫子市都市計画課 景観推進室)

⑩「柏市景観資源ガイドマップ 沼南ゾーン」(柏市ホームページ)

⑪「柏 TOURIST MAP 柏市全域マップ」(平成 28 年 4 月、柏市)

⑫「日本の景観資源 北関東版」(平成元年9月、環境庁)

⑬「第3回自然環境保全基礎調査茨城県自然環境情報図」(平成元年、環境庁)

⑭「取手市観光アートガイドブック」(平成 20 年 4 月、取手市観光協会ホームページ)

⑮「取手さくらガイドマップ」(取手市ホームページ)

⑯「利根ガイドマップ」(利根町ホームページ)

⑰「観光・文化 利根町観光協会 見る」(利根町ホームページ)



3-1-16 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

対象事業実施区域及びその周辺における主要な人と自然との触れ合いの活動の場は表 3-1-59、その位置は図 3-1-27 にそれぞれ示すとおりである。

対象事業実施区域近隣の人と自然との触れ合いの活動の場としては、番号 4：利根川、番号 15：利根川ゆうゆう公園、番号 23：ハケの道の迷路、番号 49：利根川沿いの緑いっぱいの小文間周回コース及び番号 59：利根川サイクリングコースがある。

表 3-1-59(1) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

区分	市	番号	名称	所在地	特徴	出典
自然公園		1	印旛手賀自然公園	我孫子市、柏市、印西市、他	手賀沼・手賀川周辺は県立自然公園の指定地域である。	①
水辺・釣り等		2	手賀沼	我孫子市上沼田、都部新田、岡発戸新田他、柏市曙橋、片山新田、泉村新田、鷺野谷新田他	千葉県立印旛手賀自然公園に含まれ、釣り、遊覧船、バードウォッチング、散策等に利用されている。	①・②・⑤・⑧
		3	手賀川	我孫子市、柏市、印西市	千葉県立印旛手賀自然公園に含まれ、釣り等に利用されている。	①
		4	利根川	我孫子市、印西市、取手市、龍ヶ崎市、利根町	釣り、小堀の渡し、バードウォッチング、サイクリング、ウォーキング、散策等に利用されている。	⑤
		5	古利根沼	我孫子市中峠、取手市小堀	釣り、散策等に利用されている。	⑤・⑧
		6	かじ池	我孫子市下ヶ戸	メジロ、サギ類、カワウ、カワセミなどの鳥類が飛来する。	⑧
	公園・緑地	我孫子市	7	谷津ミュージアム(岡発戸・都部の谷津)	我孫子市岡発戸、都部	手賀沼沿いで最も谷津の地形と自然環境が残され、「ホテル・アカガエルの里」の池や湿地帯等もある。
8			岡発戸市民の森	我孫子市岡発戸	バードウォッチング、散策等に利用されている。	⑤
9			中里市民の森	我孫子市中里	イヌシデ、サクラ、シラカシ、クリ、スギなどの森であり、隣接する日秀の小さな谷津の景観の重要な構成要素となっている。	⑤・⑦・⑨
10			布佐市民の森	我孫子市布佐 2107	調整池を囲むように鳥観広場、ムクの木広場、竹の広場、花の広場を結ぶ散策路があり、水鳥の観察などを楽しむことができる。	⑤
11			五本松公園	我孫子市岡発戸	岡発戸の台地が、手賀沼の方に半島のように張り出した森の公園である。	⑤・⑥
12			湖北台中央公園	我孫子市湖北台 7-5	サクラやイチョウなどの多様な樹木により四季折々の変化を楽しむことができる。	⑤・⑥
13			宮ノ森公園	我孫子市布佐	起伏あり、雑木林あり、水辺ありの変化に富んだ公園である。サクラの名所でもある。	⑤・⑥・⑧
14			中峠亀田谷公園	我孫子市中峠、古戸他(利根川河川敷)	憩いやレクリエーションの場として利用することができる。	⑤
15			利根川ゆうゆう公園	我孫子市中峠、古戸、	バードウォッチング、サイクリング、散策等に利用されている。	⑤
16			气象台記念公園	我孫子市新木野 2-5	広大な芝生広場を取り囲む松とサクラの調和が美しい公園である。	⑤・⑥
17		古利根公園・自然観察の森	我孫子市中峠	古利根沼の斜面林の一部を形成し、豊富な広葉樹林に昆虫類や小動物、鳥などが生息する。	⑤・⑥	
柏市		18	手賀の丘公園	柏市片山 275	台地の自然そのままの森林を活かした森の公園である。	④・⑩・⑫
		19	布瀬ふるさとの森	柏市布瀬 1377	ふるさとの森に指定されている。	⑫

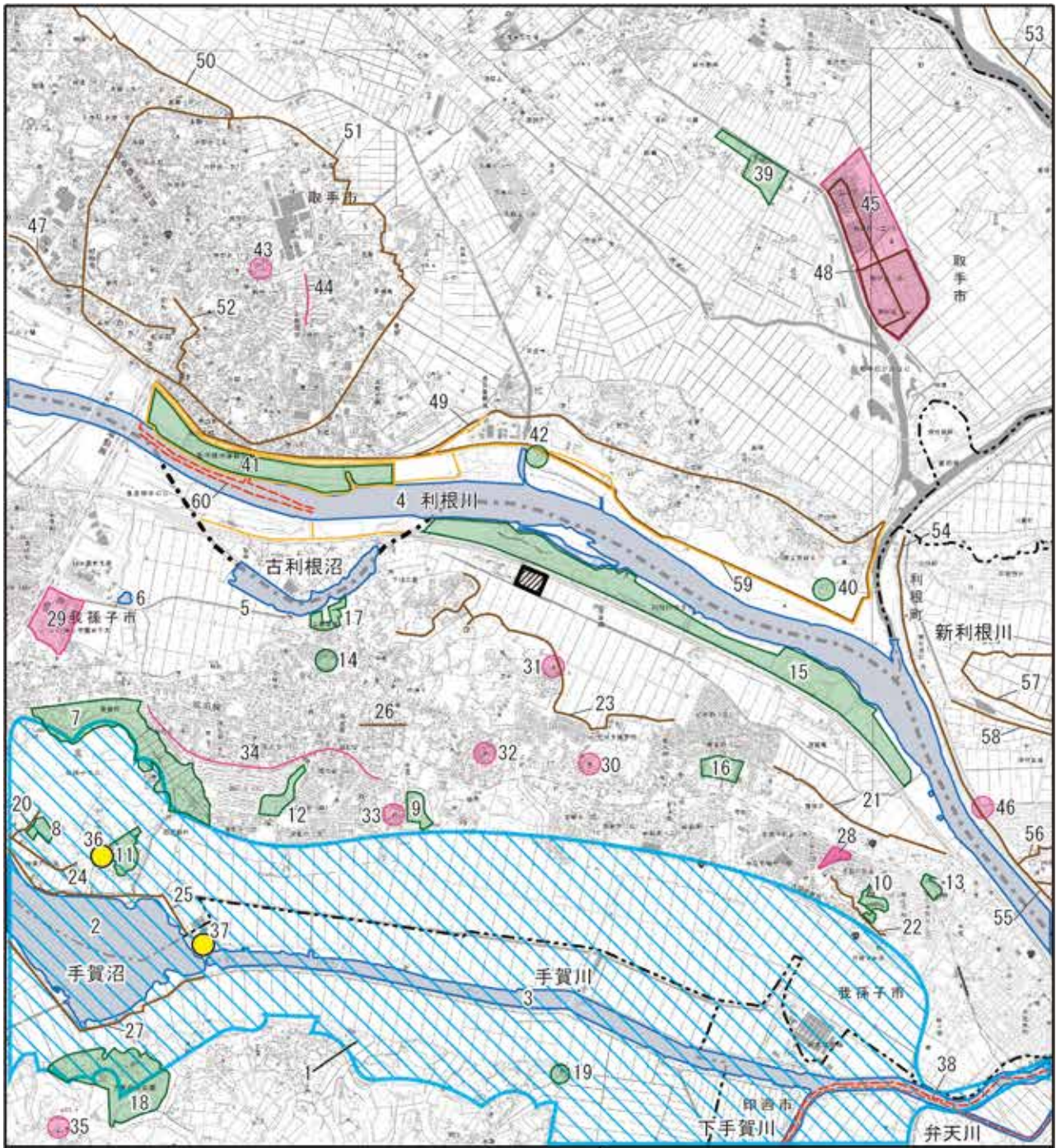
表 3-1-59(2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

区分	市	番号	名称	所在地	特徴	出典
散策	我孫子市	20	岡発戸峠の坂	我孫子市岡発戸	里山の風情を残し散策に利用されている。	⑥
		21	布佐北面の里の道	我孫子市江蔵地、布佐	田園や斜面林を見ながら散策できる。	⑦
		22	布佐下の小径	我孫子市布佐	斜面林、ケヤキの大木があり、木々の間にひっそりと佇む里の道を散策できる。	⑦
		23	ハケの道の迷路	我孫子市古戸	ハケの道に沿って中小の谷津やその名残がたくさんあり、田園や斜面林を見ながら散策できる。	⑦・⑨
		24	岡発戸のお遍路道	我孫子市岡発戸新田	竹林に囲まれた静かな道を散策できる。	⑦
		25	手賀沼遊歩道	我孫子市岡発津新田、都部新田、上沼田	ウォーキング、散策等に利用されている。サクラの名所でもある。	⑤・⑧
		26	中里通りのまちなみ	我孫子市中里	古の面影を残す町並みを散策できる。	⑨
	柏市	27	手賀沼自然ふれあい緑道	柏市泉村新田、片山新田	ウォーキング、散策、サイクリング等に利用されている。	③・④・⑪・⑫
樹木・花	我孫子市	28	布佐南公園	我孫子市布佐平和台 5-2	サクラの名所である。	⑧
		29	川村学園女子大学	我孫子市下ヶ戸 1133	サクラの名所である。	⑧
		30	葺不合神社	我孫子新木 1812	イチヨウの大木など樹木が多数ある。	⑨
		31	天満宮（天神社）	我孫子古戸 609	梅、サクラ、イチヨウ、ケヤキなどの古木に囲まれている。	⑨
		32	観音寺	我孫子日秀 90	イヌマキの巨木（市の保存樹木）、サクラの大木がある。	⑨
		33	諏訪神社	我孫子中里 667	イヌシデ、シラカシなどの多くの市指定保存樹木がある。	⑨
		34	湖北台のイチヨウ並木	我孫子市湖北台 1丁目、3丁目、7丁目～10丁目	古の面影を残す町並みを散策できる。	⑨
	柏市	35	弘誓院 銀杏	柏市柳戸 612	雌雄2本のイチヨウの巨木（柏市指定天然記念物）がある。	④・⑪
その他	我孫子市	36	ふれあいキャンプ場	我孫子市岡発戸 1395	キャンプ場。	④
	柏市	37	手賀沼フィッシングセンター	柏市曙橋若鮎 1	釣り堀である。	④・⑫
	印西市	38	いんざいぶらり川めぐり	印西市（手賀川・弁天川）	観光船が運航している。	④
公園・緑地	取手市	39	北浦川緑地	取手市中田	芝生広場、花菖蒲の咲き誇る自然観察園がある。	⑬
		40	芸大緑地 野鳥観察の森 利根川自然公園	取手市小文間	バードウォッチングに利用されている。	⑬・⑱
		41	取手緑地運動公園	取手市東一丁目 1-33	バードウォッチング、サイクリング、散策等に利用されている。	⑰・⑳
		42	相野谷親水公園	取手市取手小文間	サクラの名所である。	⑱・⑲

表 3-1-59(3) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

区分	市	番号	名称	所在地	特徴	出典	
桜の名所	取手市	43	井野台さくら公園	取手市井野	サクラの名所である。	2Q	
		44	井野団地さくら並木	取手市井野	サクラの名所である。	2Q	
		45	桜が丘エリア	取手市桜が丘	サクラの名所である。	2Q	
	利根町	46	利根川さくらづつみ	利根町(利根川沿い)	サクラの名所である。	⑬・㉚	
散策	取手市	47	はなのき通り・ふれあい道路コース	取手市新町2丁目他	ウォーキングコースである。	⑮・⑯	
		48	北浦緑道コース	取手市桜が丘1丁目他	ウォーキングコースである。	⑮・⑯	
		49	利根川沿いの緑いっぱいの小文間周回コース	取手市取手1丁目他	ウォーキングコースである。	⑮	
		50	農業用水路(寺田・駒場・本郷)コース	取手市駒場他	ウォーキングコースである。	⑮	
		51	とりかんコース	取手市桑原242-1他	ウォーキングコースである。	⑮	
		52	四ツ谷橋・大師通りコース	取手市新町2-5-25他	ウォーキングコースである。	⑮	
		龍ヶ崎市	53	水辺の自然環境を満喫する花鳥風月の美路(小貝川堤防上)	龍ヶ崎市川原代町33-1他	ウォーキングコースである。	⑮
		利根町	54	利根川の桜づつみと小貝川河口コース	利根町布川841-1他	ウォーキングコースである。	⑮
	55		赤松宗旦コース	利根町大字布川841他	ウォーキングコースである。	⑮	
	56		小林一茶コース	利根町大字布川864他	ウォーキングコースである。	⑮	
57	上曾根薬師堂コース		利根町大字下曾根187他	ウォーキングコースである。	⑮		
		58	とね親水公園コース	利根町押付新田他	ウォーキングコースである。	⑮・⑯	
サイクリング	取手市	59	利根川サイクリングコース	取手市取手、小堀、小文間他	サイクリングコースである。	⑲	
その他		60	小堀の渡し	取手市取手、小堀(利根川)	観光船が運航している。	⑭・⑲・⑳	

- 出典：①「千葉県の自然公園一覧表」(千葉県ホームページ)  
 ②「房総の魅力500選」〔自然〕(千葉県ホームページ)  
 ③「県立都市公園ガイドマップ」(千葉県ホームページ)  
 ④「千葉県公式観光情報サイトーまるごとe! ちばー」  
 ⑤「自然の中で楽しむ」(我孫子市ホームページ)  
 ⑥「我孫子のいろいろ八景 見聞綴り 其の一 公園八景/坂道八景/成田線車窓八景」  
 (平成27年7月、我孫子市都市計画課 景観推進室)  
 ⑦「我孫子のいろいろ八景 見聞綴り 其の二 まちなみ八景/ハケの道八景/斜面林・田園八景」  
 (平成26年2月、我孫子市都市計画課 景観推進室)  
 ⑧「我孫子のいろいろ八景 見聞綴り 其の三 桜八景/水八景」  
 (平成27年2月、我孫子市都市計画課 景観推進室)  
 ⑨「あびバス景観散策MAP 新木ルート編」(平成27年8月、我孫子市都市計画課 景観推進室)  
 ⑩「公園」(柏市ホームページ)  
 ⑪「柏市景観資源ガイドマップ 沼南ゾーン」(柏市ホームページ)  
 ⑫「柏TOURIST MAP 柏市全域マップ」(平成28年4月、柏市)  
 ⑬「観光・文化 利根町観光協会 見る」(利根町ホームページ) ⑭「観光いばらき(茨城県の観光情報ポータルサイト)」  
 ⑮「ヘルスロード指定一覧竜ヶ崎保健所管内」(令和元年11月、茨城県ホームページ)  
 ⑯「いばらきヘルスロードコースガイド」(平成29年、茨城県立健康プラザ)  
 ⑰「運動公園・スポーツ施設」(取手市ホームページ)  
 ⑱「公園一覧」(取手市ホームページ)  
 ⑲「レンタサイクルコースマップ」(取手市ホームページ)  
 ⑳「取手市観光アートガイドブック」(取手市観光協会ホームページ)  
 2Q「取手さくらガイドマップ」(取手市ホームページ)  
 2R「利根ガイドマップ」(利根町ホームページ)



凡例

: 対象事業実施区域

: 県界

: 市町界

<景観資源>

: 自然公園

: 水辺・釣り等

: 公園・緑地

: 樹木・花

: 遊歩道・散策路、散策コース

: 自転車、サイクリングコース

: その他の

: レクリエーション施設等



1:50,000

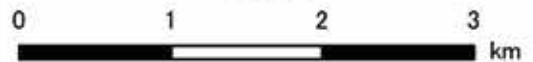


図 3-1-27 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

注1) 図中番号は、表 3-1-59 の番号に対応する。  
 注2) 出典は、表 3-1-59 と同様である。

### 3-2 社会的状況

#### 3-2-1 人口の状況

対象事業実施区域が位置する我孫子市及び隣接する柏市、印西市、茨城県取手市、龍ヶ崎市、利根町の人口、世帯数等の状況及び人口の推移は、表 3-2-1 及び表 3-2-2 に示すとおりである。我孫子市の人口は、平成 22 年以降、おおむね減少している。

表 3-2-1 我孫子市及びその周囲の人口及び世帯数の状況

市町		項目	人口(人)	世帯数(世帯)	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
千葉県	我孫子市		130,961	55,975	3,035.0
	柏市		425,195	186,511	3,705.7
	印西市		99,169	36,426	801.1
茨城県	取手市		105,003	44,838	1,503.1
	龍ヶ崎市		77,061	31,598	981.3
	利根町		15,602	6,216	627.8

注1) 平成 31 年 1 月 1 日現在

注2) 人口密度は、各市の平成 30 年 10 月現在の面積と表中の人口より算出

出典：「千葉県毎月常住人口調査月報」(千葉県ホームページ)

「茨城県の人口と世帯」(茨城県ホームページ)

「市町村早わかり-令和元年 7 月-」(茨城県ホームページ)

表 3-2-2 我孫子市及びその周囲の人口推移

市町	人口(人)					
	千葉県			茨城県		
	我孫子市	柏市	印西市	取手市	龍ヶ崎市	利根町
平成 22 年	134,654	397,871	64,477	109,631	79,398	17,401
平成 23 年	134,177	404,675	88,649	109,557	80,395	17,486
平成 24 年	133,436	405,099	89,239	108,533	79,986	17,278
平成 25 年	132,206	404,838	90,813	107,751	79,532	17,073
平成 26 年	131,692	406,686	91,367	107,202	79,274	16,848
平成 27 年	131,242	408,893	91,747	106,955	78,914	16,641
平成 28 年	131,600	414,168	92,910	106,465	78,331	16,238
平成 29 年	131,365	417,857	95,133	105,930	77,790	16,043
平成 30 年	131,134	421,600	97,156	105,563	77,358	15,816
令和元年	130,961	425,195	99,169	150,003	77,061	15,602

注) 各年 1 月 1 日現在

出典：「千葉県毎月常住人口調査月報(平成 22 年～令和元年)」(千葉県ホームページ)

「茨城県人口と世帯(平成 22 年～令和元年)」(茨城県ホームページ)

### 3-2-2 産業の状況

対象事業実施区域及びその周囲の産業分類別事業所数及び従業者数は、表 3-2-3 及び表 3-2-4 に示すとおりである。

我孫子市では、事業所数は「卸売・小売業」が 22.9%と最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が 12.4%を占めている。一方、従業者数は「卸売・小売業」が 19.0%と最も多く、次いで「医療、福祉」が 18.9%を占めている。

表 3-2-3 産業分類別事業所数及び従業者数（千葉県）

産業分類	市町	我孫子市		柏市		印西市	
		事業所数(所)	従業者数(人)	事業所数(所)	従業者数(人)	事業所数(所)	従業者数(人)
総数（公務を除く）		3,214	30,706	12,310	145,174	2,433	31,408
農林漁業	総数	5	25	30	214	32	479
	構成比(%)	0.2	0.1	0.2	0.1	1.3	1.5
鉱業、採石業、砂利採取業	総数	-	-	1	4	2	7
	構成比(%)	-	-	0.0	0.0	0.1	0.0
建設業	総数	315	1,677	1,157	8,201	279	1,669
	構成比(%)	9.8	5.5	9.4	5.6	11.5	5.3
製造業	総数	95	1,483	658	11,730	115	1,667
	構成比(%)	3.0	4.8	5.3	8.1	4.7	5.3
電気・ガス・熱供給・水道業	総数	1	24	8	440	5	53
	構成比(%)	0.0	0.1	0.1	0.3	0.2	0.2
情報通信業	総数	54	2,068	143	1,490	27	2,275
	構成比(%)	1.7	6.7	1.2	1.0	1.1	7.2
運輸業、郵便業	総数	42	1,102	285	9,903	61	2,252
	構成比(%)	1.3	3.6	2.3	6.8	2.5	7.2
卸売・小売業	総数	737	5,844	3,136	30,567	663	7,185
	構成比(%)	22.9	19.0	25.5	21.1	27.3	22.9
金融・保険業	総数	49	413	202	4,350	28	870
	構成比(%)	1.5	1.3	1.6	3.0	1.2	2.8
不動産業、物品賃貸業	総数	238	647	893	4,152	104	508
	構成比(%)	7.4	2.1	7.3	2.9	4.3	1.6
学術研究、専門・技術サービス業	総数	139	1,307	506	3,913	83	676
	構成比(%)	4.3	4.3	4.1	2.7	3.4	2.2
宿泊業、飲食サービス業	総数	399	3,096	1,545	15,238	256	2,915
	構成比(%)	12.4	10.1	12.6	10.5	10.5	9.3
生活関連サービス業、娯楽業	総数	366	2,001	1,224	8,836	222	1,925
	構成比(%)	11.4	6.5	9.9	6.1	9.1	6.1
教育、学習支援業	総数	220	3,356	653	11,251	151	2,327
	構成比(%)	6.8	10.9	5.3	7.8	6.2	7.4
医療、福祉	総数	390	5,805	1,129	20,832	205	4,165
	構成比(%)	12.1	18.9	9.2	14.3	8.4	13.3
複合サービス事業	総数	12	316	44	492	13	367
	構成比(%)	0.4	1.0	0.4	0.3	0.5	1.2
サービス業(他に分類されないもの)	総数	152	1,542	696	13,561	187	2,068
	構成比(%)	4.7	5.0	5.7	9.3	7.7	6.6

注1) 構成比は小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計数と内訳の計が一致しない場合がある。

注2) 表中の「-」は該当数字がないもの、分母が0のため計算できないものである。

出典：「平成26年経済センサス基礎調査」（平成27年11月、総務省）

表 3-2-4 産業分類別事業所数及び従業者数（茨城県）

産業分類	市町	取手市		龍ヶ崎市		利根町	
		事業所数(所)	従業者数(人)	事業所数(所)	従業者数(人)	事業所数(所)	従業者数(人)
総数（公務を除く）		3,297	31,561	2,614	28,037	423	2,701
農林漁業	総数	9	107	17	250	3	32
	構成比(%)	0.3	0.3	0.7	0.9	0.7	1.2
鉱業、採石業、砂利採取業	総数	2	17	-	-	-	-
	構成比(%)	0.1	0.1	-	-	-	-
建設業	総数	319	1,584	256	1,572	67	299
	構成比(%)	9.7	5.0	9.8	5.6	15.8	11.1
製造業	総数	147	7,111	196	6,039	31	525
	構成比(%)	4.5	22.5	7.5	21.5	7.3	19.4
電気・ガス・熱供給・水道業	総数	3	57	5	428	3	45
	構成比(%)	0.1	0.2	0.2	1.5	0.7	1.7
情報通信業	総数	21	153	10	34	6	17
	構成比(%)	0.6	0.5	0.4	0.1	1.4	0.6
運輸業、郵便業	総数	61	1,386	57	1,077	6	52
	構成比(%)	1.9	4.4	2.2	3.8	1.4	1.9
卸売・小売業	総数	841	6,175	663	5,733	114	568
	構成比(%)	25.5	19.6	25.4	20.4	27.0	21.0
金融・保険業	総数	58	683	27	373	4	25
	構成比(%)	1.8	2.2	1.0	1.3	0.9	0.9
不動産業、物品賃貸業	総数	213	610	164	520	11	33
	構成比(%)	6.5	1.9	6.3	1.9	2.6	1.2
学術研究、専門・技術サービス業	総数	134	587	106	692	15	34
	構成比(%)	4.1	1.9	4.1	2.5	3.5	1.3
宿泊業、飲食サービス業	総数	418	2,510	319	2,521	24	87
	構成比(%)	12.7	8.0	12.2	9.0	5.7	3.2
生活関連サービス業、娯楽業	総数	361	1,586	285	1,501	47	94
	構成比(%)	10.9	5.0	10.9	5.4	11.1	3.5
教育、学習支援業	総数	223	2,383	128	1,780	24	215
	構成比(%)	6.8	7.6	4.9	6.3	5.7	8.0
医療、福祉	総数	286	4,253	200	3,091	36	573
	構成比(%)	8.7	13.5	7.7	11.0	8.5	21.2
複合サービス事業	総数	21	281	10	334	2	10
	構成比(%)	0.6	0.9	0.4	1.2	0.5	0.4
サービス業(他に分類されないもの)	総数	180	2,078	171	2,092	30	92
	構成比(%)	5.5	6.6	6.5	7.5	7.1	3.4

注1) 構成比は小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計数と内訳の計が一致しない場合がある。

注2) 表中の「-」は該当数字がないもの、分母が0のため計算できないものである。

出典：「平成26年経済センサス基礎調査」（平成27年11月、総務省）

### 3-2-3 土地利用の状況

#### 1. 土地利用の状況

対象事業実施区域及びその周囲の地目別面積は、表 3-2-5 及び表 3-2-6 に示すとおりである。我孫子市では宅地としての利用が最も多く 26.5%、次いでその他が 22.5%、田が 21.7%である。

一方、取手市では田としての利用が最も多く 29.0%、次いでその他が 22.7%、宅地が 20.0%である。

表 3-2-5 地目別土地利用面積（千葉県）

単位：1000m<sup>2</sup>(面積)

市・項目 地目	我孫子市		柏市		印西市	
	面積	構成比 (%)	面積	構成比 (%)	面積	構成比 (%)
田	9,382	21.7	13,972	12.2	33,887	27.4
畑	3,727	8.6	14,960	13.0	15,036	12.1
宅地	11,445	26.5	37,705	32.9	7,143	13.8
池沼	173	0.4	642	0.6	905	0.7
山林	1,629	3.8	7,334	6.4	18,355	14.8
牧場	-	-	-	-	593	0.5
原野	51	0.1	598	0.5	1,427	1.2
雑種地	7,054	16.3	10,543	9.2	19,574	15.8
その他	9,730	22.5	28,987	25.3	16,869	13.6
計	43,190	100.0	114,740	100.0	123,790	100.0

注) 構成比は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計数と内訳の計が一致しない場合がある。

出典：「千葉県統計年鑑（平成30年）」（令和元年7月、千葉県）

表 3-2-6 地目別土地利用面積（茨城県）

単位：1000m<sup>2</sup>(面積)

市・項目 地目	取手市		龍ヶ崎市		利根町	
	面積	構成比 (%)	面積	構成比 (%)	面積	構成比 (%)
田	20,290	29.0	24,164	30.8	11,726	47.1
畑	5,396	7.7	9,464	12.0	1,811	7.3
宅地	14,000	20.0	13,813	17.6	3,315	13.3
池沼	-	-	-	-	-	-
山林	1,562	2.2	6,566	8.4	608	2.4
牧場	-	-	-	-	-	-
原野	1,653	2.4	3,760	4.8	221	0.9
雑種地	11,192	16.0	4,515	5.7	632	2.5
その他	15,847	22.7	16,268	20.7	6,587	26.5
計	69,940	100.00	78,550	100.0	24,900	100.0

注) 構成比は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計数と内訳の計が一致しない場合がある。

出典：「平成29年茨城県統計年鑑」（平成31年2月、茨城県）

## 2. 都市計画の状況

対象事業実施区域が位置する我孫子市及びその周囲の「都市計画法」に基づく用途地域の指定状況は、表 3-2-7 及び図 3-2-1 にそれぞれ示すとおりである。

対象事業実施区域は用途地域の指定のない区域であり、北側の利根川沿いには公園・緑地が広がっている。我孫子市の市街化区域は対象事業実施区域の南側約 1km の地域に広がっており、主に第一種低層住居専用地域が広がる中、一般国道 356 号沿いには第一種住居地域、JR 成田線の湖北駅及び新木駅に近接する地域には商業地域が分布している。

表 3-2-7 都市計画(用途地域)の指定状況

区分		市町			茨城県		
		千葉県	千葉県	千葉県	取手市	龍ヶ崎市	利根町
		我孫子市	柏市	印西市	取手市	龍ヶ崎市	利根町
第1種低層住居専用地域	面積 (ha)	928	2,672	631	412	365	151
	構成比 (%)	57.5	49.0	33.1	22.8	26.7	71.6
第2種低層住居専用地域	面積 (ha)	3	17	-	41	7.8	2.4
	構成比 (%)	0.2	0.3	-	2.3	0.6	1.1
第1種中高層住居専用地域	面積 (ha)	87	315	425	432	238	27
	構成比 (%)	5.4	5.8	22.3	23.9	17.4	12.8
第2種中高層住居専用地域	面積 (ha)	17	15	22	152	158	-
	構成比 (%)	1.1	0.3	1.2	8.4	11.6	-
第1種住居地域	面積 (ha)	391	1,299	179	316	186	24
	構成比 (%)	24.2	23.8	9.4	17.5	13.6	11.4
第2種住居地域	面積 (ha)	30	206	111	95	158	1.9
	構成比 (%)	1.9	3.8	5.8	5.3	11.6	0.9
準住居地域	面積 (ha)	47	166	-	75	12	-
	構成比 (%)	2.9	3.0	-	4.1	0.9	-
近隣商業地域	面積 (ha)	52	109	91	79	72	6.0
	構成比 (%)	3.2	2.0	4.8	4.4	5.3	2.8
商業地域	面積 (ha)	16	85	55	28	11	-
	構成比 (%)	1.0	1.6	2.9	1.5	0.8	-
準工業地域	面積 (ha)	6	172	360	44	38	-
	構成比 (%)	0.4	3.2	18.9	2.4	2.8	-
工業地域	面積 (ha)	-	161	33	71	-	-
	構成比 (%)	-	3.0	1.7	3.9	-	-
工業専用地域	面積 (ha)	37	236	-	64	120	-
	構成比 (%)	2.3	4.3	-	3.5	8.8	-
合計		1,614	5,453	1,907	1,809	1,366	211

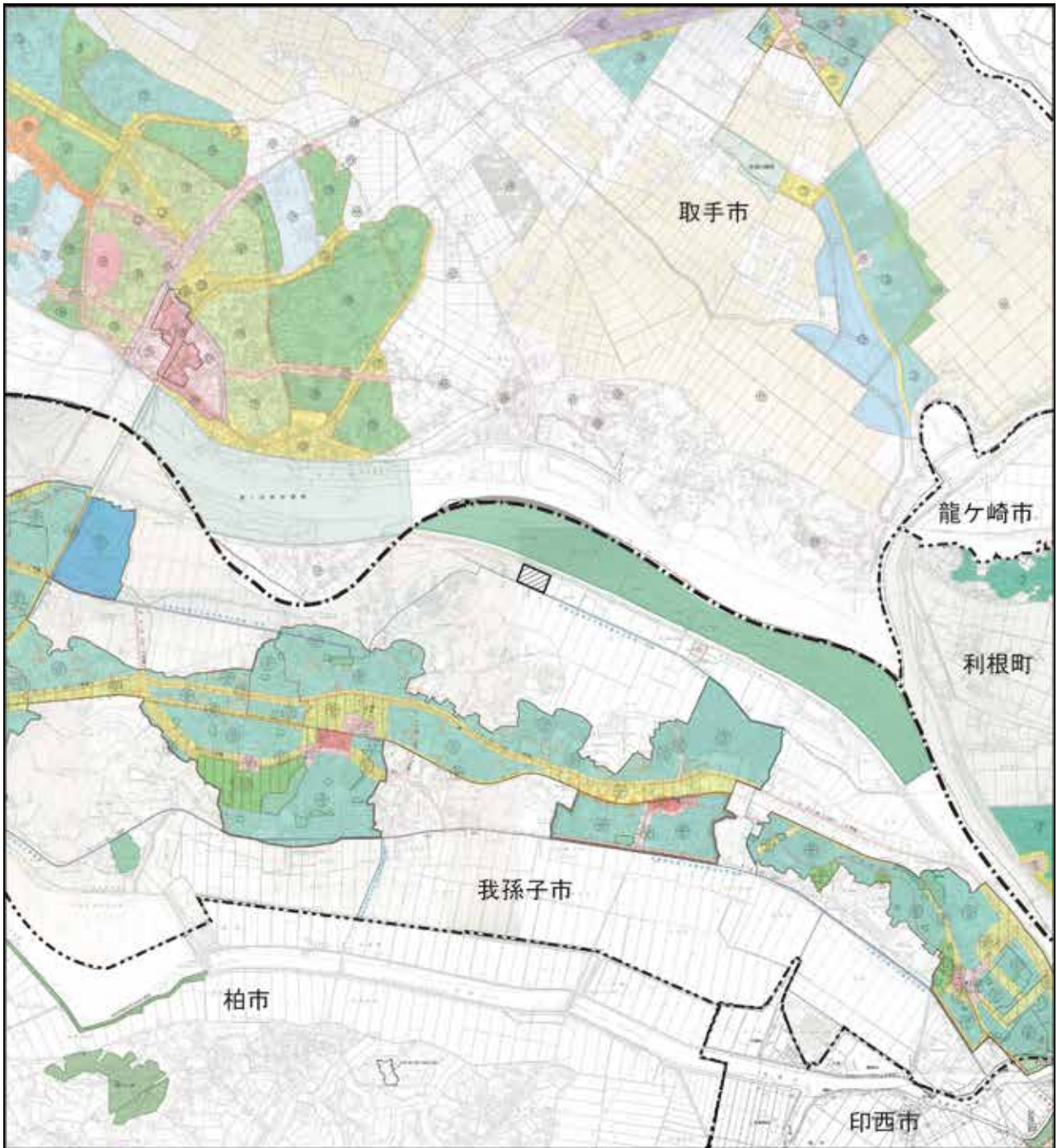
注1) 千葉県の用途地域の指定状況は平成 27 年 3 月現在

注2) 茨城県の用途地域の指定状況は平成 31 年 3 月現在

注3) 構成比は、小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計数と内訳の計が一致しない場合がある。

出典：「都市計画決定状況」(平成 30 年 7 月、千葉県ホームページ)

「明日のいばらきを創る—令和元年度 茨城県土木概要—」(茨城県ホームページ)



**凡例** : 対象事業実施区域 : 県界 : 市町界

- |  |  |  |
|--|--|--|
| <p><b>我孫子市</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li> 市街化区域</li> <li> 第一種低層住居専用地域</li> <li> 第二種低層住居専用地域</li> <li> 第一種中高層住居専用地域</li> <li> 第一種住居地域</li> <li> 近隣商業地域</li> <li> 商業地域</li> </ul> <p><b>柏市</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li> 都市計画公園・緑地</li> </ul> <p><b>印西市</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li> 市街化区域</li> <li> 第一種低層住居専用地域</li> </ul> <p><b>取手市</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li> 第一種低層住居専用地域</li> <li> 第二種低層住居専用地域</li> <li> 第一種中高層住居専用地域</li> <li> 第一種住居地域</li> <li> 第二種住居地域</li> <li> 準住居地域</li> </ul> <p><b>利根町</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li> 第一種低層住居専用地域</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li> 工業専用地域</li> <li> 第一種高度地区</li> <li> 第二種高度地区</li> <li> 準防火地域</li> <li> 生産緑地地区</li> <li> 地区計画区域</li> <li> 土地地区調整事業施行地区（施行済）</li> <li> 地区計画区域</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li> 都市計画道路</li> <li> 公園</li> <li> 緑地</li> <li> 流域下水道幹線</li> <li> 下水道施設</li> <li> 汚物処理場</li> <li> ごみ焼却場</li> <li> 行政サービスセンター</li> </ul> |
|--|--|--|



1:50,000



図 3-2-1 都市計画図

出典：「我孫子市都市計画図」（平成 28 年 1 月、我孫子市）  
 「柏市都市計画図」（平成 29 年 4 月、柏市）  
 「印西市都市計画図」（平成 30 年 1 月、印西市）  
 「取手市都市計画図」（平成 28 年 7 月、取手市）  
 「龍ヶ崎市都市計画図」（平成 28 年 10 月、龍ヶ崎市）  
 「利根町都市計画図」（平成 25 年 2 月、利根町）

### 3-2-4 河川等の利用及び地下水の利用の状況

#### 1. 上水道の利用の状況

対象事業実施区域が位置する我孫子市及びその周囲の上水道の普及状況は、表 3-2-8 に示すとおりである。

我孫子市では、上水道の普及率は 93.8%である。「水道の水源」（我孫子市ホームページ）によると、我孫子市の水道の水源は、約 2 割が地下水、約 8 割は北千葉広域水道企業団からの浄水処理された水道用水を受水して賄っている。なお、「平成 28 年度水道用水供給事業年報」（平成 29 年 12 月、北千葉広域水道企業団）によると、北千葉広域水道用水事業の水源は江戸川である。

表 3-2-8 上水道普及状況

市町	項目	行政区域内総人口 (人)	現在給水人口 (人)			普及率 (%)
			上水道	専用水道	合計	
千葉県	我孫子市	130,977	122,848	0	122,848	93.8
	柏市	422,385	398,845	12,358	411,203	97.4
	印西市	97,003	79,503	1,247	80,750	83.2
茨城県	取手市	105,218	100,764	0	100,764	95.8
	龍ヶ崎市	77,200	60,974	0	61,294	79.4
	利根町	15,678	15,486	0	15,486	98.8

出典：「平成 29 年度千葉県の水道」（平成 31 年 3 月、千葉県）

「平成 29 年度茨城県の水道」（令和元年 5 月、茨城県）

#### 2. 河川等の利用状況

対象事業実施区域は利根川右岸に位置しており、利根川流域に含まれる。対象事業実施区域周辺は利根川からの灌漑区域であり、対象事業実施区域の南側約 3km～4km に位置する利根川水系の手賀川、手賀沼においても農業用水の利水が行われている（「手賀沼とその流域とは」（千葉県ホームページ））。

利根川、手賀川及び手賀沼における漁業権の設定状況は、表 3-2-9 及び図 3-2-2 にそれぞれ示すとおりである。

表 3-2-9 漁業権の状況

区分	免許番号	種類	漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁場の位置	漁業の名称 及び漁業時期
共同漁業権	内共第 7 号 (手賀沼)	第 5 種	手賀沼 我孫子手賀沼	H. 25. 9. 1 から H35. 8. 31 まで	柏市、我孫子市、白井市及び印西市地先（手賀沼及びその支派川）	こい、ふな、うなぎ、わかさぎ (1/1～12/31)
	内共第 14 号 (利根川)	第 5 種	手賀沼 印旛沼 新利根 鬼怒利根 埼玉県北部	H25. 9. 1 から H35. 8. 31 まで	千葉県野田市、柏市、我孫子市、印西市、印旛郡栄町、成田市及び香取郡神崎町、茨城県古河市、猿島郡五霞町及び境町、坂東市、守谷市、取手市、北相馬郡利根町、稲敷郡河内町並びに稲敷市並びに埼玉県加須市及び久喜市地先（利根川）	こい、ふな、うなぎ (1/1～12/31)

出典：「千葉県における漁業権の概要」（平成 31 年 1 月、千葉県農林水産部水産局）



出典：「千葉県における漁業権の概要」（平成31年1月、千葉県農林水産部水産局）

図 3-2-2 漁業権漁場の位置

### 3. 地下水の利用状況

対象事業実施区域が位置する我孫子市、隣接する柏市及び印西市は千葉県環境保全条例で地下水採取規制指定地域に指定されている。また、対象事業実施区域が位置する我孫子市に隣接する茨城県取手市、龍ヶ崎市及び利根町は茨城県地下水の採取の適正化に関する条例で指定地域に指定されている。

対象事業実施区域及びその周囲における用途別揚水量の内訳は、表 3-2-10 及び表 3-2-11 に示すとおりである。我孫子市では、水道用と農業用が主な用途であり、これらの用途で全体の約 9 割を占めている。

表 3-2-10 用途別揚水量の内訳（千葉県：平成 29 年度）

単位：m<sup>3</sup>/日

市町	項目	工業用	ビル用	水道用	農業用	その他	計
		千葉県	我孫子市	487	698	6,386	7,044
	柏市	7,715	2,551	19,980	7,884	461	38,591
	印西市	22	553	1,241	1,685	694	4,195

出典：「平成 29 年度地下水揚水量調査結果」（千葉県総合企画部水政課）

表 3-2-11 用途別揚水量の内訳（茨城県：平成 30 年度）

単位：m<sup>3</sup>/年

市町	項目	生活用水	工業用水	農業用水	その他	計
		茨城県	取手市	14,740	3,016	0
	龍ヶ崎市	1,008	344,575	1,328,125	84,056	1,757,764
	利根町	0	0	0	0	0

出典：「茨城県における用途別揚水量の統計データ（市町村別）」（茨城県政策企画部水・土地計画課）

### 3-2-5 交通の状況

#### 1. 道路交通

対象事業実施区域周辺地域の自動車交通量は表 3-2-12 に、交通網及び自動車交通量調査地点は図 3-2-3 にそれぞれ示すとおりである。

対象事業実施区域周辺では、平成 27 年度の平日に交通量調査が行われている。平成 27 年度平日の 12 時間自動車交通量は、対象事業実施区域に隣接する一般国道我孫子利根線の 61180 地点では 11,163 台、昼間 12 時間大型車混入率は 23.4% である。

表 3-2-12 自動車交通量（平成 27 年度、平日）









調査単位 区間番号	路線名	観測地点名	時間区 分	自動車交通量			昼間 12 時 間大型車 混入率 (%)
				小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)	
10100	一般国道 6 号	我孫子市 青山 877 地先	12 時間	22,217	5,554	27,771	20.0
			24 時間	32,135	8,966	41,101	
22130	一般国道 356 号	我孫子市 中峠 1268	12 時間	9,979	564	10,543	5.3
			24 時間	12,754	1,057	13,811	
22220	一般国道 356 号	我孫子市 新々田 95	12 時間	6,978	561	7,539	7.4
			24 時間	8,967	909	9,876	
40090	千葉竜ヶ崎線	栄橋 (県境)	12 時間	13,403	1,883	15,286	12.3
			24 時間	18,529	2,716	21,245	
40420	取手東線	取手市小文間	12 時間	11,676	1,140	12,816	8.9
			24 時間	15,188	1,985	17,173	
60820	常総取手線	取手市 駒場 3-6-8	12 時間	5,419	324	5,743	5.6
			24 時間	6,638	541	7,179	
61170	我孫子利根線	—	12 時間	10,200	3,274	13,474	24.3
			24 時間	14,030	4,025	18,055	
61180	我孫子利根線	我孫子市中峠	12 時間	8,556	2,607	11,163	23.4
			24 時間	11,658	3,189	14,847	
61750	我孫子利根線	—	12 時間	9,253	3,835	13,088	29.3
			24 時間	12,857	4,681	17,538	
62840	取手谷中線	取手市 清水 400-1	12 時間	6,504	391	6,895	5.7
			24 時間	8,178	717	8,895	

注) 斜体で示した交通量及び大型車混入率は推定値である。

出典：「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 箇所別基本表」(平成 29 年 6 月、国土交通省)



凡例

- |   |            |   |         |
|---|------------|---|---------|
|  | : 対象事業実施区域 |  | : 国道    |
|  | : 県界       |  | : 主要地方道 |
|  | : 市町界      |  | : 県道    |
|  | : 交通量調査地点  |  | : 鉄道    |



1:50,000



図 3-2-3 交通網及び自動車交通量調査地点位置図

出典:「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査箇所別基本表」(平成 29 年 6 月、国土交通省)

## 2. 鉄道

対象事業実施区域及びその周辺の鉄道の駅別平均乗車人員は表 3-2-13 に、鉄道の状況は前述の図 3-2-3 に示したとおりである。

対象事業実施区域の最寄駅は JR 成田線の湖北駅で、平成 29 年度の平均乗車人数は 4,108 人/日である。

表 3-2-13 駅別平均乗車人員等

単位：人

路線	駅名	種別	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
JR 成田線	湖北駅	乗車人数	4,058	4,039	4,090	4,128	4,108
	新木駅	乗車人数	2,951	2,855	2,891	2,937	2,910
	布佐駅	乗車人数	3,442	3,334	3,428	2,593	3,380
JR 常磐線	取手駅	乗車人数	27,901	27,410	28,450	28,068	27,741
関東鉄道 常総線	取手駅	乗降人数	11,365	10,666	11,081	11,345	11,332
	西取手駅	乗降人数	2,206	2,549	2,502	2,543	2,480
	寺原駅	乗降人数	1,944	1,890	1,924	1,963	1,857

出典：「平成 26～30 年千葉県統計年鑑」（千葉県ホームページ）

「平成 26～30 年版「統計とりで」（取手市役所政策推進部政策推進課）

### 3-2-6 学校、医療施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

対象事業実施区域及びその周辺の教育施設の状況は表 3-2-14 に、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況は表 3-2-15 に、配慮が特に必要な施設の位置は図 3-2-4 及び図 3-2-5 にそれぞれ示すとおりである。

対象事業実施区域の最寄りの教育施設としては、南側約 1km に我孫子市立湖北中学校（中学校：番号 1）が、病院としては南東側約 2.4km に医療法人社団創造会平和台病院（病院・診療所：番号 1）が存在している。また、福祉施設としては、東葛中部地区総合開発事務組合みどり園（障害者福祉施設：番号 22 みどり園・番号 5 みどりの家）が対象事業実施区域の西側に隣接し、西側約 400m に我孫子市老人福祉センターつつじ荘（老人福祉施設：番号 7）が、南東約 700m に特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターの和楽園（老人福祉施設：番号 4, 29）が位置している。

表 3-2-14(1) 環境保全への配慮を要する施設（教育施設）

区分	市町	番号	施設名	住所
幼稚園	我孫子市	1	湖北白ばら幼稚園	中峠村下 1-2
		2	湖北台幼稚園	湖北台 8-10-2
		3	若草幼稚園	中里 515
		4	わだ幼稚園	布佐 1275
		5	布佐台幼稚園	布佐 1849
	取手市	6	チューリップ第二幼稚園	吉田 13-1
		7	チューリップ幼稚園	取手 3-6-27
		8	取手幼稚園	井野団地 1-2
		9	白山幼稚園	白山 2-9-7
		10	光風台幼稚園	光風台 1-2-1
		11	認定こども園たかきごスクール取手	井野 3-16-1
		12	認定こども園みどりが丘幼稚園	本郷 4-10-7
小学校	我孫子市	1	我孫子第二小学校	下ヶ戸 610
		2	湖北小学校	中里 95
		3	布佐小学校	布佐 1217
		4	湖北台西小学校	湖北台 8-17-1
		5	湖北台東小学校	湖北台 4-3-1
		6	新木小学校	新木 1460
		7	布佐南小学校	布佐平和台 5-1-1
	柏市	8	手賀東小学校	手賀 479-7
	取手市	9	取手小学校	東 5-3-1
		10	白山小学校	白山 2-3-18
		11	取手東小学校	吉田 400
		12	寺原小学校	井野台 5-14-1
		13	六郷小学校	清水 373-1
		14	宮和田小学校	藤代南 3-11-1
		15	桜が丘小学校	桜が丘 2-17-1

表 3-2-14(2) 環境保全への配慮を要する施設（教育施設）

区分	市町	番号	施設名	住所
中学校	我孫子市	1	湖北中学校	古戸 300
		2	布佐中学校	布佐 1301
		3	湖北台中学校	湖北台 6-9-1
	取手市	4	取手第一中学校	吉田 470
		5	取手第二中学校	寺田 5147
		6	藤代南中学校	中田 880
高等学校	我孫子市	1	我孫子東高等学校	新々田 172
		2	中央学院高等学校	都部 765
	取手市	3	取手第一高等学校	台宿 2-4-1
		4	取手第二高等学校	東 2-5-1
		5	取手松陽高等学校	小文間 4770
		6	藤代高等学校	毛有 640
大学	我孫子市	1	川村学園女子大学	下ヶ戸 1133
特別支援学校	我孫子市	1	我孫子特別支援学校	新木字大山下 1685
		2	湖北特別支援学校	日秀 70
専修学校	取手市	3	成田つくば航空専門学校	取手西野甲 1842
		4	取手歯科衛生専門学校	台宿 2-3136-8
		5	やよいファッション専修学校	取手 1-11-10
		6	東海学院文化教養専門学校	井野台 1-22-14

出典：「私立幼稚園名簿（我孫子市）」（千葉県ホームページ）  
「平成 30 年版教育便覧」（千葉県ホームページ）  
「県内の私立学校情報一覧」（茨城県ホームページ）  
「教育委員会・学校データ」（令和元年 5 月、茨城県教育委員会）  
「茨城県幼保連携型認定こども園一覧」（茨城県ホームページ）

表 3-2-15(1) 環境保全への配慮を要する施設（病院・福祉施設等）

区分	市町	番号	施設名	住所
病院・診療所	我孫子市	1	医療法人社団創造会 平和台病院	布佐 834-28
		2	医療法人社団聖仁会 我孫子聖仁会病院	柴崎 1300
	取手市	3	取手中央病院	本郷 3-2-1
		4	東取手病院	井野字前土井 246
		5	JA とりで総合医療センター	本郷 2-1-1
		6	あおぞら診療所	新町 3-13-11
		7	かんの産婦人科クリニック	藤代 1076
保育所	我孫子市	1	川村学園女子大学附属保育園	下ヶ戸 997-2
		2	禮和保育園	布佐 1857-10
		3	双葉保育園	新木野 1-2-28
		4	湖北保育園	中峠 1423
		5	つばめ保育園	中峠 3047-1
		6	柏鳳保育園	中峠台 30-9
		7	湖北台保育園	湖北台 3-1-16
		8	恵愛保育園	湖北台 8-17-9
		9	慈紘保育園	湖北台 3-13-13
		10	布佐宝保育園	布佐 2318
	取手市	11	たちばな保育園	米田 259-1
		12	吉田保育所	青柳 413-2
		13	舟山保育所	井野団地 3-10
		14	白山保育所	白山 5-16-8
		15	取手保育園	白山 2-9-28
		16	ふたば保育園	東 2-7-9
老人福祉施設	我孫子市	特別養護老人ホーム		
		1	アクイール	岡発戸 1498
		2	久遠苑	日秀 208-3
		3	アコモード	布佐 1559-2
		4	和楽園	中峠 2473
		5	特別養護老人ホームおはら	岡発戸 1500-2
		6	特別養護老人ホームけやきの里	青山 417
		老人福祉センター		
		7	我孫子市老人福祉センター つつじ荘	中峠 2607
		通所介護サービス事業所		
		8	デイサービスれもん	新木 3154-13
		9	デイサービスセンター下ヶ戸	下ヶ戸 1820-3
		10	デイサービスおれんじ	中峠台 39-2
		11	デイサービス創	青山 875
		12	デイサービス あっぷる	中峠 1604-40
		13	めいとケアステーションこほく	中峠 2964-1
		14	介護老人保健施設我孫子ロイヤルケアセンター	中峠 2614
		15	湖北台ケアガーデンワカバ	湖北台 10-9-21
		16	ツクイあびこ湖北台	湖北台 6-1-9
		17	デイサービスあびこシャンティ	都部字宿通 69
		18	デイサービスすぱいす	湖北台 5-5-3
		19	デイサービス桜花乃郷湖北の家	湖北台 2-12-18
20	あずみ苑我孫子	柴崎 1261-7		
21	デイサービスあき	中里 676-11		
22	デイサービスたんぽぽ	新々田 78-6		

表 3-2-15(2) 環境保全への配慮を要する施設（病院・福祉施設等）

区分	市町	番号	施設名	住所		
老人福祉施設	我孫子市	23	デイサービス虎	南新木 1-6-3		
		24	デイサービスルーチェ	南新木 1-28-3		
		25	宅老所虹の家	新木野 3-32-15		
		26	介護老人保健施設エスペロ	布佐 834-28		
		27	めいとケアステーションふさ	布佐 2198		
		28	和ぐみデイサービス布佐	布佐 2641-1		
		29	デイサービスセンター 和楽園	中峠字篠堤 2473		
		30	リハビリデイサービスわた屋湖北場所	湖北台 1-14-1-1F		
		31	特別養護老人ホーム久遠苑	日秀 208		
		32	くおん苑通所介護事務所	日秀 208		
		取手市	特別養護老人ホーム			
			33	水彩館	小文間 5720-1	
	34		ルロシェ	神浦 646		
	通所介護サービス事業所					
	35		いつくしの杜	谷中 550-8		
	36		ご長寿くらぶ取手駒場デイサービスセンター	駒場 3-9-55-1		
	37		デイ・アクティブホーム 潤 取手	駒場 3-12-8		
	38		デイサービスはるか	寺田 6357 マツザキビル 1階1号室		
	39		デイサロン・とりでケア	本郷 1-31-15		
	40		ニチイケアセンター取手新町	新町 3-13-6		
	41		デイサービス 奏で 取手店	井野台 2-5-38		
	42		よりみち	桑原 6-3		
	43		ツクイ 取手井野	井野 2-6-29		
	44		井野ケアサービスセンター	井野団地 3-19-101		
	45		デイサービス ケアパーク	台宿 2-28-38		
	46		リハビリデイ取手東	東 6-72-24		
	通所リハビリテーションサービス事業所					
	47		介護老人保健施設はあとびあ	井野 253		
	利根町	通所介護サービス事業所				
		48	デイサービス ソラスト羽根野	羽根野 800-66		
		49	デイサービス ほんのり	羽根野 800-66		
	障害者福祉施設	我孫子市	身体障害者福祉センター			
1			我孫子市障害者福祉センター	新木 1637		
共同生活援助						
2			ケアホームアザレア	布佐 1559-2		
3			ファルベ	南新木 1-29-28		
4			ケアホームパレット	南新木 1-12-1		
5			東葛中部地区総合開発事務組合立みどりの家	中峠 2291		
6			空	中峠台 34-5		
7			ベルウイング	湖北台 3-15-1		
8			地球	都部新田 13-1		
障害者生活ホーム						
9			生活ホーム北斗	布佐 2749-9		
10			生活ホーム第2北斗	布佐 2735-1 ユーボ°石 井Ⅱ 103・104		
生活介護						
11			多機能型事業所 i 工房	南新木 1-19-7		
12	障害福祉サービス事業所みずき	古戸 804				
13	我孫子市あらし園	新木 1637				

表 3-2-15(3) 環境保全への配慮を要する施設（病院・福祉施設等）

区分	市町	番号	施設名	住所	
障害者福祉施設	我孫子市	就労移行支援			
		14	はるか	湖北台 1-12-18	
		就労継続支援			
		15	ライフ	湖北台 1-13-8 2階	
		16	就労継続支援B型 すまいる	下ケ戸 1826-1	
		17	はるか	湖北台 1-12-18	
		18	おおばん	新々田 30-4	
		19	希望の橋	都 12-5 渡辺マンション1階	
		20	けやき社会センター	都部新田字芝原下 37-2	
		21	i工房 c・s・d	南新木 1-19-7	
		障害者支援施設			
		22	東葛中部地区総合開発事務組合立みどり園	中峠 2310	
		地域活動支援センター			
		23	イエローハート	湖北台 8-6-21	
		24	我孫子市障害者福祉センター	新木 1637	
		25	地域活動支援センターにじ	中峠台 26-3	
		児童発達支援			
		26	希望の里	湖北台 1-12-7 コーポハール 101	
		27	我孫子市こども発達センター	新木 1637	
		28	希望の里布佐	都 12-5 渡辺マンション1階	
		29	運動療育センターすてっぷプラス我孫子教室	新木 1962 番地田口ビル 101号室	
		放課後等デイサービス			
		30	希望の里	湖北台 1-12-7 コーポハール 101	
		31	イーハートブの家A I N S I	湖北台 1-13-8	
		32	児童デイサービス・アニマートぱすてる	新木 1782-1 ニッケンハイツ 1A	
		33	社会福祉法人つくばね会ふれんず	中里 324	
		34	希望の里布佐	都 12-5 渡辺マンション1階	
		35	ケアホームパレット・放課後等デイサービススカイ	南新木 1-12-1	
		36	運動療育センターすてっぷプラス我孫子教室	新木 1962 番地田口ビル 101号室	
		保育所等訪問支援			
		37	我孫子市こども発達センター	新木 1637	
		福祉型障害児入所施設			
		38	我孫子市こども発達センター	新木 1637	
		取手市	共同生活援助		
			39	ケアホーム夢未来	桜が丘 4-1391-76
			40	グループホーム メジロ	宮和田 1030-42
	生活介護				
	41		ほほえみ	小文間 3717	
	42		障害者支援施設 ときわ学園	本郷 3-2-2	
	43		生活介護事業所和み	東 6-17-5	
	短期入所				
	44		指定障害福祉サービス事業所 ときわ学園	本郷 3-2-2	
	施設入所支援				
	45		障害者支援施設 ときわ学園	本郷 3-2-2	

表 3-2-15(4) 環境保全への配慮を要する施設（病院・福祉施設等）

区分	市町	番号	施設名	住所	
障害者福祉施設	取手市	就労移行支援			
		46	ほほえみ	小文間 3717	
		47	そよかぜ	寺田 6337	
		48	就労移行支援事業所 ピース	新町 1-4-5	
		就労継続支援			
		49	アクア	新町 5-19-11	
		50	アリガトウ	取手 2-3-13 関口ビル 4階 402号室	
		51	ほほえみ	小文間 3717	
		52	ふくろうの郷	寺田 5139	
		53	そよかぜ	寺田 6337	
		計画相談支援			
		54	取手市社会福祉協議会 指定特定相談支援事業所	寺田 5144-3	
		55	ほほえみ	小文間 3717	
		児童発達支援			
		56	取手市立こども発達センター	西 2-35-3	
		57	運動遊びと療育指導	井野団地 3-19-101	
		障害児相談支援事業			
		58	取手市社会福祉協議会 指定障害児相談支援事業所	寺田 5144-3	
		59	ほほえみ	小文間 3717	
		障害児入所支援			
60	ときわ学園	本郷 3-2-2			
図書館	我孫子市	1	我孫子市民図書館湖北台分館	湖北 9-3-6	
		2	我孫子市民図書館布佐分館	新々田 109-1	
	取手市	3	取手図書館	取手 1-12-16	

注1) 診療所は、有床の入院施設を持つものを扱っている。

注2) 調査対象とした老人福祉施設は、「老人福祉法」第5条の三で規定されている老人福祉施設である。

注3) 同一敷地内で異なる老人福祉事業を運営する施設がある場合は代表する老人福祉事業を記載している。

注4) 障害者福祉施設は、身体障害者福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法、障害者グループホーム等支援事業実施要綱（千葉県）における障害者に関する施設のうち、障害者が直接利用する施設（訪問介護事業者等を除いたもの）を記載した。

出典：「病院名簿」（平成31年4月、千葉県）

「千葉県 社会福祉施設等一覧」（令和元年10月、健康福祉指導課企画情報班）

「ちば福祉ナビ」（千葉県ホームページ）

「西部エリアの公共図書館一覧」（千葉県立図書館ホームページ）

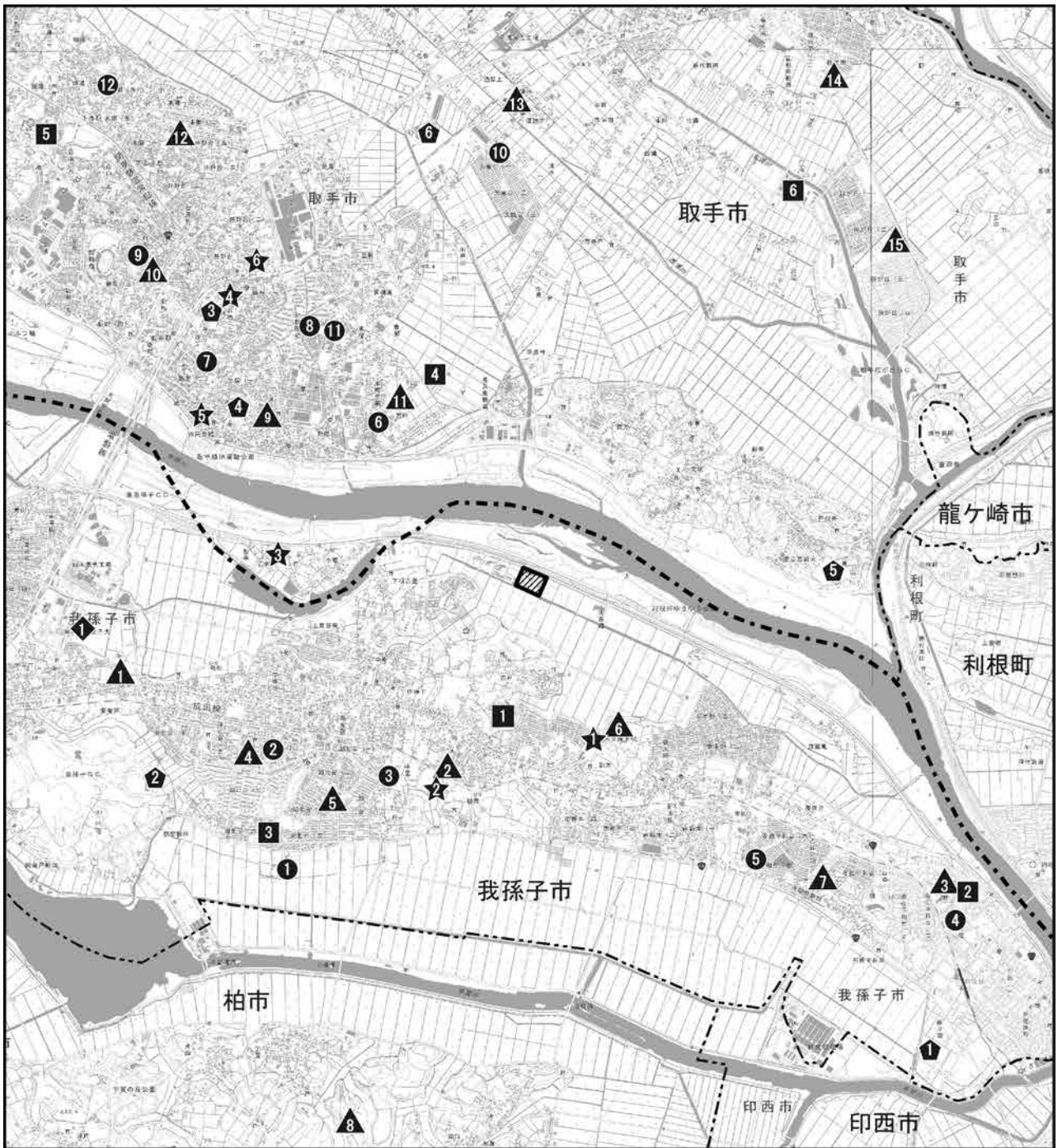
「茨城県病院一覧」（茨城県ホームページ）

「保健医療福祉施設等一覧」（平成31年4月、茨城県）

「介護サービス」（取手市ホームページ）

「茨城県内公共図書館一覧」（茨城県立図書館ホームページ）

「指定障害福祉サービス事業者一覧」（平成30年6月、茨城県ホームページ）



凡例

- |  |  |
|--|--|
|  : 対象事業実施区域 |  : 幼稚園            |
|  : 県界       |  : 小学校            |
|  : 市町界      |  : 中学校            |
|  |  : 高等学校           |
|  |  : 大学             |
|  |  : 特別支援学校 / 専修学校等 |

出典：「私立幼稚園名簿（我孫子市）」（千葉県ホームページ）  
 「平成30年版教育便覧」（千葉県ホームページ）  
 「県内の私立学校情報一覧」（茨城県ホームページ）  
 「教育委員会・学校データ」（令和元年5月、茨城県教育委員会）  
 「茨城県幼保連携型認定こども園一覧」（茨城県ホームページ）



1:50,000



図 3-2-4 環境保全への配慮を要する施設（教育施設）



凡例

- |  |  |
|--|--|
|  : 対象事業実施区域 |  : 病院 / 診療所 |
|  : 県界       |  : 保育所      |
|  : 市町界      |  : 老人福祉施設   |



1:50,000



出典：「病院名簿」（平成31年4月、千葉県）  
 「千葉県 社会福祉施設等一覧」（令和元年10月、健康福祉指導課企画情報班）  
 「ちば福祉ナビ」（千葉県ホームページ）  
 「茨城県病院一覧」（茨城県ホームページ）  
 「保健医療福祉施設等一覧」（平成31年4月茨城県）  
 「竜ヶ崎保健所管内医療機関等一覧」（茨城県ホームページ）  
 「介護サービス」（取手市ホームページ）

図 3-2-5(1) 環境保全への配慮を要する施設(病院・福祉施設等)



凡例

- : 対象事業実施区域
- ▲ : 障害者福祉施設
- : 県界
- : 図書館
- : 市町界



1:50,000



図 3-2-5(2) 環境保全への配慮を要する施設(病院・福祉施設等)

出典: 「千葉県 社会福祉施設等一覧」(令和元年10月、健康福祉指導課企画情報平)  
 「ちば福祉ナビ」(千葉県ホームページ)「保健医療福祉施設等一覧」(平成29年4月茨城県)  
 「指定障害福祉サービス事業者一覧」(平成30年6月、茨城県ホームページ)  
 「西部エリアの公共図書館一覧」(千葉県立図書館ホームページ)  
 「茨城県内公共図書館一覧」(茨城県立図書館ホームページ)

### 3-2-7 下水道の整備の状況

対象事業実施区域が位置する我孫子市及びその周囲の公共下水道の普及状況は、表 3-2-16 に示すとおりである。

我孫子市では、公共下水道の整備率（面積比）は 56.3%、普及率（人口比）は 84.1%である。

表 3-2-16 公共下水道普及状況

市町	項目	行政区域		全体計画 面積 (ha)	汚水整備 面積(ha)	処理人口 (千人)	整備率 (面積比%)	普及率 (人口%)
		面積 (ha)	人口 (千人)					
千葉県	我孫子市	4,315	132.2	2,334	1,315	111.3	56.3	84.1
	柏市	11,474	417.2	7,360	4,661	376.2	63.3	90.2
	印西市	12,379	99.1	2,952	1,938	84.1	65.7	84.9
茨城県	取手市	6,996	107.5	3,041	-	79.0	-	73.5
	龍ヶ崎市	7,820	77.7	1,863	-	64.5	-	83.1
	利根町	2,490	16.4	805	-	14.4	-	87.6

出典：「千葉県統計年鑑(平成 30 年)」(千葉県ホームページ)

「平成 30 年度茨城の下水道 よみがえる水」(茨城県)

「いばらきの土地」(平成 31 年 3 月、茨城県企画部 水・土地計画課)

3-2-8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域、その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

1. 公害防止関係法令等

公害防止に係る法令等による基準等は、次のとおりである。

(1) 大気

① 大気の汚染に係る環境基準等

「環境基本法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく大気汚染に係る環境基準は、表 3-2-17 に示すとおりである。また、「大気汚染防止法」の有害大気汚染物質対策による「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)」は表 3-2-18 に、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針による目標環境濃度」は表 3-2-19 に示すとおりである。

表 3-2-17(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準	評価方法
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	[長期的評価] ・年間の 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した後の最高値 (2%除外値) を、環境基準と比較して評価する。 ・ただし、環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には、非達成と評価する。 [短期的評価] ・測定を行った日についての 1 日平均値、又は各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	[長期的評価] ・年間の 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した後の最高値 (2%除外値) を、環境基準と比較して評価する。 ・ただし、環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には、非達成と評価する。 [短期的評価] ・測定を行った日についての 1 日平均値、若しくは 8 時間平均値を環境基準と比較して評価を行う。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	[長期的評価] ・年間の 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当するもの (98%値) を、環境基準と比較して評価する。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	[長期的評価] ・年間の 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した後の最高値 (2%除外値) を、環境基準と比較して評価する。 ・ただし、環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には、非達成と評価する。 [短期的評価] ・測定を行った日についての 1 日平均値、又は各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	・長期基準に対応した環境基準達成状況は、1 年平均値を環境基準と比較して評価する。 ・短期基準に対応した環境基準達成状況は、年間の 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当するもの (98%値) を環境基準と比較して評価する。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	[短期的評価] 測定を行った日についての各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。

表 3-2-17(2) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

表 3-2-18 環境中の有害大気汚染物質による

健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)

物質	環境上の条件
アクリロニトリル	1年平均値が2μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
塩化ビニルモノマー	1年平均値が10μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
クロロホルム	1年平均値が18μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	1年平均値が1.6μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
水銀	1年平均値が0.04μgHg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ニッケル化合物	1年平均値が0.025μgNi 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ヒ素及びその化合物	1年平均値が6ngAs/m <sup>3</sup> 以下であること。
1,3-ブタジエン	1年平均値が2.5μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
マンガン及びその化合物	1年平均値が0.14μgMn/m <sup>3</sup> 以下であること。

表 3-2-19 廃棄物処理施設生活環境影響調査指針による目標環境濃度

物質	環境上の条件
塩化水素	目標環境濃度：0.02ppm

② 大気汚染に係る規制基準等

「大気汚染防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく廃棄物焼却炉に関する規制基準は、以下に示すとおりである。

ア. 硫黄酸化物

硫黄酸化物の排出基準は、以下の式により算出した硫黄酸化物の量を限度とする。

$$q = K \times 10^{-3} \times He^2$$

q : 硫黄酸化物の排出量 (m<sup>3</sup><sub>N</sub>/h)

He : 補正された排出高の高さ (m)

K : 地域によって異なる値

なお、対象事業実施区域が位置する我孫子市は、K値=9.0が適用される地域である。

イ. ばいじん及び有害物質

ばいじん及び有害物質の排出基準には、千葉県全域に適用する「一般排出基準」と地域を指定した「上乘せ基準」が定められている。対象事業実施区域が位置する我孫子市は、上乘せ基準適用地域外である。

廃棄物焼却炉に係る一般排出基準は、表 3-2-20 及び表 3-2-21 に示すとおりである。

表 3-2-20 廃棄物焼却炉におけるばいじんの一般排出基準

施設の種類の	廃棄物の処理能力 (t/時)	排出基準 (g/m <sup>3</sup> )		O <sub>n</sub>
		～H10. 6. 30 設置	H10. 7. 1 以後設置	
廃棄物 焼却炉	4 以上	0.08	0.04	12
	2 以上 4 未満	0.15	0.08	
	2 未満	0.25	0.15	

備考

- 「一般排出基準」に掲げるばいじんの濃度は、次の式により算出されたばいじんの濃度とする。  
 $C = \{(21 - O_n) / (21 - O_s)\} \times C_s$   
 C：ばいじんの濃度 (g/m<sup>3</sup><sub>N</sub>)  
 O<sub>n</sub>：標準酸素濃度 (%)  
 O<sub>s</sub>：排出ガス中の酸素の濃度 (%) (当該濃度が 20% を超える場合にあっては、20% とする。)  
 C<sub>s</sub>：排出ガス中のばいじんの実測値 (g/m<sup>3</sup><sub>N</sub>) (JIS Z 8808 による。)  
 なお、標準酸素濃度 O<sub>n</sub> が O<sub>s</sub> の施設及び熱源として電気を使用する施設にあっては、C=C<sub>s</sub> とする。
- 当該ばいじんの濃度には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん(1 時間につき合計 6 分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれていないものとする。
- ばいじんの濃度が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の濃度とする。

表 3-2-21 廃棄物焼却炉における有害物質（塩化水素）の一般排出基準

施設の種類の	物質の種類	排出基準 (mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> )
廃棄物 焼却炉	塩化水素	700

注) 塩化水素の濃度は、実測値を次式により換算した値とする (廃棄物焼却炉に限る。)

- $$C = \{9 / (21 - O_s)\} \times C_s$$
- C：補正後の塩化水素濃度 (mg/m<sup>3</sup><sub>N</sub>)  
 O<sub>s</sub>：排出ガス中の酸素の濃度 (%)  
 C<sub>s</sub>：排出ガス中の塩化水素実測値 (mg/m<sup>3</sup><sub>N</sub>) (JIS K 0107 による)

備考

- 当該有害物質の濃度には、すすの掃除を行う場合においてやむを得ず排出される有害物質 (1 時間につき合計 6 分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。
- 有害物質の濃度が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の濃度とする。

ウ. 窒素酸化物

窒素酸化物の廃棄物焼却炉に係る排出基準は、表 3-2-22 に示すとおりである。

表 3-2-22 廃棄物焼却炉における窒素酸化物の排出基準

施設の種類	排出ガス量 (万 m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /時)	排出基準 (ppm)	施設設置年月日
浮遊回転燃焼式焼却炉 (連続炉)	4 以上	450 (On=12%)	昭和 58 年 8 月 10 日以降
	4 未満		
特殊廃棄物焼却炉 (連続炉)	4 以上	250 (On=12%)	
	4 未満	700 (On=12%)	
上記 2 項以外の廃棄物焼却炉 (連続炉)	4 以上	250 (On=12%)	
	4 未満		

注) 窒素酸化物の濃度は、次式により算出された濃度とする(濃度が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の濃度とする。)

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C: 補正後の窒素酸化物の濃度(ppm)

0s: 排出ガス中の酸素の濃度(%) (当該濃度が 20%を超える場合にあっては 20%とする。)

0n: 標準酸素濃度(%)

Cs: 排出ガス中の窒素酸化物の実測値(ppm) (JIS K 0104 による。)  $C = \{9 / (21 - 0s)\} \times Cs$

エ. ダイオキシン類

ダイオキシン類の排出基準は、特定施設の種類、規模、設置年月日によって決められている。廃棄物焼却炉に係る排出基準は、表 3-2-23 に示すとおりである。

表 3-2-23 廃棄物焼却炉におけるダイオキシン類の排出基準

施設の種類	焼却能力 (t/時)	排出基準 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> )		On
		新設 (H12. 1. 15 以後設置)	既設 (～ H12. 1. 14 設置)	
廃棄物焼却炉 (火床面積 0. 5m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力 50kg/時以上)	4 以上	0. 1	1	12
	2～4 未満	1	5	
	2 未満	5	10	

注) ダイオキシン類の濃度は次の式によって換算した濃度とする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C: ダイオキシン類の濃度(ng-TEQ/m<sup>3</sup><sub>N</sub>)

0n: 標準酸素濃度(12%)

0s: 排出ガス中の酸素の濃度(%) (当該濃度が 20%を超える場合にあっては、20%とする。)

Cs: 排出ガス中のダイオキシン類の実測値(ng-TEQ/m<sup>3</sup><sub>N</sub>)

## (2) 水質

### ① 水質汚濁に係る環境基準等

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準は表 3-2-24～表 3-2-30 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質に係る環境基準は表 3-2-31 に、地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 3-2-32 に、「要監視項目及び指針値」は表 3-2-33～表 3-2-35 にそれぞれ示すとおりである。

表 3-2-24 水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

表 3-2-25 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準：河川）その1

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	-

備考

1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、

表 3-2-26 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準：河川）その2

項目 種類	水生生物の生息状況の 適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較 的低温域を好む水生生物 及びこれらの餌生物 が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生 物 A の欄に掲げる水生 生物の産卵場（繁殖場） 又は幼稚子の生育場と して特に保全が必要な 水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温 域を好む水生生物及び これらの餌生物が生息 する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域 のうち、生物 B の欄に掲 げる水生生物の産卵場 （繁殖場）又は幼稚子の 生育場として特に保全 が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考

基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

表 3-2-27 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準：湖沼）その1

項目 類型	利用目的の適 応性	水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下 の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	-
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	-

備考

水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3) 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

注4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

注5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

表 3-2-28 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準：湖沼）その2

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全 磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及び Ⅳ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産2種及び Ⅴの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下

備考

1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

注3) 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種：コイ、フナ等の水産生物用

注4) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

表 3-2-29 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準：湖沼）その 3

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較 的低温域を好む水生生物 及びこれらの餌生物 が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生 物 A の欄に掲げる水生 生物の産卵場（繁殖場） 又は幼稚仔の生育場と して特に保全が必要な 水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温 域を好む水生生物及び これらの餌生物が生息 する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域 のうち、生物 B の欄に掲 げる水生生物の産卵場 （繁殖場）又は幼稚仔の 生育場として特に保全 が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考

基準値は、年間平均値とする。

表 3-2-30 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準：湖沼）その 4

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物 が生息できる場を保全・再生産する水域又は再 生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物 が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物 を除き、水生生物が生息できる場を保全・再 生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐 性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産 できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物 が生息できる場を保全・再生産する水域、再生 産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が 再生産できる場を保全・再生産する水域又は無 生物息を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考

1 基準値は、日間平均値とする。

2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

表 3-2-31 ダイオキシン類の水質に係る環境基準

物質	基準値
水質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

備考

1. 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水の水底の底質について適用する。

表 3-2-32 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

表 3-2-33 要監視項目及び指針値（人の健康の保護に係る項目：公共用水域）

項 目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下
イソキサチオン	0.008mg/L 以下
ダイアジノン	0.005mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04mg/L 以下
オキシシン銅 (有機銅)	0.04mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05mg/L 以下
プロピザミド	0.008mg/L 以下
EPN	0.006mg/L 以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008mg/L 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/L 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008mg/L 以下
クロルニトロフェン (CNP)	-
トルエン	0.6mg/L 以下
キシレン	0.4mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下
ニッケル	-
モリブデン	0.07mg/L 以下
アンチモン	0.02mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下
全マンガン	0.2mg/L 以下
ウラン	0.002mg/L 以下

表 3-2-34 要監視項目及び指針値（人の健康の保護に係る項目：地下水）

項 目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下
イソキサチオン	0.008mg/L 以下
ダイアジノン	0.005mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04mg/L 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04mg/L 以下
クロタロニル (TPN)	0.05mg/L 以下
プロピザミド	0.008mg/L 以下
EPN	0.006mg/L 以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008mg/L 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/L 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008mg/L 以下
クロルニトロフェン (CNP)	-
トルエン	0.6mg/L 以下
キシレン	0.4mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下
ニッケル	-
モリブデン	0.07mg/L 以下
アンチモン	0.02mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下
全マンガン	0.2mg/L 以下
ウラン	0.002mg/L 以下

表 3-2-35 要監視項目及び指針値（水生生物の保全に係る項目：公共用水域）

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	淡水域	生物 A	0.7mg/L 以下
		生物特 A	0.006mg/L 以下
		生物 B	3mg/L 以下
		生物特 B	3mg/L 以下
	海水域	生物 A	0.8mg/L 以下
		生物特 A	0.8mg/L 以下
フェノール	淡水域	生物 A	0.05mg/L 以下
		生物特 A	0.01mg/L 以下
		生物 B	0.08mg/L 以下
		生物特 B	0.01mg/L 以下
	海水域	生物 A	2mg/L 以下
		生物特 A	0.2mg/L 以下
ホルムアルデヒド	淡水域	生物 A	1mg/L 以下
		生物特 A	1mg/L 以下
		生物 B	1mg/L 以下
		生物特 B	1mg/L 以下
	海水域	生物 A	0.3mg/L 以下
		生物特 A	0.03mg/L 以下
4-t-オクチルフェノール	淡水域	生物 A	0.001mg/L 以下
		生物特 A	0.0007mg/L 以下
		生物 B	0.004mg/L 以下
		生物特 B	0.003mg/L 以下
	海水域	生物 A	0.0009mg/L 以下
		生物特 A	0.0004mg/L 以下
アニリン	淡水域	生物 A	0.02mg/L 以下
		生物特 A	0.02mg/L 以下
		生物 B	0.02mg/L 以下
		生物特 B	0.02mg/L 以下
	海水域	生物 A	0.1mg/L 以下
		生物特 A	0.1mg/L 以下
2,4-ジクロロフェノール	淡水域	生物 A	0.03mg/L 以下
		生物特 A	0.003mg/L 以下
		生物 B	0.03mg/L 以下
		生物特 B	0.02mg/L 以下
	海水域	生物 A	0.02mg/L 以下
		生物特 A	0.01mg/L 以下

② 水質汚濁に係る規制基準等

「水質汚濁防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」に基づく廃棄物焼却炉等に関する規制基準は、以下に示すとおりである。

ア. 有害物質に係る排水基準

「水質汚濁防止法」及び「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」に基づく排水基準は、表 3-2-36 に示すとおりである。

表 3-2-36 有害物質に係る排水基準

項 目	基準値
カドミウム及びその化合物	0.01mg/L
シアン化合物	検出されないこと
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	検出されないこと
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.05mg/L
砒素及びその化合物	0.05mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	10mg/L
ふっ素及びその化合物	8mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L*
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

注) ※は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

イ. 有害物質以外に係る排水基準

一般廃棄物処理施設等に関する有害物質以外に係る排水基準は、表 3-2-37 に示すとおりである。なお、対象事業実施区域及び近接する地域は第 2 種水域の地域に含まれている。

表 3-2-37 有害物質以外に係る排水基準

項目	許容限度	備考
水素イオン濃度 (pH)	5.0 以上 9.0 以下	海域に排出されるもの
	5.8 以上 8.6 以下	海域以外に排出されるもの
生物化学的酸素要求量 (BOD) 及び 化学的酸素要求量 (COD) 注 <sup>2</sup>	20mg/L	500m <sup>3</sup> /日未満
	10mg/L	500m <sup>3</sup> /日以上
浮遊物質	40mg/L	500m <sup>3</sup> /日未満
	20mg/L	500m <sup>3</sup> /日以上
ノルマンヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	3mg/L	500m <sup>3</sup> /日未満
	2mg/L	500m <sup>3</sup> /日以上
ノルマンヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類)	5mg/L	500m <sup>3</sup> /日未満
	3mg/L	500m <sup>3</sup> /日以上
フェノール類含有量	0.5mg/L	-
亜鉛含有量	1mg/L	-
銅含有量	1mg/L	-
溶解性鉄含有量	5mg/L	500m <sup>3</sup> /日未満
	1mg/L	500m <sup>3</sup> /日以上
溶解性マンガン含有量	5mg/L	500m <sup>3</sup> /日未満
	1mg/L	500m <sup>3</sup> /日以上
クロム含有量	0.5mg/L	-
大腸菌群類	3,000 個/cm <sup>2</sup>	-

注 1) 上乗せ基準は、排水量が 30m<sup>3</sup> 以上の特定事業場について適用する。

注 2) 生物化学的酸素要求量についての上乗せ基準は海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限り適用し、化学的酸素要求量についての上乗せ基準は海域及び湖沼に排出される排水水に限り適用する。

ウ. ダイオキシン類に係る排水基準

廃棄物焼却炉等に関するダイオキシン類に係る排水基準は、表 3-2-38 に示すとおりである。

表 3-2-38 ダイオキシン類に係る排水基準

施設の種類	排出基準 (pg-TEQ/L)
廃棄物焼却炉(火床面積 0.5m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力 50kg/h 以上)に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設	10

エ. 特定地下浸透水の浸透の禁止

「水質汚濁防止法」に基づく「有害物質を含む特定地下浸透水」の要件（有害物質）は、表 3-2-39 に示すとおりである。

表 3-2-39 「有害物質を含む特定地下浸透水」の要件（有害物質）

項目	要件 (mg/L)
カドミウム及びその化合物	0.001
シアン化合物	0.1
有機燐化合物	0.1
鉛及びその化合物	0.005
六価クロム化合物	0.04
砒素及びその化合物	0.005
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005
アルキル水銀化合物	0.0005
ポリ塩化ビフェニル	0.0005
トリクロロエチレン	0.002
テトラクロロエチレン	0.0005
ジクロロメタン	0.002
四塩化炭素	0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.002
1,2-ジクロロエチレン	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006
1,3-ジクロロプロペン	0.0002
チウラム	0.0006
シマジン	0.0003
チオベンカルブ	0.002
ベンゼン	0.001
セレン及びその化合物	0.002
ほう素及びその化合物	0.2
ふっ素及びその化合物	0.2
アンモニア、アンモニア化合物	0.7
亜硝酸化合物	0.2
硝酸化合物	0.2
塩化ビニルモノマー	0.0002
1,4-ジオキサン	0.005

注 1) 「有害物質を含む特定地下浸透水」とは、この表に掲げる値以上の有害物質が検出される場合である。

注 2) 有害物質を含む特定地下浸透水の地下への浸透の禁止は全有害物質使用特定事業場に適用される。

③ 浄化槽に係る基準

「浄化槽法」に基づく放流水の水質に係る技術上の基準は、表 3-2-40 に示すとおりである。

表 3-2-40 浄化槽からの放流水に係る水質基準

項目	基準
BOD	20mg/L 以下
BOD 除去率	90%以上

(3) 土壌

「環境基本法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌汚染に係る環境基準は、表 3-2-41 及び表 3-2-42 に示すとおりである。

表 3-2-41 土壌汚染に係る環境基準

項目	要件(mg/L)
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサソ	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考

1. カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
2. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

表 3-2-42 ダイオキシン類に係る土壌の環境基準

物質	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下

注1) 廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

注2) 環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

(4) 地盤沈下

地盤沈下防止のための地下水採取規制は、「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」及び「千葉県環境保全条例」に基づいて指定されている。

地下水採取の許可の概要は、表 3-2-43 に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域が位置する我孫子市は、千葉県環境保全条例で地下水採取規制指定地域に指定されている。

表 3-2-43 地下水採取の許可の概要

法令名	指定地域	規制対象の用途	規制対象の規模
工業用水法	千葉市（国道 14 号線及び 16 号線以西）、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、市原市（国道 16 号線以西）、浦安市、袖ヶ浦市（国道 16 号線以西）	工業用（工業とは製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業及びガス供給業及び熱供給業をいう）	吐出口の断面積が 6 平方センチメートルを超えるもの
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	千葉市（上水道給水区域）、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、市原市（上水道給水区域）、鎌ヶ谷市、浦安市	建築物用（冷房設備、暖房設備、水洗便所、自動車車庫に設けられた洗車設備、公衆浴場（浴室床面積の合計が 150 平方メートルを超えるもの）	
千葉県環境保全条例	市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市（旧大栄町を除く。）、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、山武市（旧山武町に限る。）、酒々井町、栄町、芝山町、長柄町	工業用、鉱業用、建築物用、農業用、水道用、工業用水道事業用、ゴルフ場における散水用	

(5) 騒音

① 騒音に係る環境基準等

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準は、表 3-2-44 に示すとおりである。

表 3-2-44(1) 騒音に係る環境基準（一般地域）

単位：デシベル

地域の類型	昼間	夜間
	6時～22時	22時～6時
A	55以下	45以下
B	55以下	45以下
C	60以下	50以下

注) 地域の類型

- A：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域  
B：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域  
C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

表 3-2-44(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

単位：デシベル

地域の類型	昼間	夜間
	6時～22時	22時～6時
A地域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域、及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
(特例) 幹線交通を担う道路に近接する空間	70以下	65以下

注1) 幹線交通を担う道路とは、道路法第3条に規定する高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）並びに道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に規定する自動車専用道路を示す。

注2) 幹線交通を担う道路に近接する空間とは、次の車線数の区分に応じた道路端からの距離によりその範囲が特定されている。

- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
- ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

② 騒音に係る規制基準等

ア. 工場・事業場の騒音

対象事業実施区域が位置する我孫子市では、工場・事業場等の騒音について「騒音規制法」及び「我孫子市環境条例」により特定施設、規制地域及び規制基準が定められている。

「騒音規制法」及び「我孫子市環境条例」に基づく規制基準は、表 3-2-45 及び表 3-2-46 に示すとおりである。

表 3-2-45 騒音規制法に基づく特定工場等に係る規制基準

単位：デシベル

時間の区分 区域の区分	昼間 8時～19時	朝・夕 6時～8時 19時～22時	夜間 22時～6時
第1種区域	50	45	40
第2種区域	55	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	65	60

- 注1) 第1種区域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域  
 第2種区域：第1種・第2種住居地域、準住居地域、調整区域のうち日秀の一部  
 第3種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域（第1特別地域を除く）、第2特別地域  
 第4種区域：工業地域、工業専用地域（第1・第2特別地域を除く）
- 注2) 第1特別地域とは、準工業地域及び工業地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に接する地域であり、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域の周囲50m以内の地域をいう。
- 注3) 第2特別地域とは、工業地域及び工業専用地域のうち第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域に接する地域であり、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域の周囲50m以内の地域をいう。
- 注4) 第2種区域、第3種区域、第4種区域の地域内に存する学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50m以内の区域における基準は、表に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

表 3-2-46 我孫子市環境条例に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準

単位：デシベル

時間の区分 区域の区分	昼間 8時～19時	朝・夕 6時～8時 19時～22時	夜間 22時～6時
第1種区域	50	45	40
第2種区域	55	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	65	60
その他の地域	60	55	50

- 注1) 第1種区域、第2種区域、第3種区域、第4種区域：騒音規制法に基づく規制基準の区分と同じその他の地域：上記以外の地域
- 注2) その他の地域で、市長が第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域等に相当するものと認めて別に告示するものについては、第1種低層住居専用地域、第2種低層専用地域等に適用される規制基準を適用することができる。
- 注3) 第2種区域、第3種区域及び第4種区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和23年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う施設及び同条第28項に規定する介護老人保健施設並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人短期入所施設及び特別養護老人ホームの周囲おおむね50メートル以内の区域における基準値は、表に掲げるそれぞれの基準値から5デシベルを減じた値を基準値とする。

イ. 自動車騒音の要請限度

自動車騒音の要請限度については、「騒音規制法」に基づく指定地域内における限度として定められている。

対象事業実施区域が位置する我孫子市における要請限度は、表 3-2-47 に示すとおりである。

表 3-2-47 自動車騒音の要請限度

単位：デシベル

区域の区分	時間の区分	
	昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

注) 区域の区分

- a：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
- b：第1種住居専用地域、第2種住居専用地域、準住居地域、第1特別地域(準工業地域、工業地域及び工域のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域の周囲50m以内の地域)、市街化調整区域の一部
- c：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

ウ. 建設作業の騒音

対象事業実施区域が位置する我孫子市では、建設作業の騒音について「騒音規制法」及び「我孫子市環境条例」により特定建設作業、規制地域及び規制基準が定められている。

「騒音規制法」及び「我孫子市環境条例」に基づく規制基準は、表 3-2-48 及び表 3-2-49 に示すとおりである。

表 3-2-48 騒音規制法による特定建設作業規制基準

特定建設作業の種類		
1	くい打機（もんけんを除く）、くい抜機 又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい 抜き機を除く）を使用する作業	くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m をこえない作業に限る。
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって原動機の定格出力が 15kW 以上のもの）を使用する作業	さく岩機の動力として使用する作業を除く。
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m <sup>3</sup> 以上）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上）を設けて行う作業	モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
6	バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。
7	トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。
8	ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。

規制基準の内容					
基準種別 区域の区分	敷地境界における基準	作業時刻に関する基準	作業時間に関する基準*	作業期間に関する基準	作業日に関する基準
第 1 号区域	85 デシベル	7 時～19 時の 時間内である こと	1 日 10 時間を 超えないこと	連続 6 日を超 えないこと	日曜・休日で ないこと
第 2 号区域		6 時～22 時の 時間内である こと	1 日 14 時間を 超えないこと		
適用除外	-	イ) ㉑) ㉒) ㉓) ㉔)	イ) ㉑)	イ) ㉑)	イ) ㉑) ㉒) ㉓) ㉔) ㉕)

注 1) 第 1 号区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、調整区域のうち日秀の一部、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域・工業専用地域のうち学校、病院の周囲 80m 以内の区域

第 2 号区域：騒音規制法の区域区分である第 4 種区域のうち学校、病院の周囲 80m 以外の区域

注 2) 適用除外の場合とは、イ) 災害非常事態緊急作業、㉑) 生命身体危険防止作業、㉒) 鉄道又は軌道正常運行確保作業、㉓) 道路交通法による専用許可条件に夜間指定、㉔) 道路交通法による使用許可条件に夜間指定、㉕) 変電所変更工事で従事者生命身体安全確保作業、㉖) 道路交通法による専用許可条件に休日指定、㉗) 道路交通法による使用許可条件に休日指定、のいずれかをいう。

表 3-2-49 我孫子市環境条例による特定建設作業騒音規制基準

特定建設作業の種類		
1	くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業	
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機（ブレーカーを除く）を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m をこえない作業に限る。
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業	さく岩機の動力として使用する作業を除く。
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業	モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
6	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
7	舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m をこえない作業に限る。
8	ブレーカー（手持式を除く。）を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m をこえない作業に限る。
9	ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。
10	振動ローラーを使用する作業	

規制基準の内容					
基準種別 区域の区分	敷地境界における基準	作業ができない時間	1日あたりの作業時間*	同一場所における作業時間	日曜・休日における作業
指定区域	85 デシベル	19時～7時	10時間	連続6日	禁止
適用除外	-	イ)ロ)ハ)ニ)ホ)	イ)ロ)	イ)ロ)	イ)ロ)ハ)イ)ト)チ)

注 1) 指定区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、調整区域のうち日秀の一部、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域等その他の地域のうち学校、病院等の周囲 80m 以内の区域

注 2) 適用除外の場合とは、イ) 災害非常事態緊急作業、ロ) 生命身体危険防止作業、ハ) 鉄道又は軌道正常運行確保作業、ニ) 道路交通法による専用許可条件に夜間指定、ホ) 道路交通法による使用許可条件に夜間指定、イ) 変電所変更工事で従事者生命身体安全確保作業、ト) 道路交通法による専用許可条件に休日指定、チ) 道路交通法による使用許可条件に休日指定、のいずれかをいう。

(6) 振動

① 振動に係る規制基準等

ア. 工場・事業場の振動

対象事業実施区域が位置する我孫子市では、工場・事業場等の振動について「振動規制法」及び「我孫子市環境条例」により特定施設、規制地域及び規制基準が定められている。

「振動規制法」及び「我孫子市環境条例」に基づく規制基準は、表 3-2-50 及び表 3-2-51 に示すとおりである。

表 3-2-50 振動規制法に基づく特定工場等に係る規制基準

単位：デシベル

時間の区分 区域の区分	昼間 8時～19時	夜間 19時～8時
第1種区域	60	55
第2種区域	65	60

注1) 第1種区域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域

第2種区域：調整区域のうち日秀の一部、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注2) 学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50m以内の区域における規制基準は、表に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

表 3-2-51 我孫子市環境条例に基づく特定工場等に係る振動の規制基準

単位：デシベル

時間の区分 区域の区分	昼間 8時～19時	夜間 19時～8時
第1種区域	60	55
第2種区域	65	60
その他の地域	60	55

注1) 第1種区域、第2種区域：振動規制法に基づく規制基準の区分と同じ  
その他の地域：上記以外の地域

注2) その他の7地域で、市長が第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域等に相当するものと認めて別に告示するものについては、第1種低層住居専用地域、第2種低層専用地域等に適用される規制基準を適用することができる。

注3) 学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲50m以内の区域における規制基準は、表に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

イ. 道路交通振動の要請限度

道路交通振動の要請限度については、「振動規制法」に基づく指定地域内における限度として定められている。

対象事業実施区域が位置する我孫子市における要請限度は、表 3-2-52 に示すとおりである。

表 3-2-52 道路交通振動の要請限度

単位：デシベル

区域の区分		時間の区分	
		昼間 8時～19時	夜間 19時～8時
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	65以下	60以下
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	70以下	65以下

ウ. 建設作業の振動

対象事業実施区域が位置する我孫子市では、建設作業の振動について「振動規制法」及び「我孫子市環境条例」により特定建設作業、規制地域及び規制基準が定められている。

「振動規制法」及び「我孫子市環境条例」に基づく規制基準は、表 3-2-53 及び表 3-2-54 に示すとおりである。

表 3-2-53 振動規制法による特定建設作業規制基準

特定建設作業の種類		
1	くい打機を使用する作業	もんけん及び圧入式くい打機を除く。
2	くい抜機を使用する作業	油圧式くい抜機を除く。
3	くい打くい抜機を使用する作業	圧入式くい打ちくい抜機を除く。
4	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
5	舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m をこえない作業に限る。
6	ブレーカーを使用する作業	手持式のものを除く。 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m をこえない作業に限る。

規制基準の内容					
基準種別 区域の区分	敷地境界における基準	作業時刻に関する基準	作業時間に関する基準*	作業期間に関する基準	作業日に関する基準
第 1 号区域	75 デシベル	7 時～19 時の 時間内である こと	1 日 10 時間を 超えないこと	連続 6 日を 超えないこと	日曜・休日 でないこと
第 2 号区域		6 時～22 時の 時間内である こと	1 日 14 時間を 超えないこと		
適用除外	-	イ) ㉓) ㉔) ㉕) ㉖)	イ) ㉓)	イ) ㉓)	イ) ㉓) ㉔) ㉕) ㉖) ㉗)

注 1) 第 1 号区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、調整区域のうち日秀の一部、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域のうち学校、病院の周囲 80m 以内の区域

第 2 号区域：工業地域のうち学校、病院の周囲 80m 以外の区域

注 2) 適用除外の場合とは、イ) 災害非常事態緊急作業、㉓) 生命身体危険防止作業、㉔) 鉄道又は軌道正常運行確保作業、㉕) 道路交通法による専用許可条件に夜間指定、㉖) 道路交通法による使用許可条件に夜間指定、㉗) 変電所変更工事で従事者生命身体安全確保作業、㉘) 道路交通法による専用許可条件に休日指定、㉙) 道路交通法による使用許可条件に休日指定、のいずれかをいう。

表 3-2-54 我孫子市環境条例による特定建設作業振動規制基準

特定建設作業の種類	
1	くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業
2	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業
3	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
4	舗装版破碎機を使用する作業
5	ブレーカー（手持式を除く。）を使用する作業
6	ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業
7	振動ローラーを使用する作業

規制基準の内容					
基準種別 区域の区分	敷地境界における基準	作業ができない時間	1日あたりの作業時間*	同一場所における作業時間	日曜・休日における作業
指定区域	75 デシベル	19時～7時	10時間	連続6日	禁止
適用除外	-	イ)ロ)ハ)ニ)ホ)	イ)ロ)	イ)ロ)	イ)ロ)ハ)イ)ト)チ)

注 1) 指定区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、調整区域のうち日秀の一部、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域等その他の地域のうち学校、病院等の周囲80m以内の区域

注 2) 適用除外の場合とは、イ) 災害非常事態緊急作業、ロ) 生命身体危険防止作業、ハ) 鉄道又は軌道正常運行確保作業、ニ) 道路交通法による専用許可条件に夜間指定、ホ) 道路交通法による使用許可条件に夜間指定、イ) 変電所変更工事で従事者生命身体安全確保作業、ト) 道路交通法による専用許可条件に休日指定、チ) 道路交通法による使用許可条件に休日指定、のいずれかをいう。

(7) 悪臭

対象事業実施区域が位置する我孫子市では、「悪臭防止法」に基づき臭気指数による規制基準を定めている。

臭気指数による規制基準は、表 3-2-55 に示すとおりである。

表 3-2-55 悪臭に係る規制基準（臭気指数）

地域の区分	敷地境界 (第1号規制)	気体排出口 (第2号規制)	排水 (第3号規制)
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域	12	第1号規制に基づく計算値 (計算式省略)	28
近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域	13	同上	29
工業地域、工業専用地域	14	同上	30

## 2. 自然環境保全関係法令等

自然環境保全等に係る法令の指定及び指定の状況は、次のとおりである。

### (1) 自然公園

対象事業実施区域及びその周囲には、「自然公園法」に基づく国立公園及び国定公園の指定地域は分布していない。

対象事業実施区域及びその周囲の内、千葉県においては「千葉県立自然公園条例」に基づく「県立印旛手賀自然公園」の普通地域と第3種特別地域が分布している。

対象事業実施区域及びその周囲の内、茨城県においては「茨城県立自然公園条例」に基づく県立自然公園は分布していない。

「県立印旛手賀自然公園」の指定区域は、図 3-2-6 に示すとおりである。

### (2) 自然環境保全地域等

対象事業実施区域及びその周囲には、「自然環境保全法」に基づく自然環境保全地域、「千葉県自然環境保全条例」に基づく自然環境保全地域、郷土環境保全地域及び緑地環境保全地域、「茨城県自然環境保全条例」に基づく自然環境保全地域及び緑地環境保全地域の指定地域は分布していない。

### (3) 鳥獣保護区

対象事業実施区域及びその周囲における「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく鳥獣保護区等の状況は、図 3-2-7 に示すとおりである。

対象事業実施区域は、千葉県の特定猟具禁止区域（銃器）に含まれている。

### (4) 首都圏近郊緑地保全区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「首都圏近郊緑地保全法」に基づく近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区の指定地域は分布していない。

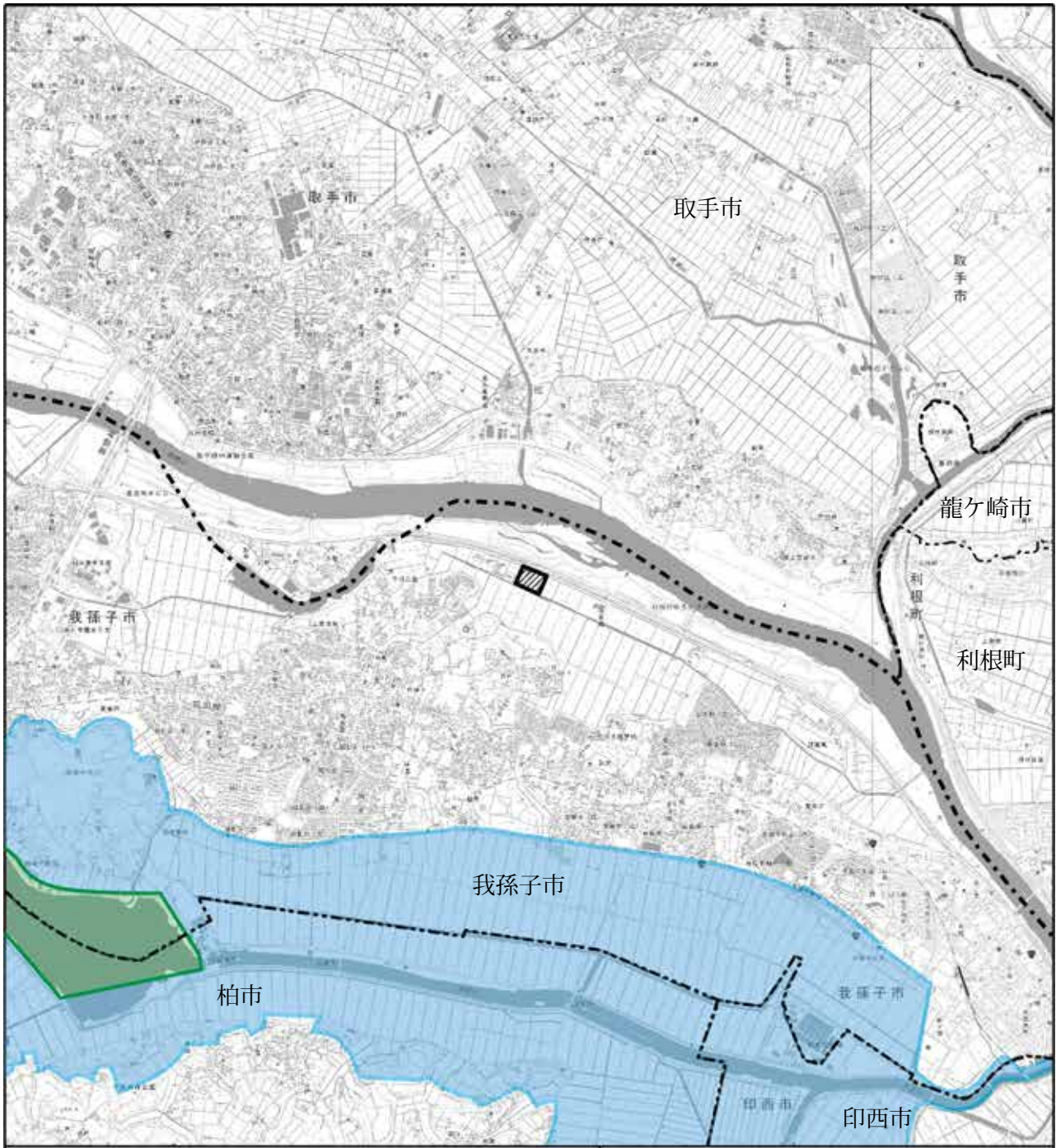
### (5) 生産緑地地区



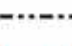
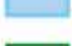

対象事業実施区域及びその周囲における「生産緑地地区制度」に基づく生産緑地の状況は、「図 3-2-1 都市計画図」（「3-2-3 土地利用の状況」参照）に示したとおりである。

生産緑地は、対象事業実施区域の南側約 1km 以南に広がる都市計画区域内に点在している。

### (6) 特別緑地保全地区

対象事業実施区域及びその周囲には、「特別緑地保全地区制度」に基づく特別緑地保全地区の指定地域は分布していない。



- 凡例
-  : 対象事業実施区域
  -  : 県界
  -  : 市町界
  -  : 普通地域
  -  : 第三種特別地域

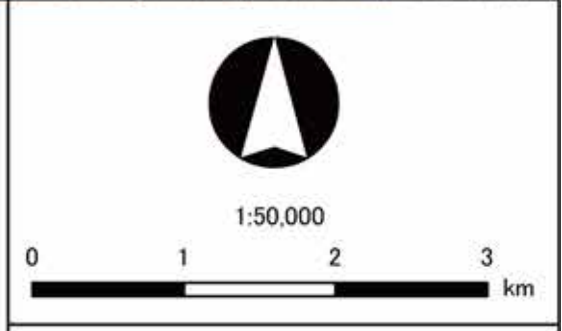


図 3-2-6 自然公園位置図

出典：「県立印旛手賀自然公園区域図および公園計画図」  
 (令和元年 8 月、千葉県ホームページ)



### 3-2-9 その他の事項

#### 1. 資源の利用の状況

「データで見る千葉県の商工業」(令和元年8月、千葉県商工労働部)によると、対象事業実施区域が位置する千葉県では、天然ガス及びヨードを、九十九里を中心として生産しているとの記録があるが、対象事業実施区域及びその周囲では、天然ガス及びヨードを生産しているとの記録は確認できなかった。また、茨城県のホームページを確認したところ、茨城県においては資源を生産しているとの記録は確認できなかった。

対象事業実施区域及びその周囲が位置する東葛飾地域振興事務所管内、印旛地域振興事務所管内における土石等採取の状況は、表 3-2-56 に示すとおりである。

茨城県のホームページを確認したところ、茨城県において、対象事業実施区域及びその周囲が位置する取手市、龍ヶ崎市、利根町における砂利・岩石採取の記録は確認できなかった。

表 3-2-56 土石等採取の状況(平成29年度)

区 域	砂利採取			土採取			岩石採取		
	採取場数	認可件数	認可数量(千m <sup>3</sup> )	採取場数	認可件数	認可数量(千m <sup>3</sup> )	採取場数	認可件数	認可数量(千m <sup>3</sup> )
東葛飾地域振興事務所 (松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
印旛地域振興事務所 (成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町)	10	10	584	2	2	-	-	-	-

注) 認可件数は、変更認可を含む。

出典:「データで見る千葉県の商工業」(令和元年8月、千葉県商工労働部)

## 2. 廃棄物の処理等の状況

### (1) ごみ処理状況

対象事業実施区域及びその周囲が位置する市町のごみ処理状況の推移は、表 3-2-57 及び表 3-2-58 に示すとおりである。

我孫子市のごみ搬入量は、平成 25 年度以降、漸減傾向にある。

表 3-2-57 ごみ処理状況の推移（千葉県）

市	年度	ごみ搬入量 (t)						処理内訳 (t)			1人1日 当たりの 排出量(g)	
		合計	可燃 ごみ	不燃 ごみ	資源 ごみ	その他	粗大 ごみ	直接 搬入量	焼却	焼却以外 の中間処理		資源化
我孫子市	平成 25 年度	41,580	23,517	1,026	10,338	5,062	242	1,395	24,028	11,485	6,067	851
	平成 26 年度	41,420	23,779	1,002	10,027	5,159	222	1,231	24,225	11,146	6,049	851
	平成 27 年度	41,530	23,880	973	9,718	3,267	247	3,445	24,495	16,263	772	854
	平成 28 年度	40,529	23,690	834	9,083	3,319	204	3,399	24,293	15,643	593	837
	平成 29 年度	39,418	22,853	854	8,884	3,062	193	3,572	23,491	15,323	604	816
柏市	平成 25 年度	133,370	89,896	7,534	30,718	23	714	4,485	93,119	38,672	1,579	905
	平成 26 年度	130,823	88,516	7,353	29,644	22	676	4,612	91,891	37,406	1,526	884
	平成 27 年度	128,947	86,500	7,712	29,205	23	700	4,807	86,413	41,036	1,498	862
	平成 28 年度	131,628	89,153	7,349	28,089	22	720	6,295	91,884	38,342	1,402	875
	平成 29 年度	133,049	91,669	7,268	27,043	21	710	6,338	96,760	34,982	1,307	877
印西市	平成 25 年度	28,572	21,874	603	4,270	33	887	905	22,295	6,272	5	900
	平成 26 年度	28,628	22,178	611	4,155	23	759	902	22,598	6,025	5	898
	平成 27 年度	29,099	22,612	626	4,157	23	803	878	23,041	6,052	6	895
	平成 28 年度	29,224	22,854	531	4,138	10	805	886	23,258	5,960	6	880
	平成 29 年度	29,429	23,151	492	4,075	24	808	879	23,581	5,839	8	866

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省ホームページ）

表 3-2-58 ごみ処理状況（茨城県：平成 29 年度）

市町	ごみ搬入量 (t)						処理内訳 (t)			1人1日 当たりの 排出量(g)	
	合計	可燃 ごみ	不燃 ごみ	資源 ごみ	その他	粗大 ごみ	直接 搬入量	焼却	焼却以外 の中間処理		資源化
取手市	33,037	22,917	3,543	5,535	29	332	681	22,968	6,732	3,124	876
龍ヶ崎市	28,612	22,608	841	4,167	0	71	925	23,373	1,413	3,595	1,012
利根町	5,028	4,198	200	398	0	120	112	4,360	331	337	833

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省ホームページ）

(2) し尿処理状況

対象事業実施区域及びその周囲が位置する市町のし尿処理状況の推移は、表 3-2-59 に示すとおりである。

我孫子市のし尿処理量は漸減傾向にある。

表 3-2-59 し尿処理状況の推移

市	年度	し尿収集量 (kL)			し尿処理量 (kL)		
		合計	し尿	浄化槽汚泥	合計	し尿	浄化槽汚泥
我孫子市	平成 25 年度	11,578	2,158	9,420	11,578	2,158	9,420
	平成 26 年度	10,878	1,541	9,337	10,878	1,541	9,337
	平成 27 年度	10,901	1,574	9,327	10,901	1,574	9,327
	平成 28 年度	10,567	1,498	9,069	10,567	1,498	9,069
	平成 29 年度	10,605	1,525	9,080	10,605	1,525	9,080
柏市	平成 25 年度	24,846	4,727	20,119	24,846	4,727	20,119
	平成 26 年度	24,283	4,848	19,435	24,283	4,848	19,435
	平成 27 年度	23,943	4,474	19,469	23,943	4,474	19,469
	平成 28 年度	23,375	4,235	19,140	23,375	4,235	19,140
	平成 29 年度	22,794	3,961	18,833	22,794	3,961	18,833
印西市	平成 25 年度	7,627	1,276	6,351	7,627	1,276	6,351
	平成 26 年度	7,917	1,392	6,525	7,917	1,392	6,525
	平成 27 年度	7,587	770	6,817	7,587	770	6,817
	平成 28 年度	7,822	674	7,148	7,822	674	7,148
	平成 29 年度	7,655	555	7,100	7,655	555	7,100
取手市	平成 25 年度	23,915	4,228	19,687	23,915	4,228	19,687
	平成 26 年度	22,549	3,674	18,875	22,549	3,674	18,875
	平成 27 年度	22,187	3,491	18,696	22,187	3,491	18,696
	平成 28 年度	21,669	3,445	18,224	21,669	3,445	18,224
	平成 29 年度	20,864	3,343	17,521	20,864	3,343	17,521
龍ヶ崎市	平成 25 年度	12,649	2,158	10,491	12,649	2,158	10,491
	平成 26 年度	12,165	1,807	10,358	12,165	1,807	10,358
	平成 27 年度	12,349	1,067	11,282	12,349	1,067	11,282
	平成 28 年度	12,438	969	11,469	12,438	969	11,469
	平成 29 年度	12,760	946	11,814	12,760	946	11,814
利根町	平成 25 年度	2,383	375	2,008	2,383	375	2,008
	平成 26 年度	2,213	291	1,922	2,213	291	1,922
	平成 27 年度	2,195	243	1,952	2,195	243	1,952
	平成 28 年度	2,259	219	2,040	2,259	219	2,040
	平成 29 年度	2,129	219	1,910	2,129	219	1,910

出典：「し尿処理状況」(e-Stat 政府統計の総合窓口)

### 3. 公害苦情の状況

対象事業実施区域及びその周囲が位置する市町の公害苦情件数は、表 3-2-60 に示すとおりである。

我孫子市において最も苦情件数が多いのは「騒音」であり、平成 29 年度は 18 件（約 49%）、次いで「悪臭」が 9 件（約 24%）である。

表 3-2-60 公害苦情件数

市町	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
我孫子市	3	1	0	18	3	0	9	3	37
柏市	34	6	0	53	7	0	27	0	127
印西市	36	3	0	6	1	4	0	52	102
取手市	37	0	0	8	2	0	2	175	224
龍ヶ崎市	1	19	12	0	4	0	0	22	58
利根町	10	0	0	3	0	0	1	7	21

注) 龍ヶ崎市は平成 30 年度、取手市及び利根町は平成 28 年度、それ以外は平成 29 年度のデータである。

出典：「環境年報 平成 29 年（2017 年）度まとめ」（平成 31 年 3 月、我孫子市）

「平成 29 年度版 柏市環境白書」（平成 30 年 12 月、柏市環境部環境政策課）

「印西市統計書 データいんざい 2018」（平成 31 年 3 月、千葉県印西市）

「平成 29 年茨城県統計年鑑」（茨城県ホームページ）

「平成 30 年度 事業実績データ集」（令和元年 8 月、龍ヶ崎市）

#### 4. 文化財の状況

##### (1) 指定文化財及び登録文化財

対象事業実施区域及びその周囲における指定文化財の状況は表 3-2-61 に、指定文化財の分布は図 3-2-8 にそれぞれ示すとおりである。

対象事業実施区域の位置する我孫子市には県指定文化財が 2 件、市指定文化財が 5 件分布しているが、対象事業実施区域の近傍には分布しておらず、最も近接する指定文化財は対象事業実施区域の南東約 1.4km、我孫子市新木 1812 に位置する葺不合神社（有形文化財（建造物））である。

表 3-2-61 指定文化財の状況

県	市	番号	指定区分	種類	名称	所在地	指定年月日
千葉県	我孫子市	1	県指定	有形民俗文化財	正泉寺の血盆経信仰資料	湖北台 9-12-36	H10. 3. 20
		2		史跡	相馬郡衙正倉跡	日秀字西 60-6 他	H7. 3. 14
		3	市指定	有形文化財（彫刻）	中里薬師堂薬師三尊及び十二神像	中里 238	H18. 3. 6
		4		有形文化財（建造物）	旧井上家住宅	相島新田 1	H24. 12. 28
		5		有形文化財（建造物）	葺不合神社	新木 1812	H24. 3. 29
		6		有形文化財（考古資料）	二十一仏武蔵石板碑	中峠 1148	H7. 5. 11
		7		天然記念物	ヒカリモ発生地	岡発戸（谷津ミュージアム内）	H28. 2. 29
	8	柏市	有形文化財（絵画）	聖画	手賀 422	H24. 3. 16	
	9		有形文化財（建造物）	旧手賀教会堂	手賀 666-2	H24. 3. 16	
	10		史跡	北ノ作 1・2 号墳	片山 1155-1 他	H7. 3. 14	
	11		史跡	旧手賀教会堂	手賀 666-2	S50. 12. 4	
茨城県	取手市	12	県指定	有形文化財（建造物）	旧取手宿本陣染野家住宅主屋・土蔵 附表門	取手 2-16-41	H8. 1. 25 H26. 1. 27
		13		有形文化財（建造物）	長禅寺三世堂	取手 2-9-1	H16. 1. 8
		14		有形文化財（建造物）	東漸寺観音堂・山門 附宮殿・棟札	本郷 3-9-19	H27. 1. 22
		15		史跡	本多作左衛門重次墳墓	台宿 2-3167	S9. 8. 3
		16	市指定	有形文化財（建造物）	八坂神社拜殿・本殿	東 1-2-9	S56. 2. 3
		17		史跡	中妻貝塚	小文間 4269-1 他 小文間 4263-4 他	H8. 4. 1 H11. 4. 1
		18		史跡	旧取手宿本陣（染野家住宅）	取手 2-16-41	S62. 1. 1
		利根町	19	国指定	有形文化財（工芸品）	金銅板両界曼荼羅	東京国立博物館
	20		町指定	有形文化財（絵画）	間引き絵馬	布川 3004	-
	21			有形文化財（絵画）	杉野嵩雲絵馬	布川 3008	-
	22			有形文化財（絵画）	布川河岸絵馬	布川 3008	-
	23			有形文化財（絵画）	搾油絵馬	布川 3008	-
	24			有形文化財（彫刻）	木造地藏菩薩立像	布川 3004	-
	25			有形文化財（工芸品）	杉野東山篆額	布川 3008	-
	26			史跡	布川城跡	布川 3004 他	-

出典：「県指定文化財」（千葉県ホームページ）

「市内の指定文化財」（我孫子市ホームページ）

「市指定文化財」（我孫子市ホームページ）

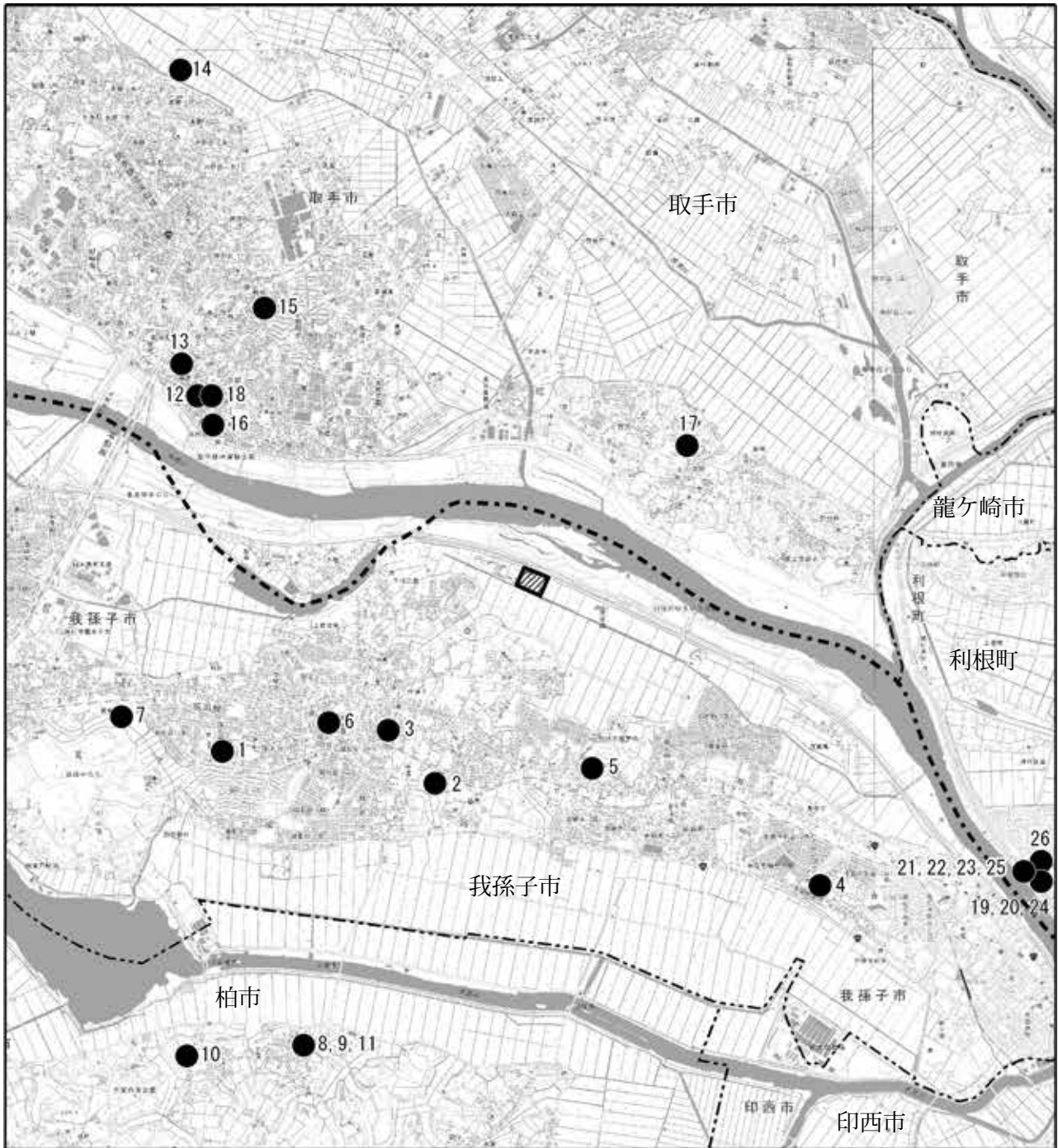
「指定文化財」（柏市ホームページ）

「柏市統計書エクセルデータ」（柏市ホームページ）





「市町村別 国・県指定文化財一覧」（茨城県教育委員会ホームページ）

「取手市の指定文化財一覧」（取手市ホームページ）

「史跡・文化財（国・県および町指定文化財）」（利根町ホームページ）



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 県界
-  : 市町界
-  : 指定文化財

注) 但し、19番は東京国立博物館で保管されている。

出典：「市内の指定文化財」(我孫子市ホームページ)  
 「指定文化財」(柏市ホームページ)  
 「柏市統計書エクセルデータ」(柏市ホームページ)  
 「取手市の指定文化財一覧」(取手市ホームページ)  
 「史跡・文化財(国・県および町指定文化財)」  
 (利根町ホームページ)



1:50,000

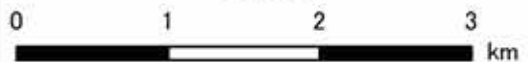


図 3-2-8 指定文化財の状況

(2) 埋蔵文化財

対象事業実施区域及びその周囲における埋蔵文化財の状況は表 3-2-62 に、埋蔵文化財の分布は図 3-2-9 にそれぞれ示すとおりである。

対象事業実施区域の近傍には埋蔵文化財包蔵地は分布していないものの、対象事業実施区域から約 400m 離れた西～南側一帯には数多くの埋蔵文化財包蔵地等が分布している。

表 3-2-62(1) 埋蔵文化財の状況

県	市	番号	名称	所在地	種別
千葉県	我孫子市	1	和田城跡	我孫子市布佐字保久天 1275 他	城館跡
		2	和田前台南遺跡	我孫子市布佐字和田前台 1336 他	包蔵地
		3	和田前台遺跡	我孫子市布佐字和田前台 1318 他	包蔵地
		4	花輪前古墳	我孫子市布佐字花輪前 1373 他	古墳
		5	大砂遺跡	我孫子市布佐字大砂 2134 他	包蔵地
		6	道祖神前古墳	我孫子市布佐字道祖神前 718 他	古墳
		7	宮作遺跡	我孫子市布佐字宮作 1146 他	集落跡
		8	布佐一里塚	我孫子市布佐字一里塚 1125-1	塚
		9	勢至前遺跡	我孫子市布佐字勢至前 1114 他	集落跡
		10	一里塚	我孫子市布佐字一里塚 800 他	包蔵地
		11	粟牧遺跡	我孫子市布佐字粟牧 821 他	包蔵地
		12	粟牧西遺跡	我孫子市布佐字北原地 834 他	包蔵地
		13	丑高入遺跡	我孫子市布佐字原地丑高入 1873 他	包蔵地
		14	南大作遺跡	我孫子市布佐字源地丑高入 1856 他	包蔵地
		15	原地遺跡	我孫子市布佐字原地 940 他	包蔵地
		16	北大作遺跡	我孫子市布佐字北大作 876 他	包蔵地, 集落跡
		17	北原地東遺跡	我孫子市新木野 2 丁目	包蔵地
		18	北原地遺跡	我孫子市新木野 2 丁目	包蔵地
		19	五郎地遺跡	我孫子市新木字五郎地 1631 他	包蔵地
		20	薬師前遺跡	我孫子市新木字薬師前 1421 他	包蔵地, 集落跡
		21	イチゴ尻遺跡	我孫子市新木字大作台 2082 他	集落跡
		22	新木南遺跡	我孫子市新木字南 1914 他	包蔵地, 集落跡
		23	羽黒前遺跡	我孫子市新木字羽黒前 2472 他	包蔵地, 集落跡, 城館跡
		24	兎尻遺跡	我孫子市新木字兎尻 3134 他	包蔵地, 集落跡
		25	君作遺跡	我孫子市新木字君作 3083 他	集落跡
		26	平市遺跡	我孫子市新木字平市 2638 他	包蔵地
		27	四間戸遺跡	我孫子市日秀字四間戸 311 他	包蔵地
		28	堀込古墳	我孫子市日秀字堀込 237 他	古墳
		29	アザミ作遺跡	我孫子市日秀字アザミ作 278 他	包蔵地
		30	チアミ遺跡	我孫子市日秀字チアミ 101 他	集落跡
		31	将門神社遺跡	我孫子市日秀字宮前 124 他	集落跡
		32	日秀宮前古墳	我孫子市日秀字宮前 131 他	古墳
		33	日秀西遺跡	我孫子市日秀字西 70 他	包蔵地, 集落跡, 官衙跡, 郡衙跡
		34	西原遺跡	我孫子市日秀字西原 26 他	包蔵地, 集落跡
		35	別当地遺跡	我孫子市中里字別当地 115 他	包蔵地, 集落跡

表 3-2-62(2) 埋蔵文化財の状況

県	市	番号	名称	所在地	種別
千葉県	我孫子市	36	南原遺跡	我孫子市中里字南原 664 他	包蔵地, 集落跡
		37	南久保作遺跡	我孫子市中里字南久保作 493 他	集落跡
		38	北久保作遺跡	我孫子市中里字北久保作 185 他	集落跡
		39	野守遺跡	我孫子市古戸字野守 525 他	集落跡
		40	原遺跡	我孫子市古戸字宮前 4 他	集落跡
		41	高根古墳	我孫子市中峠字高根 2185 他	古墳
		42	高根遺跡	我孫子市中峠字高根 2165 他	集落跡
		43	古戸貝塚	我孫子市古戸字宮前 2 他	包蔵地、貝塚、集落跡
		44	才道地遺跡	我孫子市中峠字才道地 2090 他	包蔵地
		45	大久保遺跡	我孫子市中峠字下大久保 2079 他	集落跡
		46	下宅地遺跡	我孫子市中峠字下宅地裏 2000 他	包蔵地
		47	下中宅地裏東遺跡	我孫子市中峠字下中宅地裏 1887 他	包蔵地
		48	下中宅地裏遺跡	我孫子市中峠字下中宅地裏 1869 他	貝塚, 包蔵地
		49	神明前遺跡	我孫子市中峠字神明前 1141	包蔵地
		50	宿通中北側遺跡	我孫子市中峠字宿通中北側 1417 他	包蔵地
		51	中峠北古墳群	我孫子市中峠字宿通中北側 1416 他	古墳
		52	下新田遺跡	我孫子市中峠字下新田 1815 他	包蔵地
		53	大坂台遺跡	我孫子市中峠字大坂台 3064 他	包蔵地
		54	下根古屋遺跡	我孫子市中峠字天地久保台 3009 他	包蔵地
		55	黒古台遺跡	我孫子市中峠字黒古台 3084 他	包蔵地
		56	下根古屋古墳	我孫子市中峠字下根古屋 3743 他	古墳
		57	根古屋原遺跡	我孫子市中峠字根古屋原 3000 他	包蔵地, 古墳
		58	海老宿遺跡	我孫子市中峠字海老宿 3795 他	包蔵地, 古墳
		59	芝原城跡	我孫子市中峠字外野津台 3825 他	城館跡
		60	外谷津遺跡	我孫子市中峠字外谷津 1559 他	包蔵地
		61	赤坂古墳	我孫子市都部字赤坂 460 他	古墳
		62	小山台遺跡	我孫子市都部字小山台 493 他	貝塚
		63	鹿島脇遺跡	我孫子市都部字鹿島脇 100 他	包蔵地
		64	岡発戸新田貝塚	我孫子市岡発戸字榎町 1356 他	貝塚
		65	仲谷津遺跡	我孫子市岡発戸字仲谷津 1475 他	包蔵地
		66	台畑遺跡	我孫子市岡発戸字台畑 610 他	包蔵地
		67	岡発戸古墳群	我孫子市下ヶ戸字東 628 他	古墳
		68	茶ノ木遺跡	我孫子市岡発戸字茶ノ木 896 他	包蔵地
		69	中屋敷遺跡	我孫子市下ヶ戸字中谷敷 573 他	包蔵地
		70	下ヶ戸貝塚	我孫子市下ヶ戸字宮前 732 他	貝塚, 集落跡
		71	台地遺跡	我孫子市岡発戸字台地 1284 他	包蔵地
72	滝前遺跡	我孫子市岡発戸字陣場 1207 他	包蔵地, 集落跡		
73	下ヶ戸向原遺跡	我孫子市東我孫子 1 丁目	包蔵地		
74	西原古墳	我孫子市下ヶ戸字西原 2269 他	古墳		
75	西原南遺跡	我孫子市下ヶ戸字西原 249 他	包蔵地		
76	西原北遺跡	我孫子市下ヶ戸字西原 236 他	包蔵地		

表 3-2-62(3) 埋蔵文化財の状況

県	市	番号	名称	所在地	種別
千葉県	柏市	77	宮ヶ崎遺跡	柏市布瀬字納尾 2304 他	包蔵地
		78	布瀬向山遺跡	柏市布瀬向山 2352 他	集落跡
		79	布瀬向山観音塚	柏市布瀬字向山 2400-1	塚
		80	松前陣屋跡	柏市布瀬字東原 2515 他	城館跡
		81	宮前古墳群	柏市布瀬字木戸下 2002-2 他	古墳
		82	浅間貝塚	柏市布瀬字宮前 2172 他	貝塚
		83	布瀬貝塚	柏市布瀬字宮前 1385 他	貝塚
		84	宮前第 2 遺跡	柏市布瀬字宮前 1401 他	包蔵地
		85	宮前第 1 遺跡	柏市布瀬字宮前 1309 他	包蔵地
		86	腰巻遺跡	柏市布瀬字木戸口 1453 他	包蔵地
		87	佐久間屋敷遺跡	柏市布瀬字西口 1552 他	包蔵地
		88	駒形遺跡	柏市布瀬字駒形 1588-2 他	包蔵地
		89	布瀬西口第 2 遺跡	柏市布瀬字西口 1496 他	包蔵地
		90	布瀬西口第 1 遺跡	柏市布瀬西口 1500 他	包蔵地
		91	城戸古墳群	柏市布瀬字西口 1536 他	古墳
		92	高野館遺跡	柏市布瀬字高野 565 他	城館跡
		93	四条前遺跡	柏市布瀬字大峠台 419 他	集落跡
		94	右理遺跡	柏市手賀字右理 430-1 他	包蔵地
		95	狸穴第 2 遺跡	柏市手賀字狸穴 72-1 他	包蔵地
		96	狸穴第 1 遺跡	柏市手賀字狸穴 65 他	包蔵地
		97	木戸脇台第 2 遺跡	柏市手賀字木戸脇台 1345-1 他	包蔵地
		98	京音遺跡	柏市手賀字京音 509 他	包蔵地
		99	原出口古墳群	柏市手賀字原出口 1372 他	古墳
		100	薬師下第 1 遺跡	柏市手賀字薬師下 1013 他	包蔵地
		101	手賀船戸貝塚	柏市手賀字船戸 565-1	貝塚
		102	手賀遺跡	柏市手賀字船戸 593 他	包蔵地
		103	寺台遺跡(手賀廃寺跡)	柏市手賀字寺台 307 他	包蔵地、寺院跡
		104	薬師下第 2 遺跡	柏市手賀字薬師下 1137 他	包蔵地
		105	手賀宮前遺跡	柏市手賀字宮前 1000 他	包蔵地
		106	仲台遺跡	柏市手賀字仲台 992 他	包蔵地
		107	明坊池貝塚	柏市手賀字明坊池 893 他	貝塚
		108	仲田遺跡	柏市手賀字仲田 839-1 他	包蔵地
		109	手賀城跡	柏市手賀字西辺田 717 他	包蔵地、城館跡
110	片山宮前遺跡	柏市片山宮前 550 他	包蔵地		
111	明坊池遺跡	柏市手賀字明坊池 916 他	包蔵地		
112	荒久遺跡	柏市片山字荒久 496 他	包蔵地		
113	久保作遺跡	柏市片山字久保作 593	包蔵地		
114	経塚遺跡	柏市片山字経塚 1110 他	集落跡		
115	北ノ作古墳群	柏市片山字北ノ作 1161 他	古墳		
116	柳戸砦跡	柏市柳戸字中郷 405 他	城館跡		
117	中郷古墳群	柏市柳戸字中郷 407-1	古墳		

表 3-2-62(4) 埋蔵文化財の状況

県	市	番号	名称	所在地	種別
千葉県	柏市	118	鶴居西原遺跡	柏市柳戸字西原 503 他	包蔵地
		119	片山古墳群	柏市片山字馬坂 834- 1 他	包蔵地、古墳、集落跡
		120	西下遺跡	柏市柳戸字西下 442 他	包蔵地
		121	丑新田遺跡	柏市柳戸字丑新田 542 他	貝塚、包蔵地
		122	石揚遺跡	柏市泉字石揚 1254 他	包蔵地、集落跡、古墳
		123	オツコシ古墳群	柏市泉字滝台 1195- 1 他	古墳
		124	中台山遺跡	柏市泉字中台山 1257- 3 他	包蔵地
		125	塙遺跡	柏市泉字桐返し 691- 1 他	包蔵地
		126	古房遺跡	柏市泉字古房 1332- 1 他	包蔵地
		127	荒井台遺跡	柏市泉字荒井台 627- 1 他	包蔵地

表 3-2-62(5) 埋蔵文化財の状況

県	市	番号	名称	所在地	種別
茨城県	取手市	128	中谷津 1 遺跡	取手市小文間字中谷津	包蔵地
		129	戸田井遺跡	取手市小文間字戸田井 4553	包蔵地
		130	中谷津 2 遺跡	取手市小文間字中谷津	包蔵地
		131	台道南 2 遺跡	取手市小文間字台道南	包蔵地
		132	台道南 3 遺跡	取手市小文間字台道南	包蔵地
		133	宗四郎坂古墳	取手市小文間字台道南 4784- 8	古墳
		134	春日神社遺跡	取手市小文間字谷耕地 4449- 52, 4400- 10, 台道南 5468	包蔵地
		135	小文間城跡	取手市小文間字台道南 5511- 5	城館跡
		136	台道南遺跡	取手市小文間字台道南 5518- 30	包蔵地
		137	中妻貝塚	取手市小文間字中妻耕地 4263- 4, 4269- 1, 4270- 1, 4302- 3 外	貝塚
		138	谷耕地遺跡	取手市小文間寺谷耕地 4166	集落跡
		139	西方貝塚	取手市小文間字谷耕地 3879 外	貝塚
		140	谷耕地遺跡	取手市小文間字谷耕地 4155- 1 外	包蔵地
		141	西方遺跡	取手市小文間字谷耕地	包蔵地
		142	谷耕地下貝塚	取手市小文間字谷耕地 3740	貝塚
		143	高畑遺跡	取手市東 6 丁目(旧：台宿字高畑)	包蔵地
		144	長町遺跡	取手市青柳字長町	包蔵地
		145	観音免遺跡	取手市井野字観音免	包蔵地
		146	台宿二本松遺跡	取手市台宿 1 丁目 383- 1 外	集落跡
		147	台宿貝塚	取手市台宿 2 丁目 446- 2 外	貝塚
		148	本多作左衛門重次墳墓	取手市台宿 2 丁目 3167 番地	その他
		149	花輪台遺跡	取手市井野字花輪台 2598	包蔵地
		150	旧取手宿本陣	取手市取手 2 丁目 16- 41	その他
151	寺前遺跡	取手市台宿 2 丁目(旧：井野字寺前)	包蔵地		
152	南中原遺跡	取手市井野台 1 丁目 2687- 1 外	包蔵地		
153	北中原遺跡	取手市井野字北中原 2441 外	集落跡		

表 3-2-62(6) 埋蔵文化財の状況

県	市	番号	名称	所在地	種別
茨城県	取手市	154	除戸遺跡	取手市井野字除戸 1634 外	包蔵地
		155	寺田耕地遺跡	取手市寺田字寺田耕地 1598 外	包蔵地
		156	山王台遺跡	取手市新町 4 丁目(旧：取手字山王台)	包蔵地
		157	取手一里塚	取手市新町 2 丁目(旧：取手字一里塚)	包蔵地
		158	中原遺跡	取手市井野字中原 2894-5	包蔵地
		159	大鹿城跡	取手市白山 6 丁目乙 727 外	城館跡
		160	西浦遺跡	取手市寺田字西浦	包蔵地
		161	西浦 2 遺跡	取手市本郷 1 丁目(旧：寺田字西浦)	包蔵地
		162	駒場 1 遺跡	取手市寺田字駒場	包蔵地
		163	駒場 2 遺跡	取手市寺田字駒場	包蔵地
		164	稲向原 1 遺跡	取手市稲字向原 478 外	集落跡
		165	稲向原 2 遺跡	取手市稲字向原 432-1 外	集落跡
		166	後山遺跡	取手市寺田字後山 3687-1 外	包蔵地
		167	寺田大塚遺跡	取手市寺田字大塚	包蔵地
	168	米田水塚群第 1~3 号塚	取手市米田字往還東側 219-1、197、谷中 466	防災遺構	
	龍ヶ崎市	169	大坂道付遺跡	龍ヶ崎市羽黒町大坂道付 276 外	包蔵地
		170	大坂道付遺跡	龍ヶ崎市羽黒町大坂道付 276 外	包蔵地
	利根町	171	羽根野台 C 遺跡	利根町羽根野 927-1 外	包蔵地
		172	羽根野台 B 遺跡	利根町羽根野 958	包蔵地
173		羽根野台 A 遺跡	利根町羽根野 800-73	包蔵地	
174		布川城跡	利根町布川 3004 外	包蔵地	

注) 我孫子市の埋蔵文化財の分布は「我孫子市生活環境図集Ⅳ 2014 36.埋蔵文化財」(我孫子市ホームページ)に従った。

出典：「ちば情報マップ 埋蔵文化財包蔵地」(千葉県ホームページ)

「我孫子市生活環境図集Ⅳ 2014 36.埋蔵文化財」(我孫子市ホームページ)

「いばらきデジタルマップ 文化財」(茨城県ホームページ)

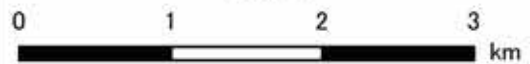


凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 県界
-  : 市町界
-  : 埋蔵文化財包蔵地
-  : 埋蔵文化財確認地点



1:50,000



注) 我孫子市の埋蔵文化財の分布は「我孫子市生活環境図集Ⅳ 2014 36.埋蔵文化財」(我孫子市ホームページ)に従った。

出典:「ちば情報マップ 埋蔵文化財包蔵地」(千葉県ホームページ)  
「我孫子市生活環境図集Ⅳ 2014 36.埋蔵文化財」(我孫子市ホームページ)  
「いばらきデジタルマップ 文化財」(茨城県ホームページ)

図 3-2-9 埋蔵文化財の状況